

平成 3 年 版

消 防 白 書

消 防 庁

はじめに

平成2年中の総出火件数は5万6,505件、火災による死者数は1,828人となっており、それぞれ前年に比べ742件、4,951人の増加となっている。

また、平成2年中の救急出場件数は、276万4,951件、救助活動件数は276万4,951件、救助活動件数は2万2,224件となっており、それぞれ年々増加している。

また、平成2年中は、兵庫県の長崎屋尼崎店の火災、東京都板橋区の第一化成工業（株）爆発火災、全国各地を襲った台風、大雨による災害などが発生し、さらに平成3年に入ってから、茨城県日立市の林野火災、広島市の新交通システム高架橋桁落下事故、滋賀県の信楽高原鉄道列車事故、長崎県雲仙岳噴火災害などが発生しており、災害に対する備えはますます重要になっている。

今年の白書は、このような状況を踏まえ、住民生活の安全確保をめざして、今後の消防防災体制の方向と当面の諸問題に言及するとともに、おもに平成2年中の資料を中心に、火災をはじめとする各種の災害の実態と消防防災行政の現況について解説したものである。

この白書が、国民の生命、身体及び財産を守る消防防災活動について、国民各位の認識と理解を深め、また、国、地方公共団体のみならず住民、企業をも含めた消防防災体制の確立に広く活用されることを願うものである。

平成3年11月

消 防 庁

目 次

第1章 総 説	1
第1節 住民生活の安全確保をめざして	1
1 消防防災行政の現状	1
2 今後の消防防災体制の方向	6
第2節 最近の災害の動向	13
1 火 災	13
(1) 出火件数と出火率	13
(2) 死者数と死因	13
(3) 損害額と焼損面積	14
(4) 出 火 原 因	14
2 地震災害及び風水害等	15
(1) 地 震 災 害	15
(2) 風水害、火山噴火災害等	15
3 その他の災害	16
第3節 当面の諸問題	18
1 消防体制の整備	18
(1) 消防力の重点的整備	18
(2) 消防職団員の教育訓練と処遇	21
(3) 消防職員の高齢化対策の推進	22
(4) 消防団の活性化対策の推進	23
2 救急体制の充実	24
(1) 救急業務の充実強化	24
(2) 救急隊員の教育訓練の推進	26
(3) 救急用資器材等の整備	26
(4) 救急医療体制の整備	26

- (5) 住民に対する応急手当の普及……………27
- (6) 患者等搬送事業の指導育成……………27
- 3 救助体制の整備……………28
- 4 防災体制の強化……………29
 - (1) 防災に関する組織・計画の整備等……………29
 - (2) 情報通信体制の整備……………30
- 5 広域応援体制の整備……………32
- 6 風水害対策等の推進……………33
 - (1) 風水害対策の推進……………33
 - (2) 土砂災害対策の推進……………34
 - (3) 活動火山対策の推進……………34
- 7 震災対策の推進……………35
 - (1) 震災予防体制の整備……………35
 - (2) 震災対策のための消防用施設等の整備の強化……………36
- 8 防災意識の高揚と自主防災体制の確立……………37
 - (1) 防災意識の高揚……………37
 - (2) 地域の自主防災体制の強化……………37
 - (3) 事業所の自主防災体制の強化……………39
- 9 予防行政の充実……………39
 - (1) 違反対象物への違反是正指導の推進……………39
 - (2) 消防用設備等の維持管理の徹底……………40
 - (3) 防火基準適合表示制度の普及による防火安全対策……………41
 - (4) 自動通報システムの構築……………42
 - (5) 大規模建築物群等における防火安全対策の推進……………42
 - (6) 共同住宅の形態の多様化に対応した防火安全対策の推進……………44
 - (7) 物品販売店舗、病院・社会福祉施設、旅館・ホテル等に
おける防火安全対策の推進……………44
 - (8) 災害弱者に配慮した総合的防火安全対策の推進……………45
- 10 住宅防火対策の推進……………46

- 11 危険物の保安の確保と石油コンビナート災害対策の推進……………47
 - (1) 科学技術及び産業経済の進展を踏まえた保安対策の推進……………47
 - (2) 危険物施設における保安体制の確立……………48
 - (3) 危険物に関する意識の高揚……………49
 - (4) 石油コンビナート防災体制……………50
 - (5) 石油備蓄基地への対応……………50
 - (6) 石油パイプラインの保安……………51
- 12 林野火災対策の推進……………51
- 13 特殊災害対策の推進……………52
 - (1) ガス災害対策の推進……………52
 - (2) 大深度地下空間の防災対策の推進……………52
 - (3) 原子力災害対策の推進……………53
 - (4) 航空機災害対策の推進……………54
 - (5) 海上災害対策の推進……………55
- 14 研究開発の推進……………56
- 15 国際化への対応……………57
 - (1) 国際協力・国際交流の推進……………57
 - (2) 国際消防救助隊派遣体制の整備……………58
 - (3) 国際防災の10年……………59
 - (4) 基準・認証制度の国際化の推進……………60
 - (5) ハロン消火薬剤の使用抑制……………61
- 第2章 火災等の災害の実態……………63**
 - 第1節 火 災……………63**
 - 1 出火件数……………63
 - (1) 出火件数は増加……………63
 - (2) 建物火災は全火災の61.5%……………63
 - (3) 冬季、春季に火災が多い……………63
 - (4) 出火率は4.6……………68

- (5) 出火率の高いのは広島県、東京都、低いのは京都府、
富山県……………68
- (6) 火災通報は119番、初期消火は消火器……………68
- 2 損 害 額……………69
- 3 死 者……………70
 - (1) 建物火災による死者は60人増加……………70
 - (2) 火災による死者は冬季と夜中に多い……………70
 - (3) 火災による死者の数が多いのは東京都、少ないのが
香川県・徳島県……………73
 - (4) 火災による死者は専用住宅、木造建物で多い……………76
 - (5) 死因は火傷が48.7%、中毒・窒息が42.1%……………76
 - (6) 高齢者、乳幼児の死者が過半数を占めている……………76
 - (7) 1件で3人以上の死者を出した火災……………78
 - (8) 放火自殺者は死者総数の39.4%……………78
- 4 出 火 原 因……………78
 - (1) 「こんろ」による火災が首位……………79
 - (2) 「たばこ」による火災は増加……………80
 - (3) 「たき火」による火災は増加、「火あそび」による火災は減少……………80
 - (4) 「放火」、「放火の疑い」による火災は共に増加……………82
 - (5) 「ストーブ」による火災は減少……………83
 - (6) 着火物は「枯れ草」が首位……………84
- 5 火災種別ごとの状況……………84
 - (1) 建物火災……………84
 - (2) 林野火災……………90
 - (3) 車両火災……………93
 - (4) 船舶火災……………93
 - (5) 航空機火災……………94
- 6 平成3年上半期における火災の発生状況……………94
- 7 外国の火災状況……………95

- 第2節 地震災害等……………97
 - 1 地震災害……………97
 - 2 風水害、火山噴火災害等……………97
 - (1) 平成2年中の災害……………97
 - (2) 平成3年上半期の災害……………98
- 第3節 ガス等によるその他の災害……………100
 - 1 ガスによる災害……………100
 - (1) 事故の発生件数……………100
 - (2) 事故による死傷者数……………102
 - (3) 自損行為によるガス事故……………103
 - 2 石油コンビナート災害……………104
 - (1) 災害件数と被害……………104
 - (2) 災害の特徴……………104
 - 3 危険物施設等における災害……………106
 - (1) 火 災……………106
 - (2) 危険物流出等の事故……………108
 - 4 海上災害……………109
 - 5 航空機災害……………109
- 第3章 消防行政の現況……………111
 - 第1節 消防体制……………111
 - 1 消防組織……………111
 - (1) 常備消防機関……………111
 - (2) 消防団……………114
 - 2 消防施設……………115
 - (1) 消防機械等……………115
 - (2) 消防水利……………116
 - (3) 消防通信施設……………117

第2節 救急業務..... 119

1 実施状況..... 119

(1) 救急出場件数及び搬送人員の状況..... 119

(2) 医療機関別搬送人員の状況..... 120

(3) 傷病程度別搬送人員の状況..... 121

(4) 急病に係る疾病分類項目別搬送人員の状況..... 121

(5) 収容所要時間別搬送人員の状況..... 121

(6) 転送の状況..... 124

(7) 救急隊員の行った応急処置の状況..... 125

(8) 交通事故に対する実施状況..... 125

2 実施体制..... 126

(1) 実施市町村..... 126

(2) 救急隊..... 127

(3) 救急隊員..... 127

(4) 救急自動車..... 128

(5) 救急指令装置..... 128

(6) 救急医療情報センター..... 128

(7) 高速自動車国道等における救急業務実施体制..... 128

(8) 救急業務における感染防止対策..... 129

3 救急医療体制..... 129

第3節 救助活動..... 131

1 実施状況..... 131

(1) 救助活動件数及び救助人員の状況..... 131

(2) 事故種別救助活動の状況..... 131

2 実施体制..... 132

(1) 救助隊設置消防本部及び構成市町村..... 132

(2) 救助隊数及び救助隊員数..... 133

(3) 救助隊が搭乗する車両及び主な保有資機材..... 133

(4) 救助隊員の教育訓練..... 134

第4節 防災体制..... 136

1 防災に関する組織・計画..... 136

(1) 防災体制..... 137

(2) 地域防災計画..... 138

(3) 防災訓練の実施..... 138

2 情報通信体制..... 139

(1) 国(消防庁)と都道府県を結ぶ消防防災無線網..... 139

(2) 都道府県防災行政無線網..... 139

(3) 市町村の消防・防災無線網..... 140

(4) 全地方公共団体を結ぶ地域衛星通信ネットワーク..... 141

(5) その他の防災通信..... 142

第5節 広域応援体制..... 143

1 消防広域応援体制の整備..... 143

(1) 広域応援体制の推進..... 143

(2) 広域航空消防応援..... 144

2 広域防災応援体制の整備..... 145

第6節 風水害対策等..... 147

1 風水害対策..... 147

(1) 防災体制の確立..... 147

(2) 災害危険箇所に対する措置..... 148

(3) 警戒避難体制の確立..... 148

(4) 二次災害防止対策の強化..... 149

2 活動火山対策..... 150

(1) 地域防災計画..... 150

(2) 関係機関との連携..... 151

(3) 広域的な連絡・協力体制の整備..... 151

(4) 避難体制の整備..... 151

(5) 観光客対策の整備..... 151

(6) 防災訓練の実施..... 151

- 第7節 震 災 対 策..... 152
 - 1 消防庁の震災対策..... 152
 - (1) 地震防災対策強化地域における震災対策..... 152
 - (2) 南関東地域における震災対策..... 156
 - (3) その他の地域における震災対策..... 156
 - (4) 総合防災訓練の実施..... 156
 - (5) 震災対策に関する研究..... 157
 - 2 地方公共団体における震災対策..... 158
 - (1) 地域防災計画(震災対策編)の作成状況..... 158
 - (2) 避難場所・避難路の指定状況..... 158
 - (3) 震災訓練・震災対策啓発事業の実施状況..... 159
 - (4) 備蓄物資・備蓄倉庫等の状況..... 160
 - (5) 震災対策施設の整備事業..... 161
 - (6) 震災時における相互応援協定等の締結状況..... 162
- 第8節 地域防災計画の見直しの推進..... 163
 - 1 地域防災計画の現況..... 163
 - 2 防災アセスメントの推進..... 163
 - 3 地区別防災カルテの整備..... 164
- 第9節 防災意識の高揚と自主防災体制..... 165
 - 1 防災意識の高揚..... 165
 - (1) 火災予防運動..... 165
 - (2) 防災知識の普及啓発..... 167
 - (3) 119番の日..... 168
 - 2 自主防災体制..... 168
 - (1) 地域の自主防災体制..... 168
 - (2) 事業所の自主防災体制..... 171
- 第10節 予 防 行 政..... 174
 - 1 防火管理制度..... 174
 - 2 消防用設備等の規制..... 176

- (1) 防火対象物の実態..... 176
- (2) 消防用設備等の設置の現況..... 178
- (3) 消防設備士及び消防設備点検資格者..... 181
- (4) 防 災 規 制..... 182
- 3 防火基準適合表示制度..... 184
 - (1) 「適マーク」交付状況..... 185
 - (2) 表示基準への適合の状況..... 185
- 4 消防同意及び予防査察等..... 188
 - (1) 消防同意の実態..... 188
 - (2) 予防査察及び違反状況の改善..... 188
- 5 消防用機械器具等の検定等..... 195
 - (1) 検 定..... 195
 - (2) 鑑定及び受託試験..... 195
 - (3) 自 己 認 証..... 195
 - (4) 個別検定の簡素合理化について..... 197
- 第11節 危 険 物 行 政..... 198
 - 1 危 険 物 規 制..... 198
 - (1) 危険物規制の体系..... 198
 - (2) 危 険 物 施 設..... 199
 - (3) 危険物取扱者..... 200
 - (4) 事業所における保安体制の整備..... 202
 - (5) 保 安 検 査..... 203
 - (6) 立入検査及び措置命令..... 204
 - 2 石油パイプライン事業の保安規制..... 205
- 第12節 石油コンビナート災害対策..... 206
 - 1 石油コンビナート等特別防災区域の状況..... 206
 - (1) 石油コンビナート等特別防災区域の現況..... 206
 - (2) 防災緩衝緑地等の整備状況..... 208
 - 2 防 災 体 制..... 208

- (1) 石油コンビナート等防災本部…………… 208
- (2) 消防本部等…………… 208
- (3) 防災資機材の整備…………… 208
- 3 自衛防災組織等…………… 209
 - (1) 自衛防災組織等の現況…………… 209
 - (2) 自衛防災体制の充実…………… 210
 - (3) 防災要員に係る教育訓練の充実…………… 211
- 4 事業所のレイアウト規制…………… 211
 - (1) レイアウト規制対象事業所の実態…………… 211
 - (2) 第一種事業所の新設等の届出の状況…………… 211
- 第13節 林野火災対策…………… 213**
 - 1 林野火災特別地域対策事業…………… 213
 - (1) 林野火災特別地域対策事業の実施…………… 213
 - (2) 林野火災用消防施設等の整備…………… 213
 - 2 広域消防体制の整備…………… 214
 - (1) 広域消防体制の整備…………… 214
 - (2) 空中消火の実施状況…………… 214
 - 3 出火防止対策…………… 215
 - (1) 出火防止対策の徹底…………… 215
 - (2) 林野火災に係る調査研究…………… 215
- 第14節 特殊災害対策…………… 217**
 - 1 ガス災害対策…………… 217
 - 2 原子力災害対策…………… 217
 - (1) 原子力発電所等の防災対策…………… 217
 - (2) 放射性物質輸送の安全対策…………… 219
 - 3 海上災害対策…………… 220
 - 4 大規模交通災害対策…………… 220
 - (1) 地下交通機関の防災対策…………… 220
 - (2) 航空機災害対策…………… 221

- 5 消防活動阻害物質の災害対策…………… 222
- 第15節 消防の教育訓練等…………… 223**
 - 1 消防大学校における教育訓練及び技術的援助…………… 223
 - (1) 教育訓練…………… 223
 - (2) 消防学校等に対する技術的援助…………… 225
 - 2 消防学校における教育訓練…………… 226
 - (1) 消防学校の設置状況…………… 226
 - (2) 教育訓練の基準…………… 226
 - (3) 教育訓練の実施状況…………… 228
 - (4) 教職員の状況…………… 228
 - 3 全国消防救助技術大会等の実施…………… 229
- 第16節 消防防災の国際化…………… 231**
 - 1 国際協力・国際交流…………… 231
 - (1) アジア諸国等消防職員の研修…………… 231
 - (2) 諸外国からの研修員受入…………… 231
 - (3) 諸外国への専門家派遣…………… 231
 - (4) 国際交流…………… 235
 - 2 消防救助隊の海外派遣体制…………… 235
 - 3 国際防災の10年…………… 237
 - 4 基準・認証制度…………… 237
- 第17節 消防職員及び消防団員の活動状況と処遇…………… 239**
 - 1 活動状況…………… 239
 - 2 公務災害の状況…………… 239
 - 3 安全衛生体制の整備…………… 239
 - 4 処 遇…………… 242
 - (1) 消防職員の処遇…………… 242
 - (2) 消防団員の処遇改善…………… 244
 - 5 消防表彰等…………… 248
 - (1) 叙 位…………… 249

- (2) 叙 勲..... 249
- (3) 褒 章..... 249
- (4) 閣議決定に基づく内閣総理大臣表彰..... 249
- (5) 自治大臣表彰..... 250
- (6) 消防表彰規程に基づく消防庁長官表彰..... 250
- (7) 退職消防団員報償..... 251
- 第18節 消防の科学技術の研究..... 254**
 - 1 火災安全技術の高度化に関する研究..... 254
 - (1) 火点放射式簡易自動スプリンクラーの開発研究..... 254
 - (2) 難燃物品の燃焼時における有毒ガス発生に関する研究..... 254
 - (3) 火災性状把握システムに関する研究..... 254
 - (4) 火災規模の防災効果に及ぼす影響に関する研究..... 255
 - 2 消防（警防・救急救助）活動技術の高度化に関する研究..... 255
 - (1) 要救助者探査機器の開発に関する研究..... 255
 - (2) 臨海埋立地における長周期地震動予測に関する研究..... 255
 - (3) 消防職員の高齢化等に対応するための消防装備の軽量
化・自動化等に関する研究..... 255
 - 3 危険物災害の防止に関する研究..... 256
 - (1) 自己反応性物質の危険性評価に関する研究..... 256
 - 4 その他の経常的研究..... 256
 - 5 情報交換等..... 257
- 第19節 消防財政..... 258**
 - 1 市町村の消防費..... 258
 - (1) 消防費の決算状況..... 258
 - (2) 1世帯当たり及び住民1人当たりの消防費..... 258
 - (3) 経費の性質別内訳..... 258
 - 2 市町村消防費の財源..... 259
 - (1) 財源構成..... 259
 - (2) 地方交付税..... 259

- (3) 国庫補助金..... 260
- (4) 地方債..... 264
- (5) その他..... 265
- 3 都道府県の消防防災費..... 265**
- 4 国の消防費..... 267**

— 図 表 索 引 —

第1章 総 説

図—1 住宅防火安心マーク	46
---------------	----

第2章 火災等の災害の実態

第1表 火災の概況	64
第2表 1日当たり及び1件当たりの火災の概況	65
第3図 火災の傾向	65
第4表 火災種別出火件数の構成割合	66
第5表 火災種別出火件数の推移	66
第6表 四季別出火状況	66
第7表 出火率、出火件数、人口及び世帯数の変化	67
第8表 都道府県別出火率	67
第9表 覚知方法別出火件数	68
第10表 初期消火器具等の使用状況	68
第11表 損害額の推移	69
第12表 火災による死傷者の推移	69
第13表 火災種別死傷者数	70
第14表 月別死傷者発生状況	70
第15図 時間帯別死者発生状況	71
第16表 人口に対する死者数の割合	71
第17表 建物用途別及び階層別の死者発生状況	72
第18表 建物構造別・死因別死者発生状況	73
第19表 死因別死者発生状況の推移	73
第20表 死に至った経過と年齢別の死者発生状況	74
第21表 高齢者(61歳以上)の人口と死者数	76
第22表 1件で3人以上の死者を出した火災の火災種別発生状況	77
第23表 1件で3人以上の死者を出した建物火災の建物用途別死者発生状況	77

第24図 放火自殺者の年齢別・性別発生状況	78
第25表 出火原因別出火件数	79
第26図 出火原因別の出火件数と損害額	79
第27表 こんろによる火災の損害状況	80
第28表 たばこによる火災の損害状況	81
第29表 たき火及び火あそびによる火災の損害状況	81
第30表 放火及び放火の疑いによる火災の損害状況	82
第31表 ストープによる火災の損害状況	83
第32表 主な着火物別出火件数	83
第33図 建物火災の月別出火件数	84
第34表 用途別建物火災の損害状況	85
第35表 火元建物の構造別損害状況	86
第36表 建物火災の損害額及び焼損面積の段階別出火件数	86
第37図 建物火災の主な出火原因と経過	87
第38表 建物火災1件当たりの焼損面積	88
第39表 建物火災の放水開始時間別焼損状況	89
第40図 建物火災の鎮火所要時間別焼損状況	90
第41図 林野火災の月別出火件数	91
第42表 林野火災の焼損面積段階別損害状況	91
第43図 林野火災の主な出火原因と経過	92
第44図 車両火災の主な出火原因と経過	92
第45図 船舶火災の主な出火原因	93
第46表 平成3年上半年(1月～6月)における火災の発生状況(概況)	94
第47表 1989年の諸外国の火災状況	95
第48表 風水害等による被害状況	99
第49図 ガス事故の態様別発生件数	100
第50表 ガス事故の発生場所別発生件数	101
第51表 消費先におけるガス事故の発生原因別発生件数	102
第52図 ガス事故による死傷者数	103
第53表 石油コンビナート災害件数の推移	104
第54表 主な石油コンビナート災害	105

第55表 特定事業所区分別災害件数…………… 106
 第56表 業態別災害件数…………… 106
 第57表 危険物施設における火災の発生件数と被害状況…………… 107
 第58図 危険物施設別火災発生件数…………… 107
 第59表 出火原因別(類別品名別等)火災発生件数…………… 108
 第60表 危険物施設における流出等の事故発生件数…………… 109
 第61図 危険物施設別流出等事故発生件数…………… 109
 第62表 主要港湾における消防機関の出動状況…………… 110
 第63図 民間航空事故等の推移…………… 110

第3章 消防行政の現況

第1-1表 市町村の消防組織の現況…………… 111
 第1-2図 消防本部・消防署所数の推移…………… 112
 第1-3図 消防職団員数の推移…………… 112
 第1-4表 消防団員の年齢構成…………… 115
 第1-5表 消防機械の保有数…………… 115
 第1-6表 消防水利(人工水利)の保有数…………… 116
 第1-7図 消防通信施設等の状況…………… 117
 第2-1表 救急出場件数及び搬送人員の推移…………… 119
 第2-2表 急病と交通事故による出場件数の全件数に対する割合…………… 120
 第2-3図 医療機関別搬送人員の状況…………… 121
 第2-4表 傷病程度別搬送人員の状況…………… 122
 第2-5表 急病に係る疾病分類別搬送人員の状況…………… 122
 第2-6図 収容所要時間別搬送人員の状況…………… 124
 第2-7表 転送回数別搬送人員の状況…………… 124
 第2-8表 医療機関別転送理由の状況…………… 125
 第2-9表 救急隊員の行った応急処置の状況…………… 126
 第2-10表 救急業務実施市町村数の推移…………… 127
 第2-11図 救急業務実施形態の内訳…………… 127
 第2-12表 救急隊数の推移…………… 128
 第2-13表 救急病院及び救急診療所の推移…………… 130

第3-1表 救助活動件数及び救助人員の推移…………… 131
 第3-2表 事故種別救助出動及び活動の状況…………… 132
 第3-3表 救助隊の設置状況…………… 132
 第3-4表 救助隊数及び救助隊員数…………… 133
 第3-5表 救助隊が搭乗する車両及び主な資機材…………… 134
 第3-6表 消防本部における救助隊員の訓練実施状況…………… 135
 第5-1表 消防広域応援交付金制度適用事例…………… 145
 第7-1表 大震火災対策施設等の整備状況…………… 153
 第7-2表 地震防災対策強化地域一覧表…………… 154
 第7-3図 地震防災対策強化地域指定状況…………… 154
 第7-4表 地震対策緊急整備事業計画の内容(消防用施設関係)…………… 155
 第7-5表 市区町村における避難場所の指定状況…………… 159
 第7-6表 市区町村における震災訓練の実施状況…………… 159
 第7-7表 主な備蓄物資の状況…………… 160
 第7-8表 単独事業として実施した震災対策施設整備事業…………… 161
 第7-9表 震災時相互応援協定の締結状況…………… 162
 第7-10表 地方公共団体と公共的機関等との応援協定の締結状況…………… 162
 第9-1表 テレビによる防災知識普及啓発事業の実施状況…………… 168
 第10-1表 全国の防火管理実施状況…………… 175
 第10-2表 全国の共同防火管理実施状況…………… 176
 第10-3表 防火対象物数…………… 177
 第10-4表 全国における特定防火対象物の屋内消火栓設備及びスプリン
 クラー設備の設置状況…………… 179
 第10-5図 過去5年間の主な防火対象物におけるスプリンクラー設備の
 設置率の推移…………… 180
 第10-6表 社会福祉施設等及び物品販売店舗等におけるスプリンクラー
 設備等の設置状況…………… 180
 第10-7表 消防設備士の数…………… 182
 第10-8表 防災防火対象物数及び防災物品の使用状況…………… 183
 第10-9表 防災製品の認定件数及び販売件数…………… 184
 第10-10表 表示制度の実施状況…………… 186

第10—11表	点検項目別適合率	187
第10—12表	消防同意事務処理状況	188
第10—13表	火災予防査察実施状況	189
第10—14表	特定違反対象物改善状況の推移	189
第10—15表	防火管理に関する命令等(消防法第8条及び第8条の2)の状況	191
第10—16表	消防用設備等に関する命令等(消防法第17条の4)の状況	192
第10—17表	防火対象物に関する命令等(消防法第5条)の状況	194
第10—18表	検定申請状況	196
第11—1図	危険物施設数の状況	199
第11—2表	危険物施設数の推移	200
第11—3図	危険物施設の規模別構成比	201
第11—4表	危険物取扱者試験実施状況	202
第11—5表	危険物取扱者保安講習受講者数及びその危険物取扱者免状の種類別内訳	202
第11—6表	自衛消防組織等を設ける事業所数の推移	203
第11—7表	保安検査の実施状況	204
第11—8表	危険物施設に対する立入検査の実施状況	205
第11—9表	危険物施設等に関する措置命令等の推移	205
第12—1図	石油コンビナート等特別防災区域の指定状況	207
第12—2表	第一種事業所の新設等の届出の状況	212
第13—1表	国庫補助金による林野火災用消防施設等の整備状況	213
第13—2表	空中消火の実施状況	214
第14—1図	原子力発電所立地図	218
第15—1表	教育訓練課程	224
第15—2表	教育訓練の実施状況	225
第15—3表	消防職員に対する教育訓練の科別受講状況	227
第15—4表	初任教育期間別消防学校数	228
第15—5表	新規採用者の初任教育受講状況	228
第15—6表	消防学校教職員数	229
第16—1表	消防行政管理者(集団)研修受講状況	232
第16—2表	救急救助技術研修受講状況	233

第16—3表	消火技術研修受講状況	233
第16—4表	火災予防技術研修受講状況	234
第16—5表	防災行政研修受講状況	234
第17—1表	消防職員及び消防団員の活動状況	240
第17—2表	消防職員及び消防団員の公務による死傷者数	240
第17—3表	消防団員報酬等の地方交付税算入額	244
第17—4表	公務上における消防団員の死傷者数の推移	245
第17—5表	補償基礎額改定状況	245
第17—6表	消防協力者等の死傷者数の推移	246
第17—7表	退職報償金支給額	247
第17—8表	消防基金の公務災害補償費の支払状況	247
第17—9表	消防基金の福祉施設の実施状況	248
第17—10表	消防関係者の表彰者数等	253
第19—1表	普通会計決算額と消防費決算額との比較並びに1世帯当たり及び住民1人当たり消防費の推移	258
第19—2表	市町村消防費の性質別歳出決算額の推移	259
第19—3表	市町村消防費決算額の財源内訳	260
第19—4表	消防費の単位費用及び基準財政需要額の推移	260
第19—5表	国庫補助金による年度別消防防災設備整備状況	262
第19—6表	市町村の消防防災施設整備事業に対する地方債許可額の推移	264
第19—7表	都道府県の消防防災費決算額と消防関係補助金等の推移	266
第19—8表	平成3年度消防庁関係予算主要事項別一覧表	266

附 属 資 料

1	平成2年度の法令の制定	269
2	平成2年中の主な火災	271
3	都道府県別火災損害状況	274
4	月別火災損害状況	282
5	出火原因別火災損害状況	284
6	主な出火原因の推移	284
7	用途別の主な火災事例	286

8	昭和21年以降の火災損害状況	288
9	昭和21年以降の火災損害比較	292
10	昭和21年以降の大火記録	294
11	風水害等による都道府県別被害状況	296
12	関東大地震以後の主な地震災害	301
13	昭和21年以降の風水害等の記録	302
14	都道府県の防災訓練の実施状況	304
15	都道府県別市町村消防組織一覧	306
16	消防機関数と消防職団員数の推移	308
17	政令指定市町村数の推移	309
18	自主防災組織の都道府県別結成状況	310
19	事業所の自主防災組織の状況	312
20	危険物施設数の推移	314
21	容量別、都道府県別屋外タンク貯蔵所の施設数	316
22	石油コンビナート等特別防災区域の現況と防災資機材の整備状況	318
23	都道府県別救急業務実施状況	322
24	都道府県別事故種別救急出場件数	324
25	都道府県別事故種別救急搬送人員	326
26	都道府県別経営主体別救急病院及び救急診療所告示状況一覧	328
27	都道府県別救助活動件数及び救助人員	330
28	1990年世界主要都市の火災状況	332

第 1 章

総 説

第1章 総 説

第1節 住民生活の安全確保をめざして

1 消防防災行政の現状

我が国の消防は、昭和23年3月に自治体消防として新たな出発をして以来、40年余を経過したところである。

この間、各種の災害から国民の生命、身体及び財産を守るため、社会経済情勢の変化に応じ、幾多の制度改正を経て、今日では消火活動を中心とした警防活動はもとより、予防、救急、救助、防災など非常に広範な活動を行っている。

また、組織、人員、施設等各般にわたって着実に整備が進み、今や我が国の消防は、国際的にも高い水準に到達している。

以下、消防防災行政の主な点について現状を概観することとする。

まず第1に消防力についてである。

自治体消防発足直後の昭和24年当時は、全国の常備化市町村数は218にすぎず、また、同年4月現在の消防職員数は2万1,871人であった。その後、着実に常備化が進展し、平成3年4月1日現在、常備化市町村数は3,043を数え、全国市町村数に対する常備化率は93.9%に達し、国民のほとんど（全人口の99.2%）が常備消防によってカバーされている。また、消防職員数も、平成3年4月1日現在で13万5,155人となっている。

一方、消防団は、平成3年4月1日現在99万1,521人の団員を擁し、常備消防とともに地域の消防防災体制における車の両輪をなしており、特に、地震、噴火、風水害、林野火災等の大規模災害時においては、地域における防災活動の中で極めて重要な役割を果たしている。

消防施設面については、常備消防にあっては、はしご付消防ポンプ自動車、化学消防ポンプ自動車、高規格の救急自動車、救助工作車、消防艇、へ

リコプター等の科学消防力を中心とした整備が進められ、消防団にあっては、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ、小型動力ポンプ積載車の増強等その機動力の強化が図られている。

また、消防職団員の教育訓練については、消防大学校及び都道府県等の消防学校が連携した体制により実施しており、平成2年度中に全校あわせて2万3,050名の学生が各課程を修了している。

第2に予防行政についてである。

予防行政は、昭和23年の消防法の施行により火災の予防、危険物、消火の設備等に関する規定が設けられたことによって初めて体系化されたが、その後時代の進展に伴う災害の複雑多様化等にも対処しつつ、今日のように著しい発展を遂げてきている。

具体的には、旅館、ホテル、病院、物品販売店舗等の事業所に対する消防用設備等の基準、防災規制、防火管理に関する基準の整備・強化をはじめ、防火基準適合表示制度（いわゆる「適マーク」制度）の改善・充実、防火・避難施設等の自主管理体制の確立、予防査察の強化などの総合的な防火安全対策の確立が図られている。

さらに住宅火災による死者数の低減を図るため、平成3年3月、住宅防火対策の推進に係る基本方針を定めるとともに、その総合的かつ効果的な実施を図るための推進組織として、住宅防火対策推進協議会が設けられている。

一方、危険物関係においても、危険物の貯蔵、取扱い形態の変化に応じた技術基準の整備、新たな危険物品の出現や国際的な動向等を踏まえた危険物品の見直し、さらには石油コンビナート等災害防止法による事業所の防災体制の整備等、危険物施設の安全確保に必要な予防対策及び災害拡大防止対策についての総合的な安全対策の確立が図られてきている。

特に最近の危険物施設の事故原因には、従業員の点検不十分、機器の操作ミス等人的要因に基づくものが多いことから、平成2年から「危険物安全週間」を設け、危険物の正しい取扱い等の啓発を実施している。

平成3年3月現在、150m²以上の防火対象物は294万8,407件、危険物施設数は56万1,184施設、石油コンビナート等特別防災区域は同年8月現在80

地区となっている。また、1万人余の職員が予防業務に従事し、平成2年度中の各種防火対象物に対する査察件数は約122万件、危険物施設に対する立入検査件数は約40万件にも達している。

このように、消防は、今や、非常緊急の場合のみならず、その日常活動によって地域社会の安全確保に大きな役割を果たしている。

第3に救急業務についてである。

救急業務は、昭和38年の消防法の一部改正により制度化された。平成3年4月1日現在、全市町村の94.6%に当たる3,066団体が実施し、全人口の99.3%をカバーするに至り、国民のほとんどが常時救急サービスを受けられる状態にある。

平成2年中の出場件数は276万4,951件で、11.4秒に1台の割合で救急車が出場したことになる。また、平成2年中の搬送人員は270万458人で、国民の46人に1人の割合で救急車により搬送されたことになる。このように、現在では、救急業務は国民になくしてはならない行政サービスとして消防行政の大きな柱となっている。

こうした中で、近年、交通事故件数の増加、高齢化の進展、疾病構造の変化等により、呼吸・循環不全に陥る傷病者がますます増加していることから、プレホスピタル・ケア（救急現場及び搬送途上における応急処置をいう。）を充実し、傷病者の救命率の一層の向上を図るため、平成3年8月には、これまで人工呼吸等比較的軽易なものに限られていた救急隊員の行う応急処置等の範囲の拡大が図られた。これにより、一定の教育訓練を受けた救急隊員は、各種医療機器を用いた病状把握や、自動式心マッサージ器を使用した心マッサージ等を行うことができるようになり、また、救急救命士の資格を有する救急隊員については、心肺停止状態に陥った傷病者のそ生のために必要とされる除細動、輸液等の高度な応急処置についても行うことができるようになった。

この応急処置等の範囲の拡大に対応して、救急救命士の資格を救急隊員が取得するために必要な高度な教育訓練を実施するため、都道府県の共同出資により、救急振興財団が設立され、同財団が設置した救急救命中央研修所に

において、平成3年8月より全国の救急隊員を対象とした教育訓練も開始されている。

一方、傷病者の救命率の向上を図るためには、搬送時間の短縮も重要な要素であることから、近年、患者搬送時間の長い離島、山村、へき地等を中心に、ヘリコプターを用いた救急搬送が行われており、搬送時間の短縮に寄与している。

さらに、救急業務及び救急医療に対する国民の正しい理解と認識を深めるため、昭和57年に「救急の日」及び「救急医療週間」を設けて住民の啓発等を実施している。

第4に救助活動についてである。

火災消火の際の人命救助や自然災害における救助活動は、古くから消防業務として行われてきたところであるが、近年、交通事故、労働災害、水難事故等人命救助を必要とする多種多様な災害が発生し、消防機関の救助活動件数も著しい増加を示している。

このような状況を踏まえ、昭和61年の消防法の改正により、市町村は一定の基準に従い、人命救助に必要な特別の救助器具を装備した消防隊、いわゆる救助隊を配置するものとされた。

平成3年4月1日現在、消防本部全体の88.6%に当たる829本部に救助隊が設置され、平成2年中の救助活動件数は2万2,224件、救助人員は2万2,595人となっている。

また、海外で発生した大規模な災害に対しては、国際協力の一環として、国際消防救助隊の派遣を行っている。

国際消防救助隊は、昭和61年のエルサルバドル地震災害に対して初めて派遣されたが、昭和62年に「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」が制定されたことに伴い、国際緊急援助隊の一部として位置づけられ、その後も、世界各地の災害に対して派遣され、積極的な援助活動が行われている。最近では、平成3年5月にバングラデシュで発生したサイクロン災害に派遣され、ヘリコプターを活用した精力的な救助救援活動が国際的に高い評価を受けた。

第5に防災対策についてである。

我が国は、地形、気象条件等から地震、噴火、風水害等の自然災害に見舞われやすい条件下にあり、近年、都市化の進展や生活様式の変化等により災害の態様も多様化している。

このような状況に対処して適切な災害対策を行うため、災害対策基本法においては、国、都道府県、市町村及び住民が一体となって総合的な防災体制の整備を図ることとされているが、都道府県・市町村では、知事・市町村長を中心に地方防災会議を設置し、地域防災計画を策定し、これに基づいて組織的、計画的に防災体制を整備している。平成2年度中に発生した災害に対処するため、延べ47都道府県2,148市町村で同法に基づく災害対策本部が設置された。

また、災害情報の収集、伝達手段として重要な役割を果たす消防防災無線の整備も積極的に進められ、現在では、消防庁と都道府県の間はすべて、都道府県と市町村の間は44都道府県、市町村と住民との間（同報系）は48.2%の市町村で、それぞれ整備運用されている。

このような防災体制の中で、消防機関は、地域防災に関する豊富な知識と経験を活かし、市町村防災体制の中核として、また中心的な実働部隊として大きな役割を果たしている。

さらに、住民や事業所における自主防災組織の整備が進められ、防火・防災知識の普及、出火防止や災害時の初期消火、避難誘導など地域における消防防災活動の大きな力となっている。

このような防災体制が災害時に迅速かつ確に機能するためには、日ごろの訓練が大切であることから、消防機関など防災関係機関と住民が連携して総合的かつ具体的な課題を設定した実戦的な防災訓練が行われている。平成2年度中には、都道府県で延べ199回、市町村で延べ3,582回の訓練が行われた。

世界有数の地震国である我が国にとって地震防災対策はきわめて重要であり、従来から都市防災化の推進、大震火災対策施設の整備、防災体制の整備、防災知識の普及等の対策が講じられてきた。特に、大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域においては、地震防災強化計画の策

定、地震対策緊急整備事業の推進等、各般の対策が進められている。

2 今後の消防防災体制の方向

我が国は、もともと地震、噴火、風水害等に見舞われやすい地理的、気象的条件下にあり、これまで幾たびも大規模な災害が発生している。また、社会経済や都市化の進展、建築物の高層化や大規模化、地下利用など都市構造の変化等により災害の態様が複雑化、多様化するとともに、ひとたび災害が発生すると、その被害が甚大となる危険性が増大してきている。

このような情勢の中で、何よりも人命尊重を基本とし、国民生活の安全性の向上を図るためには、技術革新や高度情報化の成果を積極的に取り入れながら、我が国の消防防災体制の一層の充実強化を図ることが必要である。

さらに、昨年、「国際防災の10年」がスタートしたが、我が国消防の技術・経験を生かして開発途上国に対する技術協力、災害救助等国際協力を一層推進する必要がある。

以上のような見地から、今後の消防防災体制の整備に当たっての基本的な方向として、次の諸点があげられる。

第1は、各種災害に的確に対処していくための消防防災体制の充実強化である。

まず、都市化の進展等により複雑、多様化する各種災害に的確に対処していくためには、消防防災に関する組織、人員、施設、装備等の充実強化を着実に進めていかなければならない。

消防の組織、人員の面では、人事、財政面で多くの問題を抱える小規模消防における体制の充実強化に努める必要がある。このため、これらの小規模消防の個々の実情に即して消防機関の協力体制の確立等積極的な対策をなお一層講じるとともに、非常備町村における常備化の推進も念頭におきつつ、消防組織の再編成による広域化の推進を図る等、長期的視野に立った消防組織のあり方について検討する必要がある。また、消防職員の教育訓練については、実戦に即した規模及び消防活動環境の下での火災鎮圧、人命救助等の総合的な訓練の実施体制を整備する等、その充実強化を図っていく必要がある。

る。また、消防の施設、装備の面では、今後、消防力の科学化に重点をおいてその整備を推進していく必要がある。特に、建築物の高層化等が地方都市においても進んでいる状況あるいは危険物品の増加や危険物施設の多様化等に対応して、整備水準の低いはしご付消防自動車や化学消防自動車等の整備を促進していく必要がある。さらに、火災等の災害発生時において消防本部と消防署所、災害現場との間で必要な情報の伝達や指令等を行う消防緊急通信指令施設の整備を早急に進めるとともに、消防・救急無線波の拡充や通信内容の高度化を図るなど消防機関の通信体制を強化する必要がある。

また、消防防災の分野におけるヘリコプターの導入促進と有効利用が大きな課題となっている。ヘリコプターは、その活動性能から、消火、救助、救急、防災活動などにおいて極めて有効であり、今後ますますヘリコプターを活用した消防防災活動の展開が期待されている。そのため、今後、各都道府県の区域に少なくとも1機以上配置することを目指して、ヘリコプターの導入を積極的に進め、導入されたヘリコプターについては、その機動力を生かした広域的活用に配慮しつつ、救急活動を含めた各種の消防防災活動に幅広く活用していく必要がある。

次に、地震、噴火、風水害等大規模災害に的確に対応していくためには、地方公共団体の総合的な災害対策の基本となる地域防災計画を社会環境の変化等に対応して常時見直し、より実戦的、具体的なものにしていくとともに、情報収集・伝達体制、警戒避難体制の強化を図る必要がある。また、大規模災害に備えて総合的、広域的でかつ具体的な課題の設定に工夫をこらした防災訓練を実施することにより、地域における災害への対応力の向上に努める必要がある。さらに、大規模災害に際しては、地方公共団体の区域を越えて機動的に対処し得るよう消防機関を含む防災機関相互の連携が重要であり、そのための広域的な応援体制を一層充実することが必要である。

消防防災無線通信ネットワークについては、大規模災害時に国、都道府県、市町村及び住民を結ぶ災害情報の収集・伝達手段として重要な役割を果たしており、今後さらに多様化と多ルート化を図り、安全性、信頼性を高める必要がある。このうち都道府県防災行政無線については、地域衛星通信ネ

ットワークを活用した整備を推進していく必要がある。また、市町村防災行政無線については、必要に応じて戸別受信機の導入も図りながら、今後とも未整備地域における整備を推進する必要がある。

さらに、災害に備えて安全なまちづくりを進めることが重要であり、防災まちづくり事業の積極的な活用も図りながら、防火水槽や防災資機材備蓄施設等の消防防災施設や避難地、避難路等の防災基盤の整備を一層推進する必要がある。

なお、火山噴火災害対策については、かねてから、活動火山をかかえる地方公共団体においては、地域防災計画の中に火山噴火災害に関する防災計画を定め、災害時の警戒・避難・誘導体制の充実、防災行政無線等の整備、広域的な消防応援体制の確立、実戦的な防災訓練の実施等各般の対策を推進してきているところであるが、多くの人的・物的被害を生じた雲仙岳噴火災害を貴重な教訓として、この際、各火山の活動特性をふまえて従来からの計画や対策について総点検を行い一層の充実を図る必要がある。特に火山噴火災害に的確に対処するための消防防災用資機材の整備や、防災まちづくり事業の活用も図りながらの火山噴火災害に強いまちづくり等を一層推進していく必要がある。

大規模地震災害対策については、引続き東海地震に対する地震対策緊急整備事業等の整備を促進するとともに、我が国の政治経済の中心であり、人口や諸機能の集積の著しい南関東地域における地震に対する災害応急対策等の強化を図っていく必要がある。

第2は、救急業務の高度化の推進である。

近年増加しつつある救急現場及び搬送途上において呼吸・循環不全に陥る傷病者の救命率の向上を図る見地から、長年の課題であった救急隊員の行う応急処置等の範囲の拡大が図られたところであるが、今後、拡大された応急処置等を現場の救急隊員が早期かつ的確に実施できるよう、医療機関との連携強化に努めつつ必要な体制を総合的に整備し、救急業務の高度化を推進していく必要がある。

このため、拡大された応急処置等のうち、自動式心マッサージ器を使用し

た心マッサージ等比較的軽易なものについては、早急に実施されるよう各都道府県等の消防学校における救急隊員に対する教育訓練課程の再編成を急ぐとともに、救急振興財団による専門的教育訓練施設の整備等を進め、除細動、輸液等の高度な応急処置を行うことができる救急救命士の資格を有する救急隊員の計画的な養成を図っていく必要がある。また、拡大された応急処置等を実施するために必要な救急用資器材や、救急隊と医療機関との間の情報連絡体制の整備を推進するとともに、高度な応急処置を実施することが可能な構造及び設備を有する高規格の救急自動車の配備を促進する必要がある。さらに、救急隊が到着する前の段階における一般住民による応急手当の実施が、傷病者の救命率の一層の向上に資するところから、救急業務の拡大を機に、住民に対する応急手当の普及啓発を従来以上に積極的に推進することが必要である。

また、近年、民間の事業として、例えば家庭と病院との間で傷病者の搬送を行う患者等搬送事業が普及しつつある。これについては、消防機関との連携をはじめ搬送の際の安全確保等について平成元年に患者等搬送事業指導基準及び認定基準を作成したところであるが、今後とも、利用者の安全利便を確保するという観点から、消防機関による適切な指導を推進していく必要がある。

第3は、防火安全対策の積極的な推進である。

建物火災による死者数のうち圧倒的多数を占める住宅火災による死者数の低減を図るため、今後、住宅防火対策の推進に係る基本方針に基づき、国民の防災意識の高揚、住宅防火診断の実施、効果的な住宅用防災機器等の開発・普及等総合的な住宅防火対策を関係行政機関・民間との幅広い連携のもとに一層推進していく必要がある。

また、一人暮らしの高齢者、身体障害者等のいわゆる災害弱者がペンダント型の押しボタンの操作のみにより緊急通報できるシステムの普及や、消防機関が通信回線等を介して火災情報等を積極的に把握し、機動的に対応していくことができる体制の整備を更に進めていくことが重要である。

また、近年シルバーマンション、リゾートマンション等様々な構造、利用形

態の共同住宅が出現する一方、防火地域又は準防火地域以外の地域において三階建ての木造共同住宅の建設が可能となることから、このような共同住宅の形態の多様化に対応した効果的な防火安全対策を講じていく必要がある。

このほか、土地の高度利用を図るため、建築物の大規模化、高層化、深層化が進行しており、小都市的な機能を有する大規模建築物群も出現している。このような建築物においては、火災等の災害時に、より複雑で高度な対応が要求されることから、消防防災システムのインテリジェント化を推進するなど、総合的な防火安全対策の充実を図っていく必要がある。

さらに、物品販売店舗等の不特定多数の者が利用する施設や社会福祉施設等の災害弱者が利用する施設は、いったん火災が発生すると大きな被害をもたらすおそれがあることから、利用者の安全確保のためスプリンクラー設備の設置促進をはじめとする初期消火、避難誘導等の初動体制の確立を図るなど、ハード、ソフト両面の防火安全対策を徹底することがきわめて重要である。この場合、物品販売店舗、旅館、ホテル等における防火基準適合表示制度の普及や災害弱者が利用する施設における夜間、休日等の防火管理体制の整備充実等を積極的に推進するとともに、火災発生時に視聴覚障害者等に対して必要な情報を伝達し避難誘導を容易にする警報設備等機器の開発、普及を推進していく必要がある。

次に、新しい危険物品の増加等危険物の生産、流通実態の変化や危険物をめぐる国際的な動向に対応して平成2年から試験による危険物の判定方法が導入されたところであるが、危険物データベースの充実等により試験による危険物の判定の公正かつ円滑な実施を進めるとともに、自主保安体制の確立を図り、危険物施設における安全対策を一層充実させていく必要がある。

また、石油コンビナート等の防災対策については、危険物施設等の経年劣化、新しい危険物の出現等災害の発生要因の増大等を踏まえ、防災要員の実戦的な教育訓練の充実、防災資機材の改善・強化等の総合的な対策を推進する必要がある。

さらに、最近、土地の高度利用の一環として各方面で検討されている大深度地下空間を利用する施設については、その特性から避難、消火・救助活動

等に種々の制約が予想されるところであり、利用者等の安全確保の観点から消防防災対策上万全の措置を講じていく必要がある。

第4は、国際化への積極的な対応である。

1990年代は、国連決議により、世界各国が主として開発途上国を対象として自然災害による被害の軽減のための国際協調行動を推進する「国際防災の10年」と位置づけられているが、我が国においては、この趣旨を踏まえ、世界的にもトップレベルにある我が国消防の技術・経験を生かして国際協力の一層の推進を図る必要がある。

従来から消防庁では、国際協力事業団の協力のもとに、開発途上国に対して消防職員の集団研修の実施、個別研修の受け入れ、消防専門家の派遣等の事業を行ってきたところであるが、今後とも開発途上国の期待に充分応えられるよう、各国の防災ニーズに対応してこれらの施策を一層充実していく必要がある。また、大規模災害の際の国際協力として、「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」に基づき、国際緊急援助隊を構成する国際消防救助隊を編成して被災国に派遣を行い、大きな成果を挙げつつあるところであるが、今後とも、海外の被災地における救助活動が円滑に行われるよう、関係省庁や関係機関等との連携強化を図り、国際協力事業団の行う必要な物資等の調達に協力するとともに、また、援助隊が迅速に被災地へ到着できる体制の整備等派遣体制の一層の充実を図っていく必要がある。

さらに、ISO（国際標準化機構）が行っている消火器、スプリンクラー等の消防用機器に係る国際規格の策定作業に引きつづき重要な役割を果たしていく必要がある。

この他、地球環境の保全に資するという観点から、機械室、駐車場等における消火設備等に幅広く利用されているハロン消火薬剤の使用を抑制することとし、当面、平成4年以降の各年の年間使用量を昭和61年の水準にまで削減するという第一段階の抑制目標を達成するため、平成3年8月に策定した削減方針に基づき、積極的にその推進を図る必要がある。

第5は、地域における防災体制の充実強化である。

地域における安全を確保するためには、住民一人ひとりが「自分たちの地

域は自分たちで守る」という地域連帯の精神に基づき、自主防災体制を確立することがきわめて重要である。しかしながら、都市化の進展や人口の高齢化、国民意識の変化等により、地域の連帯意識の希薄化や住民の防災意識の低下等の傾向がみられる。このため、消防団の活性化をはじめ、地域住民、民間事業所等の自主防災活動を活発化させ、地域ぐるみの防災体制の確立を図る必要がある。

消防団は、常備消防とともに地域の消防防災体制の中核として重要な役割を果たすとともに、地域連帯の要ともなっているが、団員数が減少し、100万人を割り込み、また、団員が高齢化する等の問題を抱えており、消防団の活性化を図ることが重要な課題となっている。このため、今後とも、消防団活性化総合整備事業の活用等により施設、装備の拡充、教育訓練の充実等により消防団の体制をさらに充実し、活動能力を高めていく必要がある。また、地域住民の消防団に対する理解と認識を深めるための地域交流活動や広報活動を積極的に実施するとともに、青年、女性の消防団への積極的な加入促進を図っていくことが必要である。

また、住民の自主的かつ積極的な防災活動を推進するためには、町内会、自治会等を活用した自主防災組織や婦人防火クラブ、幼年、少年消防クラブの組織面での育成強化を図るとともに、自主防災組織の活動拠点となる施設、あるいは地域住民が防火防災に関する知識、技能を身につけるための体験学習の場となる施設等の整備を推進する必要がある。また、春秋の全国火災予防運動、防災週間、救急の日、119番の日、危険物安全週間等の行事や防災訓練等の機会を積極的に活用しながら、常日頃から防災意識の高揚を図る必要がある。

さらに、民間事業所においても、地域社会の一員として、安全を確保する社会的な責任を有しており、自らの事業所の防災対策に万全を期すことはもとより、地域全体の防災活動の強化に積極的に寄与する等防災上重要な役割を果たすことが期待されている。

第2節 最近の災害の動向

1 火 災

(1) 出火件数と出火率

平成2年中の総出火件数は5万6,505件で、前年に比べ742件増加している。これは、戦後最悪であった昭和48年の出火件数より1万6,567件減少し、過去10年間では前年に次いで2番目に少ない件数である。

なお、平成2年3月18日に、兵庫県尼崎市の長崎屋尼崎店で死者15人、負傷者6人を出す建物火災が発生した。

平成2年中の出火件数を火災種別ごとにみると、建物火災は3万4,768件で前年比1.2%の減少となり、また、林野火災は2,858件で前年比1.2%の減少となり、昭和34年以来の少ない件数となっているが、車両火災は、昭和50年以降毎年増加しており、平成2年中も6,173件で、前年比7.5%の増加となっている。

出火率（人口1万人当たりの出火件数）は、全国平均で4.6となっており前年と同率となっている。

平成3年上半年期における総出火件数（概数）は3万716件で、前年同期に比べ494件（1.6%）の増加となっている。

なお、平成3年5月15日に東京都足立区の東京シューズ流通センター協同組合で、覚知から鎮火まで99時間42分を要した建物火災が発生した。

(2) 死者数と死因

平成2年中の火災による死者は、1,828人で、前年に比べ81人増加しており、そのうち、放火自殺者を除いた死者は1,108人で前年に比べ73人増加している。一方、放火自殺者も前年に比べ8人増加して720人となり、死者総数に占める割合は39.4%であった。

次に、死者数を火災種別ごとにみると、建物火災によるものが前年に比べ60人増加し1,238人（全体の67.7%）となっている。このうち約9割の1,103

人が専用住宅又は併用住宅の火災によるものであり、例年と同様、住宅用建築物の火災による死者が多くなっている。

また、火災により犠牲となった者は、例年、自力で避難できない寝たきり老人など身体の不自由な高齢者に多く、平成2年中の放火自殺者を除く死者では、61歳以上の高齢者が526人（前年515人）、5歳以下の乳幼児が72人（同46人）でともに前年より増加しており、この両年齢層の死者は死者全体の54.0%（同54.2%）を占めている。

さらに、放火自殺者を除いた火災による死者の死因別の発生状況を見ると、火傷死が540人（48.7%）、一酸化炭素中毒・窒息死が467人（42.1%）となっているが、死者の発生状況から推察すると、火傷死の中にも出火時に煙にまかれて一酸化炭素中毒あるいは酸欠等で倒れ、死に至った者が相当数あると考えられる。

（3） 損害額と焼損面積

平成2年中における火災による損害額は1,485億円で、前年に比べ80億円（5.6%）増加している。1日当たりの損害額は4億673万円、火災1件当たりの損害額は262万円、国民1人当たりの損害額は1,209円となっている。

建物焼損面積は167万㎡で、前年に比べ約6万㎡（3.5%）減少しており、建物火災1件当たりの焼損面積は48㎡で、ほぼ横ばいとなっている。

なお、平成3年上半年期の火災による損害額（概数）は811億円で、前年同期に比べ約20億円（2.5%）増加しており、また、建物焼損面積（概数）は92万㎡で、前年同期に比べ約2,000㎡（0.2%）減少している。

（4） 出火原因

平成2年中の火災の出火原因としては、失火によるものが依然として圧倒的に多く、3万8,915件で、全火災の68.9%を占めている。出火原因別では、こんろによるものが6,633件（全火災の11.7%）と最も多く、次いで、たばこの5,846件（同10.3%）、放火の5,284件（同9.4%）となっており、こんろが前年に引き続き、出火原因の第1位となっている。

また、放火が5,284件、放火の疑いが4,131件で両方合わせると9,415件（同16.7%）であり、前年に比べ461件増加している。特に、大都市地域（12

大都市）においては、放火（放火の疑いを含む。）による火災が全火災の27.3%を占め、その比率は他の地域よりも高くなっている。

2 地震災害及び風水害等

（1） 地震災害

平成2年中の有感地震は、750回（前年1,045回）で、前年より減少している。

平成2年中は、特に大きな被害を出した地震はなかったが、平成2年2月20日に発生した伊豆大島近海を震源とする地震で、東京都大島町において、崖崩れにより負傷者1人を出したほか、道路等に被害を生じた。

また、5月3日に発生した茨城県中部を震源とする地震では負傷者2名を出したほか、12月7日に発生した新潟県南部を震源とする地震では、負傷者はなかったが、震源地に近い新潟県高柳町を中心に、住宅、文教施設、道路等に被害があった。

（2） 風水害、火山噴火災害等

平成2年中の風水害、雪害等の異常な自然現象に伴う災害（地震を除く。）による死者・行方不明者は123人（前年96人）、負傷者は720人（同172人）であり、死者・行方不明者・負傷者とも増加している。また、公共土木施設等の被害額は前年より増加している。住家被害をみると全壊・流失は651棟（前年124棟）、床上浸水は24,271棟（同11,240棟）、床下浸水は125,975棟（同85,475棟）であり、いずれも前年より増加している。

平成2年中の主な災害を見ると、まず、6月2日から7月22日までの間の九州地方を中心とする豪雨により、死者32人、負傷者109人、被害総額3,713億円の被害を生じている。また、9月11日から9月20日までの間の近畿・中国・四国地方を中心とする豪雨及び暴風雨により、死者・行方不明者44人、負傷者197人、被害総額4,663億円の被害を生じた。さらに、9月26日から10月1日までの間の中部地方を中心とする豪雨及び暴風雨により、死者・行方不明者6人、負傷者24人、被害総額674億円の被害を生じた。

火山噴火災害については、平成2年7月から、雲仙岳で群発地震が発生

し、11月17日に噴火し、以後小康状態を保っていたが、平成3年2月12日に再噴火し、活発な状態が続き、5月15日以降には土石流・火砕流が発生し、多くの人的、物的被害が出ている。これに対し長崎県をはじめ雲仙岳周辺5市町で災害対策本部が設置され、国においても平成3年雲仙岳噴火非常災害対策本部を設置した。



雲仙岳噴火災害（長崎県）

3 その他の災害

平成2年中に石油コンビナート等特別防災区域内で発生した災害の件数は63件で、前年に比べ17件（37.0%）増加している。ここ数年大規模な災害は発生していないものの、なお年間60件前後の災害が発生しており、その内訳を見ると人的な要因によるものが多い。加えて、石油コンビナート等では、危険物施設の経年劣化、危険物等の貯蔵、取扱い形態の変化、新しい危険物の出現など災害の発生要因が増大する傾向にある。

また、臨海地区の再開発や有休地の有効利用を図るため、特別防災区域内にレイアウト施設等の不特定多数の人々が利用する施設が設置される例が増加しており、特別防災区域の利用形態が大きく変化しつつある。石油コンビ

ナート等災害防止法が施行された昭和51年以来最低であった主な事故としては、平成元年3月6日に水島臨海地区で発生した日本鉱業㈱水島製油所の重油間接脱硫装置の爆発炎上事故、同年7月10日に和歌山北部臨海北部地区で発生した大岩石油㈱青岸油槽所の屋外タンク爆発炎上事故等があった。

第3節 当面の諸問題

1 消防体制の整備

(1) 消防力の重点的整備

ア 常備消防体制の充実

火災の鎮圧、救急、人命救助等の消防活動においては、現場到着の時期がその成否を決するといっても過言ではなく、消防体制の整備に当たっては、初期出動体制の確保が最も肝要である。

加えて、近年は、危険物施設、高層建築物の増加等に伴う災害の複雑多様化に対応して、消防力の充実強化と予防査察体制の一層の充実が必要となってきた。また、救急業務についても、その需要が高まってきている。このため、これら消防需要に対応できる常備消防体制が全国の市町村で逐次整備されてきている。

この消防常備化の状況については、平成3年4月1日現在、常備化市町村数は3,043を数え、全国市町村数に対する常備化率は93.9%に達し、我が国の全人口の99.1%をカバーしているが、その大部分は昭和40年代後半に常備消防を発足させたものであるだけに、その体制の整備と強化を図ることが今後の課題といえよう。なかでも、小規模消防や組合消防は、財政基盤がぜい弱であること、職員の年齢構成の不均衡により将来人事管理上の支障が予測されること等運営上の問題を抱えているところも少なくない。

これらの問題は、消防機関、構成市町村等関係者の一層の努力と相互理解によって解決されるべきものと考えられるが、国や都道府県においても、諸施策の充実と適切な指導、助言に努めるとともに、組織の再編成による広域化を含め、長期的な視野に立った組織の在り方について検討することも必要である。

特に都道府県においては、これらの小規模消防や組合消防の個々の実状に即して、関係市町村間の調整、消防本部間の協力体制の確立、人事交流のあっせん等積極的な対策を講ずることが期待される。

イ 消防力の整備

近年の都市化の進展による地域生活環境の変化、また、これに伴う消防に対するニーズの増大、多様化等は消防力の整備の在り方に大きな影響を及ぼしてきており、消防機関としてこれらに適切に対応することが今日の急務となっている。したがって、消防施設及び人員の効率的、重点的な整備充実に配慮しつつ消防力の整備を更に一層進める必要がある。

消防機関の消防施設については、国の示す「消防力の基準」及び「消防水利の基準」を指針として、地域の実情に即し、逐年その整備が進められてきているが、今後における整備の方向としては、はしご付消防自動車、化学消防自動車、ヘリコプター等の整備を重点的に図り、高層建築物、地下街、危険物施設等における災害に対処する必要がある。

特に、ヘリコプターは、機動性、空中停止能力等の優れた性能を有しており、大規模災害、林野火災、集団救急事故等における消防機関の活動にとって極めて有効な装備であるので、引き続きその導入を進めていかなければならない。さらに、空からの的確な災害情報を即時に消防本部及び災害現場の消防車両等に動画像として電送する通信技術等を活用して、ヘリコプターテレビ電送システムによる災害情報の収集伝達機能の充実・強化を図る必要がある。

また、救助隊の編成、装備及び配置の基準に従った救助体制が早急に充実強化されるよう、救助工作車及び救助用資機材の総合的な整備を推進していく必要がある。

さらに、高度情報化社会に即応した適切で効果的な消防救急活動を行うため、災害地点及び通報地点等の確認、消防車両の選別等の指令管制に必要な情報、気象情報、消防水利、資機材、搬送可能病院等の支援情報の迅速な収集、伝達を行う消防緊急通信指令施設について昭和61年度から国庫補助対象事業として重点的に整備を推進しているところである。

一方、消防水利については、自然水利を積極的に活用するとともに、大規模地震対策等の観点から防火水槽や大型の耐震性貯水槽の設置を促進することが必要であり、これらと消火栓を適切に組み合わせて設置することにより、水利の多元化を一層推進する必要がある。

次に、消防施設とともに消防力の基幹をなす人員についてみると、消防職員は、平成3年4月1日現在で13万5,157人となっており、その充実強化が図られているが、今後とも地域の実情に即して、一層効率的、重点的な人員配置と機動力の強化に努めるとともに、災害の複雑多様化・大規模化に対応した教育訓練を更に充実し、消防職員の資質の向上を図らなければならない。

消防団員は、平成3年4月1日現在で99万1,566人となっており、団員数は現在なお減少の傾向にある。消防団は、常備消防と並んで地域社会における消防防災の中核であり、また、地域連帯の要であることから、今後とも消防団の機動力の強化、装備の充実及び団員の資質向上に努めるとともに、地域社会に対し、広報活動や交流活動の活発化により消防団活動への一層の参加促進を図る必要がある。

ウ 消防財源の強化

消防力は逐年整備されているものの、今後ますます大規模化し、複雑多様化することが予想される災害に対処して、市町村がその消防の責務を十分に果たすためには、なお一層消防力の整備を推進することが必要である。このため、消防力の充実強化の基盤となる消防財源については、地方交付税における消防費の基準財政需要額を逐年増額するとともに、国庫補助金や地方債資金の確保等従来から鋭意その増強に努めているところである。

また、昭和61年度には地域の特性に応じた災害に強いまちづくりを推進するため、地方債と地方交付税措置による防災まちづくり事業が創設されるとともに、平成2年度からは、都道府県や市町村が行う高度情報ネットワークを整備する事業についても、地域づくり推進事業の活用により、同様の財源措置が講じられている。

このように、これまで消防財源の強化が図られてきたところであるが、今後とも、国庫補助金の確保、地方債の活用等により、なお一層その充実を図っていく必要がある。

なお、平成元年度における市町村の消防費歳出決算額は1兆2,622億円(前年度比1,019億円、8.8%増)で、その普通会計歳出決算額に占める割合は

3.4%となっている。

(2) 消防職団員の教育訓練と処遇

ア 消防職団員の教育訓練

消防の業務は、近年、災害の複雑多様化、大規模化に対応して、質的にも量的にも大きな変容を見せている。これらの業務を的確に遂行していくためには、消防本部等で行われている日ごろの教育訓練の充実強化が重要であるとともに、消防学校及び消防大学校における専門的かつ高度の教育訓練が必要不可欠である。

消防学校の教育訓練の中で最も基本となる初任教育について平成2年度の受講状況をみると、新規採用者のうち初任教育を受けた者が91.8%となっているが、初任教育は、消防職員として最低限備えるべき基礎的知識と技能を修得させるものであり、新規採用者全員が初任教育を受講できるよう一層努力する必要がある。

また、消防学校においては、このほかに専門的かつ科学的な知識と技能を修得させるための専科教育、消防幹部としての管理能力のかん養を目的とした幹部教育を併せて実施している。これらの教育訓練の拡充を図るためには、施設の整備及び教材等の充実を図り、専門的な知識と技能を有する優れた教官の確保を図っていく必要があることはもちろんであるが、さらに、近年における災害の複雑多様化、救急救助等の消防業務の多様化、高度化に対応し、消防職団員の知識、技能の一層の向上を図るため、逐次消防学校の教育訓練の基準の見直しを行っているところである。

消防職団員に対し、幹部として必要な高度な教育訓練を行う消防大学校においては、逐年その教育内容の拡充強化を図ってきたが、消防大学校に対する教育需要は今後、質・量ともに一層増大する傾向にあり、これに対応するためには、今後とも人的、物的両面において整備拡充に努める必要がある。特に、教育訓練課程については、環境の変化に対応しながら、今後とも消防大学校における教育の拡充強化を図る必要がある。

また、近年の災害の複雑多様化・大規模化に的確に対応しつつ消防活動を展開していくためには、より実戦に即した規模及び活動環境の下で総合的か

つ効率的な実技訓練を行うことが必要であり、そのための体制を整備していくことが求められている。

イ 消防職団員の処遇改善

消防職団員の処遇は、勤務の特殊性や職務の危険性を十分考慮したものでなければならず、このためには勤務条件の改善はもとより、健康管理、安全管理にも十分配慮し、その改善を積極的に図らなければならない。

消防職員の処遇については、特に交替制勤務という勤務の特殊性及び職務の危険性等を考慮して、所要の人員の確保及び勤務体制の整備を図るとともに、①給料、手当等については、業務の特殊性に見合った適切なものとする、②4週6休制の実施を推進し、勤務時間の短縮を図ること、③仮眠室、食堂等の施設の整備等執務環境の改善を促進すること、④消防活動時の防護性を高めるため安全装備品（防火衣、防火靴等）の充実強化を図ること、⑤安全衛生管理体制の整備を図り、事故防止と健康管理に努めていくことを中心として、常に配慮する必要がある。

消防団員については、従来から、報酬、出動手当、公務災害補償、賞じゅつ金、退職報償金等の充実及び叙勲、各種表彰等の拡充などの諸施策を講じてきているが、消防団員は、自らの手で災害から郷土を守るため献身的な活動を行っていることにかんがみ、今後ともこの労苦にできる限り報いるよう引き続き処遇の改善を図っていく必要がある。

(3) 消防職員の高齢化対策の推進

消防職員の年齢構成は、60歳定年制の導入、消防司令以下の消防職員における特例退職共済年金の支給開始年齢の段階的引き上げ等により、今後ますます高齢化していくことが予想されるところであり、今後の消防活動の適切な水準を確保していくために検討すべき課題が生じている。

このため消防庁では、昭和61年10月に「消防職員高齢化対策検討委員会」を設置し、①消防装備の軽量化・動力化・安全化、②消防部隊の編成、消防戦術、③職員の人事管理について検討を重ね、昭和63年3月に報告書を取りまとめ、これに基づき、消防機関に対して、職員の高齢化対策の推進について指導しているところである。

消防職員の高齢化対策の一環として、職員がその能力を最大限に発揮できるよう中高齢職員はもちろん、若い世代の職員を含め、長期的な展望に立った体力錬成を計画的に推進するため、消防庁においては、平成元年度から「消防職員体力管理検討委員会」を設けて、消防職場における体力管理体制の在り方、体力錬成マニュアル等について検討を行っているところである。

今後、さらに職員の能力開発、適正な人事配置、市町村長部局との人事交流等の取り組み、消防装備の軽量化・動力化・安全化、高齢化の影響の少ない消防戦術の検討等、総合的な対策を推進し、活力ある消防組織体制を確立する必要がある。

(4) 消防団の活性化対策の推進

消防団は、既に述べたとおり、常備消防と並んで地域社会における消防防災の中核として重要な役割を果たしており、平成2年9月の台風第19号の暴風雨における消防団の活躍で示されたとおり、消火活動のみならず、多数の動員を必要とする大規模災害時の避難誘導、災害防ぎょ活動、地域に密着したきめ細かい予防活動、啓蒙活動等に大きな役割を果たしている。他面、近年の社会経済情勢の変化の影響を受けて、消防団についても団員数の減少、団員の高齢化等の問題が生じてきており、消防団の活性化を一層推進することが喫緊の課題となっている。

このため、消防庁では、昭和63年2月に「消防団活性化総合計画策定要綱」を定め、各市町村が消防団活性化対策を総合的、計画的に推進するよう指導しているところである。平成2年度においては、①市町村が消防団活性化総合計画に基づいて実施する施設・装備の整備について補助を行う「消防団活性化総合整備事業」を推進する、②地域住民の消防団に対する理解と認識を深めるために市町村が実施する地域交流活動等に必要となる設備・備品に対して助成する「ふるさと消防団活性化助成事業」を推進する、③「消防団を中核とした地域の消防防災活動の強化検討委員会」を設置し、特にサラリーマン団員の活動しやすい環境づくりについて具体的に検討を行う、④団員の処遇改善を図る、等の措置を講じたところである。平成3年度に国政モニタ

一を対象に実施した調査によれば、消防団の活性化方策としては地域住民に対する消防団の積極的PRが37.8%と最も多く挙げられており、以下、消防団員の処遇改善の推進、女性の消防団員への積極的登用が多かった。これらの提言も踏まえて、地域における消防団活動の一層の充実を図るため、特に青年層及び女性層の団活動への積極的な参加を促進するよう努めるとともに、団員の処遇改善を一層進め、引き続き消防団の活性化を推進していく必要がある。

2 救急体制の充実

(1) 救急業務の充実強化

救急業務は、平成3年4月1日現在、全市町村の94.6%に当たる3,066市町村が実施し、救急隊4,152隊、救急隊員4万8,787人で全人口の99.3%をカバーしており、ほぼ全国的に普及している。

救急業務は、現行法上、医療機関等に緊急に搬送する必要がある傷病者を救急隊によって搬送することとされ、「傷病者が医師の管理下に置かれるまでの間において、緊急やむを得ないものとして、応急の手当を行うこと」を含むこととされており、その応急の手当の内容は、「救急隊員の行う応急処置等の基準」(昭和53年消防庁告示第2号)において定められている。

従来、この基準に基づき、救急隊員により搬送途上の応急処置が行われてきたところであるが、近年、交通事故の増加傾向、高齢化の進展、疾病構造の変化等により、救急現場及び搬送途上において呼吸・循環不全に陥る傷病者が増加しているにもかかわらず、我が国のプレホスピタル・ケア(救急現場及び搬送途上における応急処置をいう。)の現状は、医師が関与することが少なく、また、救急隊員の行う応急処置の内容が比較的簡単に行えるものに限られていたことから、傷病者の救命率が欧米諸国と比べて十分なものでないことが指摘されてきた。

こうした状況を改善し、救急に対する国民のニーズの高まりに的確に対応するとともに、最近の医療機器の進歩等も踏まえつつ、プレホスピタル・ケアを充実し、傷病者の救命率の向上を図っていくことが、我が国の緊急の課

題であることから、救命率の向上を図る具体的方策について、医療関係者及び救急業務関係者等で構成される救急業務研究会に検討を依頼し、平成2年11月26日にその基本報告を得たところである。

基本報告では、医師が救急車に同乗し、救急現場に出動するいわゆるドクターカー方式をとることも有力な方策であるが、医師の確保が困難である現状においては、その全国的展開に限界があるため、救急隊員の行う応急処置等の範囲の拡大により対処することが現実的かつ効果的な方策であることが提言された。具体的には、救急隊員に対して新たに行うこととなる教育訓練を前提としつつ、応急処置等の範囲を拡大するとともに、特に、心肺停止状態に陥った傷病者に対する高度な応急処置については、国家資格制度が設けられたときには、救急隊員はこの資格を得て行うよう提言されたところである。

この新たな資格制度については、法律を制定して創設することとし、平成3年4月、救急救命士法(平成3年法律第36号)が制定されたところである(同年8月15日施行)。

一方、救急隊員の行う応急処置等の範囲の拡大については、平成3年8月に「救急隊員の行う応急処置等の基準」(昭和53年消防庁告示第2号)を改正し、その範囲の拡大が図られたが、このうち、心肺停止状態に陥った傷病者のそ生等のために行う高度な応急処置については、救急隊員が救急救命士の資格を取得して行うこととしたところである。

今後、救急救命士の養成を含めた救急隊員に対する教育訓練の充実、高規格の救急自動車・救急用資器材等の整備、医療機関との連携の一層の強化、住民に対する応急手当の普及啓発等を総合的、計画的に実施し、救急業務の高度化を早急に推進する必要がある。

また、傷病者の救命率の向上を図るためには、傷病者の搬送に長時間を要する地域を中心として、ヘリコプターを利用した救急搬送が極めて有効である。今後は、都道府県の区域に少なくとも1機以上の消防ヘリコプターを配備することを目標として、医療機関との連携体制等、救急搬送にヘリコプターが有効に活用されるシステムの整備を積極的に推進していくことが必要で

ある。

(2) 救急隊員の教育訓練の推進

救急隊員の行う応急処置等の範囲が拡大されたことに伴い、救急隊員に対する教育訓練の充実を早急に行うことが必要である。

まず、新たに拡大した救急隊員の行う応急処置等のうち、血圧測定、心電図伝送、自動式心マッサージ器を用いた心マッサージ等比較的軽易なものに対応する教育訓練について、平成3年8月、「消防学校の教育訓練の基準」

(昭和45年消防庁告示第1号)に追加したところであるが、拡大された応急処置等の早期実施のため、当該教育訓練が早急に実施されるよう各都道府県等の消防学校の教育訓練体制を整備することが必要である。また、高度な応急処置等を行うことができる救急救命士の資格を有する救急隊員を早急に養成するため、都道府県の共同出資により、財団法人救急振興財団が平成3年5月に設立され、平成3年度より、全国の救急隊員を対象とする高度かつ専門的な教育訓練が開始されたところである。今後においては、引き続き、同財団による教育訓練施設の整備等を進め、救急救命士の資格を有する救急隊員の計画的な養成を図っていく必要がある。

(3) 救急用資器材等の整備

救急隊員の行う応急処置の範囲が拡大されたことに伴い、拡大された新たな応急処置を実施するために必要となる救急用資器材等の計画的な整備を図ることが必要である。このため、高規格の救急自動車、高度救命処置用資器材、傷病者情報伝送装置等、高度な応急処置等を行うために必要な装備等を整備する事業に対し、平成3年度に「救急高度化推進整備事業」を創設してメニュー方式による国庫補助を行っているところであるが、今後、引き続き、救急業務の高度化に対応した高規格の救急自動車、救急用資器材等の整備を一層推進する必要がある。

(4) 救急医療体制の整備

傷病者の救命率を向上させるためには、救急医療機関が適切に配置され、救急現場から傷病者の症状に応じた適切な救急医療機関へ迅速に搬送することが必要である。傷病者を収容する救急告示医療機関の数は、平成3年4月

1日現在、5,592箇所であるが、今日の多様化した救急医療に対応するためには、箇所数、診療科目等の面で一層の充実が必要である。

また、昭和52年度から、休日や夜間に発生する救急患者や重篤救急患者に対する医療を確保することを目的として、初期、第2次、第3次の救急医療施設の整備が推進されており、また、各救急医療施設の応需体制に関する情報を常に把握し、傷病者の症状に応じた適切な搬送医療機関を指示できる救急医療情報システムの整備が進められている。今後とも、この体制の整備及び運用の円滑化を一層推進するとともに、高度な応急処置等を円滑に実施し、傷病者の救命率の向上を図るため、消防機関と医療機関との一層の連携強化を図る必要がある。

(5) 住民に対する応急手当の普及

救急隊が現場に到着する前に、一般住民による応急手当が適切に実施されれば、救急率の向上に大きな効果があることから、住民の間に応急手当の知識と技術が広く普及するよう実技指導の強化等に一層努力していくことが重要である。このため、消防機関においては、昭和57年に制定された「救急の日」及び「救急医療週間」を中心に、応急処置講習会や救急フェア等を開催し、住民に対する応急手当の普及等に努めているところであるが、今後さらに医療機関との緊密な連携の下に、あらゆる機会をとらえてその推進を図る必要がある。今後においては、財団法人救急振興財団等とも協力しつつ、普及啓発広報車及び蘇生訓練用シミュレーター等の普及啓発用資器材の配備を推進するなど、住民に対する応急手当の普及啓発を一層推進する必要がある。

(6) 患者等搬送事業の指導育成

患者等搬送事業者については、搬送中における患者等の容体急変時の対応や感染防止対策等が十分なされていないなどの患者の安全搬送の面から、その運用管理の問題点が指摘されていた。そのため、消防庁では、平成元年10月に「患者等搬送事業指導基準」を定め、利用者の安全性及び利便性を確保する観点から、消防機関が患者等搬送事業を指導する全国統一的な基準を設けるとともに、「患者等搬送事業認定基準」を定め、指導基準に適合する事

業者を広く住民に周知するための消防機関の事務処理基準を設けたところである。消防機関による患者等搬送事業者の認定状況は、平成3年9月末現在で、36消防本部が58社60事業所を認定している状況であるが、今後、患者等搬送事業の実態を踏まえ、これらの基準に基づき、事業者の質的向上に努めていくことが求められている。

3 救助体制の整備

消防機関の行う救助活動は、火災をはじめ、交通事故、水難事故、風水害等の際に要救護者の生命、身体の危険を排除するために行われており、平成2年度中の救助活動件数は、2万2,224件、救助人員は、2万2,595人となっている。

昭和61年には、このような状況を踏まえ、消防機関の救助体制の整備を図るため、市町村は自治省令で定める基準に従い、人命の救助のため必要な特別の救助器具を装備した消防隊を配置するものとする消防法の改正が行われ、当該自治省令として、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」が制定され、昭和62年1月1日から施行された。

これを受け、消防機関の救助体制の整備充実を図るため、昭和62年度においては、新たに救助工作車や救助資機材に対する国庫補助制度（救助資機材等総合整備事業）を創設し、救助隊の整備を促進するとともに、救助活動を行うに当たっての基本的な指針である救助活動に関する基準の制定を行い、昭和63年度においては、救助器具の基本的な取扱い及び操作並びに救助操法の基本を定めた消防救助操法の基準の改正を行ったところである。今後、市町村においては、早期に省令の基準に到達するよう救助隊の計画的な配置に努め、救助活動実施体制の整備を図っていくことが緊急の課題である。

また、一方、救助体制の整備に伴って救助隊員の資質の向上を図るため、平成元年6月には、「消防学校の教育訓練の基準」（昭和45年消防庁告示第1号）を改正（平成2年4月1日施行）し、救助活動に関する講習内容の充実強化を図ったところである。今後、各消防学校においては、この新しい基準に基づく教育訓練実施体制を速やかに整備することが必要である。

消防機関の行う救助活動は、社会事象の複雑多様化、経済活動の拡大を反映し、年々増加の一途をたどり、交通事故をはじめ、火災、水難事故、風水害等に幅広く及んでおり、この観点から、消防庁では、平成元年度から「各種災害別救助活動実施要領検討委員会」を設けて、各種災害ごとに具体的な救助活動要領を示した活動マニュアル等について検討を行っているところである。

4 防災体制の強化

（1）防災に関する組織・計画の整備等

ア 地方防災会議の機能の充実強化

地震、風水害等の災害から国土並びに国民の生命、身体及び財産を守るため、災害対策基本法に基づき、国、都道府県及び市町村にそれぞれ防災会議が設置され、防災計画の作成等、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通ずる総合的な防災体制の整備が進められてきた。

都道府県及び市町村が設置する地方防災会議は、それぞれの地域において防災関係機関が行う防災活動の組織化、計画化を図るための総合調整機関である。近年、防災体制の一層の強化を図るため、地方防災会議の中に、震災対策部会、原子力防災部会、救急医療部会等の専門部会が設けられ、機能の充実、強化が図られているが、とりわけ災害時には防災関係機関相互、地方公共団体内の部局相互の連携が極めて重要であることから、地方防災会議を積極的に開催するとともに、その総合調整機能の一層の強化が望まれる。

イ 地域防災計画の見直しの推進

地域防災計画は、地方公共団体の総合的な災害対策の基本となるものであり、住民の防災活動の指針として、また、災害に強い安全な地域社会づくりや発災時の迅速かつ適切な応急対策の実施に大きな役割を果たすものであるが、その実効性を確保するためには、社会環境等の変化に対応して、常に点検を加え、必要に応じて修正することにより、常時具体的、実戦的なものと

しておく必要がある。

このため消防庁としては、昭和62年6月30日付け消防庁次長通知「地域防災計画の見直しの推進について」により、地方公共団体に対し、地域防災計画の積極的な見直しを図るよう指導しているところであるが、地域防災計画の内容のより一層の充実を図っていく必要がある。

ウ 災害弱者対策の推進

地震、風水害などの自然災害や火災が起きたとき、心身障害者や高齢者等のいわゆる災害弱者を救難、救護したり、災害発生のおそれがあるとき、事前に避難させたりするにはどうすればよいかは、安心して暮らせる地域をつくっていく上で、極めて重要である。さらに、近年の高齢化の進展を考えるとその重要性は一層高まるものと思われる。

災害弱者対策を推進するには、まず、地域における災害弱者の状況を的確に把握した上で、消防機関や社会福祉施設等の職員、それに自主防災組織が中心になって地域の实情に応じた支援体制をつくることが不可欠である。

そのため消防庁では、風水害対策の強化について地方公共団体を指導する際、特に、災害弱者の避難体制に十分配慮するよう求めているところであり、また、昭和63年度には、「災害弱者の防災対策推進に関する調査研究」を行い、災害弱者対策のあり方を検討するとともに、災害弱者対策を地域防災計画にどのように取り入れるかのモデルプランを示した。さらに、平成元年度においては、財団法人消防科学総合センターと協力して、聴覚障害者向けに手話通訳付き防災啓発ビデオを、平成2年度には、視覚障害者向けに防災点字読本及びテープを作成・配布し、災害弱者対策の一層の推進に努めているところである。

(2) 情報通信体制の整備

あらゆる災害に備え、迅速かつ的確な情報の収集・伝達を行う体制を確立するためには、次のような消防防災無線通信ネットワークの整備促進と機能の充実強化を図るほか、情報収集伝達体制の強化を図ることが重要である。

ア 消防防災無線通信ネットワークの整備促進と機能の充実強化

消防庁と都道府県を結ぶ消防防災無線には、47都道府県と結ぶ地上通信

系と一部の県とを結ぶ衛星通信系がある。衛星通信系については、大規模地震対策の一環として、地上通信系の補完回線網として東海地域及び南関東地域の各県に対し整備を推進し、消防庁と8県との間で運用中であるが、今後は、現在、地方公共団体が進めている地域衛星通信ネットワークの活用も図る必要がある。

都道府県と市町村を結ぶ防災行政無線については、昭和48年度から国庫補助制度を設け整備の促進を図ってきた結果、44都道府県が運用中、3県が整備中である。今後は、高度情報化に対応して、その再整備に当たっては、防災行政無線の機能の高度化や信頼性の向上を図るため、現在、地方公共団体が進めている地域衛星通信ネットワークの活用を図る必要がある。

市町村と集落を結ぶ防災行政無線については、昭和53年度から国庫補助制度を設け整備の促進を図っているところであるが、平成3年3月末現在の整備率（同報系）は48.2%にとどまっているので、今後一層その整備の促進を図る必要がある。特に、同報系の整備に当たって、屋外拡声装置のみでは聞き取りにくい地域については、屋外拡声装置のほか戸別受信機の活用が望ましい。

また、市町村の消防機関の通信施設である消防・救急無線及び有線による専用回線等の通信施設については、消防機関の常備化の進展に伴い着実に整備が進んでいる。今後は、高度情報化に対応して、その整備又は再整備に当たっては、機能の高度化や信頼性の向上を図る必要がある。特に、緊急時における迅速かつ的確な処理を行うために消防緊急通信指令施設や消防・防災のためのヘリコプターテレビ伝送システムの整備の促進を図る必要がある。

イ 情報収集伝達体制の強化

災害時の応急対策を実施する上で、極めて重要となるものは、気象情報等の収集・伝達、住民に対する避難の勧告・指示の伝達、被害状況等の把握などである。これらの災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達できるようにするためには、都道府県、市町村、消防機関、警察等の関係する各防災関係機関相互の連携を強化するとともに、防災行政無線、有線放送、サイレン、広報

車、消防職・団員の巡回等による住民への伝達手段についてハード・ソフト両面から絶えず点検を行う必要がある。特に、夜間・休日等における緊急時の情報連絡体制の強化を図る必要がある。

さらに、災害の発生に際し、住民に対して予警報、避難指示等を迅速、的確に伝達できるよう、あらかじめ住民への情報伝達の手段、手順、ルート等を定め、これを地域防災計画に明示するとともに、住民に周知徹底しておく必要がある。

5 広域応援体制の整備

地震、風水害、林野火災等の大規模災害やコンビナート火災等の特殊災害に際し、市町村あるいは都道府県の区域を越えて消防力等の広域的な運用を図り、これらの災害に適切に対応できるよう地方公共団体間等の広域応援体制の強化を図る必要がある。

広域応援体制としては、まず、消防組織法においては、消防に関する市町村間の相互応援協定の制度のほか、大規模災害、特殊災害による非常事態の場合において緊急措置を講じる必要があるとき、都道府県知事は、市町村長等に対し、災害防ぎょ措置に関し指示することができ、さらに、消防庁長官は、都道府県知事の要請により他の都道府県知事に対し、災害発生市町村への消防応援のため必要な措置をとることを求めることができることとされている。

消防庁では、昭和63年に各消防機関及び都道府県に対し、①消防広域応援基本計画の作成、②派遣要請システムの整備、③代表消防機関の設置、④応援情報リストの整備等、消防広域応援体制の整備を速やかに推進するよう指導するとともに、消防広域応援体制の整備に資するため災害種別に応じた活動マニュアルとして、昭和62年度に「林野火災活動マニュアル」、昭和63年度に「風水害活動マニュアル」及び「地震災害活動マニュアル」、平成元年度に「石油コンビナート等災害活動マニュアル」を作成し、各消防本部及び各都道府県知事に通知している。

また、災害対策基本法においては、市町村長等相互間、都道府県知事等相

互間及び市町村長等から都道府県知事等に対して応援を求めることができることが定められている。

平成3年4月1日現在、都道府県間の広域防災応援協定は5件締結されているが、これらの応援協定については、その内容を具体的、実戦的なものにするなど、より一層の充実を図る必要がある。また、協定未締結団体に対して締結促進を図る必要などから、消防庁では、広域防災応援のマニュアルや応援協定のモデルを作成し、適切な協定の締結を指導している。

なお、広域的な消防防災体制の強化に当たっては、今後、こうした広域応援体制の整備を推進するとともに、併せて必要資機材の備蓄、合同訓練の実施、無線通信体制の強化及び地震、火山、風水害等の災害別の広域応援活動マニュアルの整備を行う等、発災時において広域応援の的確な運用を図る上で必要な対策をあらかじめ講じておく必要がある。

さらに、大規模災害をはじめ、林野火災、救急救助活動等においては、ヘリコプターの活用が極めて有効であることから、ヘリコプターを迅速かつ的確に活用しうる体制の整備が強く望まれているところであり、今後、消防防災ヘリコプターを増強するとともに、全国的な広域航空消防防災体制を構築することにより、広域応援体制の充実を図る必要がある。

6 風水害対策等の推進

(1) 風水害対策の推進

台風、集中豪雨等による風水害は、毎年のように我が国の広い地域で大きな被害をもたらしている。

このため、各地方公共団体は、防災関係機関と連絡調整を図りつつ、災害危険箇所の把握、避難場所及び避難経路の確保、気象予警報、雨量、河川の水位状況等各種情報の的確な把握及びこれに基づく適切な避難の勧告・指示等警戒避難体制の強化に努め、これを地域防災計画に明示するとともに、広報紙等様々な手段により住民への周知の徹底を図る必要がある。

また、風水害による被害を最小限にとどめるためには、住民自らの災害に

に対する備えが不可欠であり、住民への防災知識の普及啓発に努めるとともに、自主防災組織の育成強化を進める必要がある。

(2) 土砂災害対策の推進

近年、昭和57年の長崎豪雨災害、昭和58年の島根豪雨災害、昭和61年の鹿児島市における梅雨前線豪雨、昭和63年の広島県加計町における土石流、平成元年の川崎市における崖崩れ、平成2年6月下旬から7月上旬にかけての九州地方を中心とした梅雨前線豪雨など、豪雨に伴う崖崩れ、地すべり、土石流といった土砂災害により、多くの人的被害が生じており、風水害対策の中でも特に土砂災害の防止、被害の軽減を図ることが緊急の課題となっている。

このため、昭和63年3月15日、中央防災会議において、「土砂災害対策推進要綱」が決定され、国の関係省庁、地方公共団体及び関係公共機関等が一体となって総合的な土砂災害対策に取り組むこととされたところであり、消防庁としても、同日付けで「土砂災害対策の強化について」の長官名通知を発し、地方公共団体に対し、人命の安全の確保を最重点として土砂災害対策の充実強化に努めるよう指導しているところである。

土砂災害の発生するおそれのある地方公共団体においては、これらの要綱及び通知の趣旨を踏まえ、地方防災会議の充実等の総合的な土砂災害対策推進体制の整備、情報収集・伝達体制の整備、警戒・避難基準の設定等による警戒避難体制の強化、二次災害防止対策の強化など、総合的な土砂災害対策の推進に努める必要がある。

(3) 活動火山対策の推進

我が国には、現在83（北方領土を含む。）の活火山があり、近年、三宅島、伊豆大島の噴火や雲仙岳の噴火等大規模な火山噴火が続いている。火山噴火災害の態様は、溶岩の流出をはじめとして、爆発、火砕流、噴石、ガスの流出、降灰、土石流、泥流など多岐にわたっている。

このため、活動火山対策については、従来から活動火山対策特別措置法に基づき、諸施策が講じられているが、特に、噴火災害による人的被害の発生を防ぐためには、火山観測体制の強化とともに、地域防災計画の整備充実、

関係機関との連携、防災行政無線の整備、避難体制の整備、観光客対策の整備並びに防災訓練の実施等に努めることが必要である。また、周辺地方公共団体が複数存在する火山については、関係地方公共団体が連携して対策に取り組むことができる広域的な防災体制の確立に努める必要がある。

7 震災対策の推進

(1) 震災予防体制の整備

大規模な地震の発生が予知されることを前提として、昭和53年6月、大規模地震対策特別措置法が制定された。同法の規定に基づき、地震防災対策強化地域に指定された6県168市町村においては、予想される東海地震の発生に備え地震防災強化計画を作成し、地震防災応急対策、各種施設整備等それぞれの地域の実情に即した震災予防体制づくりを計画的、総合的に推進しており、その周辺地域においても地震防災対策強化地域に準じて震災予防対策を進めている。

また、人口、産業、都市機能の集積が著しい南関東地域においては、昭和63年12月6日の中央防災会議において決定された「南関東地域震災応急対策活動要領」を踏まえ広域的応援体制の確立、南関東地域をとりまく周辺地域も一体となった防災訓練の励行等の対策強化を図っている。

今後は、更にこれらの地域に係る地震予知のための研究・観測体制の強化を行うとともに、地震災害の防止及び被害の軽減のため、都市防災化の推進、防災体制の整備、防災知識の普及、防災訓練の実施などの震災予防対策の充実を図っていく必要がある。

国並びに地震防災対策強化地域及びその周辺地域の地方公共団体では、大規模な地震が発生した場合に備えて、昭和54年以降、毎年総合的な防災訓練を防災週間の主たる行事として、9月1日（防災の日）を中心に実施している。また、南関東六都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市及び川崎市）においては、相互の協力連携体制の充実強化等を目的とする合同防災訓練を実施している。

これらの訓練は、逐年、訓練規模の拡大、訓練内容の充実が図られている

が、今後とも、防災関係機関のほか事業所、自主防災組織等の積極的な参加及び協力による地域社会を含めた防災体制の確立を図るよう、なお一層の指導の強化を図っていく必要がある。

また、これらの地域以外の地域においても、防災知識の普及活動、防災訓練の実施、震災対策施設の整備等各般の施策が推進されている。

また、昭和60年度から昭和62年度にかけて地震災害の予防、応急対策及び復旧の各般にわたる震災対策計画策定マニュアルを消防庁に委員会を設置して作成し、都道府県及び市町村に示して「震災対策編」の策定について指導を行っているところであり、全国の33都道府県において、地震災害の広域性、複合性等にかんがみ、地域防災計画において他の災害と区分して「震災対策編」を定めている。平成3年度においては、地方公共団体がを行っている地震防災訓練の現状と問題点を把握し、実践的な地震防災訓練方法のあり方について検討並びに南関東地域に係る大規模な地震対策における避難対策上の問題点及び災害対策本部における情報処理についての検討を行っており、震災対策の一層の充実強化を図ることとしている。今後とも、自主防災組織の育成強化、無線通信網の整備等による情報伝達体制の整備、広域的な応急活動体制の確立等を重点に震災対策を総合的に進めていく必要がある。

(2) 震災対策のための消防用施設等の整備の強化

大規模な地震の発生時に消防活動を有効に行うためには、消防用施設、通信施設等の整備強化を図っていくことが重要である。

震災対策のための消防用施設等の整備強化については、昭和47年度以降、耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ、電源車、震災救援車等大震火災対策施設等の整備について順次補助を行い、その充実を図ってきた。特に、地震防災対策強化地域については、昭和55年5月に成立した地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律に基づき、消防施設強化促進法第3条に規定する消防施設のほか小型動力ポンプ積載車、可搬式小型動力ポンプ及び耐震性貯水槽について国の負担又は補助の割合の特別措置等を講じ財政負担の軽減を図り、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を計画的に推進している。

また、地震災害に伴う災害情報等の的確かつ迅速な情報交換を図るため、防災行政無線等の整備も進めている。

8 防災意識の高揚と自主防災体制の確立

(1) 防災意識の高揚

平成2年中の火災を原因別にみると失火が全体の70.6%を占めていること、地震時において出火等の二次災害を防止したり風水害時において迅速に緊急避難等を行うためには、地域住民の一人ひとりが適切に行動することが基本となることなどからみてもわかるように、災害に強い安全な地域社会をつくるためには、国民の防災意識の高揚に待つところが極めて大きいといつてよい。そのため、家庭、職場を問わず国民一人ひとりが常に防災に関心を持つとともに、それぞれが災害を他人事とは受けとめずに日ごろから自主防災の意識を持ち、災害が発生した場合、的確に対処できるよう防災に関する基礎知識を身につけておくことが大切である。

このような観点から、消防庁では、年間を通じてテレビ放送を利用した啓発を行っているほか、毎年春秋2回の全国火災予防運動、「防災週間」(8月30日から9月5日)、「119番の日」(11月9日)などあらゆる機会をとらえて、国民の防災意識の高揚を図っている。また、毎年、安全功労者及び防災功労者に対して内閣総理大臣表彰及び消防庁長官表彰を行っている。

また、防災に関する知識・技能を楽しみながらしかも実際に役立つ形で修得するには、災害の状況を再現し、その中で適切な対処の仕方を学ぶ体験型学習施設が大きな効果を発揮すると考えられることからこうした施設の整備を推進する必要がある。

今後とも国民の防災に対する関心を喚起し、防災知識の普及に努める必要がある。

(2) 地域の自主防災体制の強化

住民が防災活動を行う場合、各自がばらばらに行動するのでは大きな効果が期待できない場合でも、地域の住民が一致団結し、組織的に行動することによりその効果が高められることが多い。したがって、消防機関をはじめと

する防災関係機関のみならず、住民、事業所等も加わった地域ぐるみの防災体制を確立することが必要である。特に、大規模災害時には、電話が不通となり、道路、橋りょう等は損壊し、電気・ガス施設、水道管等が寸断され、また、消防機関等の活動は著しく制限されることが予想される。このような状況下では、地域住民の一人ひとりが「自分たちの地域は自分たちで守る」という固い信念と連帯意識の下に、組織的に、出火の防止、初期消火、情報の収集伝達、避難誘導、被災者の救出救護、応急手当、給食給水等の自主的な防災活動を行うことが必要不可欠である。

このような自主的な防災活動が効果的かつ組織的に行われるためには、地域ごとに自主防災組織を整備し、平常時から、災害時における情報収集伝達・警戒避難体制の整備、防災用資機材の備蓄等を進めるとともに、大規模な災害を想定しての防災訓練を積み重ねておくことが必要である。

また、地域の防火防災意識の高揚を図るためには、地域の自主防災組織（平成3年4月1日現在、6万2,996組織、1,720万4,279世帯）の育成とともに、婦人防火クラブ（同1万4,434団体、239万3,421人）、少年消防クラブ（平成3年5月1日現在、6,195団体、55万5,144人）、幼年消防クラブ（同1万1,136団体、101万3,642人）等の育成強化を図ることも重要である。



自主防災組織の訓練（神奈川県横浜市）

なお、防火防災訓練の際の負傷者等に対する災害補償を行うため、昭和56年度から防火防災訓練災害補償等共済制度が設けられており、今後、この制度を有効に活用していくことが必要である。

（3）事業所の自主防災体制の強化

事業所における防災体制として、百貨店、ホテル、病院、社会福祉施設、地下街等一定の防火対象物、一定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う事業所及び石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所においては、消防用設備等の設置や施設の規制等の防災対策に加えて、資機材等を備えた自衛消防組織や自衛防災組織等の設置により防災対策の万全を図ることとしている。これらの施設の自衛消防組織等は、防災教育、訓練等により、その充実強化に努めるとともに、地域社会の一員として、他の防災組織等と緊密な連携を図り、地域全体としての防災活動に積極的に協力していくことが必要である。

また、このような自衛防災組織等の設置が義務付けられていない事業所においても自主的な防災組織が設置される場合が多くなってきているが、地域防災体制の充実のためにもその設置が望まれる。

消防機関をはじめとする防災関係機関も、それぞれの事業所と密接な連絡を取り、その実態に即した事業所の自主防災体制の育成強化に努める必要がある。

9 予防行政の充実

（1）違反対象物への違反是正指導の推進

消防法は、防火対象物の用途、規模等に応じて消防用設備等の設置及び維持を義務づけており、特に不特定多数の者が利用する特定防火対象物については、既存の対象物でも現行基準を適用するなど、特に厳しい義務づけを行っている。しかしながら、防火対象物の中には、消防法の規定に違反し消防用設備等の整備が十分でないものがあることから、これらの違反対象物については措置命令等必要な措置を講ずることにより、早急に違反状態の是正を

図る必要がある。

このため、消防庁では昭和58年度から、消防機関による違反処理事務を助言、指導するための専門職である違反処理指導官を置くとともに、違反処理マニュアルの作成、都道府県ブロック会議の開催等により、悪質な違反対象物の一掃を図るよう指導してきたところである。

この結果、昭和58年12月に1,296件あった特に重大な違反のある特定防火対象物が平成3年3月には164件に減少するなど大きな効果をあげているところである。しかし、繰り返しの指導にもかかわらず、いまだに是正されない対象物もあるので、措置命令を発する等必要な措置を的確に講ずることにより今後より一層の指導の徹底を図る必要がある。

なお、消防用設備等の整備を促進するため、政府関係金融機関等による融資制度の活用についての周知を図るとともに、地方公共団体に対しても消防用設備等の設置に係る融資制度等の整備を指導しているところである。

(2) 消防用設備等の維持管理の徹底

消防用設備等については、火災の際に有効に機能するよう設置の後も十分な維持管理を行うことが極めて重要である。そのためには、維持管理の前提となる点検を確実に実施することが必要であることから、消防用設備等については点検制度が設けられ、定期的な点検の実施と点検結果の報告が義務づけられているところであるが、点検の実施状況はいまだ十分とはいえない状況にある。

そこで、防火対象物の関係者に対して点検の重要性を認識させるとともに、講習等を通じて消防用設備等の点検を行う者の資質の向上を図り、また、消防用設備等の多様化や技術革新に柔軟に対応できるような点検方法の導入を検討するなど、点検制度のより一層の充実強化を図ることが必要である。

そのための方策の一つとして、平成3年度から、消防用設備等の点検を行った者が法令に基づき適正な点検を行った証として点検済票を消防用設備等に貼付する消防用設備等点検済表示制度（点検済ラベル貼付制度）を導入し、これにより、点検実施についての責任を明らかにするとともに、防火対

象物の関係者の適正な点検の励行に対する認識を高め、消防用設備等の適切な維持管理の徹底を図ることとしている。

(3) 防火基準適合表示制度の普及による防火安全対策

昭和55年11月20日に発生した栃木県川治プリンスホテル火災は、屋間に発生した火災であったにもかかわらず、死者45人、負傷者22人という、わが国の旅館・ホテル火災としては最大の被害者を出す大惨事となった。この火災を契機として、防火対象物の防火安全対策の状況について広く国民に情報を提供する必要があるとの声が高まり、昭和56年度から、多数の者が利用する特定の防火対象物を対象として、一定の防火基準に適合する施設には「適マーク」を交付する「防火基準適合表示制度」（「適マーク制度」）が発足した。消防庁では、当初旅館・ホテルを中心として全国一斉に制度の推進を図ってきたが、昭和58年度からは、全国一斉に実施する対象を劇場、映画館、公会堂、集会場、百貨店、マーケット等にも拡大し、この制度の充実を図ってきたところである。

しかし、昨年3月に発生した兵庫県尼崎市の長崎屋尼崎店火災においては、「適マーク」が交付されていた防火対象物であったにもかかわらず、死者15人、負傷者6人が発生した。この教訓を踏まえ、適マーク交付の基準に避難施設等の自主チェック体制等を加えるとともに、適マーク返還に関する規定の整備を行うほか、2年以上継続して表示基準に適合していると認められる防火対象物には、その旨を表示する等制度の改善充実を図ったところである。これにより平成3年6月30日現在、全体の50.7%に当たる474の消防本部において要綱等が改正され、新たな適マーク制度が実施されている。

平成3年3月31日現在の適マーク交付率は、劇場・映画館等にあつては61.2%、公会堂又は集会場にあつては63.7%、百貨店等にあつては55.1%、旅館・ホテル等にあつては83.0%となっており、利用者に対する情報提供制度として国民の間に広く浸透し、防火対策の充実にも大きな成果をあげている。今後ともこの制度を一層推進し、この種の防火対象物における防火安全対策の徹底を図っていく必要がある。

(4) 自動通報システムの構築

火災による被害を最小限に抑えるためには、できる限り早期に消防機関に通報し、消防機関が迅速に消火・救助活動を行うことができるようにすることが重要である。

このような観点から、消防庁では、電話に代わり、火災情報をワンタッチの押しボタン操作により、又は自動火災報知設備と連動して消防機関へ通報できる非常通報装置の普及を社会福祉施設等を中心として推進しているところである。

これからの消防防災対策を考える場合、従来の119番通報のように、関係者からの通報を前提とした受動的なシステムと併せて、住宅を含む全防火対象物の火災情報等を通信回線等を介して消防機関が積極的に把握するとともに、機動的に対応することができる新たなシステム（自動通報システム）の構築を検討することが必要である。

また、併せて本格的な高齢化社会の到来を迎え、ますますその重要性を増すものと考えられる救急業務のより一層適切かつ迅速な実施を図るため、高齢者、身体障害者、寝たきり老人等との間に119番通報に代わる新たな緊急通報システムを構築する必要がある。

このような観点から、これまで、自動通報システムを導入すべき防火対象物の範囲、通報される情報の内容、消防体制等のソフト面及び本システムの構成・機能、通信回線の選択等のハード面の両面について調査研究を行ってきたところであるが、さらに実際にシステムを導入する際の法制や経済性、点検・維持管理の方法の検討を進めるとともに、システムの仕様の具体化を図り、自動通報システムの構築に係るガイドラインを作成することとしている。

なお、緊急通報システムについては、平成元年度から「災害弱者緊急通報システムモデル事業」を創設し、その普及促進に積極的に取り組んでいるところである。

(5) 大規模建築物群等における防火安全対策の推進

近年、土地の高度利用を図るため建築物が大規模化する傾向にあり、これ

とともに用途も複雑化し、その利用形態も多様化している。また、都市の再開発により、小都市としての機能を有する大規模建築物群が出現しており、これらの建築物は相互に関連して利用される傾向にある。このような建築物においては、防災上の情報量及び情報相互の関連の重要性が増大するとともに、多用途化に伴う利用形態の複雑化が進行しており、日常時の防火管理はもとより火災等の災害時において要求される対応も高度化・複雑化している。

今後このような大規模建築物群等が増加することが予想されることから、実態に即応した総合的かつ合理的な防火安全対策の確立を図ることが重要である。

このため、①複数の用途を有する大規模建築物又は相互に関連する大規模建築物群における最適な防火管理のあり方、②防災上の情報量等の増大、多用途化による利用者の多様化等に適切に対応することのできる防災センターのあり方、③情報の処理、表示、伝達、通報、連絡等に係る総合的な消防防災システムの構築、④防災センターに勤務する防災要員の資質の向上、⑤大規模建築物群等に設置される消防防災システムの最適な運用のあり方について調査研究を行い、これらを踏まえ、大規模建築物群等における総合的かつ合理的な防火対策についての指針を作成することとしている。

また、このような大規模建築物群等には、通常インテリジェントビルと称されるものが多いことから、防災設備面についても最新のエレクトロニクス技術等を活用し、建築物の形態、一般設備の設置状況等とも関連づけた防災設備に係るハード面及びその運用に係るソフト面の両面から、当該建築物全体として総合的かつ有機的に機能するような消防防災システムの整備を推進していく必要がある。

消防庁では、昭和61年12月に「消防防災システムのインテリジェント化推進要綱」を定め、消防防災システムのインテリジェント化を志向した新しいシステムについて、建築業界、電子機器業界、防災機器業界その他広く関係者の開発意欲を一層刺激するための諸施策を展開していくことにしている。

(6) 共同住宅の形態の多様化に対応した防火安全対策の推進

最近における共同住宅は、高層化が著しく、また、シルバーマンション、リゾートマンション等様々な構造や利用形態のものが出現し、居住形態が多様化するなど、従来の共同住宅と比べ大きく変化しつつある。

一方、木造3階建築物については、先般の日米木材交渉においても取り上げられたところであり、今後、我が国においても、木造3階建築物が個人住宅のみでなく共同住宅等として建設されようとしている。

これらの共同住宅は、消防法令において防火管理、防災物品の使用及び消防用設備等の設置が義務づけられているが、個人の住居の集合体であることから、従来、一定の条件を満たすものにあっては、特例を認めてきたところである。

このような状況を踏まえ、共同住宅の防火安全性を確保するため、その利用形態、建築構造等に応じた出火防止、火災の早期発見、初期消火、通報連絡、避難・誘導、消火救助活動等についての調査研究を行い、共同住宅の利用形態、構造等に応じた効果的な防火安全対策のあり方についての指針を作成することとしている。

(7) 物品販売店舗、病院・社会福祉施設、旅館・ホテル等における防火安全対策の推進

物品販売店舗等は火災が発生し、いったん拡大した場合には多大な人命損失の危険性を有するものであり、消防用設備等の適正な設置、維持、管理、防火管理体制の充実、整備等が特に重要である。平成2年3月に発生した兵庫県長崎屋尼崎店火災においては、当該店舗が防災対策について一定の水準を確保し、適マークが交付されていた防火対象物であったにもかかわらず、死者15名負傷者6名の犠牲者を生じた。このため消防庁では、この火災における教訓を踏まえ「物品販売店舗等における防火安全対策検討委員会」を設け防火安全対策のあり方について検討を行い、消防設備等の設置、防火管理体制の充実・整備等ハード、ソフトの両面から制度の見直しを行ったところである。今後とも、物品販売店舗をはじめ病院・社会福祉施設、旅館・ホテル等における防火安全対策の充実を図るため、特定防火対象物に対する消防

用設備等の設置を促進する必要がある。特に物品販売店舗等及び病院等についてはスプリンクラー設備に係る遡及対象物について経過措置期間中の完全設置を強く指導するほか特定防火対象物に対する防火管理体制の充実を図り、物品販売店舗、病院・社会福祉施設、旅館・ホテル等については、それぞれの用途別に作成された防火管理体制指導マニュアルを活用し、自主防火管理体制の強化を促進する。さらに、防火基準適合表示制度（適マーク制度）の一層の推進を図り、訓練未実施等に対する是正指導を強化し、交付率の向上を期することとしている。

(8) 災害弱者に配慮した総合的防火安全対策の推進

視聴覚障害者等の身体障害者、高齢者等いわゆる災害弱者は、火災等の災害発生時において、状況に応じた迅速・的確な避難行動をとることが困難であり、逃げ遅れ等により死傷する事例が多い。

特に、自力避難困難な者が多数入所している社会福祉施設、病院については、昭和61年7月の社会福祉施設陽気寮火災及び昭和62年6月の特別養護老人ホーム松寿園火災において多数の死傷者が発生したことを契機に、消防庁では、昭和62年10月に消防法令を改正し、これらの施設に係るスプリンクラー設備の設置範囲を拡大したほか、一人でも操作できる屋内消火栓設備や非常通報装置の基準の整備を図り、その設置の推進を図っているところである。

今後は、防火管理上特に問題点の多い夜間における防火管理体制の整備を目的として作成された「社会福祉施設及び病院における夜間の防火管理体制指導マニュアル」に基づき指導を強化するなど、ソフト面の充実に努めていく必要がある。

また、現在、火災が発生した場合に、必要な情報を伝達し、避難誘導を円滑に実施する手段として設置されている自動火災報知設備、放送設備及び誘導灯は、視覚又は聴覚に障害を持つ者に対しては必ずしも十分な機能を有しているとはいえない状況にある。これらを踏まえ、視聴覚障害者等に対する火災情報の伝達、避難誘導をより迅速かつ円滑に行うことのできる消防用機器のあり方等について検討するとともに、有効に火災情報等を伝達すること

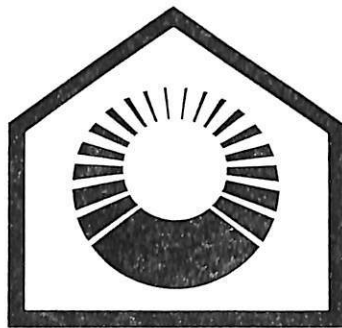
のできる機器の開発及び普及の促進を図り、火災発生時の人的対応を含めた災害弱者に配慮した総合的な防火安全対策を推進していくことが必要である。

10 住宅防火対策の推進

住宅火災による死者は、建物火災による死者のおおむね9割を占め、特に、高齢者の死者発生率が他の年齢層に比べて極めて高い現状にある。今後、社会の高齢化がますます進展することから、総合的な住宅防火対策を推進し、住宅火災の発生と、これによる死者の発生を抑えることが、現下の消防行政の極めて重要な課題である。

このような状況にかんがみ、消防庁では、平成3年3月、住宅防火対策の推進に係る基本方針を定め、今後これに基づいて関係行政機関、関係業界団体等との連携の下に、住宅防火対策を積極的に推進することとしている。

具体的には、①住宅防火対策の必要性について周知徹底を図り国民の防火意識を高揚させるためのポスター、パンフレット、ビデオ等を活用した広報活動の実施、②居住者に住宅の安全性の現状及び効率的な改善方法を示すパソコンを活用した住宅防火診断の実施、③住宅防火対策に資する防災機器等の開発促進と「住宅防火安心マーク」(図一1、略称「安心マーク」)を活用した優良住宅用防災機器等推奨制度等を通じた防災機器等の普及促進、④居住者の住宅防火対策に係る負担軽減のための融資、保険等の充実の関係機関



図一1 住宅防火安心マーク

への働きかけ、⑤住宅防火対策の成果の把握と今後のあり方の検討のための統計、調査研究等の実施などの方策を中心として、住宅防火対策を国民運動的に展開することとしている。

なお、これらの諸方策の総合的、効果的实施を図るため、平成3年7月、学識経験者、関係行政機関、関係団体等で構成される住宅防火対策推進協議会を建設省と共同で設置したところである。

11 危険物の保安の確保と石油コンビナート災害対策の推進

(1) 科学技術及び産業経済の進展を踏まえた保安対策の推進

危険物に関する規制は、昭和34年の消防法の一部改正及び危険物の規制に関する政令の制定により、全国統一的に実施することとして以来、危険物施設の位置、構造及び設備に関する技術基準並びに危険物の貯蔵、取扱い等の技術基準の整備、強化を内容とする関係法令の改正等を行い、保安確保の徹底を図ってきたところであり、危険物行政は、安全対策の内容においても、またその推進体制の面においても、これまで着実な進展をみてきたところである。

しかしながら、危険物施設等における火災、危険物流出等の事故が、人命や周辺地域に与える影響は依然として大きく、危険物の保安の確保に対する国民の関心も高いところである。特に、近年においては、科学技術及び産業経済の進展に伴い、新たな危険物品の出現、タンクコンテナの普及等危険物流通形態の変容、石油プラントや国家石油備蓄基地に見られるような危険物施設の大規模化、多様化、複雑化など危険物行政を取り巻く環境の著しい変ぼうがみられるところである。

また、国際的には、国際連合の経済社会理事会において、国際間の危険物輸送に関する規制内容の統一を図る観点から、危険物の分類、定義、運搬容器の基準等についての検討、勧告が行われ、特に、危険物の指定に関しては、危険性を評価するための試験法の適用による合理的な指定方法について、逐次検討が進められ、既に一部については勧告が行われている。こうし

た国際的な動向、あるいは国際間の危険物品の流通が増加している実態を考慮し、さらには科学技術及び産業経済の進展に伴う新たな危険物品の出現に迅速に対応する観点をも踏まえ、試験による危険物の判定の方法を導入することを主な内容とする消防法の一部改正が昭和63年5月に行われるとともに、引き続き関係政省令の一連の改正が行われ、平成2年5月23日から施行された。これに伴い、事業者等においては試験により物品の性状を確認するとともに、消防機関側においては、これらの性状に基づき危険物の判定を行うこととなったところである。消防庁としては、危険物判定の公正性、統一性を保つとともに、消防機関の行う危険物判定業務の簡素化、合理化を図ることを目的として危険物データベースを構築し、運用しているところである。さらに、平成3年1月1日には、国際間における危険物輸送に関する容器の基準が国連勧告に統一され、国際基準との整合性を図る観点から、関係政省令の改正の中で、運搬容器について落下試験等の試験において一定の基準に適合する性能を有しなければならないこととする等規定の整備を行ったところである。

今後とも、危険物による災害を未然に防止し、住民生活の安全を確保する観点から、新しい状況に迅速かつ適切に対応した保安対策の充実を図っていく必要がある。

(2) 危険物施設における保安体制の確立

最近の危険物施設における火災等の事故には、従業員の点検不十分、誤操作等人的な面での欠陥に起因するもの、特に工事中のものが少なからず見受けられる。このため、法令による技術基準の整備、強化と併せ、危険物施設の維持管理面での安全対策を一層充実させていく必要がある。

そのためには、まず、危険物施設における自主保安体制の確立を図ることが肝要である。本来、危険物を貯蔵し、又は取り扱う企業は、その安全性を確保する社会的責任を有しており、保安要員の適正な配置、作業員の保安教育の実施等を行う等保安管理の徹底を図り、その社会的責任に立脚した防災体制の充実を図っていかなければならない。昭和63年5月の消防法の一部改正においても、危険物施設の許可の際の要件が維持されていない等の場合に

ついて許可の取消しができることとされるとともに、著しく不適任と判断される危険物保安統括管理者及び危険物保安監督者に対し消防機関が解任を命ずることができることとされたところである。

また、危険物取扱者制度は、制度発足以来の合格者総数が平成3年3月31日現在409万9,183人と広く国民の間に定着してきており、昭和63年5月の消防法の一部改正においては、乙種危険物取扱者試験の受験資格から危険物取扱の実務経験を不要とする等その受験資格を緩和することにより、更に広く危険物に関する知識、技能の普及を図ることとしたところであるが、今後とも危険物の保安の確保に大きな役割を果たす危険物取扱者の資質の向上のための各般の施策を推進していくこととしている。

さらに、国及び地方公共団体においては、将来の危険物行政を更に発展させていくため、組織の整備を図るとともに、特に高度の専門知識を有する技術職員の充実を図り、日常の指導と査察の強化を図るなど消防機関の体制整備を進めていく必要がある。

これらの施策を総合的に推進していくことにより、危険物施設における維持管理面での安全対策の充実を図り、保安体制を確立していく必要がある。

(3) 危険物に関する意識の高揚

危険物関係の事故の原因をみると、その多くは従業員の点検不十分、機器の操作ミス等人的要因に基づくものであることから、昨年度から6月第2週を「危険物安全週間」とし、事業所における自主保安体制の確立を呼びかけるとともに、広く国民の危険物に対する意識の高揚及び啓発を図ることとした。

平成3年度の危険物安全週間においては、危険物保安功労者等表彰、講演会・研修会、消防機関による集中査察等が実施されたほか、危険物関係事業所においては自衛消防組織等による消防訓練等が行われた。また、「危険物いつも本番待ったなし」を統一標語として危険物に対する意識の高揚、啓発を図るためのパレード、ポスター・パンフレットの配布等広報活動が行われた。

(4) 石油コンビナート防災体制

石油コンビナート等特別防災区域は、平成3年8月現在33都道府県にわたり80地区が指定されており、当該都道府県には石油コンビナート等防災本部が、特定事業所には自衛防災組織や共同防災組織が設置されている。これらの自衛防災組織等には所定の防災要員が配備されるとともに、防災資機材等（大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車、オイルフェンス、油回収船等）が整備されている。また、石油コンビナート等特別防災区域所在市町村においても所要の消防力の整備を図っているところである。

一方、石油コンビナート防災をめぐるっては、岩手県久慈市、愛媛県菊間町及び鹿児島県串木野市において、我が国初の地下岩盤内備蓄方式を採用した大規模地下石油備蓄基地が建設中であり、この全く新しい形態の石油備蓄基地の完成に備え、その防災体制の在り方について検討することが必要となるなど新たな課題が生じてきている。

消防庁では、学識経験者等により構成される「石油コンビナート等防災体制検討委員会」において、①防災要員の防災能力の向上、②防災資機材等の多様化、③防災監視システムの導入、④防災体制検証制度の創設等の方策について検討を行うとともに、防災要員の有効配置、防災資機材に係る新技術等の導入、実効的な防災体制の確立等防災体制の一層の充実、合理化等の検討を進めることとしている。さらに、防災要員に係る教育訓練の充実を期すために、防災要員教育訓練機関の設置について検討を進めることとしている。

また、石油コンビナート災害の態様の多様性や拡大の危険性などの特性を踏まえ、事故の発生状況を分析できるようにするための石油コンビナート事故データベースシステムについて、引き続きその整備を図ることとしている。

(5) 石油備蓄基地への対応

エネルギー小国の我が国にとって、石油の備蓄は重要な意義を有するものであり、このような見地から、昭和53年以降、石油公団法に基づく国家備蓄が開始され、1990年代の中ほどまでに、民間タンクの借り上げを含め5,000

万klの石油備蓄を行うことを目標として、各地に大規模な備蓄基地の建設が進められている。備蓄基地の態様としては、従来から行われている地上タンク方式のほか、地中タンク、海上タンク、岩盤タンクといった新しい方式も導入されている。

そのため、これらの備蓄基地については、施設のみならず地域の安全の万全を期するため、備蓄の態様に応じた技術基準を整備し、石油コンビナート等災害防止法に基づく特別防災区域の指定等の措置を講じてきているところである。また、全備蓄基地の完成は平成8年の予定であるが、これらの備蓄基地の一部では既に備蓄が開始されており、今後、備蓄の態様に応じたソフト面での対策を一層推進する等適切な対応策を講じていく必要がある。

(6) 石油パイプラインの保安

石油パイプライン事業法に基づく新東京国際空港への航空燃料輸送用パイプラインは、昭和58年8月に事業の開始をみたところである。パイプラインの保安については定期的に保安検査等を実施するとともに、事業者に対しては、保安規程を遵守し、法令に定める技術上の基準に従って維持管理、点検等を行わせ、その安全の確保に万全を期することとしている。

12 林野火災対策の推進

林野火災の発生件数は、ここ4年減少傾向にあるが、年間を通じてみると春先を中心に火災が多発している。このことは、降雨量が少なく空気が乾燥し強風が吹くこの時期に火入れが行われたり、山菜取りや森林レクリエーションなどによる入山者が増加していることなどによるものと考えられる。

林野火災の特徴は、出火原因の大半が不用意な火の取扱いによるものであること、いったん火災が発生した場合、焼損面積が広範囲に及ぶおそれがあること、人海戦術のみでは有効な消防活動の実施が困難な場合があること、発生時期に季節性がみられることなどにある。

このような林野火災の特徴を踏まえ、効果的な林野火災対策を推進するためには、次の施策を積極的に講ずる必要がある。

① 乾燥、強風による林野火災発生危険が大きい時には、時機を失する

ことなく火災警報等を発令し、林野周辺住民及びレクリエーション入山者等に対する警報の周知徹底と火災予防意識の喚起に努めるとともに、監視パトロールの強化を図ること。

- ② 林野所有者及び事業者に対し、火気取扱いの適正化等火災予防措置の指導の強化促進を図ること。
- ③ 「火入れ」に当たっては、必ず消防機関に事前に通報するよう指導の徹底を図ること。
- ④ 林野火災が発生し、拡大のおそれがある場合には、近隣の市町村に対し時機を失することなく応援要請すること等も含めて対策を強化し、火災拡大の未然防止を図ること。

特に、ヘリコプターによる空中消火を早期に行うことが極めて効果的であるので、広域航空消防応援の要請を積極的に検討すること。

13 特殊災害対策の推進

(1) ガス災害対策の推進

平成2年中のガス事故は平成元年中に比し、更に減少したものの、多くの被害が出ており、そのほとんどが消費先において消費者に起因して発生している。したがって、ガス事業者をはじめガス利用者、関係行政機関等は一致協力して安全なガスの供給及び利用を図らなければならない。このため、消防機関は引き続き、主として一般家庭等の消費先に対してガスの性状、ガス器具の使用上の安全対策等について、今後とも日常の予防査察等を通じ周知徹底を図っていく必要がある。

なお、昭和55年8月の静岡駅前ゴールデン街ガス爆発火災事故の教訓に基づき、一定規模以上の地下街、準地下街及び特定の防火対象物の地階部分については、昭和56年からガス漏れ火災警報設備の設置が義務付けられるなど、その安全対策の促進が図られているところである。

(2) 大深度地下空間の防災対策の推進

大深度地下空間の利用については、当該空間の利用に必要な技術開発等の研究が各方面において進められているところであり、昭和63年6月28日閣議

決定された「総合土地対策要綱」にも地下空間の公共的利用が指摘されている。また、平成3年1月25日閣議決定された「総合土地政策推進要綱」においては、「大深度地下の公的利用に関する制度につき、その利用促進を図るため、法律面、安全面、環境面等の種々の観点から慎重に検討を進める。」とされている。

一般に、地下街、地下鉄道、地下道路等の地下空間は、地上への出入口が限定された閉鎖性の高い場所であり、いったん火災等が発生し、濃煙、熱気流が充満した場合等には、利用者の避難・誘導、消防隊の消火・救助活動等に種々の制約、困難が伴うこととなるが、これが大深度地下空間の利用となると、地上への避難経路、消防隊の進入経路が一層長くなること等から、このような消防防災対策上の制約、困難が更に増大することとなる。

したがって、火災等の早期発見・早期消火、多数の利用者の避難・誘導、救助・救急手段の確保、消防活動上の必要となる施設・設備等所要の消防防災対策の在り方について十分検討し、大深度地下利用施設の特性に応じた万全の消防防災対策を講じる必要がある。

(3) 原子力災害対策の推進

原子力発電所等に係る災害対策については、昭和54年7月12日、中央防災会議において「原子力発電所等に係る防災対策上当面とすべき措置について」が、さらに、昭和55年6月30日、原子力安全委員会において「原子力発電所等周辺の防災対策について」が決定された。また、昭和59年6月21日、同委員会において「緊急時環境放射線モニタリング指針」が決定された。

これらを踏まえて、原子力発電所等所在の道府県と市町村は、地域防災計画において緊急時環境モニタリング、住民の避難等原子力災害対策に関する所要の措置を定め、原子力災害時における住民の安全確保に備えてきたところである。

昭和61年4月26日、ソ連チェルノブイル原子力発電所において、事故が発生し、我が国においても、放射能が検出されたため、放射能監視体制が強化された。また、当該事故については、原子力安全委員会に設置された「ソ連原子力発電所事故調査特別委員会」において調査、検討が進められ、昭和62

年5月28日に報告書が取りまとめられた。同報告書では、防災対策については、我が国の原子力発電所の特徴等を考慮して定めた原子力防災体制及び諸対策を基本的に変更すべき必要性は見いだされないと結論を述べるとともに、各般の防災対策に関し、その内容を更に充実し、より実効性ある対策とすることが肝要である旨指摘している。

消防庁としては同委員会の報告書の指摘を踏まえ、引き続き、地域防災計画における原子力災害対策のより一層の整備充実を図る必要がある。

(4) 航空機災害対策の推進

航空機事故は、いったん発生すれば大惨事を招来するおそれがある。

昭和60年8月12日、日航機が群馬県の山中に墜落し、死者520人を出すという単独機の事故としては史上最大の大惨事となった。地元上野村消防団員等の活躍によって、奇跡的に生存者4人が救出されたものの、事故現場の捜索、生存者の救出等は困難を極めた。

この種の航空機事故に際して、消防機関が有効な消火・救急救助活動等を実施するためには、必要な初動体制を早急に確立するとともに大規模災害用資機材の整備を計画的に進め、これらの資機材をはじめ、消防機関の保有する装備、人員等を広域的に活用できる体制を強化する必要がある。

航空機の捜索救難については、従来より「航空機の捜索救難に関する協定」が締結され、運輸省東京空港事務所に置かれた救難調整本部(RCC)を中心として、関係機関が相互に協力する体制がとられてきたところであり、昭和62年8月にRCCと消防庁との間に専用電話回線が開設され、その運用が開始されたが、昭和63年4月21日からは、この協定に消防庁も正式に参加した。これによりRCCから専用回線により消防庁に通報された情報を消防庁が関係都道府県を通じ関係消防機関に直ちに連絡できるようになり、その後の消防活動を適切かつ迅速に実施することに大きく寄与するものと期待される。

さらに、機動性を有し、大規模災害時において有効な働きをするヘリコプターについては、消防機関においてその導入を進めるとともに、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」や「消防広域応援交付金制

度」によりその積極的活用に努める必要がある。

また、航空機事故のほぼ4割は離着陸時に発生しており、空港及びその周辺における消火救難体制の確立が極めて重要である。

空港内での航空機事故に対処するため、空港管理者は航空法により必要な消火救難資機材を整備することとされており、その基準は国際民間航空条約第14附属書の消防力の基準(ICA O基準)に準拠し定められているが、空港の消防力は、特に地方公共団体の管理する空港においては、年々改善されてきつつはあるもののいまだ満足すべき状態にないものがあり、その整備水準の向上が要請されている。

一方、空港が所在する市町村においても、空港周辺地域での航空機災害に備え、空港管理者との提携、協力体制を確保するとともに、周辺市町村との応援体制、さらには地域の実情に応じた広域応援体制の確立等消防体制の整備に努める必要がある。

(5) 海上災害対策の推進

昭和63年5月18日、大阪港に停泊中のソ連客船プリアムーリエ号(4,870トン)で発生した火災は、死者11人、負傷者35人を出す惨事となり、また、平成元年2月16日横浜港で入渠中のインド貨物船ジャグドゥート号(13,392トン)で発生した火災は、死者10人、負傷者13人を出す惨事となった。

船舶火災等の海上災害における消防活動は、制約が多く極めて困難である。このため、消防庁においては、船舶火災に係る消火活動の技術的特殊性、外国船の場合の特殊性等を踏まえた有効的な消防活動の在り方について調査研究を実施している。また、消防機関においては、消防艇をはじめとする海上防災資機材の整備、防災関係機関との協力関係の確立、防災訓練の実施等に努め、万一の海上災害に備えているが、今後ともより一層の充実を図る必要がある。

また、「1979年の海上における捜索及び救助に関する国際条約」(略称SAR条約)が昭和60年に発効したなどの状況変化を踏まえて、我が国の海上における捜索救助に関する関係機関で構成する連絡調整本部が海上保安庁に設けられているほか、海上保安庁管区海上保安本部単位に都道府県の消防防災

部局、関係消防本部等を含む地方の関係機関で構成する救助調整本部が設けられている。地方公共団体及び消防機関としては、今後とも、この体制の中で関係機関との連携、協力を図りながら、海難救助対策の推進を図っていく必要がある。

14 研究開発の推進

災害の複雑多様化に対し、災害の防止、被害の軽減、原因の究明等に関する科学技術の研究開発が果たす役割はますます重要になっている。

消防研究所においては、消防防災に求められる社会的ニーズに重点を置いた消防防災に関する科学技術の研究開発を推進しているが、最近においては、人命安全対策推進のための緊急課題である火災時における老人等火災弱者保護のための住宅用の低水圧で少量の水を火点に向け放水し効率的に消火できる簡易自動スプリンクラー装置の開発研究、建物火災時の燃焼ガスの毒性に関する研究、火災と非火災を識別するための人工知能技術を導入した火災性状把握システムに関する研究、地下利用の特殊空間内における可燃物の燃焼性状、煙伝播性状等について、コンピュータシミュレーションによる特殊空間内の火災性状の予測のための研究及び災害により崩壊したビルのがれき中の埋没生存者の存在、位置を確認できる探査機器の研究を行っているほか、消防防災体制検討のための臨海埋立地における長周期地震動に関する研究、消防職員の高齢化及び消防活動の一層の機動化に対応するための消防装備の軽量化・自動化等に関する開発研究、各種危険物の火災、爆発等の危険性を分類、格付けするための試験方法の研究等を行っている。

また、平成3年度からは、屋外に設置された防災スピーカーの音声競合による聴取障害の排除に関する研究等にも取り組んでいる。

国民の安全を確保する上で科学技術の果たす役割が一層増大しつつある現在、多領域にわたる消防防災研究を総合的に実施する国立の研究機関として、消防研究所の果たすべき役割はますます重要なものとなってきている。

特に高度化、多領域化する研究需要に対する研究開発を効率的、効果的に実施するためには、研究課題に密接に関連のある産業界、大学、国立研究機

関等との共同研究等を一層促進することが必要であり、また、民間に期待し難い先導的基礎的研究を推進することも重要である。さらに、消防防災研究の国際化を推進するには、海外との研究協力を促進することも必要である。このため、今後とも研究水準の維持、向上を図る等研究体制の一層の強化を図ることが必要である。

15 国際化への対応

(1) 国際協力・国際交流の推進

災害から生命、身体及び財産を守るということは、国境や民族を越えた万国共通のもので、人類普遍の課題である。

消防庁では、この認識の下に今日まで、各国との消防に関する国際交流を行うとともに、開発途上にある諸国に対し、主として国際協力事業団との協力による(1)集団研修(①消防行政管理者研修(平成元年度から実施し、16か国26名。②救急救助技術研修(昭和62年度から実施し、14か国38名)、③消火技術研修(昭和63年度から実施し、15か国26名))、④防災行政研修(平成2年度から実施し、9か国10名))、⑤火災予防技術研修(平成2年度から実施し、7か国11名))、(2)ブラジル国ブラジリアでの消防技術指導をはじめとする諸外国への専門家派遣等の事業を行ってきたほか、(3)中国及び韓国消防官の消防大学校での研修、アジア・中南米等の諸外国からの個別研修員の受入れ等を行ってきたところである。

さらに最近では、消防に関連する無償資金協力を際し、被援助国において消防設備等が十分効果を発揮するよう、消防技術面からの助言、指導等を行っている。

また、財団法人日本消防協会、アジア消防長協会等、消防関係団体においても諸外国との交流が積極的に行われている。

しかしながら、近年、我が国の国際交流の進展、消防技術に対する国際的評価の向上と併せ、我が国が世界有数の経済大国としてふさわしい役割や責任を果たすため、消防に関する技術協力を積極的に推進し、国際社会に貢献することがますます必要となってきている。

このような社会情勢の中で、今後は既存の研修等の充実と併せ、開発途上諸国における消防の現状、消防技術協力のニーズを的確に把握し、その実態に沿ったきめ細かな技術援助を継続的に行い、消防技術協力の一層の推進を図る必要がある。

(2) 国際消防救助隊派遣体制の整備

昭和60年11月に発生したコロンビアの噴火災害に際して、消防庁においては、国際救急医療チームとも連携しつつ救助活動を行うため、国際協力事業団と協力して消防救助隊の派遣の準備を進めた経緯がある。この時の経験等を踏まえ、その後、政府においては外務省を中心に、海外で大規模な災害が発生した場合における国際緊急援助体制の整備を進めることとし、昭和62年、「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」(昭和62年法律第93号)が公布、施行された。

この法律は、海外の地域、特に開発途上にある海外の地域における大規模災害に対し、被災国政府等の要請に応じ、国際緊急援助活動を行う人員を国際緊急援助隊として派遣するに当たっての根拠及び手続き等を明確にし、救助を含む総合的な国際緊急援助体制の整備を図ることを目的としたものである。このうち消防関係については、外務大臣からの協力要請及び協議に基づき、消防庁長官は、消防庁職員に国際緊急援助活動を行わせるとともに、市町村に対し、その消防機関の職員に国際緊急援助活動を行わせるよう要請し、この要請を受けた市町村は、その消防機関の職員に国際緊急援助活動を行わせることができることとなっている。

消防庁は、これまで政府における国際緊急援助体制の一環として、世界のトップレベルの救助技術を有する我が国の消防救助隊を国際協力事業団と協力して機を失せず迅速に派遣する体制の整備を進めてきており、これを「国際消防救助隊」(International Rescue Team of Japanese Fire-Service 略称“IRT-JF”愛称“愛ある手”)と称しているが、昭和61年4月、皇太子殿下(当時)のご臨席を得て、大規模な国際消防救助隊としての合同訓練を実施し、同年8月22日(現地時間同日)カメルーンで発生した有毒ガス噴出災害、同年10月11日(現地時間10日)、中米エル・サルヴァドルで発生した地

震災害、平成2年6月21日(現地時間同日)イラン及び同年7月16日(現地時間同日)フィリピンで発生した地震災害、平成3年4月30日(現地時間同日)バングラデシュで発生したサイクロン災害において、政府が派遣した国際緊急援助隊に国際消防救助隊登録隊員が参加し、被災国民の救助等に大きな成果をあげたところである。

現在、40の消防本部、501名の救助隊員をその要員として登録し、緊急事態発生時には、国際緊急援助隊の一部を構成するものとして、上記法律に定める国際緊急援助活動を行うべく出動体制を整えているが、今後とも、外務省や国際協力事業団等と連携を図りながら携行する資機材の整備や隊員の研修訓練の充実等に努め、緊急事態発生時に被災国の期待に十分応じられるようにしていく必要がある。

(3) 国際防災の10年

ア 国連等の動き

1987年12月の第42回国連総会において、1990年代を「国際防災の10年(International Decade for Natural Disaster Reduction)」とする決議案が全会一致で採択され、さらに、1989年12月の第44回国連総会において、国際防災の日(毎年10月第2水曜日)及び本10年に関する国際行動の枠組み等に関する決議案が全会一致で採択された。

イ 我が国の対応

平成元年5月19日に、関係行政機関相互の緊密な連絡を確保し、国際協力の総合的かつ効果的な推進を図るため「国際防災の10年推進本部」の設置が閣議決定された。さらに、その第1回会議(平成元年11月6日)において基本方針が決定され、各省庁とも、国際的な会議や広報活動等国際防災の10年関連施策を推進しているところである。

我が国のこれまでににおける主な国際防災の10年推進事業としては、平成2年9月27日から10月3日に開催された国際防災の10年国際会議があり、これは、横浜、鹿児島において開催され、日本を含む42カ国及び香港(1地域)、16の国際機関から、行政官、研究者をはじめとする防災関係者合計約1,300名の参加を得た。

ウ 消防庁の対応

消防庁においても、平成元年12月25日に「自治省・消防庁国際防災の10年推進委員会」を設置し、国際防災の10年事業を積極的に推進しているところであり、各種広報活動をはじめ、平成2年5月31日には、アジア諸国の災害の実態、消防防災体制の現状及び問題点、国際協力の進め方等について参加各国の消防長等と意見交換等を行うことを目的とした国際防災の10年アジア消防名古屋会議を開催し、世界14カ国から、1,000人を超える参加者を得た。平成3年度においては、開発途上国に対して我が国の防災対策を紹介することをはじめとして、国際協力の一層の推進に努めていくこととしている。

(4) 基準・認証制度の国際化の推進

我が国の基準・認証制度については、対外経済問題諮問委員会の昭和60年4月の報告に基づき、「原則自由、例外制限」等の視点にたって、総点検し、我が国市場へのアクセス改善を図るべく検討が行われたが、消防庁においても、消防用機械器具等及び防災物品等に係る基準・認証制度についての検討を行い、同年7月にまとめられた「市場アクセス改善のためのアクション・プログラムの骨格」において一連の改善策を行うことを決定した。

これに基づき、昭和60年12月に自己認証制度の導入のための消防法改正を行い、従来の検定制度の対象となっていた検定対象機械器具等を新しく創設した自己認証制度の対象となる自己表示対象機械器具等と従来どおりの検定対象機械器具等に区分し、所定の性能等を確保しつつ規制の緩和を図ることとした。

また、国際化を更に推進し、貿易摩擦を解消していくためには、できるだけ早期に消防用機器に係る国際規格を策定し、各国がこれを受け入れていくことが望ましい。この国際規格は、従来からISO（国際標準化機構）等において策定作業が進められており、我が国としてもこれに積極的に参画してきたところであり、昭和62年7月には、ISO/TC21協議会を設置し、ISO対策の充実強化を図っているところである。

今後とも、我が国としては、国際規格の策定において重要な役割を果たすことにより、防火安全面で国際的に大きく貢献できるよう努力を傾注してい

くこととしている。

(5) ハロン消火薬剤の使用抑制

ハロンは、消火薬剤として優れた特性を有しており、機械室、駐車場等における消火設備や消火器に幅広く使用されている。しかし、ハロンはオゾン層の保護のためのウィーン条約に基づき昭和62年9月に作成されたモントリオール議定書においてオゾン層を破壊する物質として指定され、生産量及び消費量を昭和61年実績を基準として平成4年以降の各年は100%以下（第一段階）、平成7年以降の各年は50%以下（第二段階）、平成12年以降0%（第三段階）に抑制することとされている。

消防庁では、地球環境の保全に資するため、ハロンの使用抑制に積極的に取り組むこととし、その具体的な方策について検討するため、かねてから消防関係機関、関係業界の代表者からなる「ハロン抑制対策検討委員会」を設け検討を重ねてきたところであり、ハロン消火薬剤について、モントリオール議定書に沿った第一段階の抑制目標を達成するための使用抑制方針を平成3年8月に策定したところである。

今後は、この方針に基づき、関係業界の理解と協力の下に百貨店、旅館、病院等の不特定多数の者が利用する特定防火対象物以外の防火対象物における機械室、駐車場等については、ハロン消火設備等の新設を行わないこととし、他の消火設備等により適切に対応するよう消防機関を通じて指導を徹底するとともに、第二段階の抑制目標の達成に向けて、前記の委員会において、代替ハロンの開発状況等も踏まえつつ具体的な削減方策の検討に着手することとしている。

第2章 火災等の災害の実態

第1節 火 災

平成2年中における火災の概況は、第1表のとおりであり、出火件数、焼損棟数、死者、損害額は前年に比べ増加しているが、建物焼損面積、林野焼損面積、負傷者、り災世帯数、り災人員は減少している。また、出火率は前年と同じである。

火災の概況を1日当たりで見ると、第2表のとおり、出火件数は155件、死者は5.0人となっている。また、昭和56年を100とした最近の火災の傾向をみると、第3図のとおりであり、おおむね横ばいに推移している。

1 出火件数

(1) 出火件数は増加

平成2年中の出火件数は5万6,505件で、前年の5万5,763件に比べ742件(1.3%)増加している。

(2) 建物火災は全火災の61.5%

火災は第4表のとおり6種類に分類されており、その構成比についてみると、建物火災が全火災の61.5%で最も高い比率を占めている。次いで、その他の火災(道路、空地、土手及び河川敷の枯れ草、看板、広告等の火災)、車両火災、林野火災と続いている。

また、最近の火災種別の出火件数の推移をみると、第5表のとおりである。

(3) 冬季、春季に火災が多い

出火件数を四季別にみると、第6表のとおり、火災は低温・低湿でしかも火気を使用する機会の多い冬季から春先にかけて多く発生し、平成2年中では、冬季と春季で総出火件数の56.0%を占めている。

第1表 火災の概況

区分	単位	平成2年	平成元年	増減	増減率
		(A)	(B)	(A) - (B) (C)	(C)/(B) × 100 (%)
出火件数	件	56,505	55,763	742	1.3
建物		34,768	35,186	△ 418	△ 1.2
林野		2,858	2,894	△ 36	△ 1.2
車両		6,173	5,744	429	7.5
船舶		148	138	10	7.2
航空機		4	4	0	0.0
その他		12,554	11,797	757	6.4
焼損棟数	棟	47,536	47,437	99	0.2
全焼		11,782	11,452	330	2.9
半焼		4,063	4,074	△ 11	△ 0.3
部分焼		31,691	31,911	△ 220	△ 0.7
建物焼損面積	m ²	1,674,064	1,734,055	△ 59,991	△ 3.5
林野焼損面積	a	133,325	211,699	△ 78,374	△ 37.0
死者	人	1,828	1,747	81	4.6
負傷者	人	7,097	7,292	△ 195	△ 2.7
り災世帯数	世帯	32,853	33,564	△ 711	△ 2.1
全損		8,164	8,427	△ 263	△ 3.1
半損		2,960	2,971	△ 11	△ 0.4
小損		21,729	22,166	△ 437	△ 2.0
り災人員	人	98,878	102,147	△ 3,269	△ 3.2
損害額	百万円	148,458	140,494	7,964	5.7
建物		142,088	134,577	7,511	5.6
林野		467	521	△ 54	△ 10.4
車両		3,291	2,630	661	25.1
船舶		577	638	△ 61	△ 9.6
航空機		70	30	40	133.3
その他		1,964	2,098	△ 134	△ 6.4
出火率		4.6	4.6	0	—

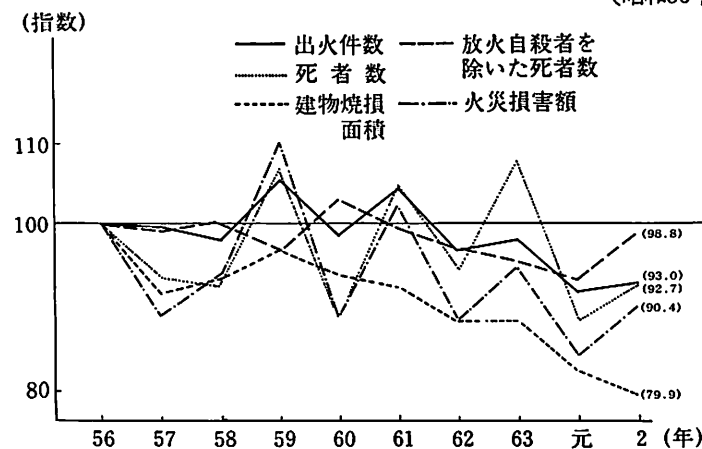
- (注) 1 「死者」には、火災により負傷した後、48時間以内に死亡した者を含む。以下同じ。
 2 出火率は、人口1万人当たりの出火件数をいう。
 3 損害額は、百万円未満を四捨五入したため、火災種別の計と一致しない場合がある。
 4 損害額等については、調査中のものがあり、異動することがある。

第2表 1日当たり及び1件当たりの火災の概況

区分	単位	平成2年	平成元年	
		(A)	(B)	
全火災1日当たり	出火件数	件	155	153
	損害額	百万円	407	385
	焼損棟数	棟	130	130
	建物焼損面積	m ²	4,586	4,751
	林野焼損面積	a	365	580
	り災世帯数	世帯	90	92
	り災人員	人	271	280
	死者	人	5.0	4.8
全火災1件当たり	負傷者	人	19.4	20.0
	損害額	万円	263	252
建物火災1件当たり	損害額	万円	409	382
	建物焼損面積	m ²	48	49
	焼損棟数	棟	1.4	1.3
	り災世帯数	世帯	0.9	1.0
林野火災1件当たり	り災人員	人	2.8	2.9
	損害額	万円	16	18
	林野焼損面積	a	47	73

第3図 火災の傾向

(昭和56年=100)



第4表 火災種別出火件数の構成割合

区 分	平成2年	平成元年
建物火災	61.5%	63.1%
林野火災	5.1	5.2
車両火災	10.9	10.3
船舶火災	0.3	0.2
航空機火災	0.0	0.0
その他の火災	22.2	21.2
計	100.0	100.0

(注) 構成比は、表示単位未満を四捨五入した。以下各図表において同じ。

第5表 火災種別出火件数の推移

(昭和56年=100)

年別	建物		林野		車両		船舶		航空機		その他	
	件数	指数	件数	指数	件数	指数	件数	指数	件数	指数	件数	指数
56	38,882	100	3,709	100	4,050	100	157	100	7	100	13,983	100
57	36,996	95	4,579	123	4,417	109	173	110	2	29	14,401	103
58	37,395	96	3,918	106	4,638	115	179	114	4	57	13,606	97
59	38,254	98	4,786	129	4,758	117	147	94	2	29	15,842	113
60	36,879	95	4,155	112	4,988	123	160	102	7	100	13,676	98
61	38,121	98	4,838	130	5,179	128	173	110	3	43	14,958	107
62	36,515	94	4,120	111	5,272	130	111	71	5	71	12,810	92
63	37,090	95	3,589	97	5,591	138	134	85	5	71	13,265	95
元	35,186	90	2,894	78	5,744	142	138	88	4	57	11,797	84
2	34,768	89	2,858	77	6,173	152	148	94	4	57	12,554	90

第6表 四季別出火状況

季 別	平成2年				平成元年			
	出火件数 (件)	割合 (%)	損害額 (百万円)	割合 (%)	出火件数 (件)	割合 (%)	損害額 (百万円)	割合 (%)
春季(3月~5月)	16,716	29.6	43,435	29.3	16,852	32.2	38,580	27.5
夏季(6月~8月)	13,526	23.9	33,070	22.3	12,052	21.6	30,091	21.4
秋季(9月~11月)	11,341	20.1	28,827	19.4	11,322	20.3	32,174	22.9
冬季(12月,1月,2月)	14,922	26.4	43,125	29.0	15,537	27.9	39,649	28.2
計	56,505	100.0	148,458	100.0	55,763	100.0	140,494	100.0

第7表 出火率、出火件数、人口及び世帯数の変化

区 分	平成2年	昭和56年	増減率(%)
出火率	4.6	5.2	—
出火件数(件)	56,505	60,788	△ 7.0
うち建物火災	34,768	38,882	△ 10.6
人口(人)	122,744,952	117,009,002	4.9
世帯数(世帯)	41,156,485	36,346,662	13.2

(注) 人口及び世帯数は、各年とも3月31日現在の住民基本台帳による。

第8表 都道府県別出火率

(平成2年中)

都道府県	出火件数	人口 (万人)	出火率	都道府県	出火件数	人口 (万人)	出火率
1 北海道	2,280	564	4.0	25 滋賀	395	121	3.3
2 青森	646	152	4.3	26 京都	546	254	2.1
3 岩手	515	143	3.6	27 大阪	4,416	856	5.2
4 宮城	1,120	222	5.0	28 兵庫	3,018	535	5.6
5 秋田	489	124	3.9	29 奈良	345	137	2.5
6 山形	486	126	3.9	30 和歌山	335	109	3.1
7 福島	836	211	4.0	31 鳥取	236	62	3.8
8 茨城	1,497	284	5.3	32 島根	424	79	5.4
9 栃木	976	193	5.1	33 岡山	818	193	4.2
10 群馬	715	196	3.6	34 広島	1,693	284	6.0
11 埼玉	2,593	629	4.1	35 山口	712	157	4.5
12 千葉	2,713	549	4.9	36 徳島	406	84	4.8
13 東京	6,754	1,164	5.8	37 香川	514	103	5.0
14 神奈川	2,829	785	3.6	38 愛媛	649	153	4.2
15 新潟	939	248	3.8	39 高知	466	84	5.5
16 富山	244	112	2.2	40 福岡	2,424	476	5.1
17 石川	387	116	3.3	41 佐賀	318	88	3.6
18 福井	289	82	3.5	42 長崎	638	157	4.1
19 山梨	427	85	5.0	43 熊本	645	185	3.5
20 長野	839	216	3.9	44 大分	491	125	3.9
21 岐阜	1,047	206	5.1	45 宮崎	610	118	5.2
22 静岡	1,792	367	4.9	46 鹿児島	869	180	4.8
23 愛知	3,745	658	5.7	47 沖縄	477	124	3.8
24 三重	902	179	5.0	計	56,505	12,274	4.6

(4) 出火率は4.6

出火率（人口1万人当たりの出火件数）は全国平均で4.6で、前年と同率であり、また昭和56年と比べると、出火件数で7.6%下回り、出火率で0.6ポイント下回っている（第7表）。

(5) 出火率の高いのは広島県、東京都、低いのは京都府、富山県

都道府県別の出火件数は、東京都の6,754件を最高に、大阪府、愛知県、兵庫県、神奈川県の順となっており、例年どおり大都市が所在する都道府県の出火件数が多い。一方、少ない方では、鳥取県の236件を最低に、富山県、福井県、佐賀県、和歌山県の順になっている（附属資料3）。都道府県別の出火率は第8表のとおり、全国平均4.6に対して、最高は広島県の6.0、最低は京都府の2.1となっている。

(6) 火災通報は119番、初期消火は消火器

消防機関が火災をどのような方法で覚知しているかについてみると、第9

第9表 覚知方法別出火件数

(平成2年中)

覚知方法別	出火件数(件)	構成比(%)
火災報知専用電話(119番)	44,017	78.1
事後聞知	6,104	10.8
加入電話	2,618	4.6
警察電話	1,663	2.9
駆けつけ通報	681	1.2
火災報知機	238	0.4
望楼発見	4	0.0
その他	1,180	2.1
計	56,505	100.0

第10表 初期消火器具等の使用状況

(単位：件、%)

区分	簡易消火器具		消火器		固定消火設備		その他		初期消火なし	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
56	13,264	21.8	16,129	26.5	1,048	1.7	13,564	22.3	16,783	27.6
2	8,567	17.0	15,851	31.4	751	1.5	14,238	28.2	17,098	33.9

表のとおり、火災報知専用電話（119番）による通報の例が圧倒的に多い。

初期消火器具等の使用状況は、第10表に示すとおりである。

2 損害額

平成2年中における火災による損害額は1,484億5,765万円で前年の1,404億9,418万円に比べ79億6,374万円増加しており、火災1件当たりでは263万円（前年252万円）となっている。損害額の推移をみると、第11表のとおりである。なお、火災種別ごとの損害額は、建物火災によるものが圧倒的に多く全体の95.7%を占めている（第1表）。

第11表 損害額の推移

(昭和56年=100)

区分	56	57	58	59	60	61	62	63	元	2
損害額(億円)	1,503	1,491	1,506	1,462	1,549	1,498	1,462	1,440	1,405	1,485
指数	100	99	100	97	103	100	97	96	93	99
1件当たり損害額(千円)	2,473	2,461	2,521	2,292	2,588	2,367	2,484	2,413	2,519	2,627
指数	100	100	102	93	105	96	100	98	102	106

第12表 火災による死傷者の推移

区分	50~59年平均	60	61	62	63	元	2
死者数(人)	放火自殺者を除いた数	1,253	1,089	1,257	1,086	1,166	1,035
	放火自殺者数	631	658	804	771	950	712
	計	1,884	1,747	2,061	1,857	2,116	1,747
指 数	放火自殺者を除いた数	100	87	100	87	93	83
	放火自殺者数	100	104	127	122	151	113
	計	100	93	109	99	112	93
負傷者数(人)	8,241	7,550	7,731	7,681	7,703	7,292	7,097
指 数	100	92	94	93	93	88	86

3 死 者

平成2年中の火災による死者数は1,828人で、前年(1,747人)に比べ81人増加している。このうち、放火自殺者を除いた火災による死者は1,108人で、前年(1,035人)に比べ73人増加している。また放火自殺者は720人で、前年(712人)に比べ8人増加している(第12表)。

(1) 建物火災による死者は60人増加

火災種別ごとの死傷者数をみると第13表のとおり、建物火災による死者が前年に比べ60人増加して1,238人となり、死者総数に対する割合は67.7%(前年67.4%)となっている。

第13表 火災種別死傷者数

(平成2年中)

火災種別	死	者	負	傷	者
建物火災	1,238人	67.7%	6,263人	88.2%	
林野火災	10	0.5	128	1.8	
車両火災	200	10.9	235	3.3	
船舶火災	3	0.2	19	0.3	
航空機火災	4	0.2	0	0.0	
その他の火災	373	20.4	452	6.4	
計	1,828	100.0	7,097	100.0	

(2) 火災による死者は冬季と夜中に多い

月別の死者発生状況は第14表のとおりである。例年、火気を使用する機会

第14表 月別死傷者発生状況

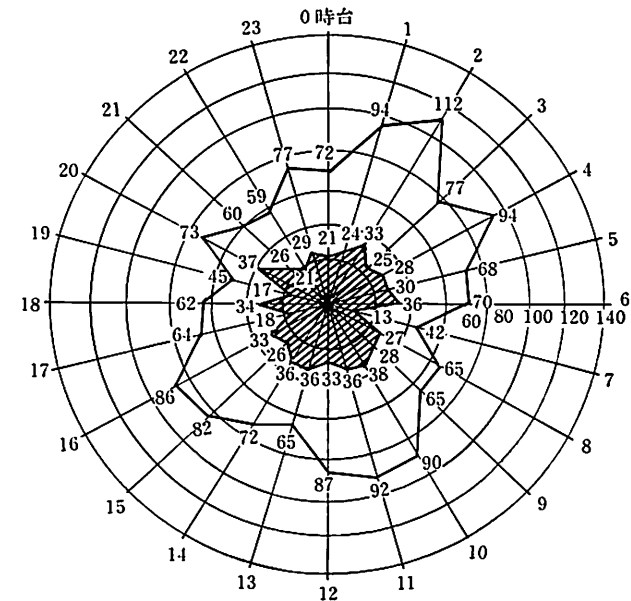
(平成2年中)

区 分	平成2年中												計
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
死者(人)	261	231	235	150	127	99	92	90	80	105	150	208	1,828
割合(%)	14.3	12.6	12.9	8.2	6.9	5.4	5.0	4.9	4.4	5.7	8.2	11.4	100.0
うち放火自殺者(人)	85	83	79	62	54	49	46	38	38	58	53	75	720
割合(%)	11.8	11.5	11.0	8.6	7.5	6.8	6.4	5.3	5.3	8.1	7.4	10.4	100.0
負傷者(人)	796	595	776	607	670	573	512	537	456	425	479	671	7,097
割合(%)	11.2	8.4	10.9	8.6	9.4	8.1	7.2	7.6	6.4	6.0	6.7	9.5	100.0

が多い冬季から春先にかけて死者が多く発生しており、平成2年中においても1月から4月及び12月の5か月間に死者総数の59.4%に当たる1,085人の死者が発生している。

第15図 時間帯別死者発生状況

(平成2年中)



- (注) 1 死亡時刻不明者55人(うち放火自殺者35人)を除く。
- 2 黒い部分は放火自殺者を示し内数である。

第16表 人口に対する死者数の割合

(平成2年中)

率の高い県				率の低い県			
都道府県	人口(千人)	死者数(人)	人口10万人に対する割合	都道府県	人口(千人)	死者数(人)	人口10万人に対する割合
島根	781	23	2.94	鹿児島	1,798	15	0.83
愛媛	1,515	39	2.57	東京	11,855	122	1.03
鳥取	616	15	2.44	京都	2,603	27	1.04
広島	2,850	68	2.39	沖縄	1,222	13	1.06
福岡	2,104	49	2.33	香川	1,023	11	1.07

(注) 人口は平成2年10月1日現在の平成2年国勢調査速報(要計表による人口)(総務庁統計局調べ)による。

第17表 建物用途別及び階層別の死者発生状況 (平成2年中)

区分	併用住宅		住宅		その他	劇	遊技場	飲食店舗・待合	物品販売	旅館・ホテル	寄宿舎	病院・診療所	学校	神社	工場・作業場	車庫・駐車場	倉庫・納屋	事務所	養畜舎	複合用途	その他
	一般住宅	専用住宅	事務所	養畜舎																	
地下1階	3	1																			1
1階	848	627	68	4	1	7	2	2			5				1	4	15	1			38
2階	271	122	48	5		7	1	1			3				1	4	15	5			9
3階	29		20			1					1				1		2	1			
4階	17		14			1															
5階	28		9			3		15													
6階	6		4			2															
9階	2		1			1															1
10階	1		1			1															
13階	1		1																		
15階	2		2																		1
不明	30		2												4		1				1
計	1,238	772	167	10	1	22	2	3	15	1	8	1		2	22	4	18	7	2		50
割合(%)	(100.0)	939	164				(0.2)	(0.2)	(1.2)	(0.1)	(0.6)	(0.1)		(0.2)	(1.8)	(0.3)	(1.5)	(0.6)	(0.2)		(4.0)

(注) 本表及び次表においては、火災が2種以上にわたった場合、火災報告取扱要領の取扱いにかかわらず、死者が発生した方の火災種別により整理している。

時間帯別に死者の発生状況をみると、第15図のとおり夜中の2時台が112人で最も多く、次いで1時台及び4時台(94人)となっている。一方、死者の発生が少ない時間帯は、7時台の42人で、次いで19時台(45人)、22時台(59人)となっている。

(3) 火災による死者の数が多いのは東京都、少ないのが香川県、徳島県
都道府県別に死者の発生状況をみると、東京都が122人で最も多く、次いで大阪府が115人、神奈川県が98人となっている。一方、死者の少ないのは香川県及び徳島県で11人となっている。

これを人口10万人当たりの死者数と比較すると、第16表のとおり最も高いのは島根県で2.94人、最も低いのは鹿児島県で0.83人となっている。全国平

第18表 建物構造別・死因別死者発生状況

(平成2年中)

構造別	死因別 一酸化炭素中毒・窒息	火傷	打撲・骨折等	その他	不明	小計	自殺	計
防火造	56	74		6	4	140	41	181
簡易耐火造	22	27				49	13	62
耐火造	66	30		4	3	103	34	137
その他	6	7		1		14	10	24
計	452	418		29	49	948	290	1,238

第19表 死因別死者発生状況の推移

年別	死因別 一酸化炭素中毒・窒息	火傷	打撲・骨折等	その他	不明	小計	自殺	計
61	515 (41.0)	624 (49.6)	4 (0.3)	37 (2.9)	77 (6.1)	1,257 (100.0)	804 [39.0]	2,061
62	429 (39.5)	555 (51.1)	4 (0.4)	27 (2.5)	71 (6.5)	1,086 (100.0)	771 [41.5]	1,857
63	468 (40.1)	597 (51.2)	6 (0.5)	34 (2.9)	61 (5.2)	1,166 (100.0)	950 [44.9]	2,116
平成元	415 (40.0)	519 (50.1)		35 (3.4)	66 (6.4)	1,035 (100.0)	712 [40.8]	1,747
2	467 (42.1)	540 (48.7)		36 (3.2)	65 (5.9)	1,108 (100.0)	720 [39.4]	1,828

(注) ()内は構成比を示し、単位は%である。また[]内は火災による死者総数に対する自殺者の割合を示す。第20表において同じ。

均は1.48人である。

(4) 火災による死者は専用住宅、木造建物で多い

建物火災の死者1,238人(第17表の注参照)について、建物焼損程度別の死者発生状況をみると、全焼の場合が705人(57.0%)、部分焼の場合が340人(27.5%)、半焼の場合が193人(15.6%)となっている。

同じく、建物用途別及び階層別の死者発生状況は第17表のとおりであり、専用住宅での死者が939人(75.8%)、併用住宅での死者が164人(13.2%)で両方で建物火災の死者の約9割を占めている。また、1階での死者が最も多く、848人(68.5%)、次いで2階が271人(21.9%)と続いている。

さらに、建物構造別では、第18表のとおり木造建物での死者が834人で最も多く67.4%を占め、次いで防火造建物が181人で14.6%となっている。

(5) 死因は火傷が48.7%、中毒・窒息が42.1%

放火自殺による死者を除く火災による死者の死因は第19表のとおりである。

火傷による死者が540人で48.7%を占め、次いで一酸化炭素中毒・窒息による死者が467人で42.1%となっている。

(6) 高齢者、乳幼児の死者が過半数を占めている

死に至った経過をみると、第20表のとおり逃げ遅れが767人で放火自殺者を除く死者総数1,108人の69.2%を占め、その中でも発見が遅れ、気付いた時は火煙が回り、既に逃げ道がなかったと思われるものが272人と最も多く

第21表 高齢者(61歳以上)の人口と死者数

(昭和62年=100)

区分	人口		死者数		人口10万人当たりの死者数	
	人口(千人) _A	指数	死者(人) _B	指数	B/A×100	指数
年別						
61	17,220	100	698	100	4.06	100
62	18,014	105	638	91	3.54	
63	18,735	109	678	97	3.62	
平成元	19,481	113	634	91	3.25	

(注) 人口は各年とも10月1日現在の推計人口による(総理府統計局調べ)。なお、平成2年については、国勢調査が実施されたが年齢別集計が未発表のため記載していない。

なっている。また、放火自殺者を除く死者総数のうち56.7%に当たる628人が高齢者、乳幼児、病気又は身体不自由の者によって占められている。高齢者の死者数は、第21表のとおりである。

第22表 1件で3人以上の死者を出した火災の火災種別発生状況
(平成2年中)

区分	計	3人	4人	5人	8人	15人
計	32(124)	22(66)	5(20)	3(15)	1(8)	1(15)
建物火災	全焼	17(54)	14(42)	3(12)		
	半焼	3(12)	1(3)	1(4)	1(5)	
	部分焼	3(23)	1(3)		1(5)	1(15)
林野火災						
車両火災	7(24)	5(15)	1(4)	1(5)		
船舶火災						
航空機火災	1(3)	1(3)				
その他の火災	1(8)				1(8)	

(注) ()内は死者数を示す。

第23表 1件で3人以上の死者を出した建物火災の建物用途別死者発生状況
(平成2年中)

区分	出火件数	死者数									
		計	一般住宅		共同住宅	併用住宅				店舗	工場・作業場
			専用住宅			店舗	旅館・ホテル	サービス	倉庫・納屋		
計	23	89	43	3	8	3	3	3	15	11	
			46		17						
1階	17	42	27		5			3			
2階	2	22	16			3	3				
3階	1	3		3							
4階	1										
5階		15							15		
屋外		3									
不明	2	4			3					4	

(注) 出火件数は出火階ごとに、死者は発生した階ごとに集計した。

(7) 1件で3人以上の死者を出した火災

平成2年中は、1件で3人以上の死者を出した火災は32件（前年26件）発生し、これによる死者は124人（前年88人）となっている。このうち兵庫県尼崎市のスーパー「長崎屋尼崎店」の火災では死者が15人発生している。

火災種別毎にみると、第22表のとおり建物火災によるものが大半で23件発生し、これによる死者は89人となっている。

建物用途別では、第23表のとおり専用住宅での死者が46人で51.7%を占めている。

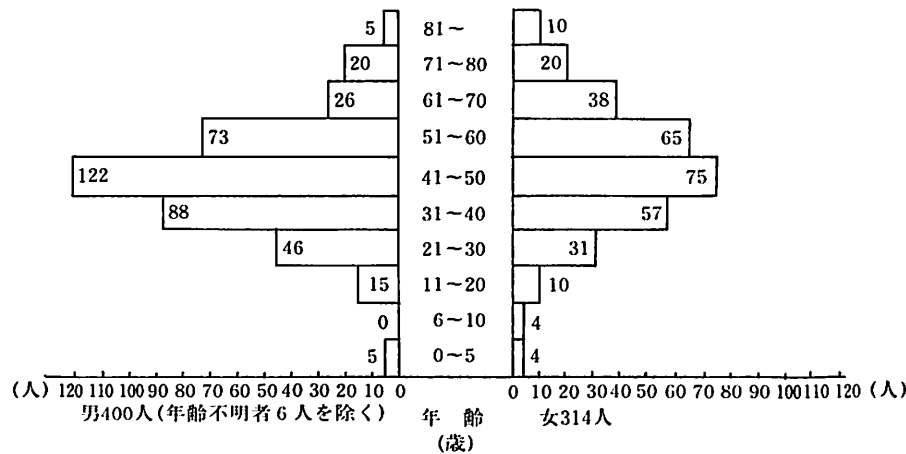
(8) 放火自殺者は死者総数の39.4%

平成2年中の放火自殺者は720人で前年（712人）より8人増加しており死者総数に占める割合は39.4%（前年40.8%）となっている。

放火自殺者の発生状況を年齢別にみると、第24図のとおり41～50歳が197人（前年194人）と最も多く、全体の27.4%を占めている。性別では男性406人、女性314人となっている。

第24図 放火自殺者の年齢別・性別発生状況

(平成2年中)



4 出火原因

平成2年中の出火原因別出火件数は、第25表のとおりである。総出火件数

5万6,505件のうち、失火による火災が3万8,915件（68.9%）で、火災の大半は火気の取扱いの不注意や不始末から発生している。

(1) 「こんろ」による火災が首位

出火原因別の出火件数及び損害額は、第26図のとおりであり、こんろによる火災が6,633件で前年に比べ272件（3.9%）減少したが、全火災の11.7%を占め、昨年に引き続き首位となった。次いで、たばこ、放火、たき火、放

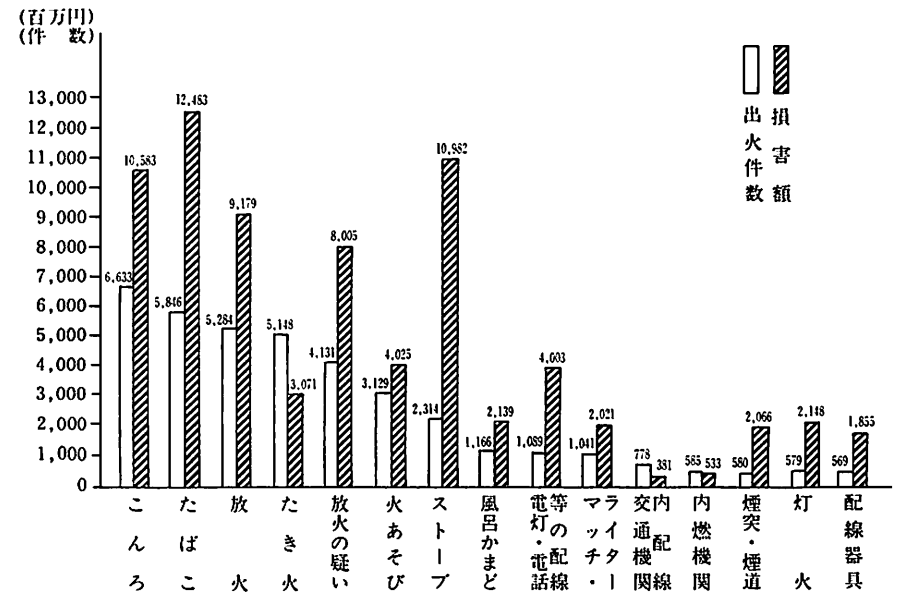
第25表 出火原因別出火件数

(平成2年中)

区 分	出火件数(件)	割合 (%)
失火	38,915	68.9
放火・放火の疑い	9,415	16.7
自然発火・再燃	868	1.5
天災	207	0.4
不明	7,100	12.6
計	56,505	100.0

第26図 出火原因別の出火件数と損害額

(平成2年中)



第27表 こんろによる火災の損害状況

(平成2年中)

区 分	単 位	こ ん ろ
出 火 件 数	件	6,633
うち 建物火災		6,575
林野火災		0
車両火災		17
船舶火災		4
その他の火災		37
出 火 件 数	件	6,633
うち ガス こんろ		6,235
電気 こんろ		230
石油 こんろ		103
主な経過別出火件数	件	
消し忘れ		5,320
使用方法の誤り		288
ふく射		158
建物焼損面積	m ²	145,465
損害額	百万円	10,583

火の疑いの順となっている。

こんろによる火災の損害状況は、第27表のとおりである。損害額は8億1,161万円(8.3%)増加して105億8,343万円となっている。

こんろの種類別では、普及率の高いガスこんろによる火災が最も多く6,235件で全体の94.0%と大半を占めている。

(2) 「たばこ」による火災は増加

たばこによる火災の損害状況は、第28表のとおりであり、前年に比べ281件(5.0%)増加して5,846件(全火災の10.3%)となり、損害額も前年に比べ18億522万円(16.9%)増加して124億8,308万円となっている。たばこによる火災の主な経過別出火件数は、投げ捨てによるものが最も多く3,088件、次いで火源の転倒・落下、消し忘れの順となっている。

(3) 「たき火」による火災は増加、「火あそび」による火災は減少

たき火による火災は第29表のとおりであり、前年に比べ600件(13.2%)

増加して5,148件(全火災の9.1%)となり、損害額も、前年に比べ9億869万円(42.0%)増加し30億7,122万円となっている。たき火による火災の主な経過別出火件数は、火の粉の飛火によるものが最も多く1,933件、次いでたき火の延焼拡大、消し忘れの順となっている。

次に、火あそびによる火災は、前年に比べ557件(15.1%)減少して3,129件(全火災の5.5%)となり、損害額も4,534万円(1.1%)減少して、40億

第28表 たばこによる火災の損害状況

(平成2年中)

区 分	単 位	た ば こ
出 火 件 数	件	5,846
うち 建物火災		3,461
林野火災		451
車両火災		300
船舶火災		9
その他の火災		1,625
主な経過別出火件数	件	
投げ捨て		3,088
火源の転倒・落下		1,432
消し忘れ		383
焼 損 面 積	m ²	118,972
損 害 額	百万円	20,376
		12,483

第29表 たき火及び火あそびによる火災の損害状況

(平成2年中)

区 分	単 位	た き 火	火 あ そ び
出 火 件 数	件	5,148	3,129
主な経過(発火源)別出火件数	件		
火の粉の飛火	1,933	ライター	1,250
たき火の延焼拡大	1,609	マ ッ チ	784
消し忘れ	748	花 火	184
焼 損 面 積	m ²	57,860	60,170
損 害 額	百万円	28,410	5,624
		3,071	4,024

第30表 放火及び放火の疑いによる火災の損害状況

(平成2年中)

区 分	単 位	放 火	放火の疑い	計
出 火 件 数	件	5,284	4,131	9,415
うち ライターによるもの		1,679	1,281	2,960
マ ッ チによるもの		519	155	674
たきつけによるもの		72	132	204
焼 損 面 積	m ²	75,642	72,425	148,067
建物				
林 野	a	1,948	56,619	58,567
損 害 額	百万円	9,179	8,005	17,184

(注) 損害額は、百万円未満を四捨五入したため、計が放火と放火の疑いの合計と一致しない場合がある。

2,478万円となっている。火あそびによる火災の主な発火源別出火件数は、ライターによるものが最も多く1,250件、次いで、マッチ、花火の順となっている。

(4) 「放火」、「放火の疑い」による火災は共に増加

放火及び放火の疑いによる火災の損害状況は、第30表のとおりである。放火による出火件数は5,284件で前年に比べ268件(5.3%)増加しており、また放火の疑いによるものは4,131件で前年に比べ193件(4.9%)増加している。この結果、放火及び放火の疑いは合わせて9,415件(全火災の16.7%)で、前年に比べ461件(5.1%)増加している。放火による損害額は91億7,873万円で、前年に比べ13億5,672万円(17.3%)増加しており、放火の疑いによるものを合わせると171億8,406万円で前年に比べ25億3,506万円(17.3%)増加している。

次に、これらの火災を発火源別にみると、ライターによるものが2,960件と最も多く、次いで、マッチによるもの、たきつけによるものの順となっている。

また、放火(放火の疑いを含む。)があった時間帯をみると、夜間から深夜にかけてが最も多くなっており、この時間帯(20時以降翌朝の6時までの間)には、5,872件で62.4%を占めている。

(5) 「ストーブ」による火災は減少

ストーブによる火災は、第31表のとおりであり、前年に比べ75件(3.1%)減少して2,314件発生し、損害額も3億9,827万円(3.5%)減少して

第31表 ストーブによる火災の損害状況

(平成2年中)

区 分	単 位	ス ト ー ブ
出 火 件 数	件	2,314
うち 石 油 ス ト ー ブ		1,592
電 気 ス ト ー ブ		508
ガ ス ス ト ー ブ		106
ま き ス ト ー ブ		96
石 炭 ス ト ー ブ		12
主 な 経 過 別 出 火 件 数	件	
可燃物の接触・落下		633
引 火 ・ ふ く 射		339
使用 方法 の 誤 り		337
消 し 忘 れ		125
調 整 不 良		91
建 物 焼 損 面 積	m ²	134,803
損 害 額	百万円	10,982

第32表 主な着火物別出火件数

着 火 物	平 成 2 年		平 成 元 年	
	出 火 件 数 (件)	総出火件数に占める割合(%)	出 火 件 数 (件)	総出火件数に占める割合(%)
枯 れ 草	6,560	11.6	6,265	11.2
動 植 物 油	5,428	9.6	5,770	10.3
袋 ・ 紙 製 品	2,919	5.2	2,910	5.2
合 成 樹 脂 ・ 成 形 品	2,893	5.1	2,668	4.8
紙 く ず ・ わ ら く ず	2,875	5.1	3,091	5.5
寝 具	2,871	5.1	2,722	4.9
ガ ソ リ ン	2,272	4.0	2,305	4.1
織 維 製 品	1,875	3.3	1,710	3.1
電 線 被 類	1,478	2.6	1,286	2.3
礦 物 油	1,226	2.2	1,713	3.1

(注) 平成2年は着火物別出火件数の上位10位までを表示した。

109億8,186万円となっている。

ストーブの種類別では、普及率の高い石油ストーブによる火災が最も多く1,592件で、ストーブによる火災の68.8%を占めており、次いで、電気ストーブによるもの、ガスストーブによるものの順となっている。

次に、ストーブによる火災の主な経過別出火件数をみると、可燃物の接触・落下によるものが633件と最も多く、次いで、引火・ふく射、使用方法の誤りの順になっている。

(6) 着火物は「枯れ草」が首位

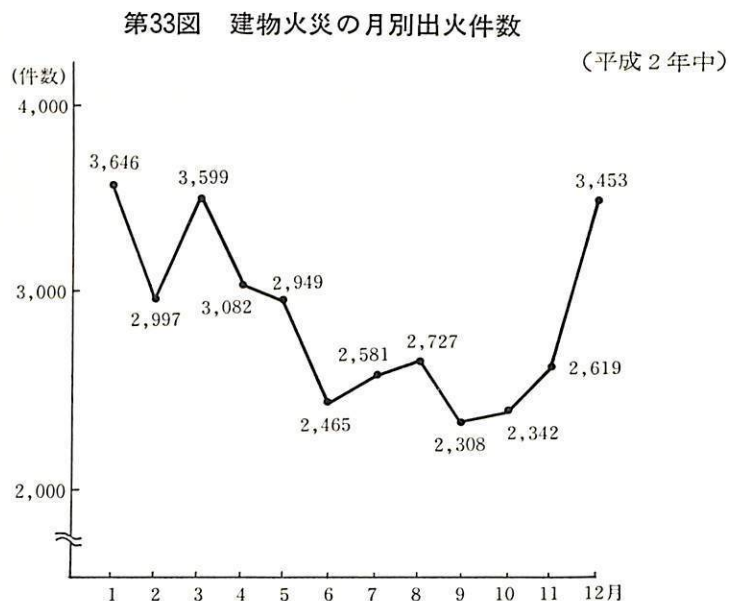
全火災の着火物（発火源から最初に着火した物）別出火件数の上位のものは第32表のとおりである。

5 火災種別ごとの状況

(1) 建物火災

ア 建物火災は1日に95件、15分ごとに1件

建物火災の出火件数は3万4,768件である。



最近の10年間、建物火災の出火件数は、多少の増減はあるものの、おおむね横ばいに推移してきたが、平成2年は前年に比べ418件(1.2%)減少している(第5表)。

次に、月別の出火件数をみると、第33図のとおり、冬季から春先にかけて多く発生している。

イ 居住建物の火災が半数

建物火災の出火件数を火元建物の用途別にみると、第34表のとおり、居住建物の出火件数が1万8,161件で最も多く、全体の半数以上(51.6%)を占めている。次いで、工場・作業場、倉庫、飲食店の順となっている。

第34表 用途別建物火災の損害状況

用途別	出火件数			焼損面積 (m ²)	損害額 (百万円)
	平成2年 (件)	平成元年 (件)	増減率 (%)		
居住	17,531	18,161	△ 3.5	652,240	51,369
工場・作業場	3,835	3,926	△ 2.3	319,754	32,455
倉庫	2,891	2,967	△ 2.6	223,570	15,685
飲食店	1,322	1,350	△ 2.1	37,054	4,537
事務所	845	778	8.6	29,673	2,976
車庫	339	281	20.6	8,942	498
学校	335	294	13.9	15,668	1,177
養畜舎	326	326	0.0	74,695	1,900
旅館・ホテル	266	265	0.4	23,058	1,606
百貨店・マーケット	262	214	22.4	9,316	1,736
神社・寺院	216	223	△ 3.1	17,075	2,561
病院・診療所	167	156	7.1	2,628	558
官公署	110	84	31.0	2,320	229
劇場・興行場	85	71	19.7	4,716	284
福祉・保険施設	61	78	△ 21.8	1,233	83
浴場	30	36	△ 16.7	1,474	170
その他	6,147	5,976	2.9	246,394	26,060
計	34,768	35,186	△ 1.2	1,669,810	141,770

ウ 木造建物の火災が51.3%

建物火災を火元建物の構造別にみると、第35表のとおりである。木造建物から出火した件数は1万7,849件で建物出火件数の51.3%を占め、次いで、

となった。この面積は3DK(65m²)の住宅が2万5,755戸焼損したことに相当する。都道府県別の建物焼損面積をみると、最高は前年同様北海道で9万6,414m²、次いで、愛知県、大阪府、埼玉県、福岡県の順となっており、一方、少ない県は沖縄県の7,023m²を最低に、徳島県、鳥取県、滋賀県、島根県の順となっている。

キ 1件当たりの焼損面積は48m²

建物火災1件当たりの焼損面積を都道府県別にみると、第38表のとおりである。全国平均は48m²で前年より1m²減少した。全国平均を上回るのは、

第38表 建物火災1件当たりの焼損面積

(平成2年中)

都道府県	建物火災(件)	建物焼損面積(m ²)	1件当たりの焼損面積(m ²)	都道府県	建物火災(件)	建物焼損面積(m ²)	1件当たりの焼損面積(m ²)
1 北海道	1,664	96,414	58	25 滋賀	247	13,895	56
2 青森	477	36,863	77	26 京都	390	21,456	55
3 岩手	354	41,850	118	27 大阪	2,926	83,992	29
4 宮城	686	35,217	51	28 兵庫	1,649	62,447	38
5 秋田	317	34,860	110	29 奈良	231	19,828	86
6 山形	353	26,738	76	30 和歌山	224	23,464	105
7 福島	586	49,708	85	31 鳥取	179	12,578	70
8 茨城	833	54,625	66	32 島根	202	14,024	69
9 栃木	587	47,537	81	33 岡山	561	38,743	69
10 群馬	523	35,713	68	34 広島	922	39,752	43
11 埼玉	1,692	74,080	44	35 山口	411	18,624	45
12 千葉	1,468	59,459	41	36 徳島	256	12,254	48
13 東京	3,935	65,228	17	37 香川	332	16,849	51
14 神奈川	1,739	49,646	29	38 愛媛	492	26,778	54
15 新潟	655	37,145	57	39 高知	301	16,595	55
16 富山	202	14,863	74	40 福岡	1,483	69,393	47
17 石川	247	15,092	61	41 佐賀	214	16,504	77
18 福井	215	16,421	76	42 長崎	394	24,082	61
19 山梨	257	15,575	61	43 熊本	463	29,959	65
20 長野	550	29,140	53	44 大分	363	22,412	62
21 岐阜	543	26,416	49	45 宮崎	387	22,483	58
22 静岡	1,014	44,856	44	46 鹿児島	589	35,525	60
23 愛知	1,960	89,048	45	47 沖縄	211	7,023	33
24 三重	484	28,910	60	計	34,768	1,674,064	48

岩手県の118m²を最高に、秋田県の110m²、和歌山県の105m²など33道府県となっている。一方、全国平均以下となっているのは、東京都の17m²を最低に、神奈川県及び大阪府の29m²、沖縄県の33m²、兵庫県の38m²など13道府県となっており、相対的に大都市のある都府県では、出火件数は多いが、火災1件当たりの焼損面積の小さい火災が大部分であることを示している。

ク 建物火災の4割は覚知後5分以内に放水

建物火災の放水開始時間別の焼損状況をみると第39表のとおりである。消防機関が火災を覚知し、消防隊が出動して放水を行った件数は1万9,674件(建物火災の56.6%)で、このうち覚知から放水開始までの間が5分以内のものは8,043件(放水した建物火災の40.9%)、10分以内のものは1万6,967件(同86.2%)となっている。

覚知から放水までの時間ごとに1件当たりの建物焼損面積を昼夜別にみると、夜間における焼損面積は昼間の焼損面積をほとんど上回っている。これは、昼間に比べて覚知が遅れがちとなるため、消防機関が現地に到着したときは既に火災が拡大していること等の理由によるものと考えられる。

第39表 建物火災の放水開始時間別焼損状況

(平成2年中)

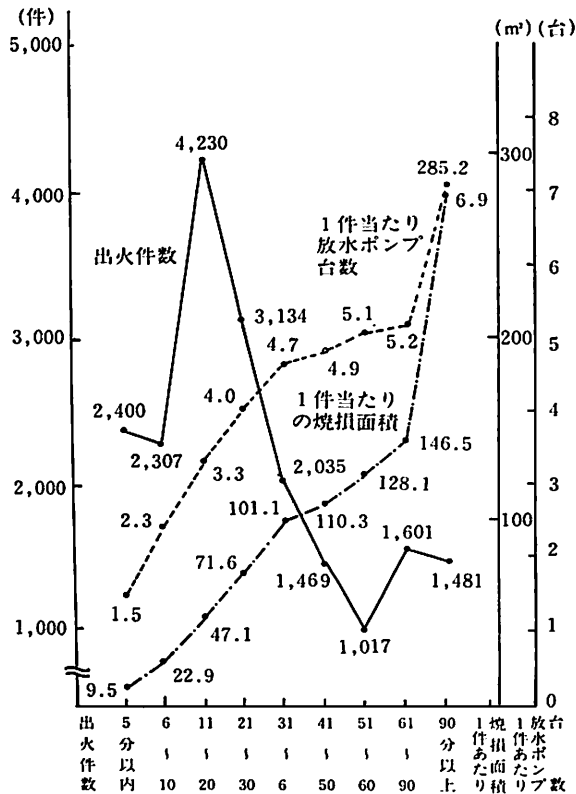
区分 覚知から放水開始まで 昼夜別	出火件数			1件当たり焼損面積(m ²)		1放水台当たりポンプ数(台)		延焼率(%)
	計	昼	夜	昼	夜	昼	夜	
5分以内	8,043	4,731	3,312	61.2	85.1	3.5	4.1	30.6
6~10 "	8,924	5,078	3,846	73.9	94.9	3.8	4.1	31.0
11~15 "	1,832	1,063	769	113.2	119.9	4.0	4.3	30.6
16~20 "	452	236	216	134.9	115.5	4.2	4.0	36.9
21分以上	423	212	211	149.5	125.7	3.4	3.7	29.1
放水した建物火災	19,674	11,320	8,354	75.0	95.7	3.7	4.1	30.9
全建物火災 (放水しなかった火災を含む)	34,768			48.1		2.2		18.8

ケ 建物火災の45.4%は放水開始後20分以内に鎮火

消防隊が放水した建物火災について、鎮火所要時間別の件数をみると、第40図のとおり、放水開始後11分から20分までのものが4,230件で最も多く、20分以内に鎮火した件数は8,937件で全体の45.4%となっている。

第40図 建物火災の鎮火所要時間別焼損状況

(平成2年中)



(2) 林野火災

平成2年中の林野火災の出火件数は2,858件で、前年に比べ36件(1.2%)減少した。焼損面積は1,333haで前年より784ha(37.0%)減少しており、林野火災の損害額も4億6,658万円の前年より5,437万円(10.4%)減少している。また、平成2年中の林野火災による死者は12人で、前年を3人下回っている。

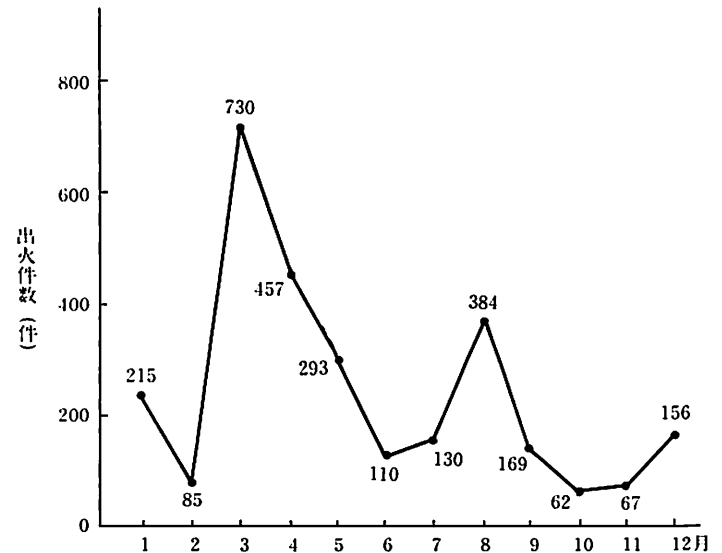
都道府県別の焼損面積をみると、福岡県が228haで最も大きく、次いで沖縄県、大阪府、北海道、青森県の順となっている(附属資料3)。

林野火災の出火件数を月別にみると、第41図のとおりである。林野火災の発生時期は地域によって必ずしも一定していないが、平成2年中は3月及び4月に多く発生し、この2か月で1,187件と、全林野火災の41.5%を占めている。この時期は、概して降雨量が少なく、空気が乾燥し、強風が吹くなど林野火災の発生しやすい気象条件となることが多く、入山者のたき火の不始末やたき火の飛火等により、出火の危険性が高くなるためである。

林野火災の出火件数を焼損面積の段階別にみると、第42表のとおりであ

第41図 林野火災の月別出火件数

(平成2年中)



第42表 林野火災の焼損面積段階別損害状況

(平成2年中)

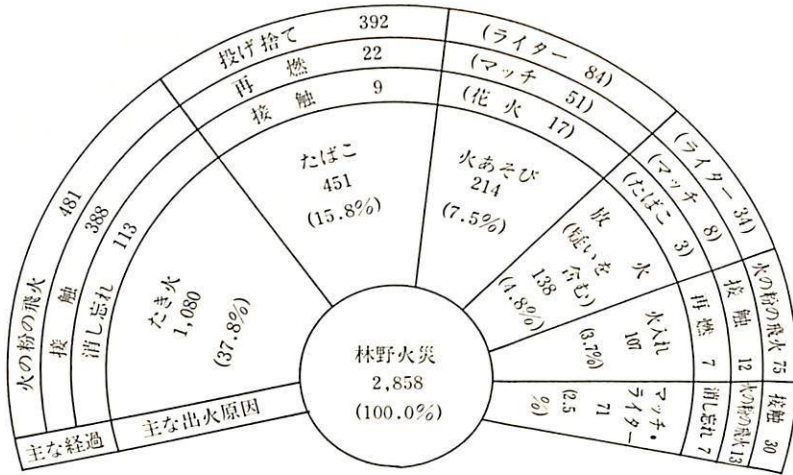
区分	焼損面積						計
	10ha未満	10ha以上20ha未満	20ha以上30ha未満	30ha以上40ha未満	40ha以上50ha未満	50ha以上	
出火件数(件)	2,834	15	4	2	1	2	2,858
焼損面積(ha)	774	193	87	67	48	165	1,333
損害額(千円)	328,728	64,017	8,810	61,167	0	3,862	466,584

る。焼損面積が10ha未満の林野火災の出火件数は、2,834件で全体の99.2%を占めている。

林野火災の出火原因は、第43図のとおりであり、たき火によるものが1,080

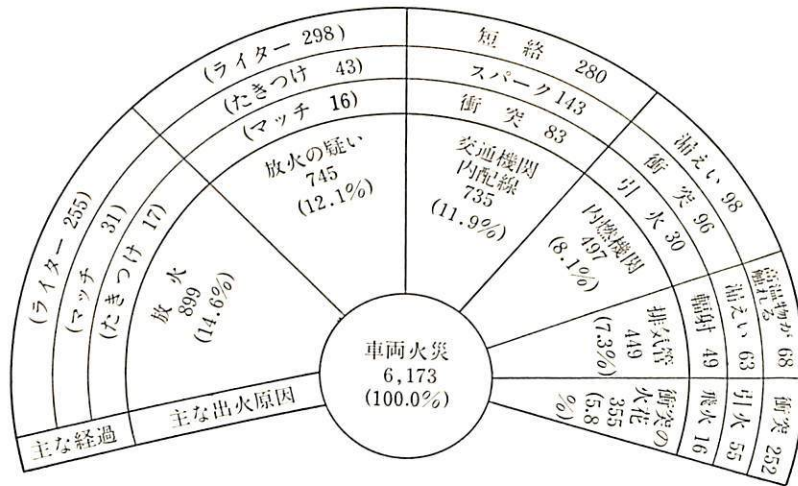
第43図 林野火災の主な出火原因と経過

(平成2年中)



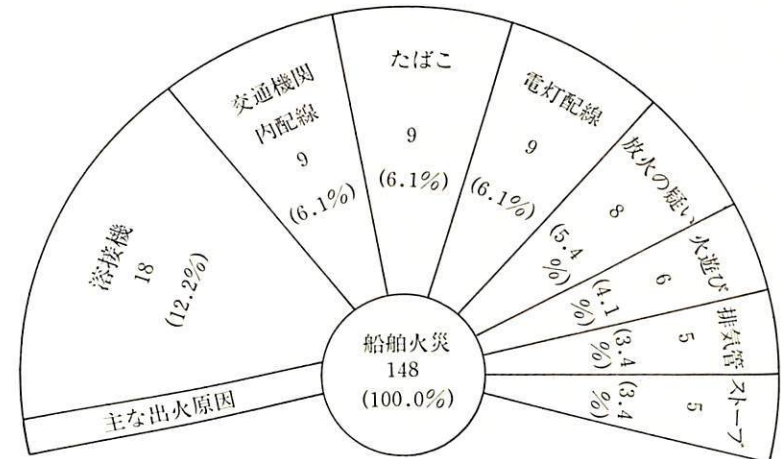
第44図 車両火災の主な出火原因と経過

(平成2年中)



第45図 船舶火災の主な出火原因

(平成2年中)



件で全体の37.8%を占めて最も多く、次いでたばこ、火あそび、放火(疑いを含む。)の順となっている。

(3) 車両火災

平成2年中の出火件数は、6,173件で前年に比べ429件(7.5%)増加し、損害額は29億6,618万円の前年と比べ3億3,607万円(12.8%)増加している。一方、車両火災による死者は200人で前年に比べ12人(6.4%)増加している。

車両火災の出火原因は、第44図のとおりであり、放火によるものが899件(14.4%)と最も多く、次いで放火の疑い、交通機関内配線、内燃機関の順となっている。

(4) 船舶火災

平成2年中の出火件数は前年に比べ10件(7.2%)増加し、148件となっている。また、損害額は前年より6,150万円増加し、5億7,652万円となっている。船舶火災による死者は3人となっている。

船舶火災の出火原因は第45図のとおりであり、溶接機による火災が18件(12.2%)と最も多く、次いで交通機関内配線、たばこ及び電灯配線の順となっている。

(5) 航空機火災

航空機火災は、平成2年中に4件（前年4件）発生し、死者は4人となっている（第63図）。

6 平成3年上半期における火災の発生状況

平成3年上半期における火災の概況は第46表のとおりである。前年同期に比べ、総出火件数及び林野焼損面積、損害額は増加しているが、焼損棟数、り災世帯数、建物焼損面積、死者及び負傷者は減少している。

第46表 平成3年上半期(1月～6月)における火災の発生状況(概況)

区 分	平成3年 上半期 (A)	平成2年 同期 (B)	対前年 増減数 (A)-(B)=(C)	増減率 (C) (B)×100 (%)	
総出火件数(件)	30,716	30,222	494	1.6	
建物火災	18,582	18,734	△152	△0.8	
林野火災	1,906	1,903	3	0.2	
車両火災	3,053	2,938	115	3.9	
船舶火災	57	73	△16	△21.9	
航空機火災	0	1	△1	△100.0	
その他の火災	7,118	6,573	545	△8.3	
焼損棟数(棟)	24,560	25,648	△908	△3.6	
り災世帯数(世帯)	17,879	18,589	△710	△3.8	
焼損面積					
建物(m ²)	921,591	923,521	△1,930	△0.2	
林野(a)	249,670	100,660	149,010	148.0	
損害額(千円)	81,065,994	79,100,161	△1,965,833	△2.5	
死傷者数(人)	死 傷 者 別	死者 負傷者	死者 負傷者	死者 負傷者	死者 負傷者
	計	1,051 3,802	1,103 3,958	△52 △156	△4.7 △3.9
	(放火自殺者数)	408 —	414 —	△6 —	△1.4 —
	建物	738 3,339	795 3,547	△57 △208	△7.2 △5.9
	林野	14 59	12 74	2 △15	16.7 △20.3
	車両	100 137	97 96	3 41	3.1 △42.7
	船舶	1 8	2 7	△1 1	△50.0 △14.3
	航空機 その他	0 0 198 259	0 0 197 234	0 0 △1 25	0.0 0.0 0.5 10.7

7 外国の火災状況

1989年（平成元年）における諸外国の火災状況は、第47表のとおりである。この表に掲げられた諸外国の中では、出火件数、死者数及び損害額については、例年どおりアメリカが圧倒的に多い。日本は、出火件数についてはアメリカ、カナダ、損害額についてはアメリカ、イギリスに次いで多く、死者数についてはアメリカに次いで多い。

第47表 1989年の諸外国の火災状況

国 名	出火件数	出火率 (人口1 万人当 たりの 出火件 数)	死者数	人口100 万人当 たりの 死者数	火災1,000 件当 たりの 死者数	損害額 (億円)	火災1件 当 たりの 損害額 (千円)
日 本	55,763	4.6	1,747	14.3	31.3	1,405	2,519
ア メ リ カ	2,115,000	85.2	5,410	21.8	2.6	11,940	565
イ ギ リ ス	456,179	79.7	901	15.7	2.0	1,792	393
大 韓 民 国	12,704	3.0	447	10.5	35.2	47	370
ニュージーランド	19,004	56.8	47	14.1	2.5	—	—
ノ ル ウ ェ ー	13,084	30.9	72	17.0	5.5	—	—
カ ナ ダ	67,182	25.6	500	19.1	7.4	1,305	1,942

(注) 1 資料については、外国政府等の協力による。
2 為替相場は、IMF調べによる。

次に、これらの数値を出火率（人口1万人当たりの出火件数）等で比較してみると、出火率についてはアメリカの85.2が断然高い。日本の4.6は、最も低い大韓民国の3.0よりは高いが、最も高いアメリカの約19分の1であり、その他の国と比べてもかなり低い数値といえる。人口100万人当たりの死者数では、アメリカの21.8人が最も高く、次いでカナダの19.1人となっている。日本は、アメリカの6割強であるが、最も少ない大韓民国の10.5人の1.4倍弱となっている。火災1,000件当たりの死者数では、日本の31.3人、大韓民国の35.2人とこの2か国が他の国に比べてかなり高く、日本は、最も少ないイギリスの2.0人の約16倍となっている。火災1件当たりの損害額については、日本は251万9千円で最も高く、最も低い大韓民国の約7倍とな

っている。

火災の定義やとらえ方等について違いがあり一概にはいえないが、日本は、これらの諸外国に比べて、人口単位当たりの出火件数が低く、国民の防火に関する意識が高いことが分かる。しかし、いったん火災が発生すると、建物構造、都市環境、地勢等が影響して火災1件当たりの死者発生率が高く、また、損害額が大きくなることがうかがえる。

なお、1990年の世界主要都市の火災状況は、附属資料28のとおりである。

第2節 地震災害等

1 地震災害

平成2年中に震度4以上を記録した地震は、16回発生した。このうち、平成2年2月20日に発生した伊豆大島近海を震源とする地震で、東京都大島町において負傷者1人（重傷）並びに住家の一部破損1棟のほか、道路等に被害が生じ、被害総額は1億3,480万円となっている。

また、5月3日に発生した茨城県中部を震源とする地震では、負傷者（軽傷）2名並びに文教施設及び鉄道等に400万円の被害を生じたほか、12月7日の新潟県南部を震源とする地震では、新潟県高田町を中心に住宅一部破損430棟のほか文教施設、道路、河川、水道等に被害が生じ、被害総額は8億1,061万2,000円であった。

なお、外国において平成2年中に発生した大きな被害を生じた地震の主なものとしては、平成2年6月21日（現地時間21日）にイラン北西部を震源とする地震及び7月16日（現地時間16日）にフィリピンのルソン島を震源とする地震があり、国際消防救助隊を派遣した。

また、平成3年になってからは2月1日（現地時間1日）にパキスタン北西部を震源とする地震、4月5日（現地時間4日）にペルー北部を震源とする地震、4月23日（現地時間22日）にコスタリカを震源とする地震及び4月29日（現地時間29日）にグルジア共和国を震源とする地震等が発生している。

2 風水害、火山噴火災害等

（1）平成2年中の災害

平成2年中の風水害、雪害、火山噴火災害等による全国及び都道府県別の被害状況は第48表及び附属資料11のとおりである。なお、主な風水害等の状況は、以下のとおりである。

ア 平成2年6月2日から7月22日までの間の豪雨

平成2年6月2日から7月22日までの間の豪雨により、ほぼ日本全国で死者32人、負傷者109人、住家の全壊・流出219棟、半壊290棟、床上浸水10,186棟の被害が発生した。これに対し、延べ5県159市町村で災害対策本部が設置された。

イ 平成2年9月11日から9月20日までの間の豪雨及び暴風雨

平成2年9月11日から9月20日までの間の豪雨及び暴風雨により、ほぼ全国的に大雨が続き、死者42人、行方不明者2人、負傷者197人、住家の全壊・流失240棟、半壊816棟、床上浸水8,333棟の被害が生じた。これに対し、16県954市町村で災害対策本部が設置された。

ウ 平成2年9月26日から10月1日までの間の豪雨及び暴風雨

平成2年9月26日から10月1日にかけて中部地方を中心とする全国各地で大雨となり、死者5人、行方不明者1人、負傷者24人、住家の全壊・流失32棟、半壊40棟、床上浸水3,280棟の被害が生じた。これに対し、4県245市町村において災害対策本部が設置された。

エ 平成2年12月11日から12月12日までの間の竜巻

平成2年12月11日から12月12日にかけての、千葉県で発生した竜巻により、負傷者79人、住宅の全壊85棟、半壊177棟、一部破損1,845棟の被害が生じた。これに対し、2市において災害対策本部が設置された。

(2) 平成3年上半期の災害

ア 雲仙岳噴火災害

平成2年11月17日に198年ぶりに噴火を開始した雲仙岳は、その後小康状態を保っていたが、平成3年3月29日以降活動が活発となり、それに伴い堆積した降灰により、5月15日には土石流が発生し、また、6月3日以降の大火爆発等により、7月31日現在、死者38人、行方不明者3人、負傷者12人、建物の全壊等が551棟の被害が生じた。これに対し、1県、5市町で災害対策本部が設置され、国においても雲仙岳噴火非常災害対策本部を設置した。

イ 3月7日から3月8日までの間の林野火災

平成3年3月7日から3月8日にかけての茨城県日立市の林野火災により、全焼13棟(うち住家8棟)、部分焼13棟(うち住家12棟)、焼損面積217,74

haの被害が生じた。これに対し、日立市で災害対策本部が設置された。



雲仙岳噴火災害(長崎県)

第48表 風水害等による被害状況

区 分	単 位	平成2年	平成元年	増 減
人	死 者	119	94	25
	行 方 不 明 者	4	2	2
	負 傷 者	720	172	548
住 家	全 壊 ・ 流 失	651	124	527
	半 壊	1,597	268	1,329
	床 上 浸 水	24,271	11,240	13,031
	床 下 浸 水	125,975	85,475	40,500
	一 部 破 損	34,826	9,745	25,081
非 住 家 被 害	棟	17,131	6,147	10,984
り 災 世 帯 数	世 帯	29,691	10,982	18,709
り 災 者 数	人	93,175	32,635	60,540
被 害 額	百万円	1,249,791	734,877	514,914

(注) 1 地震による被害を除いた数値である。
 2 被害額には、公共土木施設、農林水産業施設及び農林水産等に係るものが含まれ、住家及び非住家に係るものは含まれない。

第3節 ガス等によるその他の災害

1 ガスによる災害

(1) 事故の発生件数

平成2年中に発生した都市ガス及び液化石油ガスの漏えい事故又は爆発・火災事故（以下「ガス事故」という。）の総件数は、2,570件（前年2,923件）であり、これをガスの種別ごとにみると、都市ガスに係るもの1,435件（同1,653件）、液化石油ガスに係るもの1,135件（同1,270件）である。

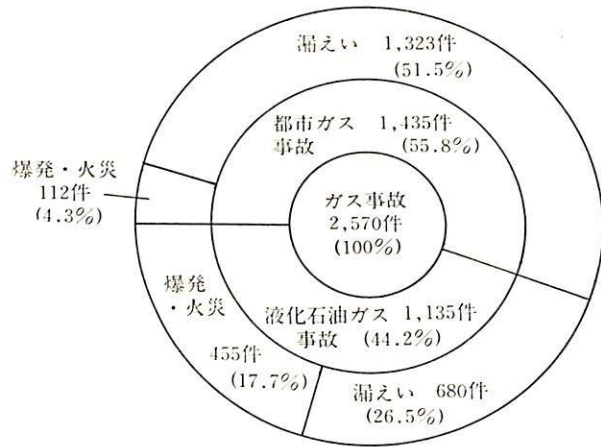
前年と比較すると、ガス事故の総件数は353件（12.1%）の減少になっている。

これをガスの種別ごとにみると、都市ガスに係るものが218件（13.2%）の減少、液化石油ガスに係るものが135件（10.6%）の減少となっている。

ア 事故の態様別発生件数

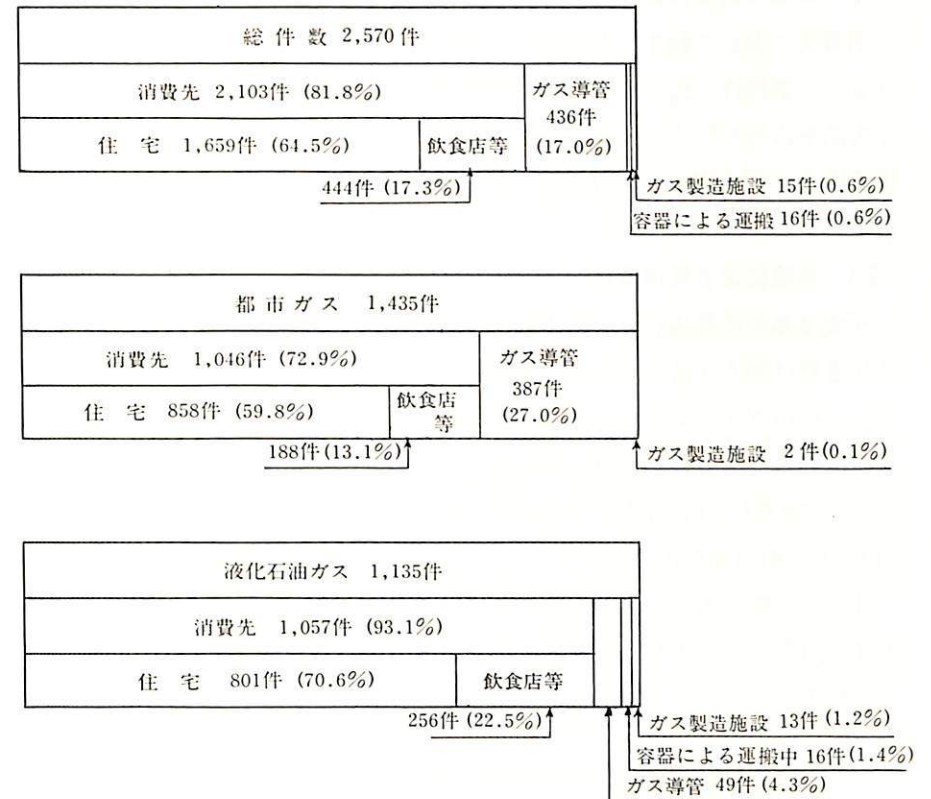
事故を態様別にみると、第49図のとおりであり、漏えい事故が78.0%、爆発・火災事故が22.0%である。これをガスの種別ごとにみると、都市ガスでは漏えい事故が92.2%と大半を占めているのに対し、液化石油ガスでは漏え

第49図 ガス事故の態様別発生件数 (平成2年中)



第50表 ガス事故の発生場所別発生件数

(平成2年中)



い事故が59.9%、爆発・火災事故が40.1%である。

イ 事故の発生場所別発生件数

事故を発生場所別にみると、第50表のとおりであり、消費先におけるものが81.8%と大半を占め、ガス導管等消費先以外におけるものが18.2%となっている。これをガスの種別ごとにみると、都市ガスでは消費先におけるものが72.9%、ガス導管等消費先以外におけるものが27.1%であるのに対し、液化石油ガスでは、消費先におけるものだけで93.1%と大半を占め、ガス導管、容器による運搬中等消費先以外のものは6.9%となっている。

消費先における事故の78.9%は住宅において発生しており、これをガスの種別ごとにみると、都市ガスでは82.0%、液化石油ガスでは75.8%となって

いる。

ウ 事故の発生原因別発生件数

消費先において発生した事故を、発生原因別にみると第51表のとおりで、コックの誤操作・火の立ち消え等発生原因が消費者に係る場合が69.4%とその大半を占めている。これをガスの種別ごとにみても、発生原因が消費者に係る場合が都市ガスでは77.7%、液化石油ガスでは61.2%といずれも大半を占めている。

(2) 事故による死傷者数

平成2年中に発生したガス事故（自損行為によるガス事故を含む。）による死者数は96人（前年127人）、負傷者数は772人（同966人）である。死者のうち、都市ガスによるものは53人（同80人）で55.2%、液化石油ガスによるものは43人（同47人）で44.8%を占めている。負傷者のうち、都市ガスによるものは300人（同317人）で38.9%、液化石油ガスによるものは472人（同649人）で61.1%を占めている。

前年と比較すると、死者の総数では31人（24.4%）、負傷者の総数では194人（20.1%）のいずれも減少となっている。死者数をガス種別ごとにみると、都市ガスによるものは27人（33.8%）、液化石油ガスによるものは4人

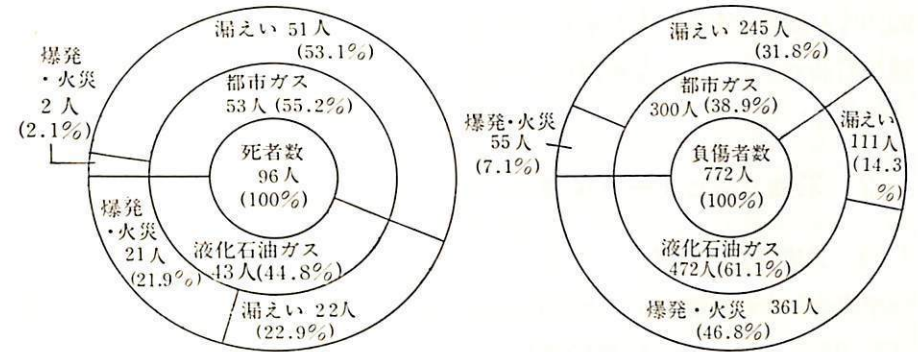
第51表 消費先におけるガス事故の発生原因別発生件数

（平成2年中）

総件数 2,103件		
消費者に係る原因 1,460件 (69.4%)	その他 397件 (18.9%)	↑ ガス事業者・工事業者に 係る原因 246件 (11.7%)
都市ガス 1,046件		
消費者に係る原因 813件 (77.7%)	その他 111件 (13.5%)	↑ ガス事業者・工事業者に 係る原因 92件 (8.8%)
液化石油ガス 1,057件		
消費者に係る原因 647件 (61.2%)	その他 256件 (24.2%)	↑ ガス事業者・工事業者に 係る原因 154件 (14.6%)

第52図 ガス事故による死傷者数

（平成2年中）



（8.5%）のいずれも減少となっている。また、負傷者数をガス種別ごとにみると、都市ガスによるものは17人（5.4%）、液化石油ガスによるものは177人（27.3%）のいずれも減少となっている。

死傷者を事故の態様別にみると、第52図のとおりであり、死者数では漏えい事故によるものが76.0%を占めているが、負傷者数では漏えい事故によるものが46.1%、爆発・火災事故によるものが53.9%となっている。これをガス種別ごとにみると、都市ガスにおいては、死者、負傷者とも漏えい事故によるものがそれぞれ96.2%、81.7%と大半を占めているが、液化石油ガスにおいては、死者では爆発・火災事故によるものが48.8%、漏えい事故によるものが51.2%とほぼ半々であり、負傷者では爆発・火災事故によるものが76.5%を占めている。

なお、死者は96.9%が、負傷者は97.5%が消費先における事故によるものである。

(3) 自損行為によるガス事故

平成2年中に発生したガス事故のうち、自損行為に起因する事故件数は411件（前年496件）、これらの事故による死者数は70人（同99人）、負傷者数は344人（同386人）で、それぞれ総数の16.0%、72.9%及び44.6%である。

自損行為に起因する事故を事故の態様別にみると、漏えい事故にとどまっ

たものは330件（前年395件）で80.3%、爆発・火災事故に至ったものは81件（同101件）で19.7%ある。これをガスの種別ごとにみると、都市ガスでは93.9%が漏えい事故にとどまり、6.1%が爆発・火災事故となっているが、液化石油ガスでは60.5%が漏えい事故にとどまり、39.5%が爆発・火災事故となっている。

2 石油コンビナート災害

(1) 災害件数と被害

平成2年中の石油コンビナート災害の発生件数は63件で、前年に比べ17件（37.0%）増加している（第53表参照）。

第53表 石油コンビナート災害件数の推移

形態	年		59		60		61		62		63		元		2	
	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
火災	危険物等の火災	13	16.5	11	16.9	14	23.7	23	33.3	21	33.3	6	13.0	13	20.7	
	その他の火災	19	24.0	23	35.4	15	25.4	18	26.1	8	12.7	11	24.0	14	22.2	
爆発	危険物等の爆発	11	13.9	5	7.7	6	10.2	6	8.7	7	11.1	8	17.4	8	12.7	
	その他の爆発	27	34.2	22	33.8	19	32.2	19	27.5	20	31.8	15	32.6	21	33.3	
その他	計	9	11.4	4	6.2	5	8.5	3	4.4	7	11.1	6	13.0	7	11.1	
計		79	100.0	65	100.0	59	100.0	69	100.0	63	100.0	46	100.0	63	100.0	

また、損害額は7億6,015万円、死者3人、負傷者は19人となっている。

なお、過去の主な石油コンビナート災害は第54表のとおりである。

(2) 災害の特徴

ア 特定事業所区分別災害件数

特定事業所区分別の災害件数は、第1種事業所が47件（うちレイアウト規制対象事業所40件）と全体の74.6%を占めている。1事業所当たりの災害件数はレイアウト規制対象事業所が0.167件と最も高い（第55表参照）。

（単位：人、百万円）

第54表 主な石油コンビナート石油コンビナート災害

発年	地	区	事業所	災害種別	死者	負傷者	損害額	備考
昭48.7.7	徳山・新南陽	陽	出光石油化学株式会社	プラント火災	1	—	2,500	アセチレン水添塔
48.10.8	京葉臨海中部	部	チソン石油化学株式会社	プラント爆発火災	2	11	2,500	ポリプロピレン製造装置
48.10.28	直江津	津	信越化学工業株式会社	プラント爆発火災	1	12	520	塩化ビニルモノマー製造装置
49.12.18	水島臨海	海	三菱石油株式会社	タンク漏えい	—	—	50,000	重油漏えい 42,888kℓ
50.2.16	四日市臨海	海	大協石油株式会社	タンク火災	—	—	36	灯油中間タンク
51.3.9	姫路臨海	海	日本触媒化学工業株式会社	タンク爆発火災	—	—	153	アクリル酸メチルエステル屋外貯蔵タンク
53.6.12	仙台	台	東北石油株式会社	タンク漏えい	—	—	4,275	宮城県沖地震による重油等漏えい 68,160kℓ
53.11.8	四日市臨海	海	昭和四日市石油株式会社	タンカー漏えい	—	—	770	係留中のタンカー—陸洋丸
55.4.1	徳山・新南陽	陽	出光興産株式会社	プラント破裂	—	—	200	接触水添脱硫酸装置
56.1.6	京浜臨海	海	東亜燃料工業株式会社	タンカー爆発火災	3	2	128	係留中のタンカー—第5豊和丸
57.3.31	鹿島臨海	海	鹿島石油株式会社	プラント爆発火災	2	6	3,000	重油脱硫酸装置 （負傷者6人には負傷後48時間以上経過して死亡した3人を含む。）
58.5.26	秋田	田	東北電力株式会社	タンク火災	—	—	305	日本海中部地震による原油タンク火災
59.3.5	岩国・大竹	竹	三井石油化学工業株式会社	タンク爆発火災	—	—	78	トルエンタンク
60.12.17	水島臨海	海	三菱石油株式会社	タンカー爆発	2	1	111	係留中のタンカー—第6明和丸
62.5.26	品川	川	東京電力株式会社	タンク爆発火災	4	1	60	原油中継タンク
63.8.1	尾崎	崎	関西電力株式会社	発電設備爆発	2	13	245	ボイラー—空気予熱器のホッパ一部
平成元.3.6	水島臨海	海	日本鉱業株式会社	タンク爆発火災	—	1	480	重油脱硫酸装置
元.7.6	和歌山北部	部	大岩石油株式会社	タンク爆発火災	—	2	93	アクリル酸エチルエステルタンク
2.2.6	阿部	部	日本電工株式会社	電気炉ガス漏えい	1	8	—	—酸化炭素による中毒

第55表 特定事業所区分別災害件数 (平成2年中)

事業所種別	事業所数 (A)	事故件数 (B)	全体数に対する割合 (%)	1事業所当たりの災害件数 (B/A)
第1種事業所	487	47	74.6	0.097
うちレイアウト規制対象事業所	239	40	63.5	0.167
第2種事業所	402	16	25.4	0.040
計	889	63	100.0	0.071

(注) 事業所数は平成2年4月1日現在とした。

イ 業態別災害件数

事業所業態別の災害件数は、化学工場 (21件)、製鉄所 (14件)、石油精製所 (10件)、発電所 (7件)、製鋼所 (4件)、油槽所 (3件) の順となっている (第56表参照)。

第56表 業態別災害件数 (平成2年中)

化学工場	製鉄所	石油精製所	発電所
21件	14件	10件	7件
製鋼所	油槽所	その他	計
4件	3件	4件	63件

3 危険物施設等における災害

(1) 火災

ア 火災件数と被害

危険物施設における平成2年中の火災の発生件数は146件 (前年143件)、損害額は18億70万円 (同36億2,242万円)、死者及び負傷者は、それぞれ9人 (同3人)、84人 (同36人) となっている (第57表)。

火災発生件数は、前年より3件増加し、火災による被害は、5月に東京都板橋区の化学工場の爆発火災により死者8人、負傷者18人を出すなど前年に比べ、死者数は6人、負傷者数は48人とそれぞれ大幅に増加したが、損害額

第57表 危険物施設における火災の発生件数と被害状況

区分	火災発生数	損害額 (百万円)	死者 (人)	負傷者 (人)
昭和61年	145	1,739	6	35
62年	132	3,587	7	62
63年	150	1,900	4	77
平成元年	143	3,622	3	36
2年	146	1,801	9	84

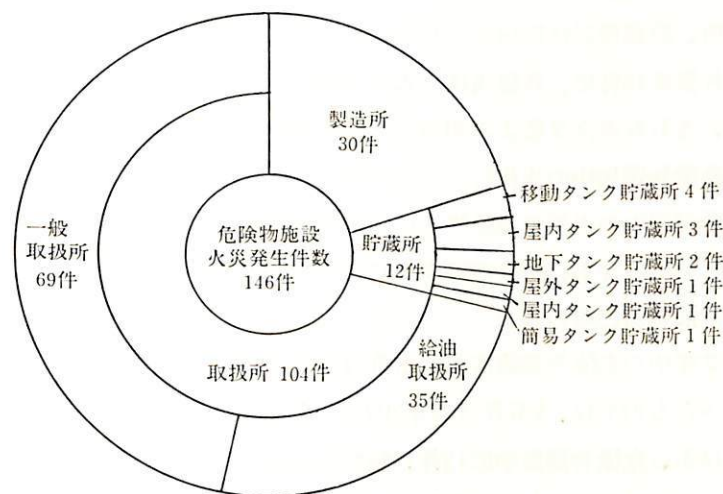
は、前年に比べ、大幅に減少している。

また、危険物施設の火災による他への影響の程度についてみると、143件 (他の施設から類焼した3件を除く。) の火災のうち131件 (91.6%) が当該危険物施設のみ火災にとどまり、10件 (7.0%) が他へ延焼し、2件 (1.4%) が危険物の漏えいに起因して施設外から火災となっている。

次に、危険物施設別の火災発生状況を見ると、取扱所での火災が104件と最も多く、その中でも一般取扱所での火災が69件と全体の半数近くを占めている (第58図)。

さらに、出火原因となった物質を消防法別表の分類等に従って区分すると、

第58図 危険物施設別火災発生件数 (平成2年中)



第59表 出火原因別（類別品名別等）火災発生件数

（平成2年中）

分類	危 険 物										計	
	第1類	第2類	第3類	第4類					第5類	第6類		危険物以外のもの
				第1石油類	第2石油類	第3石油類	第4石油類	その他				
件数	2	0	1	41	17	11	11	8	3	0	52	146

（注） 分類は消防法別表の分類による。

第59表のとおり、危険物以外のもの52件、第4類第1石油類41件、第4類第2石油類17件、第4類第3及び第4石油類それぞれ11件の順となっている。

イ 火災の発生原因及び着火原因

平成2年中に発生した危険物施設における火災の発生原因の比率を、人的要因、物的要因及びその他の要因に区別してみると、人的要因が67.1%（98件）と最も多く、物的要因19.2%（28件）、その他の要因8.2%（12件）となっている。

また、着火原因をみると、裸火が16.4%（24件）と最も多く、次いで高温表面熱15.8%（23件）、静電気火花14.4%（21件）、電気火花11.0%（16件）となっている。

ウ 無許可施設の火災

製造所、貯蔵所又は取扱所として許可を受けていない無許可施設での火災の発生件数は13件で、負傷者は5人（死者なし）となっている。

なお、これらの火災による損害額は、2億3,153万円となっている。

エ 危険物運搬中の火災

危険物運搬中の火災の発生件数は8件で、死者及び負傷者はそれぞれ1人となっている。なお、これらの火災による損害額は1,047万円となっている。

（2）危険物流出等の事故

平成2年中の危険物施設における危険物流出等の事故発生件数（火災に至らなかったもの）は、237件（前年209件）となっている（第60表、第61図）。

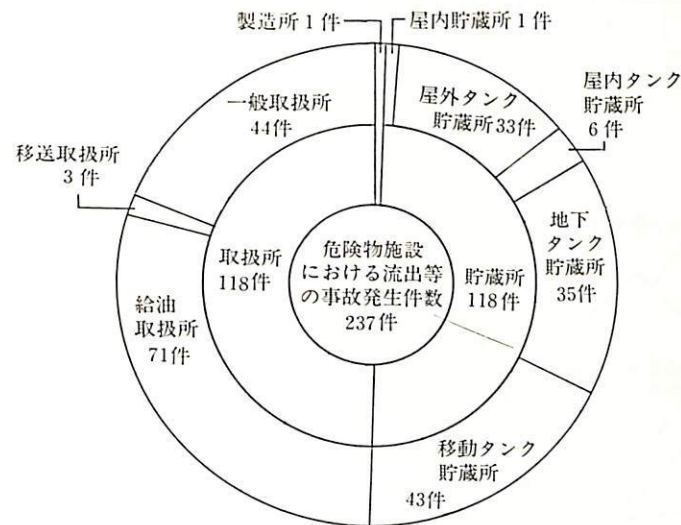
このほか、危険物運搬中に12件、無許可施設において5件、仮貯蔵の承認中において1件の危険物流出事故が発生している。

第60表 危険物施設における流出等の事故発生件数

年	昭和 61	62	63	平成元	2
事故件数	229	237	234	209	237

第61図 危険物施設別流出等事故発生件数

（平成2年中）



4 海上災害

平成2年中の主要港湾（1船の総トン数が1,000トン以上のタンカーが平成2年1月1日から平成2年12月31日までの間に入港した実績を有する港湾をいう。）117港における海上災害で消防機関が出動したものは65件あり、このうち46件(70.8%)が火災、9件（13.8%）が油の流出によるものである。

また、事故船舶の規模別では、1,000トン未満の船舶が50件で76.9%を占めている（第62表）。

5 航空機災害

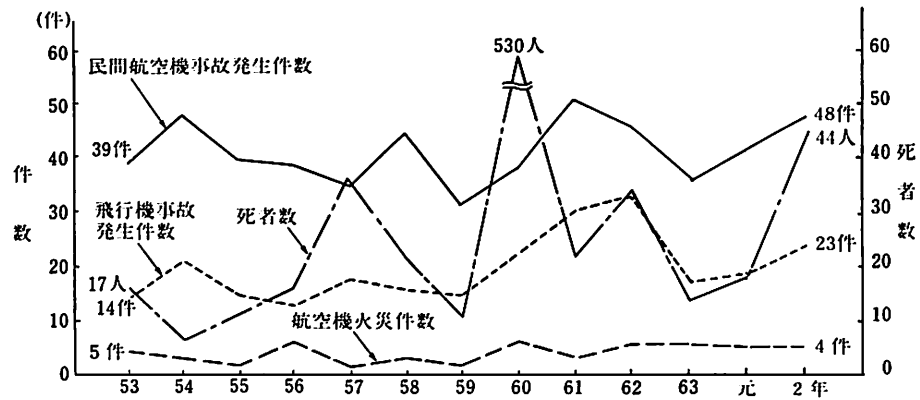
平成2年中における民間航空事故（飛行機、回転翼機、滑空機等に係る事故をいう。）は48件発生しており、そのうち飛行機事故は23件で最も多くな

っている。また、民間航空事故による死者は44人となっている（第63図）。

第62表 主要港湾における消防機関の出動状況
(平成2年中)

事故種別件数				事故発生場所別件数			総トン数別事故船舶隻数				
火災	爆発	流出	その他	海上	係留中			1,000 t未満	1,000 t以上 1万 t未満	1万 t以上 10万 t未満	10万 t以上
					修理・解体中	荷役中	その他				
46	1	9	9	13	8	8	36	50	6	7	2

第63図 民間航空事故等の推移



(注) 航空機火災件数以外は航空事故調査委員会事務局報による。

平成2年中に航空機事故等で消防機関が出動したものは、88件あり、このうち飛行場内が79件、飛行場外9件となっている。なお、消火、救難活動を実施したものは9件となっている。

第 3 章 消防行政の現況

第3章 消防行政の現況

第1節 消防体制

1 消防組織

(1) 常備消防機関

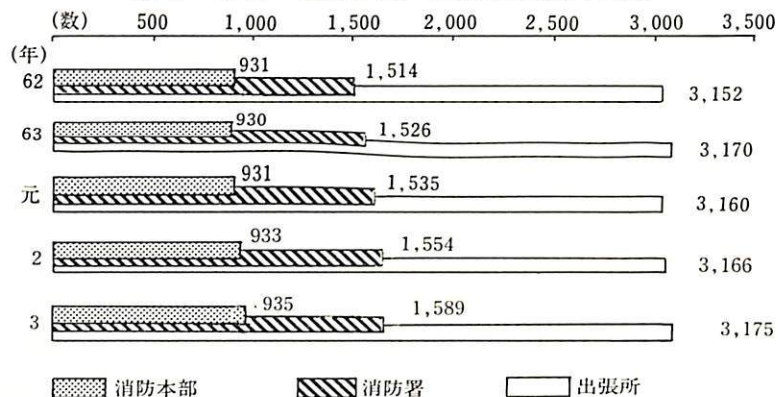
平成3年4月1日現在の常備消防機関の現況は、消防本部が935本部、消防署が1,589署、出張所が3,175所、消防職員が13万5,157人となっている。前年と比較すると、消防署は35署、消防職員は1,547人増加している(第1-1表参照)。

第1-1表 市町村の消防組織の現況

区 分	平成3年 4月1日現在	平成2年 4月1日現在	比 較		
			増減数	増減率%	
消 防 本 部	935	933	2	0.2	
消 防 内 訳	単 独 市	353	354	△ 1	△ 0.3
	町・村	114	115	△ 1	△ 0.9
	一部事務組合	468	464	4	0.9
	消 防 署	1,589	1,554	35	2.3
出 張 所	3,175	3,166	9	0.3	
消 防 職 員 数	135,157	133,610	1,547	1.2	
消 防 団	3,646	3,654	△ 8	△ 0.2	
消 分 団	25,559	25,639	△ 80	△ 0.3	
防 非 常 勤 消 防 団 員	991,521	996,669	△ 5,148	△ 0.5	
団 消 防 団 常 備 部	2	6	△ 4	△ 66.7	
常 勤 消 防 団 員	45	74	△ 29	△ 39.2	

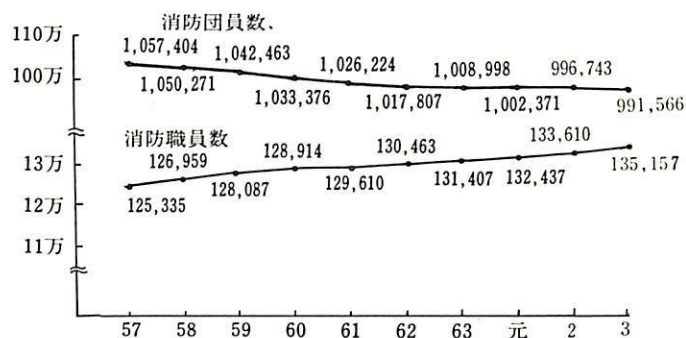
常備化の進展に伴い、消防署数は着実に増加しており、消防職員数もこの10年間で1.1倍となっている(第1-2図、第1-3図参照)。

第1—2図 消防本部・消防署所数の推移



(注) 各年とも4月1日現在の数値である。

第1—3図 消防職団員数の推移



(注) 各年とも4月1日現在の数値である。

ア 常備化の現況

現在の市町村における消防体制は、大別して①消防本部及び消防署のいわゆる常備消防と消防団とが併存している地域（例外的に常備消防のみの市もある。）と②消防団のみが存する地域がある。

消防の常備化については、「消防本部及び消防署を置かなければならない市町村を定める政令」により、市はすべて消防本部及び消防署の設置が義務付けられており、町村については、自治大臣が当該町村の人口、態容、気象条件等を考慮して指定したものについて同様の義務が生じることとされている。

平成3年4月1日現在、常備化市町村は3,043市町村（うち4町村につい

ては政令指定による義務付けのない任意実施町村である。）となり、常備化率は市町村数で93.9%（市は100%、町村は92.4%）に達し、人口の99.1%が常備消防によってカバーされており、全国的にみた場合、主に山間地、離島にある町村の一部を除いては、ほぼ常備化されるに至っている。

なお、いまだ常備化されていない町村の多くは、人口規模が小さく、単独での常備化が困難であると考えられる。したがって、今後、これらの町村のうち、火災等の災害の発生状況、救急需要、消防団の体制等の地域の実情から常備化する必要があると考えられる地域の町村においては、一部事務組合方式又は事務委託方式のいずれかの方式で常備化を進める必要がある。

イ 広域化の現況

市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。しかし、災害はその市町村のみにとどまるものではなく、また、大火、風水害、石油基地の災害等大規模な災害は、当該市町村の消防力のみでは防ぎよし得ない場合が多い。また、最近では、交通網及び通信網の発達、自動車の普及等により住民の生活圏は市町村の区域を越えて拡大し、市町村相互間の時間的距離が著しく短縮されていることもあり、各種行政の広域化が進められているが、消防事務においても市町村が単独で処理するよりも相互に応援し、又は共同組織等により処理する方が効率的かつ合理的な場合が多いため、消防体制の広域化が進められている。

その方法としては、地方自治法の規定に基づく一部事務組合（第284条第1項）又は事務委託（第252条の14第1項）によるものと、消防組織法の規定に基づく消防相互応援協定（第21条第2項）によるものがある。

一部事務組合によるものとは、消防事務を2以上の市町村で共同処理するために組合を設立する方式であり、組合数は平成3年4月1日現在、468組合に達しており、その構成市町村数2,418市町村（280市、1,675町、463村）は常備化市町村数全体の79.5%に相当する。

次に、事務委託によるものとは、消防事務を他の市町村に委託して処理する方式であり、比較的大きな都市に対し、隣接市町村が委託する形が一般的である。平成3年4月1日現在、事務委託市町村数は158市町村（24市、111

町、23村)に達している。

また、消防相互応援協定によるものとは、消防についてそれぞれの市町村が相互に応援するため、市町村相互間で応援協定を締結する方法であり、特に大規模な災害等が発生した場合に応援を受けて対処しようというものである。このような消防相互応援協定は、ほとんどの市町村が締結している。

このように、消防体制の広域化は鋭意進められているところであるが、消防庁ではさらに、消防相互応援の考え方を活用した都道府県単位のより広域的な消防防災体制を確立するため、消防広域応援基本計画の策定及び当該計画に基づく消防広域応援体制の整備を指導しているところである。

(2) 消防団

消防団は、消防本部・署が置かれていない非常備町村にあっては消防活動を全面的に担っている。常備市町村においても初期消火、残火処理等に活躍しているほか、多数の警防要員を必要とする大規模災害時には、大量の消防団員が動員され活動している。

平成3年4月1日現在、消防団は3,646団、消防団員は99万1,566人であり、消防団はほとんど全ての市町村に設けられている。また、団員数は減少



救急研修を受ける女性消防団員(北九州市)

第1-4表 消防団員の年齢構成

(平成3.4.1現在)

区分	年齢							計	平均年齢
	20歳未満	20~29	30~39	40~49	50~59	60歳以上			
消防団員数(人)	5,256	265,971	443,607	200,480	62,681	13,571	991,566	35.4	
構成比(%)	0.5	26.8	44.8	20.2	6.3	1.4	100.0		

傾向にあり、昭和56年4月1日現在に比べ7万2,195人(6.8%)減少している。

なお、消防団員の年齢構成は、第1-4表のとおり40歳以上の団員が27.9%を占め、また、平均年齢は35.4歳となっており、その高齢化が進んでいる。

2 消防施設

(1) 消防機械等

消防機関における消防機械の保有状況は第1-5表のとおりである。消防

第1-5表 消防機械の保有数

(平成3.4.1現在)(単位:台、艇、機)

区 分	消防本部	消防団	計
消防ポンプ自動車	4,503	14,351	18,854
水槽付消防ポンプ自動車	3,242	665	3,907
はしご付消防自動車	1,198	2	1,200
化学消防自動車	977	10	987
救急自動車	4,679	46	4,725
指揮車	1,894	483	2,377
消防艇	45	3	48
救助工作車	772	0	772
林野火災工作車	38	14	52
電源・照明車	164	21	185
小型動力ポンプ積載車	422	26,617	27,039
手引動力ポンプ	77	1,105	1,182
小型動力ポンプ	3,163	51,287	54,450
その他の消防自動車	6,242	752	6,994
ヘリコプター	20	0	20

(注) 消防団は消防団常備部を含む。

活動を行うに当たって基本的なものとなる消防ポンプ自動車、水槽付消防ポンプ自動車、救急自動車等の車両の充実が図られるとともに、災害の多様化に対応して、はしご付消防自動車、化学消防自動車、救助工作車、消防艇、ヘリコプター等の整備が進められてきている。

また、防火衣、耐熱服、空気呼吸器、無線機等の個人装備も逐次充実されてきている。

さらに、消防団については、小型動力ポンプ付積載車、小型動力ポンプ積載車、無線機等の整備が進められ、機動力の強化が図られている。

(2) 消防水利

消防水利は、火災鎮圧のためには消防機械とともに不可欠なものである。消防水利の種類には消火栓、防火水槽、プール等の人工水利と河川、池、湖、沼、海等の自然水利がある。

自然水利は、人工水利と並んで消防水利としての重要な役割を果たしているが、季節により使用不能となったり、取水場所が制限されることがあるので、消防水利の配置に当たっては、自然水利と人工水利の適正な組合せを考えることが必要である。

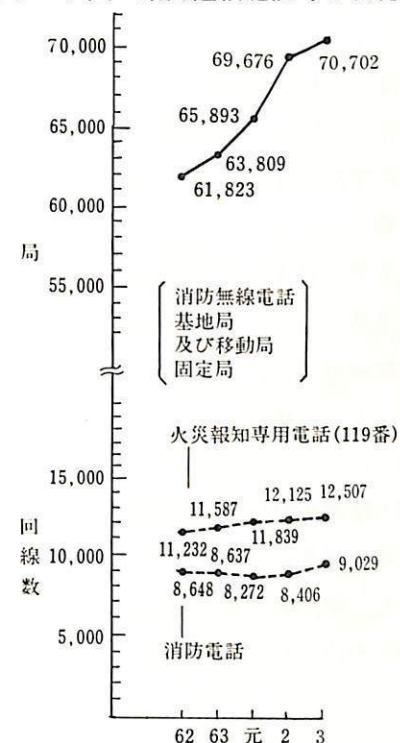
また、人工水利については、第1-6表のとおり、消火栓が73.6%を占め

第1-6表 消防水利（人工水利）の保有数

区 分	平成3年 4月1日現在	平成2年 4月1日現在	比 較	
			増減数	増減率 (%)
全国の現有数	1,472,120 (100.0)	1,431,748 (100.0)	40,372	2.8
消 火 栓	1,083,406 (73.6)	1,053,231 (73.6)	30,175	2.9
防 火 水 槽	368,386 (25.0)	358,250 (25.0)	10,136	2.8
20~40m ³ 未満	104,218	103,034	1,184	1.1
40m ³ 以上	264,168	255,216	8,952	3.5
井 戸	20,328 (1.4)	20,267 (1.4)	61	0.3
20~40m ³ 未満	9,881	9,809	72	0.7
40m ³ 以上	10,447	10,458	△ 11	△ 0.1

(注) ()内は構成比を示し、単位は%である。

第1-7図 消防通信施設等の状況



(注) 各年とも4月1日現在の数値である。

ており、防火水槽の割合は25.0%にすぎないが、近年、大規模地震に対する関心の高まりとともに、消火栓との適切な組合せによる水利の多元化が要請されており、防火水槽の設置が促進されてきている。

(3) 消防通信施設

火災等の被害を最小限に食い止めるためには、火災等を早期に覚知し、消防機関が素早く現場に到着するとともに、現場においては、情報の収集及び指揮命令の伝達を迅速かつ的確に行うことが重要である。この面で消防通信施設の果たす役割は大きい。消防通信施設には、火災報知専用電話(119番)、火災報知機、消防電話及び消防無線電話がある。

ア 119番通報

火災報知専用電話は、加入電話又は公衆電話によって消防機関に火災、救急、その他の災害の発生等を通報するもので、平成3年4月1日現在、全国

の消防機関に1万2,507回線が設置され、逐年増加してきている（第1-7図参照）。

なお、火災報知機は、直接消防機関に火災の発生を連絡するものであり、平成3年4月1日現在、全国で、受信装置が60基、発信機が462基設置されており、火災報知専用電話の普及による代替が近年進みつつある。

イ 消防救急通信網

消防電話は、消防本部・署等の消防機関相互間の緊急連絡、指令等情報の伝達に使われる専用電話であり、消防機関相互の連絡に大きな役割を果たしている。また、消防無線電話は、消防機関から災害現場で活動する消防隊、救急隊等に対する指示を行う場合、あるいは、火災現場における命令伝達、情報収集を行う場合に必要とされる重要な施設である。

近年の災害の態様の複雑化及び救急業務の増大に対処するため、消防機関は、特に消防無線電話の増強に努めており、使用機材についても高性能化が進められている。また、消防緊急通信指令施設やヘリコプターテレビ電送システム等、高度な機能を持った各種消防通信施設を導入する消防機関も徐々に増えている。

第2節 救急業務

1 実施状況

(1) 救急出場件数及び搬送人員の状況

平成2年中における全国の救急業務の実施状況は、救急出場件数276万4,951件、搬送人員270万458人であり、これを前年と比較すると、救急出場件数が10万8,017件（4.1%）、搬送人員が10万6,705人（4.1%）増加している（第2-1表）。

第2-1表 救急出場件数及び搬送人員の推移

区分 年	救急出場件数		搬送人員		(A)のうち交通事故による 出場件数	(A)に対する(B)の 割合	(A)のうち急病による 出場件数	(A)に対する(C)の 割合
	件数 (A)	対前年 増減率 (%)	人員	対前年 増減率 (%)	(B)	(%)	(C)	(%)
38	239,393	21.3	215,804	21.5	81,387	34.0	87,676	36.6
61	2,345,907	0.8	2,273,385	0.8	548,979	23.4	1,129,725	48.2
62	2,426,852	3.5	2,348,217	3.3	560,932	23.1	1,185,410	48.8
63	2,547,700	5.0	2,468,239	5.1	594,124	23.3	1,261,293	49.5
元	2,656,934	4.3	2,593,753	5.1	645,783	24.3	1,297,379	48.8
2	2,764,951	4.1	2,700,458	4.1	638,965	23.1	1,389,341	50.2

(注) 昭和38年の数は4月1日から12月31日までのものである。

このことは、全国で1日平均7,575件（前年7,279件）、11.4秒（前年11.9秒）に1回の割合で救急隊が出場したことになり、国民の約46人に1人が救急隊によって搬送されたことになる。

救急出場件数を事故種別ごとにみると、第1位が急病によるもので約半数を占め、次いで交通事故、一般負傷の順となっている（附属資料24）。

また、急病と交通事故の割合を12大都市とその他の市町村に分けてみると、全件数に占める急病の割合は大都市の方が高くなっている（第2-2表）。

第2-2表 急病と交通事故による出場件数の全件数に対する割合

区分 年	12大都市				その他の市町村			
	急病		交通事故		急病		交通事故	
	件数	全件数に対する割合 (%)	件数	全件数に対する割合 (%)	件数	全件数に対する割合 (%)	件数	全件数に対する割合 (%)
61	373,837	52.0	147,564	20.5	755,888	46.5	401,415	24.7
62	396,920	52.6	153,926	20.4	788,490	47.2	407,006	24.3
63	422,333	53.1	163,711	20.6	838,960	47.9	430,413	24.6
元	442,663	52.4	179,745	21.3	854,716	47.1	466,038	25.7
2	473,791	54.0	174,540	19.9	915,550	48.5	464,425	24.6

(注) 12大都市とは、政令指定都市及び東京都特別区(事務委託団体に係るものを含む。)をいい、平成元年及び平成2年は仙台市を含む。(第2-4表についても同じ。)



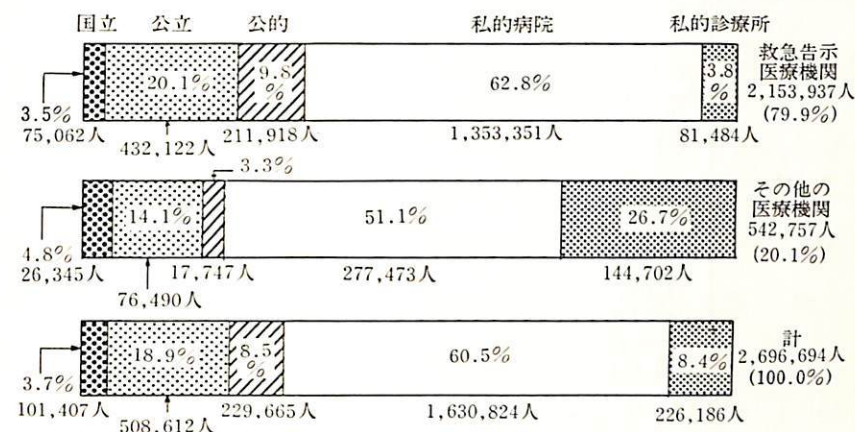
救急活動(東京消防庁)

(2) 医療機関別搬送人員の状況

平成2年中の搬送人員270万458人のうち、医療機関に搬送された救急患者は269万6,694人であり、その79.9%に当たる215万3,937人が救急告示医療機関へ、残り20.1%に当たる54万2,757人が救急告示医療機関以外の医療機

第2-3図 医療機関別搬送人員の状況

(平成2年中)



関へ搬送されている(第2-3図)。

(3) 傷病程度別搬送人員の状況

平成2年中の搬送人員270万458人のうち、医師の診断を受け傷病程度が判明した269万6,920人の状況は第2-4表のとおりであり、死亡、重症、中等症の患者の割合は全体の50.4%、入院加療を必要としない軽症患者の割合は49.6%となっている。なお、軽症患者の割合は大都市の方が高くなっている。

(4) 急病に係る疾病分類項目別搬送人員の状況

平成2年中の急病の内訳をWHO(世界保健機関)が定める国際疾病分類(ICD)の項目別にみると第2-5表のとおりであり、症状・徴候・診断名不明確の状態(20.0%)、脳疾患(15.3%)、心疾患等(13.2%)の順となっている。

(5) 収容所要時間別搬送人員の状況

平成2年中の搬送人員270万458人の収容所要時間(救急隊の覚知から医療機関等に収容するまでに要した時間)の状況は、第2-6図のとおりである。

第2-4表 傷病程度別

事故種別	傷病程度	12 大 都 市					そ の	
		死 亡	重 症	中等症	軽 症	計	死 亡	重 症
急 病		5,801 (1.3)	39,846 (9.2)	175,964 (40.5)	212,905 (49.0)	434,516 (100.0)	23,587 (2.7)	140,593 (16.1)
交 通 事 故		742 (0.4)	7,993 (4.2)	36,902 (19.7)	141,931 (75.7)	187,568 (100.0)	5,559 (1.0)	48,598 (9.0)
一 般 負 傷		353 (0.4)	4,297 (4.3)	26,060 (26.3)	68,414 (69.0)	99,124 (100.0)	1,619 (0.8)	21,865 (11.1)
そ の 他		1,082 (1.1)	20,135 (20.1)	44,848 (44.8)	33,963 (34.0)	100,028 (100.0)	4,171 (1.6)	93,009 (35.1)
計		7,978 (1.0)	72,271 (8.8)	283,774 (34.5)	457,213 (55.7)	821,236 (100.0)	34,936 (1.9)	304,065 (16.2)

- (注) 1 死亡とは、初診時において死亡が確認されたものをいう。
 2 重症とは、傷病程度が3週間の入院加療を必要とするもの以上のものを
 3 中等症とは、傷病程度が重症又は軽症以外のものをいう。
 4 軽症とは、傷病程度が入院加療を必要としないものをいう。
 5 ()内は構成比を示し、単位は%である。

第2-5表 急病に係る疾病

分類項目別	循 環 系		消 化 系	呼 吸 系	精 神 系
	脳 疾 患	心 疾 患 等			
搬送人員(人)	200,079	172,397	165,143	126,810	69,588
構成比(%)	15.3	13.2	12.7	9.7	5.4

- (注) 1 急病に係る疾病分類とは、事故種別の急病については初診時における医
 により分類したものである。
 2 「新生物」とは、胃の悪性新生物、白血病等その他の悪性新生物及びそ
 3 「症状・徴候・診断名不明確の状態」とは、腹痛、頭痛、失神、めまい
 4 「その他」とは、上記の循環系から新生物までに分類された以外の疾病

搬送人員の状況

(平成2年中)

他 の 市 町 村			全 体				
中等症	軽 症	計	死 亡	重 症	中等症	軽 症	計
350,067 (40.2)	356,679 (41.0)	870,926 (100.0)	29,388 (2.3)	180,439 (13.8)	526,031 (40.3)	569,584 (43.6)	1,305,442 (100.0)
138,604 (25.6)	349,035 (64.4)	541,796 (100.0)	6,301 (0.9)	56,591 (7.7)	175,506 (24.1)	490,966 (67.3)	729,364 (100.0)
58,302 (29.4)	116,343 (58.7)	198,129 (100.0)	1,972 (0.7)	26,162 (8.8)	84,362 (28.4)	184,757 (62.1)	297,253 (100.0)
109,880 (41.5)	57,773 (21.8)	264,833 (100.0)	5,253 (1.4)	113,144 (31.0)	154,728 (42.4)	91,736 (25.2)	364,861 (100.0)
656,853 (35.0)	879,830 (46.9)	1,875,684 (100.0)	42,914 (1.6)	376,336 (13.9)	940,627 (34.9)	1,337,043 (49.6)	2,696,920 (100.0)

いう。

分類別搬送人員の状況

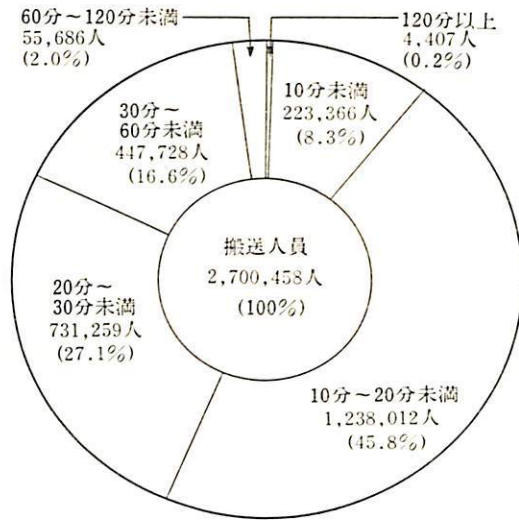
(平成2年中)

感覚系	泌 尿 系	新 生 物	そ の 他	症状・徴候・ 診断名不明確 の状態	計
65,595	48,697	13,215	183,067	260,851	1,305,442
5.0	3.7	1.0	14.0	20.0	100.0

師の診断に基づく傷病名をWHO(世界保健機構)で定める国際疾病分類(ICD)

の他の新生物をいう。
 等の傷病名である。
 分類の全てである。

第2-6図 収容所要時間別搬送人員の状況
(平成2年中)



(6) 転送の状況

平成2年中の転送の状況をみると、転送なしに収容された救急患者は全体の98.5%に当たる265万9,076人で、残りの1.5%に当たる4万1,382人が転送されている。転送された人員の転送回数別の状況は、第2-7表のとおりであり、転送の理由は処置困難、専門外、ベッド満床の順となっている(第2-8表)。

第2-7表 転送回数別搬送人員の状況
(平成2年中)

区分	転送なし	転送あり						計(B)	転送率 (A)/(B) ×100 (%)
		1回	2回	3回	4回	5回以上	小計(A)		
急病	1,284,482	21,703	383	11	0	0	22,097	1,306,579	1.7
交通事故	719,716	9,851	205	11	0	0	10,067	729,783	1.4
一般負傷	292,732	4,806	88	1	0	0	4,895	297,627	1.6
その他	362,146	4,223	96	4	0	0	4,323	366,469	1.2
計	2,659,076	40,583	772	27	0	0	41,382	2,700,458	1.5

第2-8表 医療機関別転送理由の状況
(平成2年中)

理由	収容できなかった医療機関	救急告示	非告示	計
処置困難	12,690 (47.3)	8,839 (57.4)	21,529 (51.0)	
専門外	5,638 (21.0)	3,256 (21.2)	8,894 (21.1)	
ベッド満床	3,988 (14.9)	1,026 (6.7)	5,014 (11.9)	
医師不在	969 (3.6)	314 (2.0)	1,283 (3.0)	
手術中	928 (3.5)	111 (0.7)	1,039 (2.5)	
その他	2,599 (9.7)	1,844 (12.0)	4,443 (10.5)	
計	26,812 (100.0)	15,390 (100.0)	42,202 (100.0)	

(注) ()内は構成比を示し、単位は%である。

(7) 救急隊員の行った応急処置の状況

平成2年中の搬送人員270万458人のうち、救急隊員が応急処置を行った救急患者は151万1,652人(搬送人員の56.0%、前年は56.3%)であり、前年に比較し、5万2,308人(3.6%)増加している。その内容は保温が最も多く、次いで酸素吸入、被覆の順となっている(第2-9表)。

(8) 交通事故に対する実施状況

平成2年中の出場件数63万8,965件、搬送人員は72万9,783人で、前年に比較して出場件数が6,818件(△13.2%)、搬送人員が3,314人(△4.7%)減少している(附属資料24、25)。

第2-9表 救急隊員の行った応急処置の状況

(平成2年中)

処置項目	事故種別					計
	急病	交通事故	一般負傷	その他		
応急処置対象搬送人員	742,739	364,270	191,103	213,540		1,511,652
止血	5,897 (0.6)	87,708 (16.9)	41,842 (16.1)	22,460 (7.4)		157,907 (7.4)
固定	5,873 (0.6)	56,815 (10.9)	30,370 (11.7)	20,496 (6.7)		113,554 (5.4)
人工呼吸	31,662 (3.0)	4,515 (0.9)	2,545 (1.0)	5,192 (1.7)		43,914 (2.1)
心マッサージ	37,381 (3.6)	4,931 (0.9)	2,851 (1.0)	5,590 (1.8)		50,753 (2.4)
酸素吸入	226,183 (21.7)	24,642 (4.7)	8,899 (3.4)	62,368 (20.5)		322,092 (15.2)
気道確保	95,690 (9.2)	13,813 (2.7)	6,172 (2.4)	17,747 (5.8)		133,422 (6.3)
保温	522,235 (50.2)	92,163 (17.8)	60,713 (23.3)	98,675 (32.4)		773,786 (36.4)
被覆	6,190 (0.6)	173,660 (33.5)	80,813 (31.1)	39,789 (13.0)		300,452 (14.1)
その他	108,709 (10.5)	60,864 (11.7)	25,940 (10.0)	32,505 (10.7)		228,018 (10.7)
計	1,039,820 (100.0)	519,111 (100.0)	260,145 (100.0)	304,822 (100.0)		2,123,898 (100.0)

(注) 1 1人につき複数の応急処置を行うこともあるため、応急処置対象搬送人員と事故種別ごとの処置項目の計の数とは一致しない。

2 ()内は構成比を示し、単位は%である。

2 実施体制

(1) 実施市町村

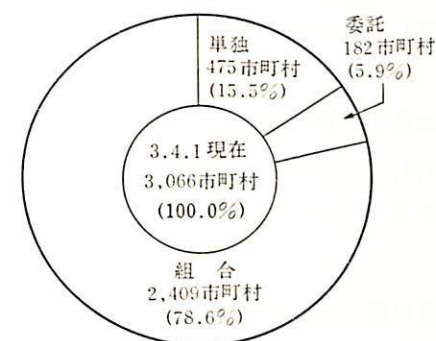
救急業務実施市町村数は、平成3年4月1日現在、3,066市町村(657市、1,911町、498村)で前年の3,054市町村(656市、1,901町、497村)に比較して12団体増加している(第2-10表)(東京特別区は、1市として計上している。以下同じ。)

第2-10表 救急業務実施市町村数の推移

区分	38年	62年	63年	元	2	3
市町村数	214	3,019	3,021	3,037	3,054	3,066
対前年増加数	45	16	2	16	17	12
対前年増加率(%)	23.6	0.5	0.1	0.5	0.6	0.4
指数	100	1,411	1,412	1,419	1,427	1,433

(注) 実施市町村は、昭和38年(1月1日現在)を除き、各年とも4月1日現在による。

第2-11図 救急業務実施形態の内訳



この結果、全市町村3,240のうち、94.6%(前年94.1%)に当たる市町村で救急業務が実施され、全人口の99.3%(前年99.1%)がカバーされることとなった(附属資料23)。なお、救急業務形態の内訳は第2-11図のとおりである(人口は、平成2年国勢調査人口速報値による。以下同じ。)

また、実施市町村のうち、3,050市町村は、消防法施行令第43条により救急業務の実施を義務付けられた政令指定市町村であるが、16町村は救急業務の実施を義務付けられていない任意実施町村である。

(2) 救急隊

救急隊は、平成3年4月1日現在、4,152隊設置されており、前年の4,043隊に比べて109隊(2.7%)増加している(第2-12表)。

(3) 救急隊員

救急隊員は、人命救護という重要な任務に従事することから、最低135時

第2—12表 救急隊数の推移

区 分 \ 年	62	63	元	2	3
救 急 隊 数	3,810	3,890	3,955	4,043	4,152
対 前 年 増 加 数	72	80	65	88	109
対 前 年 増 加 率 (%)	1.9	2.1	1.7	2.2	2.7

(注) 各年とも4月1日現在の数値である。

間の救急業務に関する講習を修了した者等をもって充てるようにしなければならないとされている。平成3年4月1日現在、この資格要件を満たす消防職員は全国で7万8,710人となっており、このうち4万8,787人が、救急隊員として救急業務に従事している。

(4) 救急自動車

全国の消防本部における救急自動車の保有台数は、予備車を含め、平成3年4月1日現在、4,680台で前年の4,594台に比べ86台(1.9%)増加している。

(5) 救急指令装置

救急指令装置は、救急事故の覚知から傷病者を病院へ収容するまでの救急業務の処理を迅速かつ的確に行うため、救急病院等の医療機関と無線又は有線によって連絡を保ち、救急隊に必要な指示をするための通信制御装置であり、平成3年4月1日現在、全国で760基の救急指令装置が整備されている。

(6) 救急医療情報センター

都道府県全域を対象とした救急医療情報センターは、救急医療情報の的確な収集と提供を行うためのもので、平成2年度までに厚生省の補助制度を活用し、32都道府県に整備されている。

(7) 高速自動車国道等における救急業務実施体制

高速自動車国道等における救急業務は、市町村の規模、救急処理体制、インターチェンジ間の距離その他の事情を勘案して、一定の基準に基づき日本道路公団とインターチェンジ所在市町村がそれぞれ実施している。

高速自動車国道等における救急業務の実施状況は、平成3年3月31日現

在、総延長4,906.7kmのうち市町村の消防機関が実施しているのは4,887.2kmであり、日本道路公団が自主救急基地を設けて実施しているのは34.6km(中央自動車道恵那山トンネル23.7km、関越自動車道関越トンネル10.9km。なお、一部の区域においては、市町村の消防機関及び日本道路公団が上下線に分かれて救急業務を実施しているため重複している。)である。また、同公団及び本州四国連絡橋公団においては、前記救急業務実施市町村に対し、高速自動車国道等の特殊性を考慮して、一定の財源措置を講じている。

(8) 救急業務における感染防止対策

救急隊員は、その職務の性質上、常に各種病原体からの感染危険にさらされていると同時に、万一、救急隊員が感染症等に感染した場合には救急業務をとおして他の傷病者へ二次感染を引き起こすおそれがある。したがって、救急隊員の感染防止対策を確立することは、救急業務に関する極めて重要な課題といえる。

消防庁では、救急業務に関する消防職員の講習に救急用器具・材料の消毒の課目を設けるとともに、B型肝炎、AIDS(エイズ：後天性免疫不全症候群)の感染予防対策等について消防機関等を指導しているところである。

3 救急医療体制

救急患者を受け入れるべき救急病院及び救急診療所の告示状況は、平成3年4月1日現在、全国で5,592箇所となっている(附属資料26)。

救急病院及び救急診療所の推移をみると、第2—13表のとおりである。

また、厚生省においては、このほか、昭和52年度から次のような救急医療体制の整備強化が進められている。

① 初期救急医療体制の整備

休日、夜間における初期救急医療の確保を図るため休日夜間急患センターを人口5万人以上の市に整備することとし、平成3年4月1日現在500箇所整備された。このほか在宅当番医制の普及と定着化が図られている。

② 第二次救急医療体制の整備

病院群輪番制方式及び共同利用型病院方式による第二次救急医療施設は、

第2—13表 救急病院及び救急診療所の推移

年	病 院	診 療 所	計	指 数
39	719	463	1,182	100
62	3,947	1,781	5,728	485
63	4,117	1,752	5,869	497
元	4,226	1,704	5,930	502
2	4,303	1,301	5,604	474
3	4,378	1,214	5,592	473

(注) 昭和39年(8月1日現在)を除き、各年とも4月1日現在の数値である。

初期救急医療施設との連携の下に休日又は夜間の重症救急患者の医療を確保するためのもので、平成3年4月1日現在379地区が整備された。

③ 第三次救急医療体制の整備

救命救急センターを整備し、初期及び第二次救急医療施設との連携の下に、重篤救急患者の医療を確保するためのもので、平成3年4月1日現在104箇所整備された。

消防庁では、救急患者の救命効率の向上を図るために傷病者観察カード(スコアカード)の導入、消防機関と救命救急センター等との間の緊急着信専用電話の設置を進めるなど救急医療機関との連携、協力について各都道府県及び市町村に対し指導を行った。

第3節 救 助 活 動

1 実施状況

(1) 救助活動件数及び救助人員の状況

平成2年中における全国の救助活動実施状況は、救助活動件数2万2,224件、救助人員2万2,595人であり、これを前年と比較すると、救助活動件数が1,184件(5.6%)、救助人員が2,484人(12.3%)増加している(第3—1表)。

第3—1表 救助活動件数及び救助人員の推移

区分 年	救 助 活 動 件 数		救 助 人 員	
	件 数	対前年増減率 (%)	人 員	対前年増減率 (%)
61	18,079	8.7	18,918	29.4
62	18,501	2.3	17,529	△ 7.3
63	19,809	7.1	18,183	3.7
元	21,040	6.2	20,111	10.6
2	22,224	5.6	22,595	12.3

(注) 消防本部・署を設置しない市町村の消防団の活動件数等を含めている。以下データについても同じ。

(2) 事故種別救助活動の状況

事故種別の救助活動の状況は、第3—2表のとおりであり、救助出動人員は、延べ72万1,414人となっており、消防職員については、火災及び交通事故で全体構成比の74.2%、消防団員については、火災のみで75.2%を占め、水難事故、自然災害を含めると86.5%となっている。

また、救助活動人員は、延べ27万6,520人となっており、救助活動1件当たり12.4人が従事したこととなり、事故種別ごとの救助活動1件当たりの従事人員は自然災害の40.1人が最も多く、次に水難事故19.6人で以下火災18.7人の順となっている(附属資料27)。

第3—2表 事故種別救助出動及び活動の状況 (平成2年中)

区分	事故種別										計
	火災	交通事故	水難事故	自然災害	機械による事故	建物等による事故	ガス及び酸欠事故	爆発事故	その他		
救助活動数	5,455 (24.6)	10,996 (49.5)	929 (4.2)	223 (1.0)	766 (3.4)	1,121 (5.0)	254 (1.1)	21 (0.1)	2,459 (11.1)	22,224 (100)	
救助人員	730 (3.2)	13,875 (61.4)	852 (3.8)	2,471 (10.9)	1,043 (4.6)	1,172 (5.2)	164 (0.8)	22 (0.1)	2,266 (10.0)	22,595 (100)	
消防職員	救助出動人員	243,333 (41.5)	191,598 (32.7)	21,988 (3.8)	3,384 (0.6)	17,401 (3.0)	20,708 (3.5)	7,082 (1.2)	846,79,545 (13.6)	585,885 (100)	
	救助活動人員	96,832 (38.7)	93,806 (37.5)	11,917 (4.8)	2,129 (0.8)	6,928 (2.8)	9,984 (4.0)	4,431 (1.8)	262,23,726 (9.5)	250,015 (100)	
消防団員	救助出動人員	101,953 (75.2)	1,298 (0.9)	7,194 (5.3)	8,111 (6.0)	106 (0.1)	115 (0.1)	38 (0.1)	413,16,301 (12.0)	135,529 (100)	
	救助活動人員	5,704 (21.5)	419 (1.6)	6,303 (23.8)	6,825 (25.7)	5 (0.1)	36 (0.1)	1 (0.1)	12,7,200 (27.0)	26,505 (100)	
1件当たりの救助活動人員	18.8	8.6	19.6	40.2	9.1	8.9	17.4	13.0	12.6	12.4	

- (注) 1 ()内は構成比(%)
 2 「出動人員」とは、救助活動を行うために出動したすべての人員をいう。
 3 「活動人員」とは、出動人員のうち実際に救助活動を行った人員をいう。

2 実施体制

(1) 救助隊設置消防本部及び構成市町村

平成3年4月1日現在、消防法第36条の2の規定及び救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令(昭和61年自治省令第22号)に定める基準に従い、救助隊を設置している消防本部は829本部となっており、当該消防本部

第3—3表 救助隊の設置状況

区分	救助隊設置消防本部数	左の構成市町村数 (受託市町村を含む)	左の人口 (平成2年国調)
平成 3.4.1 現在	829	2,773 (637市、1,700町、436村)	118,978,178
平成 2.4.1 現在	810	2,720 (627市、1,663町、430村)	116,653,172
対前年増減率(%)	2.4	2.0	2.0

の構成市町村(受託市町村を含む)は2,773市町村であり、前年と比較して19消防本部、53市町村に救助隊が新設されている(第3—3表)。

(2) 救助隊数及び救助隊員数

救助隊は829消防本部に1,359隊設置されており、救助隊員は1万8,690人となっており、1消防本部当たり1.6隊の救助隊が設置されており、1隊に13.7人の救助隊員が配置されていることとなっている(第3—4表)。

第3—4表 救助隊数及び救助隊員数

区分	救助隊数			救助隊員数		
	専任	兼任	計	専任	兼任	計
自治省令第3条の規定による救助隊	399	960	1,359	5,415	13,275	18,690
うち自治省令第4条の規定による救助隊	332	198	530	4,539	2,963	7,502

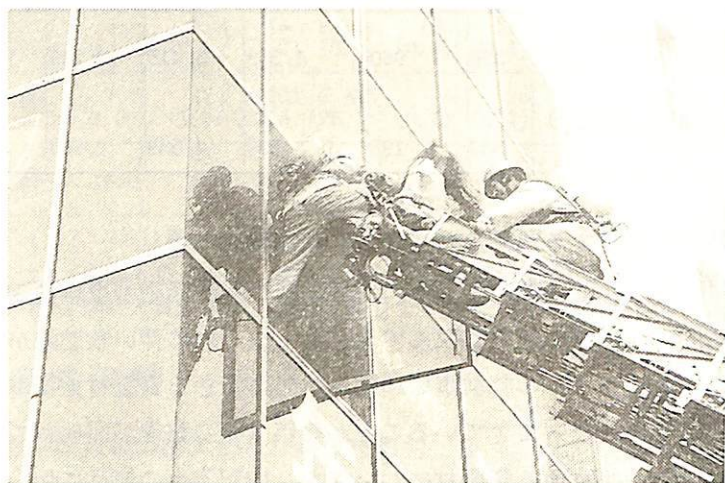
(3) 救助隊が搭乗する車両及び主な保有資機材

消防機関の行う救助活動は、近年における社会経済活動の複雑多様化を反映して各種災害、事故に幅広く及んできており、これに伴い救助隊が搭乗する車両としては、これらの救助事象に迅速に対応できる資機材を積載した救助工作車が不可欠となってきたことから年々その整備が図られている。

また、救助隊の保有する資機材についても、前記省令の施行に伴い、より専門化した機械器具の整備が図られているが、救助隊数に比較して不足している資機材が多い。このため、昭和62年度においては、新たに救助資機材等総合整備事業を創設し、整備促進を図っているところである(第3—5表)。

第3—5表 救助隊が搭乗する車両及び主な資機材

搭乗車両	救助工作車	はしご車	スノーケル車	ポンプ車	タンク車	化学車	その他	計			
		763	319	107	390	300	105	365	2,349		
主な資機材	省令別表第1	三連はしご	救命索銃	油圧スレッダー	油圧切断機	可搬式ポンプ	エンジンカッター	チェーンソー	ガス溶断器	可燃性ガス測定器	空気呼吸器
		1,616	1,899	1,067	735	1,990	1,825	1,630	1,116	1,526	10,286
	省令別表第2	空ジャッキ	大型油圧スプレッダー	大型油圧切断機	削岩機	空気鋸	有毒ガス測定器	酸素濃度測定器	放射線測定器	送風排機	酸素呼吸器
	1,054	503	486	581	1,234	885	957	1,001	655	2,931	



救助活動(千葉市消防局)

(4) 救助隊員の教育訓練

消防職員の救助活動に関する教育訓練については、より高度かつ専門的な知識と技術が不可欠となっており、消防学校及び職場における教育訓練の充実強化を早急に図っていく必要がある。このため、消防職員の救助に関する教育訓練については、従来警防科の救助課程において90時間以上の教育訓練を行うこととされていたが、消防学校の教育訓練の基準を平成元年度に改正し、平成2年4月1日から専科教育の救助科として、146時間以上の教育訓練を行うこととしたところである。

また、消防本部においても月間又は年間の救助に関する訓練計画を樹立し、職場教育を定期的実施している(第3—6表)。

第3—6表 消防本部における救助隊員の訓練実施状況

区分	体力成練	ロープ基本応用	検救助	索救助	各種救助器具取扱	各種救助事象想定	その他訓練	計
実施延回数	203,888	76,555	66,033	60,318	29,013	29,311	465,118	
実施人員	1,278,531	472,940	433,480	346,865	197,897	184,280	2,913,993	
実施延時間	251,042	208,612	190,228	103,533	70,089	67,450	890,954	

第4節 防 災 体 制

1 防災に関する組織・計画

地震・風水害等の災害から国土並びに国民の生命、身体及び財産を守るため、災害対策基本法は、防災に関する組織として、国に中央防災会議、都道府県に都道府県防災会議、市町村に市町村防災会議を設置することとしている。これら防災会議は、行政機関のほか、日本赤十字社等関係公共機関の参加を得て、災害予防、災害応急対策及び災害復旧の各局面に有効適切に対処するため、防災計画の作成とその円滑な実施を推進することを目的としている。

すなわち、中央防災会議においては我が国における防災の基本となる防災基本計画を、各指定行政機関及び指定公共機関においてはその所掌事務又は業務に関する防災業務計画を、地方防災会議においては地域防災計画をそれぞれ作成することとされている。

なお、石油コンビナート等災害防止法に基づく石油コンビナート等特別防災区域については、同法により、石油コンビナート等防災本部を設置するとともに、地域防災計画に代わるものとして、石油コンビナート等防災計画を作成することとされている。

また、災害に際して防災上必要がある場合には、国は非常災害対策本部（災害が特に異常かつ激甚な災害緊急事態においては、緊急災害対策本部）、都道府県及び市町村は災害対策本部を設置して災害対策を推進することとしている。

さらに、大規模災害に対応するための制度として、災害対策基本法において地方公共団体の相互応援等、消防組織法において消防機関の相互応援、非常事態における都道府県知事の指示、消防庁長官の措置の要求等が定められている。

(1) 防 災 体 制

ア 地方防災会議

地方防災会議は、都道府県と市町村にそれぞれ設置されている。

平成2年度中の開催状況は、都道府県38団体（80.9%）で延べ42回、市区町村1,434団体（43.9%）で延べ1,646回開催され、防災計画の修正、防災訓練実施の検討等を行うとともに、防災関係機関相互の連絡調整を図っている。

また、都道府県においては、防災会議の専門部会として、21団体が地震対策部会を、9団体が原子力防災部会を設置するなどにより防災体制の強化が図られている。

イ 災害対策本部

平成2年中に、都道府県においては、16団体で延べ47団体、市区町村においては、延べ2,148団体で災害対策本部が設置されている。

ウ 防災主管部課

都道府県においては、すべて消防防災を主管する課が設けられ、災害対策基本法等に基づく事務、消防に関する市町村の指導等の消防組織法に基づく事務などを処理している。また、大規模地震に備えて地震対策を専管する課（室）を設置しているところもある。特に近年、都道府県の防災上の役割が重要視されており、消防防災主管課はその中心となって各種災害対策の推進に努めている。

市町村においては、市町村長部局の防災担当部課又は消防本部が防災会議、防災計画等に関する事務を所掌し、防災対策の総合的かつ計画的な推進を図っている。

エ 自主防災組織

自主防災組織は、防災に関する住民の責務を全うするため、地域住民が自主的に結成する組織である。平成3年4月1日現在の自主防災組織数は、全国で6万2,996となっている。また、自主防災組織を有する市区町村は1,989団体あり、自主防災組織が結成されている組織の地域の世帯数は1,720万4,279で、全世帯数に対する割合は41.8%となっている。

(2) 地域防災計画

地域防災計画は、都道府県又は市町村が地域の実情に即し、当該地域の防災機関が防災に関して処理すべき業務の大綱及び災害予防、災害応急、災害復旧に関する対策等を定めた防災に関する総合的な計画である。

平成3年4月1日現在、都道府県地域防災計画は全都道府県において、また市町村地域防災計画も、ほぼすべての団体で作成されており、いずれも地域における総合的な防災対策の推進上重要な役割を果たしている。

また、近年は33都道府県において震災対策計画が、14道府県において原子力災害対策計画が作成されるなど、一般の防災計画と区別して特殊災害対策計画を作成する団体が増えている。

(3) 防災訓練の実施

災害時に迅速かつ的確な対応をするには、日ごろから実戦的な対応力をかん養しておく必要があり、消防庁では、地方公共団体に対し、防災関係機関とも連携のうえ、住民の参加の下に、情報の収集・伝達、避難誘導、救出・救護など総合的かつ実戦的な防災訓練を実施するよう指導している。

平成2年度においては、都道府県が延べ199回の防災訓練を実施したほか、市区町村においても延べ3,582回の防災訓練を実施した。訓練に際しての災害想定は、都道府県では、地震が最も多く、次いで、風水害、コンビナート災害、林野火災、土砂災害の順となっており、市町村では、地震、大火災、風水害の順となっている。また、訓練形態は地域住民等の参加を得た総合(実働)訓練が圧倒的となっている(附属資料14)。

なお、昭和56年度から防災訓練における住民の事故に備えて、防火防災訓練災害補償等共済制度が発足し、住民が安心して訓練に参加できる体制が確立された。平成3年3月31日現在、全国3,264市区町村のうち、2,598市区町村が共済に加入し、災害補償の対象となる住民は8,676万人となっている。平成2年度中の防火防災訓練災害補償等共済てん補金の支払い状況は合計12件、137万円となっている。

2 情報通信体制

災害において、迅速かつ的確な防災活動を実施するためには、平素から各種情報の収集・伝達体制を確立しておくことが極めて重要である。このため、消防庁では、総合的な消防防災無線通信ネットワークの強化を目指し、地方公共団体と一体となって、次のような情報通信体制の整備を推進している。

(1) 国(消防庁)と都道府県を結ぶ消防防災無線網

消防庁と都道府県を結ぶ無線網には、地上通信系と衛星通信系とがある。

地上通信系は、消防庁と47都道府県とを地上系無線網で結ぶ通信網である。現在、消防庁所属の198局の無線局(建設省無線設備と共用)と各都道府県所属の無線局により構成されており、1道府県当り1回線(東京都のみ2回線)の直通回線により電話及びファクシミリによる相互通信と消防庁からの一斉伝達を行っている。

衛星通信系は、地上の災害の影響を受けにくく、かつ、災害時に特定地域に無線回線を集中して割り当てることができる通信網である。昭和58年度から国庫補助制度を設け東海地域及び南関東地域の各県地球局整備の促進を図っている。現在、通信衛星「さくら3号」を利用して、消防庁と愛知県、静岡県、千葉県、山梨県、神奈川県、長野県、埼玉県及び岐阜県との間で運用中である。

(2) 都道府県防災行政無線網

都道府県においては、災害情報の一元的な収集・伝達体制を確立するため、県の出先機関、市町村、消防本部のほか、指定地方行政機関、指定地方公共機関等を結ぶ防災行政無線網の整備が進められている。この無線網は、電話及びファクシミリによる相互通信のほか、県庁及び県の総合事務所から市町村等関係防災機関へ一斉伝達する機能を有し、災害時には、地域の情報を収集するための車両等との通信も可能である。

消防庁では、この整備事業に対し、昭和48年度から国庫補助制度を設け整備の促進を図っているところであり、平成3年8月末現在、44都道府県で運

用中、3県が整備中である。

(3) 市町村の消防・防災無線網

ア 市町村と集落等を結ぶ防災行政無線網

市町村と集落等を結ぶ無線網は、一般に同報系無線施設と移動系無線施設とで構成される。

同報系無線は、一方向の情報伝達手段として、市町村役場に送信用の固定局(親局)、集落等に受信機(子局)を設置し、地域住民に対して一斉に情報を伝達することのできる無線施設であり、気象予警報、避難の勧告・指示等の伝達手段として極めて有効である。また、移動系無線は、相互に通信できる無線施設のため、市町村の災害対策本部が集落の被災状況等を迅速かつ的確に把握するために有効であり、災害対策を効果的に行うためには、これら両施設の一体的整備が必要である。

消防庁では、特に台風常襲地域、特別豪雪地域、地震観測強化地域、活動火山周辺地域、沖縄県の地域等、防災対策の強化が急がれる地域の市町村に対して、昭和53年度から国庫補助制度を設け整備の促進を図っているところであるが、平成3年3月31日現在、同報系48.2%、移動系72.1%の整備率にとどまっている。このため、消防庁では、昭和61年度から新たに防災まちづくり事業によってもその整備が可能となったことに伴い、従来の国庫補助制度のほか、この事業による活用整備を強力に推進しているところである。

また、地域防災無線は、既存の市町村防災行政無線の移動系を高度化したものとして、防災関係機関や生活関連機関に配置することにより、災害時においてより地域に密着した情報を収集・伝達することが可能となるものである。既存のシステムとこのシステムとの有機的連携が図られる総合的な施設整備の促進に努めているところである。

イ 消防・救急無線網

消防・救急無線は、消防本部、消防署等に基地局を設置し、消防ポンプ自動車、救急自動車等に積載した移動局との間で情報の収集・伝達、指揮・連絡等を行うための無線網である。平成3年4月1日現在7万702局が運用されており、この一年間に1,026局が増加した。

このほか、一部の消防機関では、災害現場の状況をヘリコプターに搭載したテレビカメラで撮影し、消防本部にその映像を伝送したり、地図情報等を消防本部にフェイリングしておき、火災現場等に画像伝送するなど機能の高度化・信頼性の向上が図られている。



災害救急情報センター(東京消防庁)

(4) 全地方公共団体を結ぶ地域衛星通信ネットワーク

全国の地方公共団体が共同して民間の通信衛星の中継器を借り上げ、衛星通信システムを導入することにより①都道府県防災行政無線の機能の拡充、②行政情報伝送の効率化、③地域からの情報発信の活性化等を図ることを目的とした地域衛星通信ネットワーク整備構想が地方公共団体によってとりまとめられ、平成3年12月から運用が開始される予定となっている。

これに対応して、国(消防庁)及び地方公共団体が同ネットワークに加入する地球局を整備すれば、消防庁と都道府県、都道府県と市町村を結ぶ無線網の多ルート化と多様化が図られ、有事における通信網の信頼性が確保されることとなる。このため、消防庁では、国民の生命、身体を守る立場から、早期に全国の消防・防災機関が同ネットワークに加入する衛星通信全国ネットワーク化が実現できるよう、地方公共団体に対し積極的に指導しているところである。

(5) その他の防災通信

地震災害、石油コンビナート災害等の大規模な災害が発生した場合、災害現場では、消防機関をはじめとする防災関係行政機関、公共機関がそれぞれ災害応急活動を行うこととなる。これら異なる組織が協力して効果的な防災活動を行うためには、異なる組織体相互間の情報交換のための通信が必要である。このため、これら防災関係機関相互間では、防災相互通信用無線（共通波）や有線による専用回線が活用されている。

消防庁では、特に、大規模災害等の発生が想定される市町村、あるいは石油コンビナート地帯等の市町村に対し、防災相互通信用無線施設を整備するとともに、災害時にその機能が十分発揮できるよう、あらかじめ関係機関と調整する等その運用体制を確立しておくよう指導しているところである。

第5節 広域応援体制

1 消防広域応援体制の整備

(1) 広域応援体制の推進

地震、風水害、林野火災等その被害が大規模で広域に及ぶ災害や高層建築物火災、石油コンビナート火災等の特殊災害に対応するためには、個々の市町村の消防力だけでは充分でない場合があり、地方公共団体の区域を越えた消防力の広域的な運用をより迅速かつ効果的に行うことができるよう広域的な消防応援体制を確立しておくことが必要である。

このため、市町村あるいは都道府県の区域を越えて消防応援を行えるよう消防相互応援協定の締結が進められている。市町村間等の消防相互応援協定の現況は、平成3年4月1日現在、都道府県内隣接市町村のみの協定数2,330、都道府県外を含む協定数506、全国協定総数2,836であり、応援災害別分類(重複計上)では、火災2,712、風水害2,038、救急2,003、救助1,793、その他1,532であった。また、現在、北海道、岩手県、秋田県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、福井県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び沖縄県の36都道府県が全都道府県下を統一した消防相互応援協定（常備化市町村のみを対象とした協定を含む。）を結んでいる。さらに、特殊な協定として、高速道路（東名高速道路消防相互応援協定他）、港湾（東京湾消防相互応援協定他）、林野火災（四国西南地域消防相互応援協定他）や航空機（大阪国際空港周辺都市航空機災害消防相互応援協定他）がある。

このほか消防組織法においては、大規模災害、特殊災害による非常事態の場合において当該市町村のみの消防力では対処できない等のため緊急措置を講じる必要のあるときは、都道府県知事は市町村長等に対し、災害防ぎょ措

置に関して指示することができ、更に消防庁長官は都道府県知事からの要請があったとき、他の都道府県知事に対し災害発生市町村の消防応援のため必要な措置を求めることができることとされている。

消防庁では、これら消防相互応援の制度をより有効に活用し、効果的な消防広域応援体制を確立するため昭和62年5月に消防庁内に「消防広域応援体制検討委員会」を設置し、消防広域応援体制の整備と運用について検討を行い、「消防広域応援体制の整備と運用に関する報告書」を取りまとめた。消防庁では、この報告書を指標として消防広域応援基本計画の作成、派遣要請システムの整備、代表消防機関の設置、応援情報リストの整備等の消防広域応援体制の整備を速やかに推進するよう指導しており、平成3年4月現在、北海道、茨城県、神奈川県、新潟県、岐阜県、静岡県、愛知県、大阪府、兵庫県及び福岡県の10道府県がこの報告書に沿った整備を図っている。また、同委員会では消防広域応援体制の整備に資するため災害種別に応じた活動マニュアルとして、昭和62年度に「林野火災活動マニュアル」を、昭和63年度に「風水害活動マニュアル」及び「地震災害活動マニュアル」を、平成元年度に「石油コンビナート等災害活動マニュアル」を作成し、委員会の報告を受けて各消防本部及び都道府県に通知した。

さらに、消防広域応援を推進するため、都道府県下を統一した消防相互応援協定の締結の促進、全国的な広域航空消防防災体制の構築、無線通信運用体制の充実及び同一都道府県内での市町村の区域を越えて行われる消防広域応援に対する消防広域応援交付金制度の整備について今後検討していく必要がある。

(2) 広域航空消防応援

航空消防応援については、昭和61年5月に「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」及び「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施細則」を策定し、消防機関の保有するヘリコプターによる広域的応援について消防庁長官の都道府県の区域を越えた消防広域応援出動の要請に関する制度の積極的運用がなされるよう、応援可能地域の明示、応援要請の手続きの明確化等を図った。さらに、昭和62年度からは消防広域応援交付金制

度を整備し、消防庁長官の求めに応じて都道府県の区域を越えて行われる消防広域応援に対し、応援市町村に広域応援交付金が財団法人全国市町村振興協会から交付されることとなった。平成2年度中に消防広域応援交付金制度の適用となった事例は2件あり、いずれも林野火災であった(第5-1表参照)。

第5-1表 消防広域応援交付金制度適用事例

災害名称	受援市町村	応援消防本部	応援内容
兵庫県赤穂市 (西有年)林野火災 (2.8.1)	赤穂市	大阪市消防局	ヘリコプター1機空中消火
茨城県日立市 (助川町)林野火災 (3.3.7~9)	日立市	東京消防庁 横浜市消防局	ヘリコプター3機空中消火 東京 2機 横浜 1機

2 広域防災応援体制の整備

大規模、広域的な災害に適切に対処するためには、地方公共団体の区域を越えて機動的、効果的に対処し得るよう、防災関係機関相互の連携強化をはじめとする広域防災応援体制の確立を推進する必要がある。

地方公共団体間の広域防災応援に係る制度としては、災害対策基本法に基づく地方防災会議の協議会の設置、市町村長等相互間、都道府県知事等相互間及び市町村長等から都道府県知事等に対する応援の要求、地方自治法に基づく地方公共団体の長等相互間の職員の派遣の要求、消防組織法に基づく消防に関する市町村間の相互応援、水防法に基づく水防管理者から他の水防管理者等に対する応援要求等がある。

また、地方公共団体と国の機関等との間の広域防災応援に係る制度としては、災害対策基本法に基づく地方公共団体の長等から指定行政機関の長等に対する職員の派遣の要求、自衛隊法に基づく都道府県知事等から防衛庁長官等に対する部隊等の派遣の要請等がある。

災害発生時において、これらの制度を迅速かつ的確に運用するためには、

関係機関相互間において、あらかじめ協定を締結することなどにより、応援要請の手続き、情報連絡体制、災害現場における指揮体制等各般にわたる項目について、あらかじめ具体的に定めておくことが望まれるが、このような広域防災応援協定の締結状況をみると、まず、都道府県間の応援協定は、平成3年4月1日現在、わずか5協定にとどまっており、これらの協定に関与していない府県が17団体にのぼっている。また、その内容も、抽象的であったり、事故発生時の責任の所在が不明確であるなど、必ずしも十分でない状況にある。さらに、自衛隊との協定を締結している都道府県は多いが、その他の防災関係機関との間の連絡調整、連携については必ずしも十分なものはなっていないこと、食糧や物資の供給、水道復旧、医療活動等の個別応援分野ごとの協定も、ごく一部の都道府県で締結されているにすぎないことなどの問題もある。

こうした状況の中で、消防庁においては、昭和62年度から「広域防災応援体制調査検討委員会」を設けて、災害特性に応じた望ましい都道府県の広域防災応援体制の在り方について調査研究を行っており、昭和63年度には、その結果を踏まえて、主として都道府県間の広域防災応援を中心として、応援のマニュアルや応援協定のモデルを作成した。今後、この研究の成果を踏まえ、適切な広域応援体制の確立を図っていく必要がある。

第6節 風水害対策等

1 風水害対策

台風、集中豪雨等による風水害は、毎年のように大きな被害をもたらしているが、特に、近年は、豪雨に伴う崖崩れ、土石流等の土砂災害により、多くの人的被害が生じており、平成2年度中における自然災害による死者・行方不明者等の大部分が、崖崩れ、土石流によるものであった。

このように、近年の風水害対策においては、特に土砂災害への対応が重要な課題となっており、各地方公共団体においては、防災体制の強化、災害危険箇所の把握、情報収集伝達・警戒避難体制の強化等に積極的に取り組んでいるところである。

消防庁においても、風水害、特に土砂災害に対応した警戒避難対策の強化を図るため、昭和63年度と平成元年度の2か年にわたって「土砂災害対策調査研究委員会」を設けて、土砂災害時の警戒避難体制及び情報収集伝達体制等について検討し、警戒避難のための情報収集伝達体制のモデルプラン、崖崩れに対する警戒避難基準を設定する手順を示した。これらの結果を踏まえて、主に次のような項目について地方公共団体に対し指導を進めている。

(1) 防災体制の確立

都道府県及び市町村においては、積極的に地方防災会議を開催し、防災関係諸機関との連携を強化するとともに地域防災計画の内容を具体的、実戦的なものとするよう計画の積極的な見直しを行い、防災活動の円滑かつ的確な実施を確保する必要がある。なお、平成3年4月1日現在で、防災会議に風水害関連部会を設置している都道府県は2団体、市町村は89団体であり、平成2年度中に、都道府県で15団体（前年度13団体）、市町村で92団体（同94団体）で災害危険箇所、情報連絡体制等について、地域防災計画の修正を行っている。

また、災害時において、迅速かつ的確な応急対策を実施するためには、あ

らかじめ、情報の収集・伝達体制、災害対策本部の運営・機能等を見直し、その充実強化を図っておく必要があり、特に、災害時における情報の重要性にかんがみ、防災行政無線網等情報通信体制の整備促進が図られている（第4節、2参照）。

さらに、災害時において日ごろの防災訓練が大きな効果を発揮した事例が多く見られることから、各地方公共団体とも積極的に訓練に取り組んでおり、平成2年度中には、都道府県では34団体で38回、市町村では延べ843団体で風水害を想定した防災訓練を実施している。

また、風水害時における住民の自主的かつ組織的な防災活動は極めて重要であり、地方公共団体においては、災害に関する知識の普及啓発を図るとともに、自主防災組織の育成に努めている。

（2） 災害危険箇所に対する措置

市町村においては、崖崩れ、地すべり、土石流等の災害が発生するおそれのある急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域等の法律指定区域等を含む災害危険箇所を地域防災計画に掲記している。

しかし、最近の崖崩れや土石流等の災害は、これら指定区域等以外においても発生しており、都道府県、市町村は、関係機関とあらかじめ十分協議し、地形、地質、土地利用の状況等を勘案して、必要に応じ災害危険箇所の点検を行い、その結果を地域防災計画に明示するとともに、周辺の住民に周知徹底しておく必要がある。

なお、昭和53年度以降、地域防災計画に掲記されている災害危険箇所で行われる自然災害防止事業に対しては、地方債措置が講じられている。

（3） 警戒避難体制の確立

ア 警戒体制

豪雨災害では、降り始めから短時間で崖崩れ、土石流等が発生している例が見られることから、都道府県及び市町村は、常に気象予警報等に留意するとともに、関係機関の協力を得て、累積雨量、時間雨量等の雨量情報、河川水位等の水防情報等を的確に把握する必要がある。近年、これらの雨量等の情報について、防災主管課において総合的に収集するシステムを整備する都

道府県が増えており、今後こうした体制の一層の整備促進が望まれる。

なお、雨量、水位等の状況により、災害の発生するおそれがあると判断される場合には、市町村、消防機関は、災害危険箇所を中心に警戒巡視を行うとともに、住民に警戒を呼びかけるなど警戒体制の確立に努める必要がある。

イ 避難体制

市町村長は、雨量情報、水防情報、警戒巡視等によって得られた情報及び過去の災害事例等を勘案し、住民に対し遅滞なく避難の勧告・指示を行うものとし、特に、これらの発令の基準、時期及び方法並びに避難場所及び避難経路等を再検討し、これらを地域防災計画に明確に定めるとともに、住民に周知徹底することが極めて重要である。この際、高齢者、心身障害者、乳幼児、傷病者などのいわゆる災害弱者にも十分配慮した対策を講ずる必要がある。

住民に対する避難の勧告・指示の伝達は、広報車の巡回、サイレン、半鐘、消防職団員の巡回、防災行政無線等によって行われているが、最近の災害事例では、迅速かつ確実な伝達手段として防災行政無線が極めて有効に機能しており、消防庁としてもその整備促進に努めているところである。

（4） 二次災害防止対策の強化

台風、集中豪雨等に伴う崖崩れ、土石流等土砂災害の発生が予想され、住民が避難したが、豪雨もおさまりに、住民が帰宅した後に土砂災害により人的被害が生じた事例や、被災現場での救出救助活動中において、一刻も早い救出を実施するため、危険な状況下で活動が継続され、二次崩壊が発生し、更に甚大な被害に拡大した事例がみられるところである。

消防庁においては、地方公共団体に対し、災害発生後も引き続き気象情報、災害現場の地理的状況の変化等について十分に留意して警戒監視を行うとともに、警戒区域の設定、立入規制等必要な措置を講じ、安全が確認されるまで避難指示の発令を継続すること、特に、行方不明者の搜索、応急復旧対策の実施に当たっては、十分な警戒、監視を行うことなど、二次災害防止対策の強化について指導している。

2 活動火山対策

火山の噴火活動に伴う災害に対しては、活動火山対策特別措置法に基づき諸対策が講じられているが、昭和58年10月の三宅島噴火、昭和61年11月の伊豆大島噴火など近年特に大規模な噴火が見られたこと、また、平成2年11月17日に198年ぶりに噴火した雲仙岳は、本年5月以降火山活動が活発化し、火砕流及び土石流の頻発により周辺に人的被害を含む多大の被害をもたらしたこと等にかんがみ、活動火山対策のより一層の具体的、実戦的な推進を図る必要がある。

消防庁では、同法により、避難施設緊急整備地域に指定された桜島及び阿蘇山の周辺市町村並びに大島町及び十勝岳の美瑛町に対し、ヘリコプター離着陸用広場、避難壕及び避難舎といった避難施設整備に要する費用の一部を補助している。

また、雲仙岳が平成2年11月に噴火して以降、活発な活動を続けていることから、平成3年9月には島原市及び深江町の一部が、同法に基づく避難施設緊急整備地域に指定され今後、避難施設の整備が行われる予定である。消防庁としても、避難施設緊急整備計画に定められる退避施設の整備のため、その費用の一部を補助することを予定している。

さらに、関係地方公共団体に対し、①地域防災計画の中に火山噴火災害に関する防災計画を整備すること、②地方防災会議の場や防災訓練の実施等を通じて、関係機関との連携を深めておくこと、③広域的な連絡・協力体制を整備しておくこと、④時間的余裕をもって避難の勧告・指示を行えるよう伝達体制を確立しておくこと、⑤火山活動の状況に応じて、登山規制、立入規制等の措置をとることができるよう、あらかじめ関係機関と協議しておくこと、⑥防災関係機関との密接な連携の下に定期的に実戦的な防災訓練を実施するよう努めること等を指導している。

(1) 地域防災計画

活動火山をかかえる地方公共団体においては、火山の特性、地理的条件及び社会的条件を勘案して、火山噴火災害に関する地域防災計画を整備してい

るところであり、都道府県で4団体、市町村で15団体が整備している。

また、整備済の団体においては、最新資料の活用等により適宜見直しが行われているところである。

(2) 関係機関との連携

噴火災害時に応急対策を迅速かつ的確に実施するために、火山観測を行っている気象官署や大学、実働部隊である消防機関、警察機関、自衛隊、管区海上保安本部等との緊密な連携が行われている。

(3) 広域的な連絡・協力体制の整備

火山周辺の地方公共団体が複数ある火山にあっては、火山情報の伝達、避難対策及び登山規制の実施等のため、広域的な連絡・協力体制が整備されている。特に、桜島、阿蘇山、雲仙岳、草津白根山、有珠山、十勝岳、北海道駒ヶ岳の7火山の関係市町村で防災会議の協議会が設置されており、それぞれ火山の爆発に関連する事前措置、その他必要な措置について指定地域防災計画が作成されている。

(4) 避難体制の整備

火山噴火等により、住民に被害が及ぶおそれがあると判断される場合には、人命の安全確保を第一義とし、時間的余裕をもって避難の勧告・指示を行えるよう、その伝達体制が確立されている。また、避難誘導については、あらかじめ各防災関係機関の役割、誘導方法、避難先等がきめ細かく定められており、計画的な誘導が行えるようになっている。

(5) 観光客対策の整備

観光客、登山者等の立入りが多い火山にあっては、火山活動の状況に応じ、観測、監視体制の強化をはじめ、登山規制、立入規制等の措置をとることができるように、関係機関との協議がなされている。

(6) 防災訓練の実施

消防機関をはじめとする防災関係機関との密接な連携の下に実戦的な防災訓練が実施されている。また、その際、関係地方公共団体による合同訓練についても配慮されている。

第7節 震 災 対 策

1 消防庁の震災対策

消防庁は、地震災害を防止し、被害の軽減を図るため、消防の制度、人員、施設、装備、資機材等の整備充実に努めるとともに、災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法等の趣旨に基づき、震災対策に係る国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡、地域防災計画(震災対策編)、地震防災強化計画及び地震防災応急計画の作成等に関する指導・助言、防災訓練の指導及び実施、防災知識の普及啓発、地震防災に関する調査研究等の施策を推進している。

特に、昭和58年(1983年)日本海中部地震の経験にかんがみ、津波対策の総合的推進に関する調査研究を行い、その結果に基づき、津波情報伝達体制の整備、津波監視体制の充実等地域防災計画の見直しを含む津波対策の推進についての指導を強化している。

また、地震時における出火防止、初期消火の徹底及び火災の延焼拡大の防止のため、消防庁は、出火危険物に関する規制の強化、消防用設備の技術上の基準の強化、消防ポンプ自動車、防火水槽等の整備による消防力の充実等の施策を実施するとともに、耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ等大震火災対策施設等の整備を推進している。

平成2年度末までの補助事業による大震火災対策施設等の整備状況は第7-1表のとおりである。

なお、避難標識の設置については、公益法人による助成が行われている。

(1) 地震防災対策強化地域における震災対策

大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域(第7-2表、第7-3図)においては、県及び市町村の地方防災会議が地震防災強化計画を、また、病院、百貨店、劇場、鉄道事業等、地震防災上重要な施設又は事

第7-1表 大震火災対策施設等の整備状況

(単位：百万円)

区 分	昭和47年度～平成2年度		左のうち平成2年度分	
	数 量	補助金額	数 量	補助金額
耐震性貯水槽(60m ³)	562 (460)	1,524 (1,312)	88 (74)	256 (226)
〃 (100m ³)	3,805 (656)	11,565 (2,772)	134 (24)	510 (118)
〃 (飲料水兼用100m ³)	156 (62)	772 (382)	15 (7)	95 (55)
〃 (飲料水兼用1,500m ³)	31	2,254	1	79
可搬式小型動力ポンプ	5,499 (2,015)	2,163 (1,059)	99 (61)	49 (33)
電 源 車(大型)	51	450	1	11
〃 (小型)	20	71	2	7
起 震 車	70	206	1	3
防 災 指 導 車	17	117	2	15
震 災 救 援 車	8	39	—	—
備 蓄 倉 庫	27	438	3	25
多 重 情 報 処 理 車	2	20	1	10
震 災 工 作 車	1	11	1	11
そ の 他	8	224	—	—
計	—	19,854 (5,525)	—	1,071 (432)

(注) 1 ()内の数値は、地震防災対策強化地域分の内数である。

2 「その他」は、地域防災センター、移動無線電話車、耐火避難車及びヘリコプターによるテレビ電送システムで、昭和54年度以降は補助の対象とされていない。

業を管理、運営する者が地震防災応急計画を作成している。消防庁では、この地震防災強化計画及び地震防災応急計画において定めるべき事項を示し、計画策定のための指導・助言を行っている。現在、地震防災強化計画は関係地方公共団体のすべてが作成済みであり、地震防災応急計画は、約4万1千の対象事業所のうち約8割の事業所において作成済みとなっている。

地震防災対策強化地域における地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の促進を図るため、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に

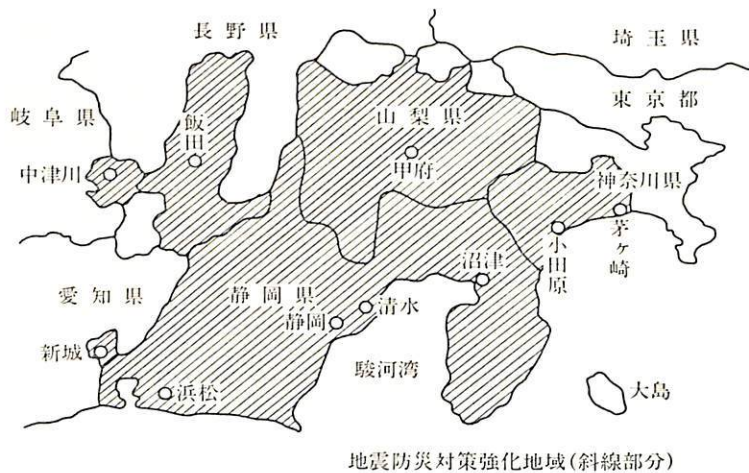
第7—2表 地震防災対策強化地域一覧表

県名	区 域
神奈川県	平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、南足柄市、高座郡、中部、足柄上郡及び足柄下郡の区域
山梨県	甲府市、富士吉田市、塩山市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、東山梨郡春日居町、同郡牧丘町、同郡勝沼町、同郡大和村、東八代郡、西八代郡、南巨摩郡、中巨摩郡、北巨摩郡双葉町、同郡明野村、同郡白州町、同郡武川村、南都留郡及び北都留郡上野原町の区域
長野県	飯田市、伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡飯島町、同郡中川村、同郡宮田村、下伊那郡鼎町、同郡松川町、同郡高森町、同郡阿南町、同郡上郷町、同郡阿智村、同郡下条村、同郡天竜村、同郡泰阜村、同郡喬木村、同郡豊丘村及び同郡南信濃村の区域
岐阜県	中津川市の区域
静岡県	全域
愛知県	新城市の区域

(注) この表に掲げる区域は、昭和54年8月7日における行政区画その他の区域によって表示されたものである。

なお、長野県下伊那郡鼎町は、昭和59年12月1日付で同県飯田市に合併・編入、静岡県浜名郡可美村は、平成3年5月1日付で同県浜松市に編入されている。

第7—3図 地震防災対策強化地域指定状況



係る国の財政上の特別措置に関する法律が昭和55年5月から施行され、地方公共団体等が実施する地震対策緊急整備事業に対し、国の負担又は補助の割合の特例その他国の財政上の特別措置が講じられている。この特例措置の対象となる消防用施設は、消防施設強化促進法第3条に規定する消防施設、小型動力ポンプ付積載車、可搬式小型動力ポンプ及び耐震性貯水槽であり、国の負担割合が2分の1（通常は3分の1）とされている。また、これらの施設整備の財源に充てるために起こした地方債で自治大臣が指定したものに係る元利償還金の2分の1については、地方交付税の基準財政需要額に算入されるなど財政上の特別措置が講じられている。

なお、この法律の有効期限は、平成2年3月、同法の一部改正法が成立し、平成7年3月31日までの5年間再延長された。この有効期間の延長に伴い、地震対策緊急整備事業計画も平成6年度までの15年間に計画変更されている。地震防災上緊急に整備すべき事業は、避難地、避難路、消防用施設、緊急輸送路、通信施設、社会福祉施設、公立の小・中学校等の整備に関するもので、15年間計画の総事業費は、7,703億円となっている。

今後、この計画に基づき整備を進めることとしている。

この計画に基づいて整備される消防用施設は第7—4表のとおりである。

第7—4表 地震対策緊急整備事業計画の内容（消防用施設関係）

(単位：億円)

消 防 用 施 設	事 業 費
消 防 ポ ン プ 自 動 車	126
小 型 動 力 ポ ン プ	8
防 火 水 槽	161
消 防 専 用 電 話 装 置	3
小 型 動 力 ポ ン プ 付 積 載 車	13
耐 震 性 貯 水 槽	110
可 搬 式 小 型 動 力 ポ ン プ	21
そ の 他	64
計	506

(注) 「その他」は、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第4条の適用対象外の施設である。

(2) 南関東地域における震災対策

南関東地域は、我が国の政治、経済の中心であるとともに、人口、諸機能の集積が著しい地域であり、ここに大規模な地震が発生した場合には、その受ける被害は甚大かつ広範なものとなるおそれがあるため、昭和63年12月6日の中央防災会議において「南関東地域震災応急対策活動要領」が決定された。

消防庁では、同活動要領の趣旨を踏まえ、広域応援体制の整備充実、緊急輸送の確立、救助・救急体制の確立、情報及び広報体制の確立、災害応急対策の強化、防災意識の啓発、周辺地域も一体となった防災訓練の実施など震災対策の充実を図るよう指導している。

(3) その他の地域における震災対策

大地震が発生した場合、被害は広域に及び、また、地震動による建造物の損壊にとどまらず、津波、同時多発火災等の発生など複合的な災害をもたらすものである。

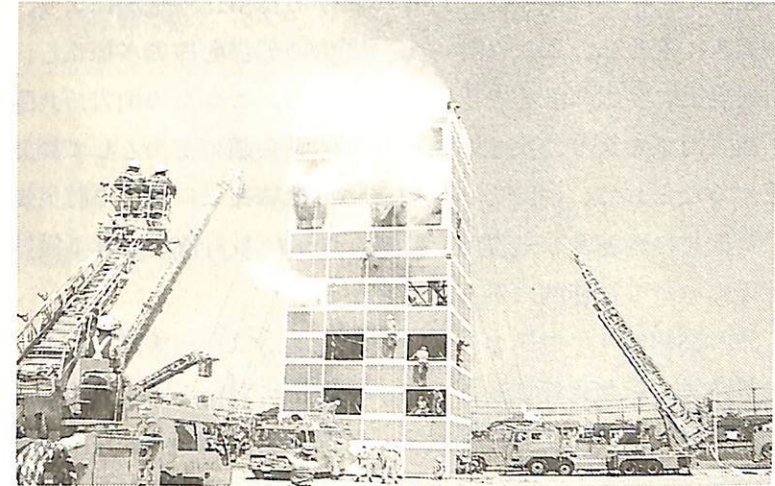
このような地震災害の特徴及びその社会的な影響の大きさにかんがみ、大規模地震対策特別措置法に定める地震防災対策強化地域及び南関東地域以外の地域においても、地域防災計画において、震災対策に関する総合的な計画として震災対策編を策定し、情報伝達体制の充実、避難対策の確立、防災意識の啓発、防災訓練の実施などの震災対策に万全を期すよう指導している。

(4) 総合防災訓練の実施

災害対策基本法及び大規模地震対策特別措置法に基づき、東海地域に大規模地震が発生すると想定並びに、東海地域及び南関東地域に大規模地震が発生したとの想定の下に、防災週間の主たる行事として、平成3年9月1日（防災の日）に中央防災会議の決定に基づき総合防災訓練を実施した。当該訓練には、全指定行政機関、19指定公共機関、地震防災対策強化地域と周辺地域の10都県が参加し、発災前の地震防災応急対策の実施訓練及び発災後の災害応急対策訓練を行った。

消防庁においても、自治省・消防庁防災業務計画及び消防庁応急体制整備要領に基づき、職員の参集訓練、地震警戒本部及び災害対策本部の設置及び運営訓練のほか、応急対策実施状況の把握、応急物資の要請、広域消防

応援等について消防防災無線を運用した国と関係各都県との情報伝達訓練等を実施した。



総合防災訓練（川崎市）

(5) 震災対策に関する研究

消防庁は、地震災害の広域性、複合性等にかんがみ、地域防災計画に震災対策を他の災害と区分し、個別の計画体系を定めることの重要性から昭和60年度から昭和62年度までの3か年において震災対策計画策定マニュアルの作成について調査研究を行った。

また、昭和63年度から平成2年度の3か年間においては、大規模地震災害時等における適切な情報伝達に関する調査研究を行った。

平成3年度から平成5年度までの3か年計画では、実践的な地震防災訓練方法のあり方についての検討を行うこととし、平成3年度においては、地方公共団体がやっている地震防災訓練の現状と問題点について検討を行っている。また、南関東地域に係る大規模な地震対策について、人口、諸機能が集中している南関東地域の特性に応じた地震対策並びに広域的な地震対策の検討を行うこととしている。平成2年度においては、防災知識の啓発方法、情報伝達上の問題点について検討を行ったところであり、平成3年度においては、避難対策上の問題点及び災害対策本部における情報処理について検討を行っている。

2 地方公共団体における震災対策

人口、産業の都市への集中等、近年における都市化の進展により、社会経済環境は大きく変化し、これに伴って、災害の態様も複雑多様化し、災害の発生が市民生活に多大の被害をもたらしている。このため地方公共団体においては、震災対策をより充実するため地方防災会議の部会として震災対策部会を設置するなどして、消防力の充実強化、地域住民に対する防災知識の啓発、防災資機材の備蓄及び地震防災訓練、地域防災計画における震災対策計画の策定等について積極的に取り組んでいる。

特に、昭和53年6月に制定された大規模地震対策特別措置法によって指定された地震防災対策強化地域及びその周辺地域においては、1978年宮城県沖地震、昭和57年（1982年）浦河沖地震、昭和58年（1983年）日本海中部地震及び昭和59年（1984年）長野県西部地震等による教訓を踏まえ、日ごろから各般にわたる震災対策が進められている。

平成2年度における都道府県及び市区町村を対象に調査した震災対策の現況は次のとおりである。

（1）地域防災計画（震災対策編）の作成状況

都道府県においては、震災対策に関する事項を地域防災計画の中で、「震災対策編」として独立の項目を設けているものが32都道府県、火災、水災等と同列の「節」を設けているものが15県という状況となっている。

次いで市区町村においては、「震災対策編」として独立の項目を設けているものが442市区町村、「節」等を設けているものが1,695市区町村、「その他災害等」として扱っているものが302市区町村となっている。

なお、地域防災計画で「震災対策編」を設けて「警戒宣言に伴う対応措置」を定めているのは都道府県で16団体、市区町村で301団体となっている。

（2）避難場所・避難路の指定状況

避難場所の指定については逐年進んでおり、平成3年4月1日現在、市区町村において61,420箇所が指定されている。その内容は第7—5表のとおりである。

第7—5表 市区町村における避難場所の指定状況
(平成3.4.1現在)

指定箇所数	総面積	規模別			用途別		
		規模	箇所数	面積	用途	箇所数	面積
61,420	115,755 ha	20ha以上	597	43,960 ha	学 校 (校庭・グラウンド)	27,965	61,034 ha
		20ha未満 10ha以上	937	10,713 ha	保育所・幼稚園の 広場	3,843	1,767 ha
		10ha未満	59,886	61,082 ha	公 園・広 場	10,704	22,673 ha
					河 川 敷	353	4,031 ha
				グ ラ ン ド (学 校 以 外)	2,693	5,302 ha	
				神社・寺院の境内 等	2,310	850 ha	
				そ の 他	13,552	20,098 ha	

また、避難路の指定については、192市区町村が指定している。

（3）震災訓練・震災対策啓発事業の実施状況

平成2年度においては、43都道府県と865市区町村が総合防災訓練を実施している。都道府県では、行政機関、公共機関、自主防災組織等が参加する総合防災訓練が主であるが、市区町村にあっては、総合訓練のほか、消火訓練、避難誘導訓練、救急救助訓練等の実践的な個別訓練を実施している例が多い（第7—6表）。

第7—6表 市区町村における震災訓練の実施状況
(平成2年度)(単位：回、人、団体)

区 分	総 合 訓 練	個 別 訓 練							
		職員参 集訓練	情報伝 達訓練	消 火 訓 練	避難誘 導訓練	救急救 助訓練	給食・ 給水訓 練	応急物 資輸送 訓練	その 他の 訓練
訓練実施 延回数	1,245	713	2,787	12,430	9,355	5,030	1,057	57	3,888
参加人員	6,057,833	70,519	374,032	1,191,646	1,765,457	447,019	169,394	11,070	537,085
団体数	865	349	480	494	394	270	162	54	160

(注) その他の訓練には、起震車体験訓練等が含まれている。

また、これらの訓練のほか、日ごろから地域住民等に対し、各地方公共団

体において、パンフレットの配布、講演会・映画会の開催等、防災知識の普及啓発事業を実施し、防災意識の高揚に努めている。

(4) 備蓄物資・備蓄倉庫等の状況

災害に備えて地方公共団体は、食糧、飲料水等の生活必需品、医薬品及び応急対策や災害復旧に必要な防災資機材等の確保を図るため、自ら公的備蓄を行うほか、民間事業者等と協定を結び必要な資機材等の流通在庫を確保するための施策の実施に努めている。

平成3年4月1日現在、主な備蓄物資の備蓄を行っている地方公共団体の状況は、第7-7表のとおりである。

これらの備蓄物資等を備蓄するため、42都道府県において1,427棟、2,205市区町村において9,708棟の備蓄倉庫等を所有している。

また、備蓄倉庫等の借上げは、14都県において142棟、76市区町村において343棟となっている。

第7-7表 主な備蓄物資の状況

(平成3.4.1現在)(団体数)

区 分	公 的 備 蓄											
	乾 パ ン	トイ ン 麵 類 ス タ ン	米	缶 詰		水	ロ ー ソ ク	懐 中 電 灯	毛 布	テ ン ト	担 架	簡 易 ト イ レ
				主 食	副 食							
都道府県数	8	0	2	3	3	3	9	2	25	10	8	8
市区町村数	305	5	58	154	55	93	161	472	573	494	354	181
区 分	流 通 在 庫 備 蓄											
	乾 パ ン	トイ ン 麵 類 ス タ ン	米	缶 詰		水	ロ ー ソ ク	懐 中 電 灯	毛 布	テ ン ト	担 架	簡 易 ト イ レ
				主 食	副 食							
都道府県数	10	4	16	2	2	3	3	3	6	1	1	1
市区町村数	122	129	251	99	142	68	113	103	148	44	38	37

(5) 震災対策施設の整備事業

平成2年度において、震災対策施設の整備促進のため、都道府県が国庫補助事業として実施した事業費は255億7,100万円(4団体)、単独事業として実施した事業費は260億5,100万円(22団体)である。

また、震災対策施設の整備促進のため、市区町村が国庫補助事業で実施した事業費は480億2,500万円(564団体)、単独事業として実施した事業費は1,029億4,100万円(1,016団体)である。

このうち、単独事業として実施したものは第7-8表のとおりである。

第7-8表 単独事業として実施した震災対策施設整備事業

(平成2年度)(単位:百万円)

事 業 名	都道府県数	事 業 費	市区町村数	事 業 費
避難地・避難路整備事業	1	20	136	52,691
防災行政無線整備事業	11	14,289	375	12,971
備蓄倉庫整備事業	2	12	99	2,125
防災センター整備事業	2	6,107	34	18,198
防災用資機材等整備事業	5	156	275	1,405
耐震性貯水槽整備事業	2	523	441	4,598
大震用車両整備事業	2	36	33	315
自主防災組織の整備育成費	5	16	371	1,303
地震観測機器整備事業	2	21	16	78
備蓄物資整備事業	6	34	234	1,345
そ の 他	2	4,837	69	7,912
合 計	22	26,051	1,016	102,941

(6) 震災時における相互応援協定等の締結状況

大規模な地震は、甚大な被害を広域にわたって及ぼすことが予想されるところから、対策を迅速かつ的確に遂行するため、地方公共団体においては、地方公共団体相互間又はその他の公共的機関等との間に、震災時における相互応援協定等を締結するなど、各種の応援協力対策を講じている。このうち都道府県相互間の応援協定の締結状況は、第7—9表のとおりである。

なお、地方公共団体と公共的機関等との応援協定等の締結状況は、第7—10表のとおりである。

第7—9表 震災時相互応援協定の締結状況

(平成3.4.1現在)

名 称	都 道 府 県 名
震災時等の相互応援に関する協定	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡 (10)
災害応援に関する協定	富山、石川、福井、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀 (9)
東北地方防災対策連絡協議会	北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、新潟 (8)
近畿府県災害対策協議会	福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山 (7)
防災相互応援協定	岡山、香川 (2)

第7—10表 地方公共団体と公共的機関等との応援協定の締結状況

(平成3.4.1現在)(団体数)

区 分	放送要請に関する協定	救急救護に関する協定	輸送に関する協定	災害復旧に関する協定
都道府県数	47	31	7	11
市区町村数	57	277	119	175

第8節 地域防災計画の見直しの推進

1 地域防災計画の現況

地域防災計画は、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならないこととされているが、平成2年度においては、主に災害発生危険箇所の追加、情報連絡体制の強化等のために、都道府県では39団体が、市町村では944団体が、それぞれ修正を行っている。

消防庁においては、地域防災計画の内容をより具体的、実戦的なものとするとともに、その前提として地域の災害の危険性を総合的かつ科学的に評価する必要があると考えており、災害応急対策システムに関する調査研究、防災アセスメントに関する調査研究等の成果を踏まえ、昭和62年6月30日付け消防庁次長通知により、地方公共団体に対し、①防災アセスメントの実施、②防災ビジョンの確立、③災害予防対策計画の整備、④災害応急対策計画の整備、⑤地区別防災カルテの作成などの点に留意しつつ地域防災計画の積極的な見直しを行うよう指導しているところである。

2 防災アセスメントの推進

①の防災アセスメントとは、災害誘因(地震、台風、豪雨等)、災害素因(急傾斜地、軟弱地盤、危険物施設の集中地域等)、災害履歴、土地利用の変遷などを考慮して総合的かつ科学的に地域の災害危険性を把握する作業であり、地域防災計画の中に盛り込まれている事業・施策の実効性を確保するための前提となる。

そこで、消防庁においては、防災アセスメントの実施に関するマニュアルを作成するとともに、地方公共団体に対しその実施を指導しているところであるが、平成2年度に、防災アセスメントを実施した上で地域防災計画を修正した地方公共団体は、都道府県では3団体、市町村においても11団体にとどまっている。これは、その実施には専門的知識・能力が必要であること等

によるものと考えられ、今後、その実施に向けて努力する必要がある。

3 地区別防災カルテの整備

⑤の地区別防災カルテとは、集落、自治会、学校区等单位に災害に関連する各種の情報や当該地域の特性などを地図や台帳などにより一覧性の高い形でわかりやすく整理したものであり、行政機関が防災対策のために用いるだけでなく、住民の自主的な防災活動の指針として防災意識、防災知識の向上にも資するものである。

消防庁においては、地域防災計画を見直す際には併せて地区別防災カルテを整備するよう指導するとともに、地区別防災カルテ作成のマニュアルを作成したところである。また、昭和63年度から、地区別防災カルテの作成に要する経費の一部が特別交付税で措置されることとなり、その作成を推進している。

平成2年度に、地区別防災カルテの作成に伴って地域防災計画の作成を行った市町村は、13団体であり、平成3年4月1日現在、全国で159市町村において地区別防災カルテが整備されている。

今後、地区別防災カルテの一層の整備を図るとともに、災害危険区域の指定、見直しについても積極的に推進し、地域防災計画を常に現実に即した実効性のあるものにする必要がある。

第9節 防災意識の高揚と自主防災体制

1 防災意識の高揚

(1) 火災予防運動

ア 全国火災予防運動

近年、建築物の密集、高層化並びに生活様式の変化などに伴い、火災等の災害の要因が複雑多様化してきている。

このような状況において、火災等の災害を未然に防止するためには、国民の一人ひとりが日頃から防災の重要性を自覚し、自主的な防災活動を積極的に実践することが何よりも大切なことである。このような観点から、消防庁は、毎年春と秋の2回、全国火災予防運動の実施を提案し、国民に対する防火意識の普及宣伝に努め、国民による火災予防の実践を促進している。

α 秋季全国火災予防運動（平成2年11月9日～11月15日）

平成2年秋季全国火災予防運動では、「まず消そう 火への鈍感 無関心」を全国統一標語とし、次の4点を重点項目に掲げて運動を展開した。

- ① 物品販売店舗、旅館・ホテル等不特定多数の者が出入りする防火対象物においては、平成2年3月18日に発生した兵庫県尼崎市の長崎屋尼崎店火災にも見られるように、一たび火災が拡大した場合には多大の人命危険が想定されることから、消火訓練及び避難訓練の徹底、防火基準適合表示制度の普及推進等、これら防火対象物の防火安全の確保を図ること。
- ② 火災による死者のなかで、高齢者、乳幼児、病気又は身体不自由の者など自力避難が困難な者の占める割合が高いことから、これらの人々が多数入所している社会福祉施設や病院における初期消火対策の強化、夜間を含めた防火管理体制の整備等、この種の施設における適切な防火安全対策を図ること。
- ③ 近年の建物火災による死者（放火自殺者を除く。）のうち、約9割は

住宅の火災によるものであり、また、高齢者層の火災における死者の発生率は、若年層に比べ格段に高く、今後一層の高齢化が進むにつれて、火災による高齢者の死者数が増加していくものと考えられるため、住宅における火災の発生防止及び住宅火災による高齢者等の死者の発生防止の対策等を強力に推進すること。

- ④ 大規模な地震発生に伴う火災の同時多発の危険性が指摘されていること及び大都市を中心とした放火も依然として増加していることから、自主的な近隣居住者の相互協力による地域ぐるみの防火安全体制の確立を図ること。

b 春季全国火災予防運動（平成3年3月1日～3月7日）

春季の運動では、前年の秋季の運動と同一の全国統一標語の下に、季節的観点から異常乾燥時及び強風時の火災予防対策の推進を前年秋季の運動の目標に加え実施した。

なお、昭和60年春季の運動から出火防止のため国民が特に留意すべき事項として「火の用心 7つのポイント」を次のとおり定め、広く国民に呼びかけることとしている。

<火の用心 7つのポイント>

- 1 寝たばこやたばこの投げ捨てをしない。
- 2 子供は、マッチやライターで遊ばせない。
- 3 風の強い時は、たき火をしない。
- 4 天ぶらを揚げるときは、その場を離れない。
- 5 家のまわりに燃えやすいものを置かない。
- 6 ふろの空だきをしない。
- 7 ストーブには、燃えやすいものを近づけない。

イ 全国山火事予防運動（平成3年3月1日～3月7日）

全国山火事予防運動は、広く国民に山火事予防思想の普及を図るとともに、予防活動をより効果的なものとするため、昭和44年から消防庁と林野庁の共唱により、原則として春季全国火災予防運動の前半において実施してきた。平成2年からは、春季火災予防運動が3月1日から3月7日までの1週

間となったことから、これにあわせて全国山火事予防運動も同期間に実施した。

平成3年の全国山火事予防運動では、「燃やすまい 地球を守る 豊かな緑」を統一標語として、ハイカー等の入山者、農山村住民、小中学校生徒等を重点対象とした啓蒙活動、駅、市役所・町村役場、登山口等への警報旗、ポスター等の配備、報道機関等を通じた山火事予防思想の普及啓蒙、消防訓練、研究会等の開催等を通じ、林野火災の未然防止を訴えた。

ウ 車両火災予防運動（平成3年3月1日～3月7日）

車両火災は年々増加の傾向にあることから、平成3年の車両火災予防運動では、車両、車庫、駅舎等の対象物に対して査察指導を行うとともに、初期消火、避難などの消防訓練の実施及び消防用設備等の点検整備を推進し、また、地下駅舎等における防災体制の整備・充実を図った。

エ 文化財防火デー（平成3年1月26日）

昭和24年1月26日の法隆寺金堂火災及びその後の金閣寺火災等による貴重な文化財の焼失を契機として、昭和30年以来、消防庁と文化庁の共唱により毎年1月26日を「文化財防火デー」と定め、全国的に文化財防火運動を展開している。

平成3年の文化財防火デーは、第37回目に当たるが、国では、広報活動により「文化財防火デー」の趣旨の徹底を図った。

また、文化財の所有者及び管理者は、管轄する消防本部の指導の下に重要物件の搬出や消火、通報及び避難の訓練などを積極的に実施し、文化財の防火・防災対策に努めている。

(2) 防災知識の普及啓発

災害による被害を最小限に食い止めるためには、国、都道府県及び市町村が一体となって防災対策を推進しなければならないことはもちろんであるが、災害から身を守り、財産を守るためには、国民一人ひとりが、日ごろから出火防止、初期消火、避難、応急救護などの防災に関する知識を確実に身につけ、自主防災に心がけることが極めて重要であり、防災のための学習会や防災訓練に積極的に参加し、地域ぐるみ、事業所ぐるみの防災体制を確立

していく必要がある。

このため、地方公共団体は、防火教室の開催、自主防災組織の活動などを通じて住民、事業所等に対する防災知識の普及啓発に努めている。消防庁においては、テレビ放送を利用して、火災予防や初期消火の心構え、風水害等への備え、地震発生時の対応等といった防災知識の普及啓発を行っており、平成2年度に行った普及啓発事業の内容は、第9—1表のとおりである。

第9—1表 テレビによる防災知識普及啓発事業の実施状況
(平成2年度)

放送内容等	放送局	放送曜日
テレビ5分間番組 (ご存じですか?) (防災ミニ百科)	日本テレビほか30局	隔週木曜日(25回) (4月から1年間)

また、毎年、安全功労者及び防災功労者に対して内閣総理大臣表彰及び消防庁長官表彰を行っている。

(3) 119番の日

消防庁では、自治体消防発足40周年を機に、住民の防火・防災全般に対する正しい理解と認識を深め、地域ぐるみの防災体制の確立に資することを目的として、昭和62年から毎年11月9日を「119番の日」として設定した。

平成2年の119番の日は、消防本部で、消防通信司令センターの見学会や119番通報訓練等の行事を実施したほか、ポスターの作成等の広報活動を行い、「119番の日」の趣旨を徹底した。

2 自主防災体制

(1) 地域の自主防災体制

ア 地域の自主防災組織

災害に有効に対処するためには、国、都道府県及び市町村において防災体制を整備するのみならず、地域住民の連帯意識に基づく自主的な防災組織が整備されていなければならない。

平成3年4月1日現在では、全国3,264市区町村のうち、1,989市区町村で6万2,996の自主防災組織が設置されており、組織率(全国の総世帯数に対する組織されている地域の世帯数の割合)は、41.8%となっている。組織率の高いところは、静岡県99.8%、山梨県95.6%、神奈川県83.9%、愛知県77.1%、岐阜県77.0%、東京都72.7%等であり、東海地震に係る地震防災対策強化地域及びその周辺地域が高くなっている。一方、組織率が10%未満のところも8道府県あり、地域によって差が著しい(附属資料18)。

自主防災組織は、平常時においては、防災訓練の実施、防災知識の啓発、防災巡視、資機材等の共同購入等を行っており、災害時には、初期消火、住民等の避難誘導、負傷者等の救出・救護、情報の収集・伝達、給食・給水、災害危険箇所等の巡視等を行うこととしている。また、ほとんどの組織が、消火器、三角バケツ等の初期消火用資機材をはじめ、情報連絡、避難、救出・救護等のための防災用資機材を保有している。

これらの自主防災組織を育成するために、延べ1,447市区町村において、資機材購入及び運営費等に対する補助制度を設け、また、延べ1,289市区町村において、資機材等の現物支給を行っており、これに要した経費は平成2年度で合計20億4,414万円に達している。消防庁としても、財団法人自治総合センターがコミュニティ助成事業の一環として行っている自主防災組織等が備える資機材に対する補助への協力、テレビ等による啓発、リーダー研修会による指導等を行っているところである。

自主防災組織の育成強化方策としては、自主防災組織の活動を日常化させるとともに、防災に関する情報の積極的な提供、災害保証制度の充実、防災センターの整備に対する補助等を行い、自主防災活動の条件整備を図る。

また、自主防災組織を地域福祉としての活動の一つとして位置づけ、地域全般における福祉活動、ボランティア活動等の中から形成される「総合コミュニティ」として、自主防災組織の意義を明確にすることも有効である。

消防庁においては、昭和60年度まで、これらの整備について補助を行ってきたところであり、この結果、昭和60年度までに補助事業により整備された防災センター等の数は257、広域防災センターの数は8となっている。

また、昭和61年度以降は、防災まちづくり事業により、整備を図っているところであり、同事業により、昭和61年度に11箇所、昭和62年度に21箇所、昭和63年度に14箇所、平成元年度に9箇所、平成2年度に22箇所の防災センターが整備された。

イ 婦人防火クラブ

婦人防火クラブは、家庭の主婦等により組織され、日ごろ家庭における防火の分野では大きなウェイトを占める婦人が火災予防の知識を修得し、地域全体の防火意識の高揚を図るとともに、万一の場合に婦人同士がお互いに協力して活動できる体制を整え、安全な地域社会をつくるため、各家庭の防火診断、初期消火訓練、防火防災意識の啓発等の活動を行っている。

なお、平成3年4月1日現在、全国の組織数は1万4,434団体、239万3,421人となっている。平成3年度には、女性に期待される防災上の役割、その有資格者の活用方策、防災上の問題点とその解決策を示すため、調査検討委員会を設け、女性の能力活用に関する検討を行うこととしている。

ウ 少年消防クラブ

少年消防クラブは、おおむね10歳以上15歳以下の少年少女により編成され



少年消防クラブの活動（北海道）

るもので、幼いころから火災を予防する方法や火についての問題を身近な生活の中から見出すとともに、防火防災に関する研究発表会、ポスター等の作成・掲示、実地見学等の活動を行い、地域や家庭における火災の予防を図るために組織づくりが進められている。

平成2年度には、少年消防クラブに参加する児童等の減少に対する課題、また、学校教育における位置づけ等の課題を検討し、少年消防クラブの活性化に資するため、調査検討委員会を設け、年齢に応じた少年消防クラブの活動・指導指針の策定を行った。

また、全国少年消防クラブ運営指導協議会（会長 消防庁長官）では、毎年、少年消防クラブやその指導者のうち優良なクラブと指導者に対して、その功績を表彰しており、平成3年3月には15クラブに対して表彰旗を、35クラブに対して表彰楯を、及び指導者15名に対して記念品を授与して表彰を行った。

なお、平成3年5月1日現在の組織数は、6,195団体、55万5,144人となっている。

エ 幼年消防クラブ

幼年消防クラブは、幼年期において、正しい火の取扱いについてのしつけをし、消防の仕事をよく理解させることにより、火遊び等による火災の減少を図り、近い将来少年消防クラブ員として活動できるための素地を育成するため、9歳以下の児童、幼稚園、保育園の園児等を対象として編成されるもので、消防機関等の指導の下に組織の育成が進められている。

なお、平成3年5月1日現在の組織数は、1万1,136団体、101万3,642人となっている。

(2) 事業所の自主防災体制

ア 自主防火管理体制

火災の発生を防止し、また、火災が発生した場合にその被害を最小限に食い止めるには、消防機関の拡充、消防用設備等の設置維持だけでは十分ではなく、国民が自らを守るための自主防火管理体制を確立しておくことが必要である。

このため、消防法令では、一定の防火対象物に対して防火管理者の選任、消防計画の作成を義務づけ、当該消防計画に自衛消防組織に関することを定めることとしている。

しかし、現在の自衛消防組織は必ずしもこれら防火対象物の実態に即したのものとなっていないこともあり、近年の複雑多様化した火災等の災害に十分対応できない場合もあり得る状況となっている。

今後、防火対象物やその地域における影響力等を勘案して、その危険性の程度や社会的責任に応じた実効ある自衛消防組織を整備していく必要がある。

イ 危険物施設の自衛消防組織

石油精製事業所等の危険物施設のうち、一定数量以上の危険物を取り扱う事業所にあつては、化学消防自動車とこれを操作するための人員とにより構成される自衛消防組織を設置しなければならないこととされている。平成3年3月31日現在、その数は35組織あり、37台の化学消防自動車、201人の専任隊員が配置されている。

なお、石油コンビナート等災害防止法による特定事業所については、別途、同法に基づき総合的な防災組織である自衛防災組織が設置されることとされている。

ウ 石油コンビナート施設の自衛防災組織等

危険物、高圧ガス等の可燃性物質が大量に集積し、災害の発生及び拡大の危険性が大きい石油コンビナートでは、石油コンビナート施設の設置者自身が十分な防災体制をとり、地域の安全を確保する必要がある。

このため、石油コンビナート等災害防止法においては、石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業者に対し、所定の防災要員及び防災資機材等からなる自衛防災組織の設置並びに自衛防災組織を統括すべき防災管理者の選任を義務付けている。また、石油コンビナート等特別防災区域内の各事業所は一体的な工場群を構成し、相互に密接な関連を有することから、石油コンビナート等災害防止法では、共同防災組織及び石油コンビナート等特別防災区域協議会の設置についても定めている。

エ 事業所の自主防災組織

ア～ウのほか、法令等により自衛防災組織等の設置が義務づけられていない事業所において、任意に自主防災組織が設置される場合が多くなってきており、その数は、平成3年4月1日現在、3,752組織となっている。

さらに、最近では、地方公共団体の指導により、一部の事業所の自主防災組織にあつては、地域の自主防災組織等と相互協力関係を定めるなど、事業所の域を越えて積極的に活動をしているところもみられる。

第10-1表 全国の防火管理実施状況

(平成 3. 3. 31現在)

第10節 予防行政

1 防火管理制度

消防法は、学校、病院、工場、百貨店、地下街等の多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する防火対象物の管理について権原を有する者に、一定の資格を有する者の中から防火管理者を選任し、その旨を届け出なければならぬこと及び防火管理者に消防計画を作成させ、その消防計画に基づき、消火、通報及び避難の訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備、火気の使用又は取扱いの監督等の防火管理上必要な業務を実施させなければならないことを定めている。さらに、これらの防火対象物のうち、大規模地震対策特別措置法に基づき地震防災応急計画の作成を義務づけられているものについては、消防計画の中に大規模地震の防災対策に関する事項を定めなければならないこととしている。

平成3年3月31日現在の全国の防火管理実施状況は、第10-1表のとおりであり、防火管理者選任率73.7%、消防計画作成率61.2%となっている。業種別の実施率をみると、社会福祉施設、旅館等では比較的高率となっているが、キャバレー、複合用途防火対象物、公会堂等は依然として低率となっている。階段、避難口等建物内部に不案内な不特定多数の者を収容するこの種の防火対象物は、火災の際の人命損傷の危険性が高いので、消防機関としても、これらの対象物の違反の早期是正に努めている。

また、高層建築物（高さが31mを超える建築物）、地下街、準地下街、一定規模以上の特定防火対象物等で、その管理権原が分かれている場合は、各管理権原者は共同防火管理協議会を設け、そこで統括防火管理者の選任、防火対象物全体にわたる消防計画の作成、消火、通報及び避難の訓練の実施等について協議し、統括防火管理者を中心として防火対象物全体の安全を図ることとされている。

平成3年3月31日現在の全国の共同防火管理実施状況は、第10-2表のと

防火対象物の区分	項目	防火管理 実施義務 対象物数	防火管理者を選任し ている防火		消防計画を作成して いる防火	
			対象物数	選任率 (%)	対象物数	作成率 (%)
(一)	劇 会 場 等 公 会 堂 等	2,412	2,119	87.9	1,939	80.4
		46,344	30,907	66.7	25,001	54.0
(二)	イ キ ャ バ レ ー 等 ロ 遊 技 場 等	1,511	756	50.0	275	18.2
		11,954	8,618	72.1	7,021	58.7
(三)	イ 料 理 店 等 ロ 飲 食 店 等	6,051	4,814	79.6	3,772	62.3
		53,651	36,763	68.5	40,341	53.0
(四)	百 貨 店 等	70,020	47,886	68.4	40,341	57.6
		イ 旅 館 等 ロ 共 同 住 宅 等	52,871	47,313	89.5	43,304
110,574	72,663		65.7	55,059	49.8	
(五)	イ 病 社 福 祉 施 設 等 ロ 社 会 福 祉 施 設 等	23,157	20,882	90.2	19,502	84.2
		33,219	31,704	95.4	30,604	92.1
(六)	ハ 学 校 等	44,788	42,546	95.0	40,962	91.5
		四 図 書 館 等	2,905	2,348	80.8	2,117
(七)	イ 特 殊 浴 場 等 ロ 一 般 浴 場 等		1,396	1,173	84.0	1,076
		5,722	5,125	89.6	4,434	77.5
(八)	停 車 場	797	638	80.1	539	67.6
(九)	神 社 ・ 寺 院 等	18,782	13,581	72.3	10,530	56.1
(十)	イ 工 場 等 ロ テ レ ビ ス タ ジ オ 等	45,654	37,999	83.2	31,869	69.8
		82	78	95.1	72	87.8
(十一)	イ 駐 車 場 等 ロ 航 空 機 格 納 庫 等	1,026	800	78.0	689	67.2
		51	35	68.6	33	64.7
(十二)	倉 庫	5,159	3,763	72.9	3,139	60.9
(十三)	事 務 所 等	78,470	61,177	78.0	50,956	64.9
(十四)	イ 特 定 複 合 用 途 防 火 対 象 物 ロ 一 般 複 合 用 途 防 火 対 象 物	179,618	111,969	62.3	83,711	46.6
		29,217	19,344	66.2	14,960	51.0
(十五)	地 下 街	64	58	90.6	51	79.7
(十六)	文 化 財	868	721	83.1	633	72.9
	計	840,962	619,643	73.7	514,226	61.2

(注) 1 防火対象物の区分は、消防法施行令別表第1による区分であり、施設
名称はその例示である(以下の表について同じ)。

2 防火対象物の管理権原者が複数であるときは、そのすべてが防火管理者
の選任又は消防計画の作成をしている場合のみ計上している。()内は、
部分的には、選任又は作成されている防火対象物をも含めた数値である。

第10—2表 全国の共同防火管理実施状況
(平成 3. 3. 31現在)

防火対象物の区分	項目	防火対象物数	協議事項届出数	届出率 (%)
(一)	劇場等	10	7	70.0
	公会堂等	22	6	27.3
(二)	キヤバレー等	22	9	40.9
	遊技場等	14	5	35.7
(三)	料理店等	7	1	14.3
	飲食店等	1,215	438	36.0
(四)	百貨店等	343	156	45.5
	旅館等	50	33	66.0
(五)	病院等	20	6	30.0
	社会福祉施設等	19	4	21.0
(六)	幼稚園等	10	0	0
	特殊浴場	9	3	33.3
(七)	特定複合用途防火対象物	35,002	15,706	44.9
	一般複合用途防火対象物	3,447	1,672	48.5
(八の二)	地下街	36	34	94.4
	準地下街	4	4	100.0
(八の三)	高層建築物	1,966	1,102	56.1
	計	42,196	19,186	45.5

おりであり、地下街を除き、共同防火管理の協議事項の届出率は、非常に低率である。このように、防火対象物の共同防火管理が不十分なままでは、火災発生の際の人命損傷の危険性が一層高くなるので、消防機関は、これらの管理権原者に対して、積極的な指導を行い、共同防火管理体制の確立に努めている。

2 消防用設備等の規制

(1) 防火対象物の実態

平成3年3月31日現在における全国の防火対象物の数（消防法施行令別表第1(一)項から(六の三)項に掲げるもので、延べ面積150m²以上のもの並びに(七)項及び(八)項に掲げるもの。第10—3表において同じ。)は294万8,407件

第10—3表 防火対象物数
(平成 3. 3. 31現在)

防火対象物の区分	(一)		(二)		(三)		(四)		(五)		(六)		計
	劇場等	公会堂等	キヤバレー等	遊技場等	料理店等	飲食店	百貨店等	旅館等	共同住宅等	病院等	神社・寺院等	工場等	
全	3,154	50,342	2,154	13,505	7,746	62,092	96,807	86,323	667,933	51,487			
12大都市	415	3,363	386	1,991	1,272	11,401	12,388	7,034	250,079	7,404			
割合 (%)	13.2	6.9	17.9	14.7	16.4	18.4	12.8	8.1	37.4	14.4			
防火対象物の区分	(七)		(八)		(九)		(十)		(十一)		(十二)		計
	社会福祉施設等	幼稚園等	学校	図書館等	特殊浴場	一般浴場	停車場	神社・寺院等	工場等	テレビ・ビデオ等	地下街	文化財	
全	41,383	20,411	122,355	4,083	1,605	9,065	3,359	43,995	499,561	288			
12大都市	4,139	3,305	17,665	461	619	3,559	1,059	7,900	70,066	119			
割合 (%)	10.0	16.2	14.4	11.3	38.6	39.3	31.5	18.0	14.0	41.3			
防火対象物の区分	(十三)		(十四)		(十五)		(十六)		(十七)		(十八)		計
	駐車場等	航空機格納庫	倉庫	事務所等	特定複合用途防火対象物	一般複合用途防火対象物	地下街	準地下街	文化財	地下街	文化財	地下街	
全	26,916	484	260,525	310,853	303,761	251,341	62	7	5,331	1,479	2,948,407		
12大都市	6,636	68	41,551	80,507	102,310	153,099	46	4	863	451	790,160		
割合 (%)	24.7	14.0	15.9	25.9	33.7	60.9	74.2	57.1	16.2	30.5	26.8		

(注) 消防法施行令別表第1(一)項から(六の三)項に掲げるもので、延べ面積150m²以上のもの並びに(七)項及び(八)項に掲げるもの。

である。また、12大都市の防火対象物は79万160件で、全国の防火対象物数の26.8%を占めている。特に都市部に集中しているものは地下街(74.2%)、一般複合用途防火対象物(60.9%)、準地下街(57.1%)等である(第10-3表)。

大都市においては、都市環境の整備、都市空間の有効利用等の理由から現在防火対象物の高層化が著しく進展し、その利用形態も複雑化している。また、地方のリゾート地においても高層のマンション・ホテル等が増加しつつある状況にある。

一方、地下街及び建築物の地階で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道を合わせた「準地下街」に関しては、いったん火災になると内部に煙が充満し、消防活動が極めて困難である上、中にいる人たちがパニック状態に陥ることも予想されるため、災害時の危険性は非常に高いことから公益上の必要性の少ないものについては新設又は増設は厳に抑制することとされている。

(2) 消防用設備等の設置の現況

消防用設備等とは、消火設備、警報設備、避難設備、消防用水及び消火活動に必要な施設をいい、火災による被害の軽減を図るといふ消防の目的を達成するために不可欠のものである。

消防法の規定により、一定の防火対象物の関係者は、当該防火対象物の用途、規模、構造及び収容人員に応じ、一定の基準に従って消防用設備等を設置し、かつ、それを適正に維持しなければならないとされている。

全国における主な消防用設備等の設置状況を特定防火対象物についてみると、第10-4表に示すとおりであり、平成3年3月31日現在、屋内消火栓設備の設置率94.5%(前年94.2%)、スプリンクラー設備の設置率99.5%(同99.5%)となっている。また、過去5年間の主な防火対象物におけるスプリンクラー設備の設置率の推移は第10-5図のとおりである。

これらの違反対象物の一つで、スプリンクラー設備がほとんど設置されていなかったホテル・ニュージャパンの火災の惨事にもかんがみ、消防庁は、表示制度をより推進するとともに、違反対象物についての指導を一層徹底

第10-4表 全国における特定防火対象物の屋内消火栓設備及びスプリンクラー設備の設置状況
(平成3.3.31現在)

特定防火対象物	消防用設備		屋内消火栓設備				スプリンクラー設備			
	事項	設置必要数	設置数	違反数	設置率(%)	設置必要数	設置数	違反数	設置率(%)	
劇場等		1,666	1,617	49	97.1	338	338	0	100.0	
公会堂等		4,492	4,269	223	95.0	390	388	2	99.5	
キャバレー等		59	49	10	83.1	4	3	1	75.0	
遊技場等		980	918	62	93.7	280	274	6	97.9	
料理店等		683	568	115	83.2	4	4	0	100.0	
飲食店		1,344	1,140	204	84.8	60	59	1	98.3	
百貨店等		10,016	8,803	1,213	87.9	2,658	2,632	26	99.0	
旅館等		14,129	13,397	732	94.8	1,072	1,071	1	99.9	
病院等		9,546	9,371	175	98.2	2,143	2,136	7	99.7	
社会福祉施設等		3,904	3,774	130	96.7	2,372	2,371	1	100.0	
幼稚園等		1,907	1,792	115	94.0	48	48	0	100.0	
特殊浴場		110	105	5	95.5	10	10	0	100.0	
特定複合用途防火対象物		16,303	15,738	565	96.5	4,228	4,207	21	99.5	
地下街		59	59	0	100.0	53	53	0	100.0	
準地下街		0	0	0	0.0	4	4	0	100.0	
計		65,198	61,600	3,598	94.5	13,664	13,598	66	99.5	

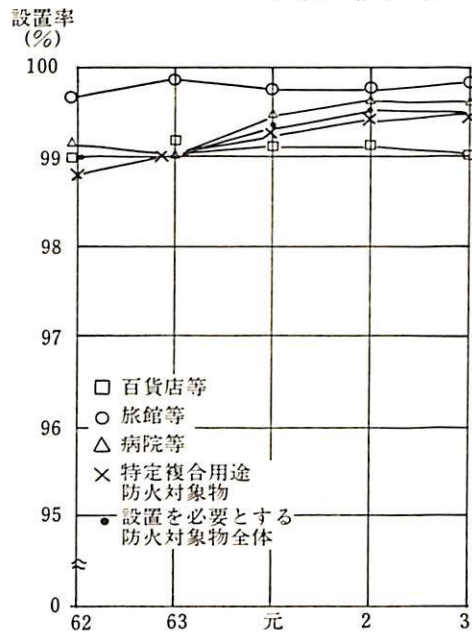
(注)「違反数」は、法令に違反し、屋内消火栓設備又はスプリンクラー設備が設置されていない防火対象物数である。

し、悪質なものについては、消防法に基づき設置の命令を発する等厳正な措置を講ずるよう指導している。これらの指導の徹底による防火対象物の防火対策の改善状況は、第10-5図にも示すとおり顕著である。

また、特別養護老人ホーム松寿園での火災を契機として、昭和62年10月に消防法令の改正が行われ、自ら避難が困難な者が多数入所又は入院する社会福祉施設及び病院についてはスプリンクラー設備等の設置対象の拡大がなされ、昭和63年4月1日より施行されているところである。

さらに、平成2年3月に発生した兵庫県長崎屋尼崎店での火災を契機として、平成2年6月に消防法令の改正が行われ、スーパーマーケット等の物品販売店舗等についてもスプリンクラー設備の設置範囲の拡大がなされ、平成

第10—5図 過去5年間の主な防火対象物における
スプリンクラー設備の設置率の推移



(注) 各年とも3月31日現在の数である。

2年12月1日から施行されているところである。

これらの防火対象物におけるスプリンクラー設備等の設置状況は第10—6表に示す通りである。

第10—6表 社会福祉施設等及び物品販売店舗等におけるス
プリンクラー設備等の設置状況

(平成 3. 3. 31現在)

防火対象物区分	消防用設備				屋内消火栓設備				スプリンクラー設備				
	事項	設置必要数	設置数	未設置数	設置率 (%)	設置必要数	設置数	未設置数	設置率 (%)	設置必要数	設置数	未設置数	設置率 (%)
社会福祉施設		1,437	1,046	391	72.8	2,495	2,137	358	85.7	2,495	2,137	358	85.7
病院		—	—	—	—	3,409	767	2,642	22.5	3,409	767	2,642	22.5
物品販売店舗等		—	—	—	—	1,591	557	1,034	35.0	1,591	557	1,034	35.0

(注) 設置が必要となった社会福祉施設及び病院については平成8年3月31日までに、物品販売店舗等については平成6年11月30日までに設置が完了するよう経過措置が設けられている。

高層建築物は、一般に火災発生時の避難に長時間を要する上、建築構造などから煙の流動状況が複雑であり、かつ、消防隊による外部からの救助や消火活動等が著しく制限されることから、消防法上他の防火対象物に比べて、共同防火管理体制（消防法第8条の2）、防災規制（同法第8条の3）とともに、消防用設備等の規制（同法第17条）が強化されているほか建築基準法令においても防災上の基準が強化されており、火災の予防、早期発見、初期消火、早期通報及び安全避難が確実にできるよう、ハード、ソフトの両面から厳しい規制が行われている。

近年増加しつつある高層建築物、大規模建築物等については、最新のエレクトロニクス技術等を活用し、建築物全体として総合的かつ有機的に機能する消防防災システムの整備を推進していく必要があるため、消防庁では、昭和61年12月に「消防防災システムのインテリジェント化推進要綱」を定め、財団法人日本消防設備安全センターに設置された学識経験者等からなる「消防防災システム評価委員会」において、その機能の優劣性を評価するとともに、積極的にその設置の促進を図るため、表彰及び融資制度を設け技術開発の促進とその適用の推進を図っている。

地下街については、消防法令上、高層建築物と同様共同防火管理規制、防災規制等の基準が強化されているほか、消防用設備等の設置については、地下街に接続する建築物の地階部分を含めてその安全性を確保するため必要な規制が行われている。

(3) 消防設備士及び消防設備点検資格者

消防用設備等については、消防用機械器具等に対する検定制度等により性能の確保が図られているが、工事又は整備の段階において不備欠陥があれば消防用設備等はその機能を発揮することができないことから、このような事態を防止するため、一定の消防用設備等の工事又は整備は、試験に合格し消防設備士免状の交付を受けた者（消防設備士）に限って行うことができるとされている。

また、消防用設備等は、いついかなるときでも機能を発揮できるようにするため日常の維持管理が十分になされることが必要であるが、この維持管理

第10—7表 消防設備士の数

(平成 3. 3. 31現在)

種別	第1類		第2類		第3類		第4類		第5類		第6類		第7類		計
	屋内消火栓設備・スプリンクラー設備等	(人)	泡消火設備	(人)	二酸化炭素消火設備	(人)	自動火災報知設備等	(人)	金属製避難はしご等	(人)	(消火器)	(人)	漏電火災警報器	(人)	
甲種(工事)	77,925	21,833	18,856	177,177	14,378	—	—	—	—	—	—	—	—	310,169	
乙種(整備)	17,809	5,348	5,035	29,010	7,468	101,856	124,732	291,258							

の前提となる点検には消防用設備等についての知識や技能が要求されることから、一定の防火対象物の関係者は消防用設備等の点検を消防設備士又は講習の課程を修了し、消防設備点検資格者免状の交付を受けた者(消防設備点検資格者)に行わせなければならないこととされている。

なお、これらの消防設備士及び消防設備点検資格者の資質の向上を図ることが、消防用設備等の適正な設置や維持管理を確保する上で必要であり、そのためには、再講習の受講率の向上を図るほか、これらの者が消防法令に違反した場合における免状の返納命令的確な実施等を行っていく必要がある。

平成3年3月31日現在、消防設備士の数は延べ60万1,427人となっており(第10—7表)、また、消防設備点検資格者の数は第1種(機械系統)6万5,107人、第2種(電気系統)6万1,986人となっている。

(4) 防災規制

ア 防災物品の使用状況

建築物内の物品等を燃えにくいものにしておき、出火時の燃焼の進行を抑制することは、火災予防上特に有効であることから、消防法により、高層建築物、地下街等構造及び形態上、防火に特に留意する必要がある防火対象物並びに劇場、キャバレー、旅館、病院等不特定多数の者や災害弱者が利用する防火対象物(防災防火対象物)等において使用するカーテン、どん帳、展示用合板、じゅうたん等の物品(防災対象物品)又はその材料には、所定の防災性能を有するもの(防災物品)を使用することが義務づけられている。

第10—8表 防災防火対象物数及び防災物品の使用状況

防火対象物の区分	使用状況区分	防災防火対象物数	カーテン・どん帳等を使用している対象物数	左のうち防災物品を全部使用しているもの(適合率%)		じゅうたん等を使用している対象物数	左のうち防災物品を全部使用しているもの(適合率%)		展示用及び展示用合板を使用している対象物数	左のうち防災物品を全部使用しているもの(適合率%)	
				数	(%)		数	(%)		数	(%)
(一) 劇場	劇場	3,043	2,075	1,829(88.1)	1,033(88.5)	1,167	1,033(88.5)	191	167(86.1)	1,144(73.4)	
(二) 公会堂	公会堂	49,155	32,666	26,529(81.2)	12,013(76.8)	15,634	12,013(76.8)	1,559	1,144(73.4)		
(三) 競技場	競技場	1,965	1,068	792(74.2)	718(70.5)	1,018	718(70.5)	28	22(78.6)		
(四) 遊技場	遊技場	13,174	5,426	4,421(81.5)	2,747(77.0)	3,559	2,747(77.0)	295	161(80.0)		
(五) 料理店	料理店	7,633	4,912	3,732(76.0)	2,703(69.9)	3,809	2,703(69.9)	112	93(83.0)		
(六) 飲料店	飲料店	61,188	32,752	25,540(78.0)	16,097(72.6)	22,157	16,097(72.6)	878	666(75.9)		
(七) 百貨店	百貨店	95,742	33,297	29,720(77.7)	17,851(73.3)	24,353	17,851(73.3)	2,608	2,010(75.3)		
(八) 旅館	旅館	84,845	70,773	60,276(85.2)	45,993(81.7)	56,297	45,993(81.7)	1,948	1,294(66.4)		
(九) 病院	病院	50,941	41,081	35,908(87.4)	15,755(81.9)	19,233	15,755(81.9)	981	829(84.2)		
(一〇) 福祉施設	福祉施設	40,941	33,751	29,443(87.2)	13,894(79.6)	17,459	13,894(79.6)	890	688(77.3)		
(一一) 幼稚園	幼稚園	19,960	15,863	13,536(85.3)	5,818(78.8)	7,380	5,818(78.8)	522	408(78.2)		
(一二) 特殊浴場	特殊浴場	1,540	1,258	1,074(85.4)	1,078(81.5)	1,322	1,078(81.5)	13	10(76.9)		
(一三) 複合用途防火対象物	複合用途防火対象物	335	130	106(81.5)	74(86.0)	86	74(86.0)	99	73(73.7)		
(一四) 複合用途防火対象物	複合用途防火対象物	272,007	131,207	95,582(72.8)	60,738(68.3)	88,881	60,738(68.3)	4,099	3,117(76.0)		
(一五) 一般複合用途防火対象物	一般複合用途防火対象物	3,797	1,295	995(76.8)	803(87.8)	915	803(87.8)	60	38(63.3)		
(一六) 地下街	地下街	62	52	41(84.6)	41(85.4)	48	41(85.4)	11	11(100.0)		
(一七) 準地下街	準地下街	7	7	4(57.1)	4(66.7)	6	4(66.7)	0	0(—)		
(一八) 高層建築物	高層建築物	12,541	7,144	4,971(69.6)	4,745(76.3)	6,218	4,745(76.3)	435	407(83.9)		
計	計	718,876	419,727	334,502(79.7)	202,105(75.0)	269,612	202,105(75.0)	14,755	11,141(75.5)		

(注) 防災防火対象物とは、高層建築物、地下街及び消防法施行令第4条の3に定める防火対象物をいう。

平成3年3月31日現在、全国の防災物品の使用状況は、第10—8表に示すとおりである。

イ 防災表示者の認定

防災対象物品又はその材料が防災性能を有するかどうかを容易に判別できるようにするため、防災物品として販売し、又は販売のため陳列しようとする場合には、防災表示を付すこととされている。

平成3年3月31日までの防災表示者の認定数は2万5,380業者（このうち裁断・施工・縫製業者が94.1%を占めている。）で、前年同期と比較すると519業者（2.1%）の増加となっている。

ウ 寝具類等の防災化

消防法で定められている防災対象物品以外の寝具類等についても、防災化を推進することにより火災予防の徹底を図る必要があることから、防災性能を有するものについて財団法人日本防災協会の発行する「防災製品」表示ラベルの貼付により消費者の利便を図っている。

なお、昭和61年9月より衣服類、布張家具等の2品目が新たに防災製品に追加されている。

平成2年度の防災製品の認定件数及び販売数量は第10—9表のとおりである。

第10—9表 防災製品の認定件数及び販売件数

(平成2年度)

防災製品の種類	ふ と ん 類				テント類・シート類・幕類	非常持出袋	防災頭巾	衣服類	布張家具等		合計
	側地敷布・カバー類	わた・プラスチック発泡体等	ふとん・座布団・ベッド・マットレス・枕	毛布・ベッド・タオルケット					完成品	側地	
認定件数	81	46	195	52	50	0	0	53	0	45	522
販売件数	328,791	330	261,284	530,319	973,203	50,590	201,700	22,960	0	761	2,369,938

3 防火基準適合表示制度

昭和55年11月の川治プリンスホテル火災を契機として昭和56年に発足した

「防火基準適合表示制度」は、当初、旅館・ホテル等を一斉に実施する対象として始めたが、昭和58年には新たに劇場・百貨店等を追加し、これら防火対象物の防火安全に関する不備事項の是正推進に大きな効果をあげてきた。

なお、昨年3月に発生した兵庫県長崎屋尼崎店火災の教訓を踏まえ、昨年8月、適マーク交付の基準に避難施設等の自主チェック体制等を加えるとともに、適マーク返還に関する規定の整備を行うほか、2年以上継続して表示基準に適合していると認められる防火対象物には、その旨を表示する等制度の改善充実を図ったところである。

(1) 「適マーク」交付状況

「防火基準適合表示制度」の対象とされた表示対象物は平成3年3月31日現在全国で44,201件であり、そのうち、立入調査を完了した表示対象物数は41,911件（調査率94.8%）である。立入調査を終えた表示対象物のうち、「適マーク」を交付された表示対象物数は29,418件（交付率70.2%）である（第10—10表）。

なお、本年6月30日現在、2年以上継続して表示基準に適合していると認められ、その旨を表示（適継続章）された防火対象物は8,445件である。

(2) 表示基準への適合の状況

表示基準に基づく点検項目は、昨年8月の改正により従来の24から26となったが、この26の点検項目のうち、適合率が低い項目は、「消火・避難訓練の実施」（該当する表示対象物全体の76.7%）、「自主チェック体制の整備」（該当する表示対象物全体の83.8%）、「防火管理体制指導マニュアルの実施」（該当する表示対象物全体の78.4%）、「防火区画の完備」（該当する表示対象物全体の88.2%）等となっている。

全体的にみると、防火管理面における適合率が低い。

また、各用途ごとにみると、劇場・映画館等では「消火・避難訓練の実施」が、百貨店等では「防火管理指導マニュアルの実施」が他の用途に比べ低くなっている（第10—11表）。

第10—10表 表示制度の実施状況

区	分	表示 対象物数 (A)	左のうち、立入 調査を完了した 表示対象物数		「適マーク」 が交付され た表示対象 物数 (C)[C/B]
			(B)	[B/A]	
(一)項イ (劇場、映画館等)	昭和62. 3. 31現在	2,677	2,530 [94.5%]	1,301 [51.4%]	
	昭和63. 3. 31現在	2,705	2,580 [95.4%]	1,401 [51.8%]	
	平成元. 3. 31現在	2,701	2,581 [95.6%]	1,475 [54.6%]	
	平成 2. 3. 31現在	2,672	2,561 [95.8%]	1,503 [56.2%]	
	平成 3. 3. 31現在	2,680	2,575 [96.1%]	1,576 [58.8%]	
(一)項ロ (公会堂又は集会場)	昭和62. 3. 31現在	4,550	4,362 [95.9%]	2,511 [55.2%]	
	昭和63. 3. 31現在	4,619	4,412 [95.5%]	2,666 [57.7%]	
	平成元. 3. 31現在	4,716	4,495 [95.3%]	2,801 [59.4%]	
	平成 2. 3. 31現在	4,764	4,579 [96.1%]	2,904 [60.8%]	
	平成 3. 3. 31現在	4,788	4,598 [96.0%]	2,929 [61.2%]	
(四)項 (百貨店等)	昭和62. 3. 31現在	14,360	12,554 [87.4%]	6,510 [45.4%]	
	昭和63. 3. 31現在	14,657	12,896 [88.0%]	6,787 [46.3%]	
	平成元. 3. 31現在	14,905	13,222 [88.7%]	7,130 [47.8%]	
	平成 2. 3. 31現在	15,364	13,626 [88.7%]	7,446 [48.4%]	
	平成 3. 3. 31現在	15,876	14,033 [88.4%]	7,729 [48.7%]	
(五)項イ (旅館、ホテル等)	昭和62. 3. 31現在	19,270	19,175 [99.5%]	15,797 [81.9%]	
	昭和63. 3. 31現在	19,761	19,663 [99.5%]	16,266 [82.3%]	
	平成元. 3. 31現在	20,209	20,107 [99.5%]	16,667 [82.5%]	
	平成 2. 3. 31現在	20,554	20,444 [99.5%]	17,019 [82.8%]	
	平成 3. 3. 31現在	20,857	20,705 [99.3%]	17,184 [82.4%]	
合 計	昭和62. 3. 31現在	40,857	38,621 [94.5%]	26,119 [64.0%]	
	昭和63. 3. 31現在	41,742	39,551 [94.8%]	27,120 [64.8%]	
	平成元. 3. 31現在	42,531	40,405 [95.0%]	28,073 [66.0%]	
	平成 2. 3. 31現在	43,354	41,210 [95.1%]	28,872 [66.6%]	
	平成 3. 3. 31現在	44,201	41,911 [94.8%]	29,418 [66.5%]	

第10—11表 点検項目別適合率

(平成 3. 3. 31現在)

点 検 項 目	適 合 率 (%)					
	1 項イ	1 項ロ	4 項	5 項イ	合 計	
防 火 管 理 等	1 防 火 管 理 者	94.2	93.8	92.6	97.7	94.6
	2 消 防 計 画	87.9	90.5	88.7	95.9	90.7
	3 自 主 チ ェ ッ ク 体 制	81.2	81.4	80.4	92.1	83.8
	4 消 火 ・ 避 難 訓 練	73.2	73.8	71.0	88.6	76.7
	5 共 同 防 火 管 理 協 議 事 項	88.4	90.4	89.8	96.2	91.2
	6 防 火 ・ 避 難 施 設 等	94.3	94.5	86.3	97.0	93.0
	7 裸 火 使 用	98.6	98.8	97.2	99.7	98.6
	8 防 炎 対 象 物 品	89.4	89.7	89.1	96.2	91.1
	9 点 検 報 告	87.1	92.4	97.1	93.6	90.0
	10 防 火 管 理 体 制 指 導 マ ニ ュ ア ル	—	—	64.7	92.2	78.4
消 防 用 設 備 等	1 消 火 器	96.2	98.1	96.9	99.0	97.5
	2 屋 内 (屋 外) 消 火 栓 設 備	92.1	95.2	88.8	96.9	93.3
	3 ス プ リ ン ク ラ ー 設 備	94.9	95.8	93.1	98.6	95.6
	4 自 動 火 災 報 知 設 備	90.5	94.8	91.0	96.6	93.2
	5 漏 電 火 災 警 報 器	89.6	98.2	94.1	98.0	95.0
	6 非 常 ベ ル ・ サ イ レ ン	95.8	98.4	97.2	99.2	97.7
	7 放 送 設 備	94.5	96.7	96.3	99.4	96.7
	8 避 難 器 具	92.2	95.7	91.2	98.3	94.4
	9 誘 導 灯	89.7	93.1	90.3	97.2	92.6
危 険 物 施 設 等	95.3	94.9	95.1	96.3	95.4	
少 量 危 険 物 ・ 指 定 可 燃 物	94.6	96.8	95.8	97.9	96.3	
火 気 使 用 設 備 ・ 器 具	98.1	98.8	98.0	98.9	98.5	
電 気 設 備	98.2	98.9	98.4	99.6	98.8	
建 築 構 造 等	建 築 構 造 (不 適 格 数)	90.5 (117)	95.8 (51)	89.1 (254)	94.8 (423)	92.5 (845)
	防 火 区 画 (不 適 格 数)	85.6 (156)	88.5 (242)	85.1 (534)	93.4 (642)	88.2 (1,574)
	階 段 (不 適 格 数)	94.0 (59)	96.8 (75)	93.1 (198)	97.4 (284)	95.4 (616)

4 消防同意及び予防査察等

(1) 消防同意の実態

消防同意は、消防が、防火の専門家という立場から建築物の火災予防について設計の段階から関与して、建築物の安全性を高めることを目的として設けられた制度である。

消防機関は、この制度の運用に当たって、建築物の防火に関する法令の規定を踏まえ、防火上の安全性及び消防活動上の観点から、よりきめ細かい審査、指導を行うとともに、この事務が迅速に処理されるような体制の充実と連携の強化を図っている。

なお、平成2年度の全国における消防同意事務処理状況は、第10—12表のとおりである。

第10—12表 消防同意事務処理状況 (平成2年度)

申請要旨	内 意			不 同 意					計
	件 数	内 訳		件数	理 由				
		指導無	指導有		構造	設備	避難	その他	
新 築	475,874	319,374	156,500	96	4	55	30	16	475,970
増 築	78,535	51,353	27,182	24	4	14	5	5	78,559
改 築	5,371	4,128	1,243	1	0	1	0	0	5,372
移 転	370	293	77	0	0	0	0	0	370
修 繕	85	50	35	0	0	0	0	0	85
模 様 替	133	73	60	0	0	0	0	0	133
用途変更	1,213	487	726	2	0	2	0	0	1,215
その他	20,344	16,836	3,508	0	0	0	0	0	20,344
計	581,925	392,594	189,331	123	8	72	35	21	582,048

(注) 不同意の理由が1件について2以上にわたる場合があるので、理由欄の合算数と不同意の件数とは一致しない場合がある。

(2) 予防査察及び違反状況の改善

消防機関は、火災予防のために必要あるときは消防法第4条の規定により防火対象物に立ち入って予防査察を行っている。平成2年度に全国の消防機関が行った予防査察の状況は、第10—13表のとおりである。

第10—13表 火災予防査察実施状況 (平成2年度)

防火対象物の区分	(一)		(二)		(三)		(四)	(五)	
	劇場等	公会堂等	キャバレー等	遊技場等	料理店等	飲食店	百貨店等	旅館等	
査察回数	3,681	24,409	852	7,748	4,122	33,019	69,994	73,805	
防火対象物の区分	(五)	(六)			(七)	(八)	(九)		
	共同住宅等	病院等	社会福祉施設等	幼稚園等	学 校	図書館等	特殊浴場	一般浴場	
査察回数	242,951	31,663	29,266	12,598	58,504	2,357	1,105	4,025	
防火対象物の区分	(十)	(十一)	(十二)		(十三)		(十四)	(十五)	
	停車場	神社・寺院等	工場等	テレビスタジアム等	駐車場等	航空機格納庫	倉 庫	事務所等	
査察回数	1,995	17,623	182,553	862	10,962	180	85,215	107,994	
防火対象物の区分	(十六)		(十七)	(十八)	(十九)	(二十)	(二十一)	計	
	特定複合用途防火対象物	一般複合用途防火対象物	地下街	準地下街	文化財	アーケード	山 林		舟 車
査察回数	144,508	61,755	219	11	5,188	665	0	3,101	1,222,930

第10—14表 特定違反対象物改善状況の推移

区 分	特定違反対象物に係る設備ごとの違反状況			特定違反対象物数	改善状況の推移 (%)
	スプリンクラー設備違反	屋内消火栓設備違反	自動火災報知設備違反		
昭和58.12.31現在	277	881	338	1,296	—
昭和63.3.31現在	46	191	49	247	80.9
平成元.3.31現在	40	160	41	208	84.0
平成2.3.31現在	32	143	39	181	86.0
平成3.3.31現在	37	113	34	164	87.3

予防査察等により発見された防火対象物の防火管理上の不備や消防用設備等の未設置等については、消防長又は消防署長は、消防法第8条第3項、第8条の2第3項及び第17条の4の規定に基づき、当該防火対象物の所有者、管理者等に対し、防火管理者の選任、必要な消防用設備等の設置等の措置を講ずべきことを命ずることができる。さらに、消防長又は消防署長は、消防法第5条の規定に基づき火災予防上必要があると認める場合又は、火災が発生したならば、人命に危険であると認める場合には、当該防火対象物の改修、移転、使用の禁止等の必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

消防庁では、悪質な防火対象物を一掃するため、昭和58年以来違反処理指導官を設置し、これらの規定に基づき消防長又は消防署長による警告、命令等が適正に行われるよう違反処理マニュアルの作成、違反処理ブロック会議の開催等により強力に指導している。

特に、1,500m²以上の特定防火対象物で、自動火災報知設備、屋内消火栓設備又はスプリンクラー設備が過半にわたって未設置である特定違反対象物については、昭和59年以来重点的に是正推進を図り、この結果、当初1,296件であった特定違反対象物が平成3年3月31日現在では164件へと改善されてきている。

平成2年度中これらの規定に基づき発せられた命令の件数及び命令による違反是正件数は、それぞれ第10—15表、第10—16表及び第10—17表のとおりである。



防火対象物火災予防査察（東京消防庁）

第10—15表 防火管理に関する命令等（消防法第8条及び第8条の2）の状況（平成元年度）

防火対象物の区分 命令の内容	（一）		（二）		（三）		（四）		（五）		（六）		（七）		（八）		（九）		（十）		（十一）		（十二）		（十三）		（十四）		（十五）		（十六）		計	
	劇場等	公会堂等	キヤバレー等	遊技場等	料理店等	飲食店等	百貨店等	旅館等	共同住宅等	病院等	社会福祉施設等	幼稚園等	学校	図書館等	図書館等	特殊浴場	一般浴場	停車場	神社・寺院等	工場	テレビスタジオ等	駐車場等	航空機格納庫	倉庫	事務所等	特定複合用途防火対象物	一般複合用途防火対象物	地下街	地下街	文化財	文庫	高層建築物	計	
防火管理者選任命令	1	3	3	4	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2								17	
（是正件数）	1	1		1	1																				1								6	
防火管理業務適正実施命令	1	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	15	
（是正件数）				1	1																												2	
共同防火管理協議事項作成命令																																		
（是正件数）																																		
命令の計	2	5	6	6	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	32		
（是正件数の計）	1	1		2	1																				1								8	

（注）是正件数欄の数は、平成2年4月1日から平成3年3月31日までに発せられた命令に基づき、平成3年3月31日までに是正された件数である。

第10—17表 防火対象物に関する命令等（消防法第5条）の状況（平成元年度）

防火対象物の区分 命令の内容等	(平成元年度)															
	(一)	(二)	(三)	(四)	(五)	(六)	(七)	(八)	(九)	(十)	(十一)	(十二)	(十三)	(十四)	(十五)	(十六)
改修																
(是正件数)																
移転																
(是正件数)																
除去																
(是正件数)																
小計(A)																
(小計)																
使用禁止																
停止制限(B)																
禁止小計																
工事の停止(C)																
その他(D)																
小計																
(A)+(B)+(C)+(D)																

(注) 是正件数の数は、平成2年4月1日から平成3年3月31日までに発せられた命令に基づき、平成3年3月31日までに是正された件数（平成3年3月31日現在、計画書を出し、是正措置を実施中のものを含む。）である。

5 消防用機械器具等の検定等

(1) 検定

検定対象機械器具等は、消防法第21条の2の規定により、検定に合格し、その旨の表示が付されているものでなければ販売し、又は販売の目的で陳列する等の行為をしてはならないこととされている。

検定の対象となる検定対象機械器具等は、消防法施行令第37条に定められている。

この検定は、「型式承認」（形状等が自治省令で定める技術上の基準に適合している旨の承認）と「個別検定」（個々の器具等が、型式承認を受けたものと同一である旨を確認する検定）とからなっている。なお、新たな技術開発等に係る検定対象機械器具等について、その形状等が自治省令で定める技術上の基準に適合するものと同程度の性能があると認められるものについては、自治大臣が定める技術上の規格によることができることとし、これらの機械器具等の技術革新が進むよう、検定制度の整備充実を図っている。

平成2年度の検定申請状況は、第10—18表のとおりである。

(2) 鑑定及び受託試験

日本消防検定協会は検定対象機械器具等の検定業務を行うほか、検定の対象とされていない消防の用に供する機械器具等について、依頼により鑑定及び受託試験を行っている。

(3) 自己認証

昭和60年7月30日のアクション・プログラムの骨格に従い、昭和60年12月に消防法を改正し、国の定める技術上の基準に適合していることを製造業者等が自ら検査し、所定の表示を付することができるいわゆる自己認証制度を導入し、動力消防ポンプ及び消防用吸管を自主表示対象機械器具等として指定し、昭和61年12月1日から施行された。

これに伴い、消防法第21条の16の4の規定により、自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に適合している旨の表示を付そうとする製造又は輸入を業とする者からの届出は、平成3年3月31日現在において、動力消防ポン

第10—18表 検 定 申 請 状 況

(平成2年度)

種 別	区 分	型 式 試 験	型 式 変 更 試 験	個 別 検 定
		件	件	個
① 消 火 器	大 型	3	2	22,069
	小 型	49	19	4,453,276
② 消 火 器 用 消 火 薬 剤	大 型	0	—	25,442
	小 型	3	—	1,374,078
③ 泡 消 火 薬 剤		10	—	127,826
④ 消防用ホース	ゴム引	29	12	526,030
	濡れ	0	0	346
⑤ 結 合 金 具		5	1	524,236
⑥ 火災報知設備	感知器	91	31	8,343,348
	発信器	16	10	431,647
⑦ 中 継 器		35	8	214,833
⑧ 受 信 機		32	24	268,866
⑨ 漏 電 火 災 警 報 器		23	12	135,582
⑩ 閉鎖型スプリンクラーヘ ッド		11	1	2,772,310
⑪ 流 水 検 知 装 置		14	11	14,574
⑫ 一 斉 開 放 弁		5	2	33,665
⑬ 金 属 製 避 難 は し ご		13	2	238,713
⑭ 緩 降 機		2	0	16,911
計		341	135	19,523,752

プにあつては686件、消防用吸管にあつては32件である。

(4) 個別検定の簡素合理化について

昭和63年12月1日に出された臨時行政改革推進審議会答申において「消防用機械器具等の個別検定については、品質管理能力に優れ、かつ、検査設備、検査体制の整った事業場において、長期にわたり高い合格率を維持している型式について、その検定方法の一層の簡素合理化を図る。」との指摘がなされ、また、これを受けて閣議決定された規制緩和推進要綱にも個別検定の簡素合理化が盛り込まれた。

これらを踏まえ、消防庁及び日本消防検定協会において、一括抜取りの範囲の拡大、検査項目の省略・削減を中心とした、簡素合理化の措置内容について検討が行われ、平成元年10月1日以降簡素合理化を実施している。

第11節 危険物行政

1 危険物規制

(1) 危険物規制の体系

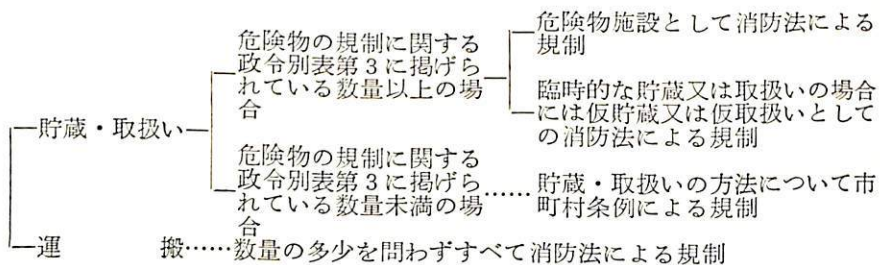
消防法では、火災発生危険性が大きい、燃焼速度が速く燃焼危険性が大きい、火災の際の消火の困難性が高いなどの性状を有する物品を危険物として指定し、火災予防上の観点からその貯蔵・取扱い及び運搬についての規制を行っている。

一定数量以上の危険物は、危険物施設以外の場所で貯蔵し、又は取り扱ってはならず、このような危険物施設を設置しようとする者は、その位置、構造及び設備を危険物の規制に関する政令で定める技術上の基準に適合させ、市町村長等の許可を受けなければならないこととされている。

また、危険物施設においては、危険物取扱者以外の者は危険物取扱者の立会いがなければ危険物を取り扱ってはならず、危険物の貯蔵又は取扱いは、政令で定める技術上の基準に従って行わなければならないものとされているとともに、一定の危険物施設では、危険物保安監督者を選任し保安監督を行わせる等危険物の貯蔵又は取扱いに関する保安体制の整備を図らなければならないこととされている。

さらに、危険物の運搬は、その量の多少を問わず、危険物の規制に関する政令で定める技術上の基準に従って行わなければならないものとされている。

・危険物……消防法別表の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するもの



る。

なお、一定数量未満の危険物の貯蔵又は取扱いについては、市町村条例で貯蔵・取扱いに関する基準を定め規制することとされている。

(2) 危険物施設

ア 危険物施設の数

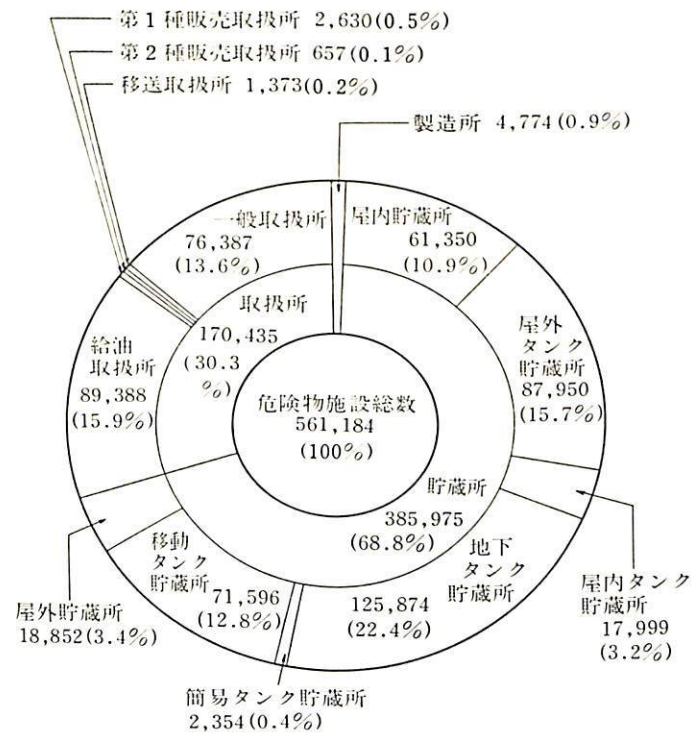
平成3年3月31日現在における危険物施設の総数は、56万1,184施設で前年同期(58万2,911施設)に比べて21,727施設(3.7%)減少した。

これは、消防法が一部改正され、平成2年5月23日から施行されたこと等に伴う危険物施設の減少(移動タンク貯蔵所の7,712施設、屋外タンク貯蔵所の4,828施設及び一般取扱所の3,526施設等)が大きな要因である。

施設別にみると、地下タンク貯蔵所が、12万5,874施設(全体の22.4%)と最も多く、次いで給油取扱所の8万9,388施設(15.9%)、屋外タンク貯蔵

第11-1図 危険物施設数の状況

(平成3.3.31現在)



第11—2表 危険物施設数の推移

年	62	63	元	2	3	増減率(%)		
						(C/A - 1) × 100	(C/B - 1) × 100	
施設	(A)			(B)	(C)			
製造所	4,657	4,677	4,722	4,775	4,774	2.5	0.0	
貯蔵所	屋内貯蔵所	63,980	63,693	63,562	63,426	61,350	△ 4.1	△ 3.3
	屋外タンク貯蔵所	94,334	93,497	93,105	92,778	87,950	△ 6.8	△ 5.2
	屋内タンク貯蔵所	19,465	19,354	19,150	18,955	17,999	△ 7.5	△ 5.0
	地下タンク貯蔵所	122,509	123,402	124,374	125,630	125,874	2.7	0.2
	簡易タンク貯蔵所	3,435	3,361	3,288	3,199	2,354	△ 31.5	△ 26.4
	移動タンク貯蔵所	69,976	72,957	76,451	79,308	71,596	2.3	△ 9.7
	屋外貯蔵所	22,178	21,423	20,667	20,281	18,852	△ 15.0	△ 7.0
小計	395,877	397,687	400,597	403,577	385,975	△ 2.5	△ 4.4	
取扱所	給油取扱所	88,890	89,088	89,506	89,814	89,388	0.6	△ 0.5
	第一種販売取扱所	2,939	2,845	2,768	2,696	2,630	△ 10.5	△ 2.4
	第二種販売取扱所	758	766	765	776	657	△ 13.3	△ 15.3
	移送取扱所	1,397	1,381	1,372	1,360	1,373	△ 1.7	1.0
	一般取扱所	126,265	78,276	79,151	79,913	76,387	△ 39.5	△ 4.4
	小計	220,249	172,356	173,562	174,559	170,435	△ 22.6	△ 2.4
計	620,783	574,720	578,881	582,911	561,184	△ 9.6	△ 3.7	

(注) 各年とも3月31日現在の数値である。

所の8万7,950施設(15.7%)等となっている(第11—1図)。

なお、これらのうち、石油製品を中心とする第4類の危険物を貯蔵し、又は取り扱う危険物施設は55万2,431施設と全体の98.4%を占めている。

危険物施設の最近における推移は第11—2表にみられるとおり、地下タンク貯蔵所はわずかに増加しているが、簡易タンク貯蔵所、屋外貯蔵所、第一種及び第二種販売取扱所、一般取扱所等は、減少傾向にある。

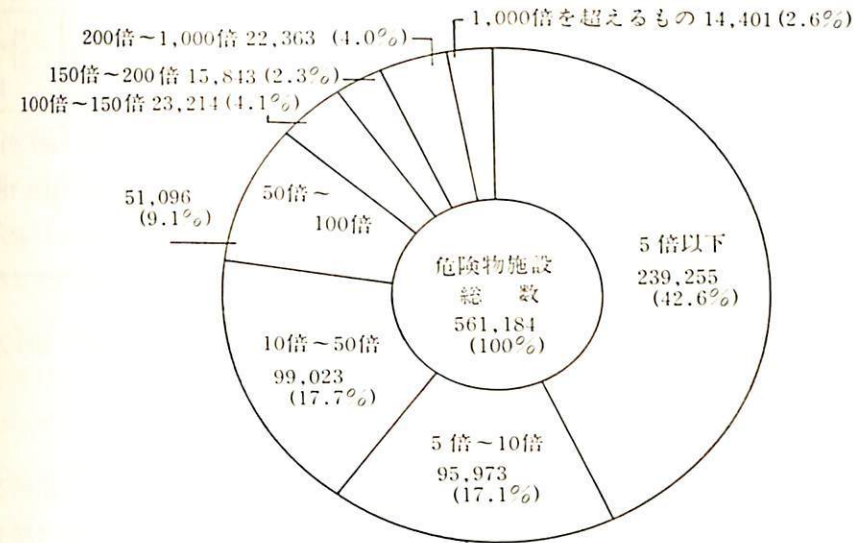
イ 危険物施設の規模別構成

平成3年3月31日現在における危険物施設総数の規模別(貯蔵最大数量又は取扱最大数量によるもの)の構成は、第11—3図のとおりであり、消防法別表等の改正(平成2年5月23日施行)に伴い前年同期とは変わっている。

(3) 危険物取扱者

第11—3図 危険物施設の規模別構成比

(平成3.3.31現在)



(注) 倍数は貯蔵最大数量又は取扱最大数量を危険物の規制に関する政令別表第3で定める指定数量で除して得た数値である。

危険物取扱者は甲種、乙種及び丙種に区分され、危険物の取扱いは、危険物に関する安全確保のため、危険物取扱者自ら行うか、あるいは甲種又は乙種危険物取扱者が立ち会わなければならないこととされている。

ア 危険物取扱者試験

危険物取扱者試験は、甲種、乙種及び丙種に区分され、都道府県知事が毎年1回以上実施することとされている。

平成2年度において危険物取扱者試験は全国で240回(前年度244回)実施されている。受験者数は、46万7,719人(同50万3,859人)、合格者数は、19万786人(同20万679人)で平均の合格率は40.8%(同39.8%)となっている(第11—4表)。この状況を試験の種類別にみると、受験者数では乙種第4類が30万2,696人(全体の64.7%)と最も多く、次いで丙種の13万1,629人(同28.1%)となっており、この両者で全体の92.8%を占めている。合格者数でも乙種第4類が10万2,563人(同53.8%)、丙種が7万106人(同36.7%)となっており、この両者で全体の90.5%を占めている。

第11—4表 危険物取扱者試験実施状況

(平成2年度)

種別 区分	甲種	乙種						小計	丙種	計
		第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類			
受験者数	12,461	3,816	3,828	2,797	302,696	4,397	6,009	323,629	131,629	467,719
合格者数	4,347	3,002	2,473	1,972	102,563	3,037	3,286	116,333	70,106	190,786
合格率 (%)	34.9	78.7	64.6	70.5	33.9	69.1	53.9	35.9	53.3	40.8

なお、本制度発足以来の合格者総数は、平成3年3月31日現在、409万9,183人となっている。

イ 保安講習

危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者は、原則として3年以内ごとに、都道府県知事が行う危険物の取扱い作業の保安に関する講習を受けなければならないこととされている。

平成2年度において、保安講習は、全国で延べ1,314回（前年度1,034回）実施され16万4,645人（同12万18人）が受講している。受講者数及び危険物取扱者免状の種類別内訳は第11—5表のとおりである。

第11—5表 危険物取扱者保安講習受講者数及びその危険物取扱者免状の種類別内訳

区分 年度	受講者数	甲種	乙種						小計	丙種	種類別 総計
			第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類			
61	99,239	5,060	2,314	2,307	2,196	84,300	1,768	6,557	99,442	10,262	114,764
62	104,515	5,721	2,561	2,407	2,324	88,420	1,295	6,548	103,555	12,750	122,026
63	111,617	6,544	3,023	2,787	2,635	96,715	1,409	7,845	114,414	11,035	131,993
元	120,018	7,453	3,717	3,525	2,922	102,409	1,779	9,191	123,543	11,763	142,759
2	164,645	9,526	4,893	4,466	3,969	138,593	2,550	11,317	165,788	18,868	194,182

(4) 事業所における保安体制の整備

事業所における保安体制の整備を図るため、一定の危険物施設の所有者等

で同一事業所において一定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う者には、危険物の保安の監督を行う危険物保安監督者の選任、化学消防自動車と人員によって編成される自衛消防組織の設置、施設の維持管理を担当する要員としての危険物施設保安員等の指定又は施設の災害防止のための事業所内の予防規程の作成が義務付けられるとともに、さらに、一定数量以上の第4類の危険物を貯蔵し、又は取り扱う危険物施設等の所有者、管理者又は占有者には、事業所全般における危険物の保安に関する業務を統括管理する危険物保安統括管理者の選任が義務付けられている。

平成3年3月31日現在における事業所総数26万4,116のうち、これらの義務付けがなされている危険物施設を持つ事業所数の状況は、第11—6表のとおりである。なお、予防規程の作成を要する事業所数は、昭和62年5月1日より一定の給油取扱所に予防規程の作成が義務付けられたため、大幅に増加した。

第11—6表 自衛消防組織等を設ける事業所数の推移

区分 年	危険物保安統括 管理者を要する 事業所	危険物施設保安 員を要する事業 所	予防規程の作成 を要する事業所	自衛消防組織を 要する事業所
昭和62	265	1,732	13,828	62
63	267	1,729	67,427	60
平成元	253	1,735	68,590	57
2	255	1,736	69,152	58
3	226	1,683	68,331	35

(注) 各年とも3月31日現在の数値である。

(5) 保安検査

一定の規模以上の屋外タンク貯蔵所及び移送取扱所の所有者等は、その規模等に応じた一定の時期ごとに市町村長等が行う危険物施設の保安に関する検査を受けることが義務付けられている。

平成2年度に実施された保安検査は360件であり、そのうち特定屋外タンク貯蔵所に関するものは350件、特定移送取扱所に関するものは10件となっている（第11—7表）。

第11—7表 保安検査の実施状況

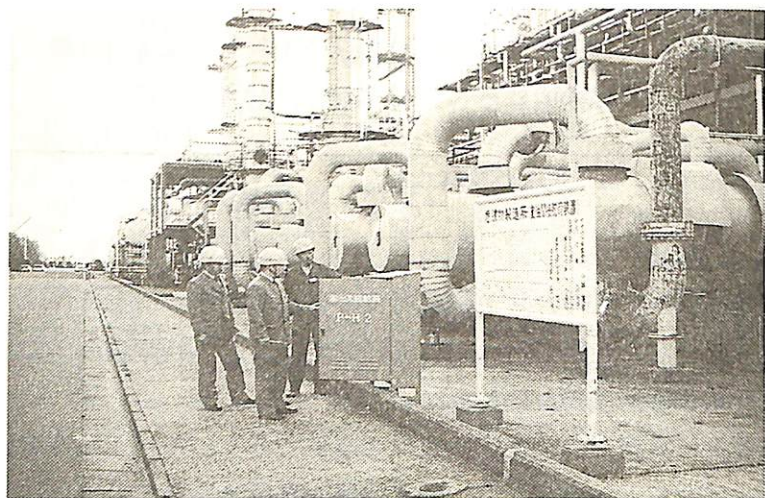
区 分	年 度				
	61	62	63	元	2
特定屋外タンク貯蔵所に関するもの	272	288	300	334	350
特定移送取扱所に関するもの	9	10	10	10	10
計	281	298	310	344	360

(6) 立入検査及び措置命令

市町村長等は、危険物の貯蔵又は取扱いに伴う火災防止のため必要があると認めるときは、危険物施設等に対して施設の位置、構造若しくは設備及び危険物の貯蔵若しくは取扱いが消防法に従っているかについて立入検査を行うことができる。

平成2年度においては、32万8,235（前年度33万7,575）の危険物施設について、延べ39万5,113回（同41万1,277回）の立入検査が行われている（第11—8表）。

立入検査を行った結果、危険物施設等における危険物の貯蔵若しくは取扱い、又は当該施設の位置、構造若しくは設備が消防法に違反していると認められる場合、市町村長等は、危険物施設等の所有者等に対して、施設の位



危険物施設立入検査（仙台市消防局）

第11—8表 危険物施設に対する立入検査の実施状況

区 分	年 度				
	61	62	63	元	2
検査施設数	384,309	355,618	348,879	337,575	328,235
検査延回数	480,411	433,056	431,470	411,277	395,113

第11—9表 危険物施設等に関する措置命令等の推移

命令の 区 分 年 度	危険物の貯蔵 取扱いに 関する 措置命令 (法第11条 の5)	施設の位置、 構造、設備に 関する措置命 令(法第12条 第2項)	製造所等の 使用停止命 令(法第12条 の2)	製造所等の 緊急使用停 止命令(法第12条 の3)	危険物の無許 可貯蔵、取扱 いに関する措 置命令(法第16条の 6)	計
62	148	282	16	48	107	601
63	252	319	14	68	71	724
元	139	310	27	79	58	613
2	71	281	5	85	45	487

置、構造及び設備の基準に関する措置命令等を行うことができる。

平成2年度において市町村長等がこれらの措置命令等を発した件数は、487件（前年度613件）となっている（第11—9表）。

2 石油パイプライン事業の保安規制

石油パイプラインについては、その保安を確保するため、石油パイプライン事業法により、基本計画の策定及び事業の許可に当たって自治大臣の意見をきかなければならないこととされているほか、自治大臣は工事計画の認可、完成検査、保安規程の認可、立入検査等を行うこととされている。

石油パイプライン事業法の適用を受けているのは、現在、新東京国際空港航空燃料パイプラインだけであり、昭和58年8月から供用開始されているが、その後毎年、保安検査が実施されるとともに、立入検査等を行うことにより、石油パイプラインの保安の確保が図られている。

なお、新東京国際空港航空燃料パイプライン以外のパイプラインは、別途消防法において移送取扱所として規制されている。

第12節 石油コンビナート災害対策

危険物、高圧ガス等の可燃性物質を大量に集積している石油コンビナートにおいては、災害の発生及び拡大を防止するため、危険物の貯蔵所、取扱所及び製造所に係る危険物災害の発生防止に関し必要な規制を行っている消防法、高圧ガスを取り扱う事業所に係る災害の発生防止について必要な規制を行っている高圧ガス取締法及び労働災害防止の見地から必要な規制措置を設けている労働安全衛生法のいわゆる保安三法や海上への大量の油の排出に対する措置、海上火災の発生に対する措置、海上災害に対する消防機関と海上保安庁の機関との協力等について定めた海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等による各種規制措置に加えて、石油コンビナート等災害防止法による特別の規制が行われ、総合的な防災体制の確立が図られている。

1 石油コンビナート等特別防災区域の状況

(1) 石油コンビナート等特別防災区域の現況

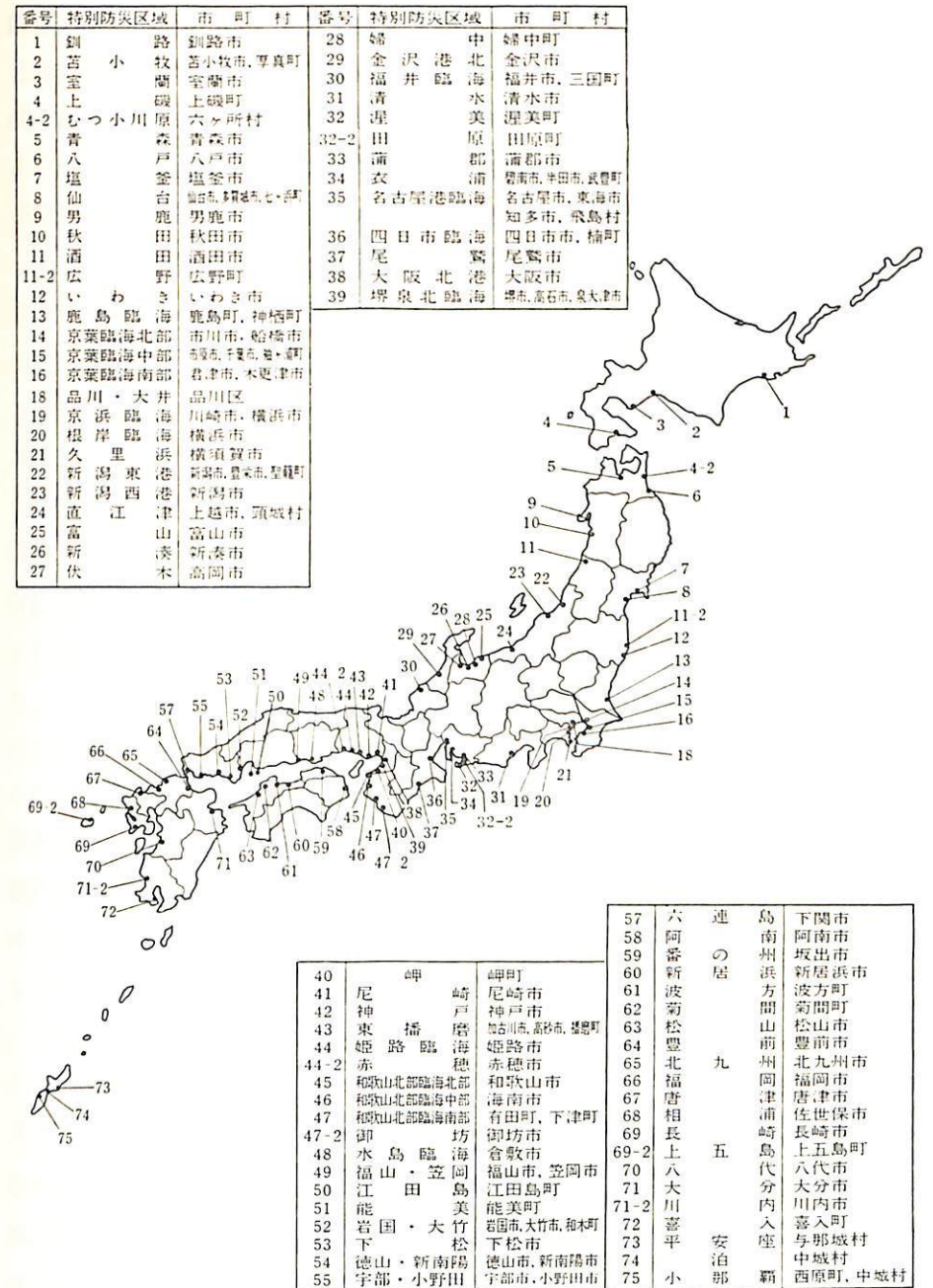
一定量以上の石油又は高圧ガスが大量に集積している地域について、石油コンビナート等災害防止法に基づき、石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）を指定しているところであるが、平成元年6月には、同法施行以来初めて、豊洲地区、上浦地区、荻田地区の3地区について、その指定を解除した。

特別防災区域の現況は、第12-1図のとおりであり、33都道府県にわたって80地区が指定されている。各地区は必要に応じて区域変更が行われており、平成3年7月には宇部地区と小野田地区を合わせて宇部・小野田地区とし、彦島地区は区域を縮小し、六連島地区としたところである。

特別防災区域内にあって石油コンビナート等災害防止法による規制を受ける事業所は、平成3年4月1日現在、第一種事業所が492事業所（このうちレイアウト規制対象事業所は246）、第二種事業所が394事業所となっている。なお、各特別防災区域における石油等の貯蔵・取扱・処理の量等について

第12-1図 石油コンビナート等特別防災区域の指定状況

(平成3.8.1現在)



は、附属資料22のとおりとなっている。

(2) 防災緩衝緑地等の整備状況

特別防災区域に係る災害が周辺の地域に及ぶことを防止するうえで、緑地帯が果たす役割は大きい。このため、石油コンビナート等災害防止法では、地方公共団体が防災上の見地から整備する防災緩衝緑地等について、国、地方公共団体及び第一種事業者の費用負担の下にその設置を推進することとしている。昭和58年3月、宮城県の塩釜地区において塩釜港緩衝緑地が設置された。

2 防災体制

(1) 石油コンビナート等防災本部

特別防災区域が所在する都道府県では、石油コンビナート等災害防止法に基づき、石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）を中心として関係機関等が一致協力して防災体制の確立を推進している。防災本部は、石油コンビナート等防災計画（以下「防災計画」という。）の作成、災害時における関係機関の連絡調整、防災に関する調査研究等の防災業務を行っている。

(2) 消防本部等

特別防災区域で災害が発生した場合、その応急対策は、防災計画の定めるところにより、一般的には市町村の消防本部等が消防活動を指揮し、大規模災害に拡大した場合には防災本部が中心となって、関係機関等をも含めた防災活動の総合的な連絡調整を行うこととなっている。なお、特定事業所における異常現象の通報については、昭和59年7月、異常現象の範囲を通達により明確にし、消防機関等への迅速かつ的確な通報を徹底するよう指導を行っているところである。

(3) 防災資機材の整備

大規模かつ特殊な災害が発生するおそれのある特別防災区域に係る消防力は十分に整備することが必要であり、消防庁は、市町村の消防機関が特別防災区域に係る災害に対処するため保有すべき消防力について、昭和51年7月

に消防力の基準を改正して、これを強化した。

平成3年4月1日現在、特別防災区域所在市町村には、大型化学消防車97台、大型高所放水車84台、泡原液搬送車102台、泡消火薬剤3,678kl、消防艇38艇等が配備されている。

また、市町村の消防力を補完し、特別防災区域の防災体制を充実強化するため、特別防災区域所在都道府県においても、泡原液貯蔵設備18基、泡放水砲2基等が整備されている。

消防庁は、昭和51年から特別防災区域所在市町村に対し、大型化学消防車等の整備について補助を行っている。この補助を受けて平成2年度までに、80団体で、大型化学消防車79台、大型高所放水車82台、泡原液搬送車75台が整備されている。

3 自衛防災組織等

(1) 自衛防災組織等の現況

石油コンビナート等災害防止法では、特別防災区域に所在する特定事業者に対し、自衛防災組織の設置及び防災管理者の選任を義務付けている。また、各特定事業所が一体となった防災体制を確立するよう、共同防災組織及び石油コンビナート等特別防災区域協議会の設置について定めている。

平成3年4月1日現在、886の全事業所に自衛防災組織が置かれ、このほか103の共同防災組織、63の区域協議会が設置されている。これらの自衛防災組織及び共同防災組織には常時6,665人の防災要員、203台の大型化学消防車、153台の大型高所放水車、169台の泡原液搬送車、22台の大型化学高所放水車、46隻の油回収船等が配備されている。

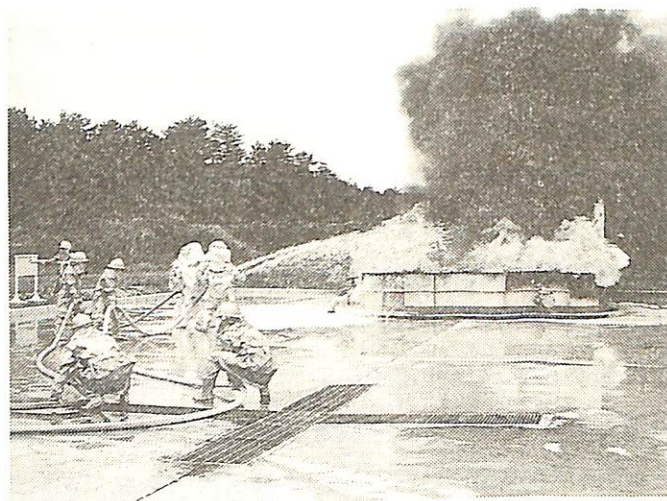
さらに、特定事業所には、個別施設に対する防災設備のほかに、事業所全体としての防災対策の強化を図るため、施設の規模に応じて流出油等防止堤、消火用屋外給水施設及び非常通報設備（特定防災施設等）を設置しなければならないこととされている。平成3年4月1日現在、流出油等防止堤が217事業所に、消火用屋外給水施設が653事業所に、非常通報設備が886の全事業所にそれぞれ設けられており、設置が必要とされる事業所の全てに必要

とされる防災設備が設置されている。

(2) 自衛防災体制の充実

石油コンビナートの災害は多様であり、また大規模化の可能性が高いことから、災害発生時には、自衛防災組織や共同防災組織による迅速かつ的確な対応が要求されるが、これらの防災組織は実際の防災活動経験に乏しい面もある。このため、消防庁では、自衛防災組織等における防災活動、防災訓練及び防災教育の在り方について「自衛防災組織等のための防災活動の手引」の屋外タンク編及びプラント編としてとりまとめるとともにこれら手引の内容をより効果的に周知するため視聴覚教材を作成し、消防機関を通じて自衛防災組織等に対する指導を行っている。

一方、特定事業者の重要な責務の一つである自衛防災組織等の防災業務が警備会社等の部外者に委託される事例が増加している。このような委託防災組織について研究し、昭和60年度に委託する場合の要件等を取りまとめ、消防機関を通じて委託防災組織等の充実強化について指導を行った。さらに、消防機関において、このような委託の実態を常時的確に把握し、特定事業者の防災業務の実施に関して適切な指導を行うことができるように、昭和61年8月に関係省令の一部改正を行ったところである。



石油備蓄基地における防災訓練(むつ小河原地区)

(3) 防災要員に係る教育訓練の充実

石油コンビナート等の防災体制については、防災資機材等の合理化、防災要員の資質の向上等による総合的な防災対策を推進することとしている。さらに、防災要員に対する教育訓練の充実を図るために防災要員教育訓練指針を作成するとともに、大規模実消火訓練等を行うことができる防災要員教育訓練機関の設置について検討を進めることとしている。

4 事業所のレイアウト規制

(1) レイアウト規制対象事業所の実態

石油コンビナート災害の拡大を防止するには、石油コンビナートを形成する事業所の個々の施設を単体として規制するだけでは充分でなく、事業所内の施設地区等の配置及び他の事業所等との関係について、災害防止の観点からレイアウト規制を行う必要がある。

このため、石油コンビナート等災害防止法では、石油と高圧ガスを併せて取り扱う第一種事業所について、当該第一種事業所の新設又はこれらの事業所内の施設地区等の配置を変更しようとする際に、レイアウトに関する計画の届出を義務付け、これらに対する規制を実施している。

第一種事業所のうち、レイアウト規制の対象となる事業所は246事業所となっている。また、レイアウト規制対象事業所の石油及び高圧ガスの貯蔵・取扱量及び処理量の特別防災区域全体に占める割合は、石油にあっては62.0%、高圧ガスにあっては97.5%となっており、大部分がレイアウト規制対象事業所において保有されている。

(2) 第一種事業所の新設等の届出の状況

平成2年度における事業所の新設及び変更の届出件数は49件あった。新設又は変更の届出がなされ、新設又は変更が完了したものについては、届出された計画に適合しているかどうかについて確認を行わなければならないこととされている。平成2年度における確認件数は36件であった(第12-2表参照)。

なお、レイアウト規制に係る事務の簡素合理化を図るため、昭和61年度に

において、レイアウト規制に係る審査指針を作成し、また、届出を要しない軽微な変更の範囲を明確にする等の措置を講ずるとともに、関係省庁の協力を得て新設等の届出から指示又は不指示の通知までの審査期間の短縮に努めている。

第12—2表 第一種事業所の新設等の届出の状況

区分	年度	新設・変更届出件数							確認件数						
		59	60	61	62	63	元	2	59	60	61	62	63	元	2
新設		4	0	1	3	4	1	1	6	2	0	1	1	4	1
変更		33	40	37	39	41	42	48	33	31	40	30	39	38	35
計		37	40	38	42	45	43	49	39	33	40	31	40	42	36

第13節 林野火災対策

1 林野火災特別地域対策事業

(1) 林野火災特別地域対策事業の実施

消防庁は、昭和45年度から林野庁と共同して林野火災特別地域対策事業を推進してきた。この事業は、林野占有面積が広く、林野火災の危険度が高い地域において、関係市町村が共同で事業計画を樹立し、

- ① 防火思想の普及宣伝、巡視・監視等による林野火災の予防
- ② 火災予防の見地からの林野管理
- ③ 消防施設等の整備
- ④ 火災防ぎょ訓練等

を総合的に行うものであり、平成2年度までに、37都道府県の884市町村にわたる205地域において実施されている。

しかし、事業の実施要件を備えていながら、いまだに実施していない市町村も多数あり、今後、より一層の推進を図っていく必要がある。

(2) 林野火災用消防施設等の整備

消防庁は、昭和45年度から林野火災特別地域対策事業を実施する市町村に対して、優先的に、防火水槽、自然水利利用施設、空中消火等補給基地、消防無線、林野火災用工作機器、可搬式消火機材及び小型動力ポンプ付水槽車の林野火災用消防施設等の整備に対して補助を行っている。

平成2年度までに交付された国庫補助金による林野火災用消防施設等の整

第13—1表 国庫補助金による林野火災用消防施設等の整備状況

区分	防火水槽	自然水利利用施設	空中消火等補給基地	消防無線		林野火災用工作機器	可搬式消火機材			小型動力ポンプ付水槽車
				無線機	受令機		可搬式散水装置	可搬式送水装置	軽可搬式消防ポンプ	
数量	2,527基	15施設	10基	1,200台	51組	76台	426組	102組	77組	6台

備状況は、第13—1表のとおりである。

2 広域消防体制の整備

(1) 広域消防体制の整備

林野火災は、一般に焼損範囲が広く、ときには隣接市町村、隣接都道府県に及ぶ場合があり、また、林野の分布状況、地形、気象条件を考慮すると一市町村の消防力だけでは十分に対処できない場合がある。

消防庁は、このような林野火災に対処するため、消防の一部事務組合等による広域消防体制の整備及びヘリコプターによる空中消火を実施するための体制の整備を進めてきた。

昭和62年度には、消防庁内に設けられた消防広域応援体制検討委員会において、林野火災活動マニュアルが取りまとめられた。このマニュアルは、林野火災発生時の広域応援を踏まえた、事前計画、指揮体制、情報伝達、ヘリコプター要請時の留意事項等がまとめられており、林野火災対策を進めるうえで有効な資料となっている。

(2) 空中消火の実施状況

空中消火は、自ら保有するヘリコプターを活用している一部の地方公共団体を除き、従来、自衛隊法に基づく都道府県知事からの災害派遣の要請を受けて出動した自衛隊のヘリコプターにより実施される例が多かったが、消防庁では昭和61年5月「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」を策定し、これに基づき、都道府県の要請により、消防機関が保有している消防ヘリコプターの応援出動による空中消火が実施されている。

過去10年間の空中消火の実施状況は第13—2表のとおりである。

第13—2表 空中消火の実施状況

年	56	57	58	59	60	61	62	63	元	2
実施件数	15	42	32	51	26	36	35	10	19	16

また、昭和56年度以降の10ha以上の林野火災に対する都道府県別の空中消火の実施状況をみると、香川県10件、北海道9件、長野県6件の順である。

3 出火防止対策

(1) 出火防止対策の徹底

林野火災の出火原因には、たき火、たばこ及び火あそびによるものが圧倒的に多いこと、林野火災の消火には多くの困難を伴うこと等から林野火災対策においては出火防止の徹底が特に重要である。

したがって、出火防止対策を講ずるに当たって、これらの出火原因を排除することに重点を置き、次の事項を強力に推進している。

ア 林野周辺住民、入山者等の防災意識の醸成を図ること。

イ 火災警報発令中における火の使用制限の徹底を図るとともに、監視パトロールを強化すること。

ウ 「火入れ」に当たっては、必ず消防機関に連絡をとらせ、指導の徹底を図ること。

エ 林野所有者に対して、林野火災予防措置の指導を強化すること。

また、毎年、林野庁と共同で、春季火災予防運動期間中の3月1日から3月7日までを全国山火事予防運動の統一期間とし、統一標語を定め、テレビ、新聞、ポスター等を用いた広報活動や消火訓練等を通じて山火事予防を呼びかけている。

さらに、消防庁では、昭和58年4月27日に東北地方を中心として多発した大規模林野火災の教訓を踏まえ、林野火災対策の推進、出火防止対策、警防対策、空中消火体制等及び消防施設等の整備に関する留意事項を取りまとめ、林野火災の多発期を前に、昭和58年11月、総合的な通達を都道府県及び市町村に発したところである。また、昭和63年1月、異常乾燥注意報下で大規模な林野火災が発生したことから、通達を発し、出火防止対策の強化等の林野火災対策をより一層推進するよう地方公共団体に対し指導しているところである。

(2) 林野火災に係る調査研究

消防庁では、昭和57年度から3年度にわたって林野火災延焼シミュレーションモデルの開発を行うとともに、昭和58、59年度の2年度にわたって、林

野庁と共同して異常乾燥・強風下における林野火災対策の在り方について検討を行った。

また、昭和60年度には、過去に大規模な林野火災が発生した日の気圧配置及び気象要素を統計的に整理分析することにより、どの地域で大規模な林野火災が発生しやすいかを予知できるシステムを開発し、昭和61年度には、空中消火をより有効に活用するために、空中消火の実施時期の決定、効果的な消火剤散布方法等について総合的に検討を行い、空中消火をより有効に活用するためのマニュアルを作成した。

さらに、昭和62、63年度の2か年にわたって、入山者に比較して林野火災の発生頻度が高い地域と低い地域の過去の林野火災の発生状況、レクリエーション入山者及び地域住民の防火意識、消防機関における予防対策の現状等を比較検討することにより、レクリエーションによる入山者の増大、多様化に対する効果的な林野火災対策に関する検討を行った。

第14節 特殊災害対策

1 ガス災害対策

消防機関は、ガスの火災爆発事故、漏えい事故等の場合に消防活動を行うほか、防火対象物におけるガス燃焼器具に係る火災予防を指導している。また、ガス災害の予防の一環として、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律により、LPガスの販売業者が事業の許可を受ける際には消防機関の意見書を添付しなければならないこととされているほか、関係行政庁はLPガス等に係る事業許可等を行った場合には消防機関に通報しなければならないこととされている。

また、昭和55年8月の静岡駅前ゴールデン街ガス爆発火災事故の教訓に基づき、一定規模以上の地下街等については、昭和56年からガス漏れ火災警報設備の設置が義務付けられている。

LPガス等の消費先における火災、爆発、中毒等の災害の特徴としては、消費者の不注意が原因となる場合が多いので、消防機関は、日常の予防査察を通じ、一般家庭等に対しガスの性状、ガス器具の使用上の安全対策等について周知徹底を図っている。昭和58年11月には、静岡県掛川市のレクリエーション施設「つま恋」におけるガス爆発事故で多くの死傷者を生じたことにかんがみ、春秋の火災予防運動等を通じてガス漏れ事故防止対策を図るよう周知徹底し、事故の再発防止に努めているところである。

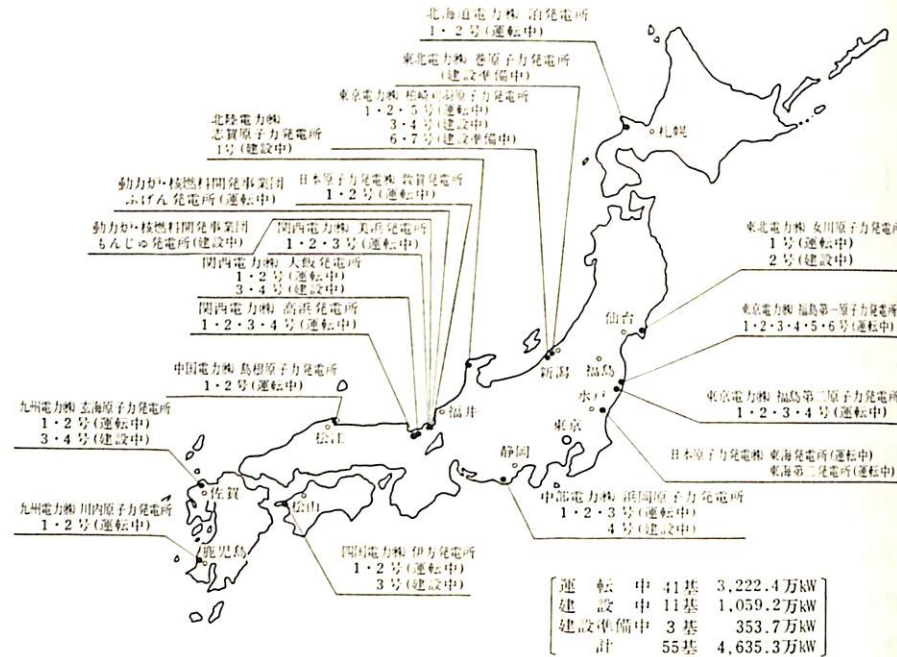
なお、消防関係者に対しては、ガス漏れ事故に際しての警防活動要綱を示すとともに、消防大学校、各都道府県消防学校等において、LPガス等の規制に関する講座を設け、その資質の向上に努めている。

2 原子力災害対策

(1) 原子力発電所等の防災対策

第14—1図 原子力発電所立地地図

(平成 3. 8. 1現在)



(注) 科学技術庁、通商産業省の資料による。

原子力は、石油に代替するエネルギー源としての重要性がますます高まっているが、原子力発電所(第14—1図)等原子力施設については、原子炉等規制法又は電気事業法に基づき、安全審査、使用前検査、定期検査等が実施され、また、管理体制についても保安規定の認可等が行われ、安全の確保が図られている。

昭和54年3月の米国スリー・マイル・アイランド原子力発電所の事故を教訓として、国において防災体制の再点検作業が進められ、同年7月12日の中央防災会議で、緊急時連絡体制の常時整備・維持、緊急技術助言組織の設置等を内容とする「原子力発電所等に係る防災対策上当面とすべき措置について」が決定された。さらに、昭和55年6月30日、原子力安全委員会において、防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲、災害応急対策の実施のための指針、緊急時の環境モニタリング、緊急時の医療等原子力発電所等に係る防災対策特有の専門的・技術的事項について「原子力発電所等周辺の防災対

策について」が決定された。また、昭和59年6月21日、同委員会において、緊急時環境モニタリングの計画の立案、実施及び評価方法について「緊急時環境放射線モニタリング指針」が決定された。

これらを踏まえて、平成2年12月31日現在、原子力発電所等所在の13道府県及び54市町村においては、「地域防災計画(原子力防災対策関係)作成マニュアル(昭和55年9月消防庁・科学技術庁通知)」及び「原子力災害対策避難誘導等のための手引(昭和56年1月消防庁通知)」等に基づき、その地域防災計画に原子力災害に関する災害予防、災害応急対策及び災害復旧について所要の措置を定め、原子力災害発生時における住民の安全確保に備えるとともに、これら関係地方公共団体における防災業務関係者に対する教育、防災訓練の実施等原子力防災対策の整備充実を進めている。

昭和61年4月に発生したソ連チェルノブイル原子力発電所の事故は、防災関係者に大きな衝撃を与えたが、消防庁においては、関係機関等を通じて防災体制に与える影響等に関する情報収集等に努めるとともに、現在の防災体制のより一層の整備充実を努めることとしている。

(2) 放射性物質輸送の安全対策

我が国では、放射性物質の輸送頻度及び輸送量は年々増加するとともに、輸送される放射性物質の種類も多様化しており、従来にも増してその安全対策は重要なものになっている。

核燃料物質の輸送については原子炉等規制法等に基づき、放射性同位元素(RI)の輸送については放射線障害防止法等に基づき、それぞれ安全基準が定められ、輸送物の確認、輸送方法の確認、都道府県公安委員会への届出等の安全規制が実施されている。

昭和59年2月24日、関係省庁で構成している放射性物質安全輸送連絡会において「放射性物質輸送の事故時安全対策に関する措置について」がまとめられ、消防庁では、これを受けて各都道府県に通知し、その周知徹底を図ったところである。

さらに、関係省庁間において密接な連絡・調整を図りつつ、放射性物質の輸送に関する安全対策について所要の施策を講じていくこととしている。

また、消防庁では、昭和63年3月、放射性物質輸送中の事故に際し、消防機関が行う消防活動等について「放射性物質輸送時消防対策マニュアル」を取りまとめ、各都道府県及び消防本部に通知したところである。

3 海上災害対策

近年、タンカー等危険物積載船舶の大型化、海上交通のふくそう化、原油、LPG等受入基地の建設等により、海上災害発生の危険性が増大してきており、また、海上災害が発生した場合には、海洋汚染等により周辺住民にも重大な被害を及ぼすおそれが大きくなっている。

このため、地方公共団体においても、港内又は沿岸部における海上災害の発生に備え、地域防災計画に防災関係機関との連絡、情報の収集、応援要請、防災資機材の調達等の緊急措置がとれるような事前対策等を定め、防災体制の強化を図るとともに、大規模な災害となった場合には、災害対策本部の設置等により所要の対策を講ずることとしている。

また、船舶火災の消火活動については、消防庁と海上保安庁との間で締結されている「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」に基づき、港湾所在市町村の消防機関と海上保安官署間で業務協定を締結し、海上災害の発生又は拡大防止に万全を期している。

なお、昭和51年9月施行の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律により、海上災害に対する消防機関と海上保安官署との協力関係がより一層整備された。

4 大規模交通災害対策

(1) 地下交通機関の防災対策

消防庁では、昭和47年11月に発生した国鉄北陸本線北陸トンネル内の急行列車火災を教訓として、昭和47年11月「トンネル等における列車火災事故の防止に関する具体的対策」を示し、トンネル等における消火、避難設備等の設置の促進、トンネル等所在市町村における消防対策の強化を図ってきた

が、世界にも例を見ない規模の青函トンネルの出現に伴い、昭和63年2月「長大トンネルの防災対策に関する調査研究報告書」を取りまとめて示し、消防機関に対して所要の指導を行っているところである。

また、道路トンネルに関しては、昭和54年7月に発生した東名高速道路日本坂トンネル内の自動車火災を教訓として、総理府、運輸省、建設省、警察庁等と協力し、昭和54年12月「トンネル等における自動車の火災事故防止対策」を示し、また昭和56年4月には建設省と協議のうえ「道路トンネル非常用施設の設置基準」を示して道路トンネルに係る消防防災対策の充実に努めている。

さらに、大深度地下空間の利用の促進に対応するため、地下鉄道、地下道路等の地下利用施設の防災対策の現状と問題点を調査研究したうえで、大深度地下利用施設の特性に応じた消防防災対策の在り方について検討を行い、万全の消防防災対策が講じられるよう努めていくこととしている。

(2) 航空機災害対策

航空機事故は、いったん発生すれば、大惨事を招来するおそれがあり、初期における消火救難活動は極めて重要である。

空港の消防力は、国際民間航空条約第14附属書の消防力の基準（ICAO基準）に準拠し、消火薬剤、消火救難車両等の整備を推進しているが、特に地方公共団体の管理する空港においては、改善されてきつつはあるものの整備基準を満足するに至っていないところがある。

消防庁では、昭和54年3月に、空港及び関係市町村に整備すべき消防力の基準、航空機火災の消防戦術等からなる空港災害対策研究会議報告書を取りまとめ、空港管理者、地方公共団体等関係機関の航空機災害に対する消防防災体制の整備に資するとともに、昭和54年度より空港所在市町村に対し、空港災害用の大型化学消防ポンプ自動車の整備について国庫補助を行っているところである。

また、消防庁及び運輸省は、市町村消防機関と空港管理者との間で、空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定を締結するように指導しており、平成3年4月1日現在、空港所在市町村の86消防機関が協定を締結し

ている。

さらに、消防庁は、運輸省東京空港事務所におかれた救難調整本部（RC C）と消防庁との間に昭和62年8月専用電話回線を開設するなど、航空機災害に対する消防機関の初動体制の確立に努めてきたところであるが、昭和63年4月21日航空機の捜索救難に関し関係省庁で締結されている「航空機の捜索救難に関する協定」に新たに関係機関として参加した。

5 消防活動阻害物質の災害対策

一定数量以上の圧縮アセチレンガス、液化石油ガス、毒劇物等の火災予防又は消防活動に重大な支障を生ずる物質（以下「消防活動阻害物質」という。）を貯蔵し、又は取り扱う者は、消防法第9条の2の規定により、あらかじめ、その旨を消防機関に届け出なければならないこととされている。

平成2年中に消防機関が出動した消防活動阻害物質に係る事故のうち、圧縮アセチレンガスの火災事故件数は39件（前年64件）、死傷者は5人（同12人）とそれぞれ減少している。また、毒劇物事故件数は37件（同43件）、死傷者は52人（同30人）であり、前年に比べて件数は減少しているが、死傷者数は大幅に増加している。毒劇物事故の形態としては、漏えいが24件と最も多く、半数以上を占めている。

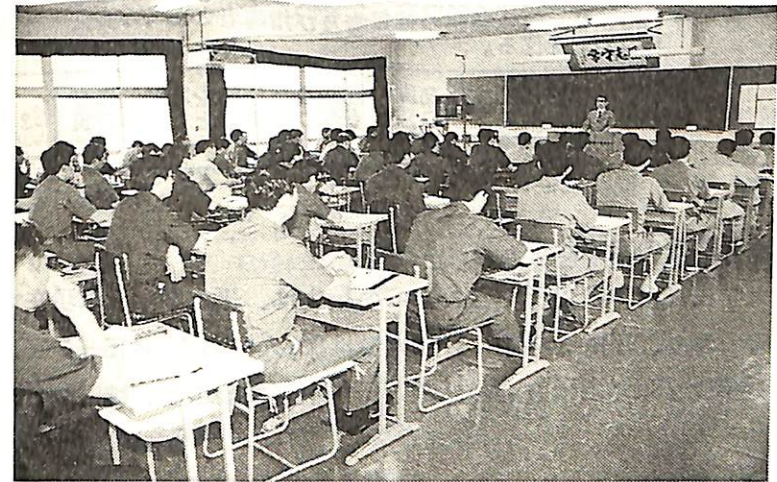
事故発生の際に消火、救急救助、事故の拡大防止の措置等に従事する消防機関としては、消防活動阻害物質の事故の実態の把握を含めて、今後ともその災害対策を講じていく必要がある。

第15節 消防の教育訓練等

1 消防大学校における教育訓練及び技術的援助

消防大学校の前身である「消防講習所」は、昭和23年4月に国家消防庁の内部組織として設置された。その後、昭和34年4月に消防講習所は発展的に解消され、「消防大学校」が創設されたものであり、本年4月で創設32年目を迎えている。

消防大学校の任務は、国及び都道府県の消防事務に従事する職員又は市町村の消防職団員に対し、幹部として必要な高度の教育訓練を行うとともに、都道府県及び政令指定都市の消防学校又は消防訓練機関に対し、教育訓練に関する必要な技術的援助を行うことである。



消防大学校における授業風景

(1) 教育訓練

ア 教育訓練課程

消防大学校に現在設置されている教育訓練の課程は、2部8学科である（第15-1表）。

第15—1表 教育訓練課程

部	学 科	教 育 訓 練 目 的	期 間
総 合 教 育	本 科	消防に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させ、消防の幹部たるに相応しい人材の養成を図る。	6月以内
	幹部研修科	消防に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させ、消防の上級幹部たるに相応しい人材の養成を図る。	3月以内
	上級幹部科	消防に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させ、現に消防の上級幹部である者の資質の向上を図る。	1月以内
	消防団長科	消防団の上級幹部に必要な知識及び技術を総合的に修得させ、資質の向上を図る。	0.5月以内
専 科 教 育	警 防 科	警防業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、警防業務の監督者及び指導者としての資質の向上を図る。	2月以内
	予 防 科	予防業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、予防業務の監督者及び指導者としての資質の向上を図る。	3月以内
	救 急 科	救急業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、救急業務の監督者及び指導者としての資質の向上を図る。	3月以内
育	救 助 科	救助業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、救助業務の監督者及び指導者としての資質の向上を図る。	2月以内

イ 教育訓練の実施状況

消防大学校（消防講習所を含む）の卒業生は、平成2年度末現在で19,717人となっており、平成3年度の計画人数は801人である（第15—2表）。

また、平成2年度には3名の外国人研修生（中国1名、韓国2名）を受け入れた。

ウ 実務講習会

火災調査についての専門的かつ高度な知識の修得と調査技術の向上を図り、もって消防における火災調査体制を強化するため、都道府県の消防学校の火災調査担当教員及び各消防本部において火災調査について指導的立場にある者を対象として火災調査講習会を実施している。

また、地震、風水害等の大規模災害に関する専門的かつ高度の知識の修得

第15—2表 教育訓練の実施状況

部	学 科	卒 業 生			左のうち平成2年度卒業生		平成3年度画	
		昭和23.6～ 昭和34.3 消防講習所	昭和34.4～ 平成3.3 消防大学 校	合 計	実 施 回 数	人 数	実 施 回 数	人 数
総 合 教 育	本 科	796	1,846	2,642	1	55	1	55
	幹部研修科	—	539	539	2	110	2	110
	上級幹部科	668	2,292	2,960	2	97	2	96
	消防団長科	453	1,095	1,548	1	34	1	50
	小 計	1,917	5,772	7,689	6	296	6	311
専 科 教 育	警 防 科	—	3,359	3,359	2	140	2	140
	予 防 科	386	3,191	3,577	2	139	2	140
	救 急 科	—	1,932	1,932	2	110	2	110
	救 助 科	—	932	932	2	99	2	100
	小 計	386	9,414	9,800	8	488	8	490
そ の 他	危険物保安科	—	327	327	—	—	—	—
	教 員 科	—	244	244	—	—	—	—
	専 修 科 等	817	840	1,657	—	—	—	—
	小 計	817	1,411	2,228	—	—	—	—
	合 計	3,120	16,597	19,717	14	784	14	801

（注）「専修科等」とは、臨時的又は試行的に設置された研究科、特別専修科等である。

と地方公共団体の防災体制の強化に資するため、都道府県及び指定都市の防災担当者に対し防災講習会を実施している。

（2）消防学校等に対する技術的援助

ア 消防教育訓練研究会

消防教育に携わる者に共通した研究の場として、消防教育訓練研究会を毎年開催している。

この研究会には、消防教育に携わる職員が参加し、教育訓練上の具体的な問題点を課題とした研究発表及び研究討議を行い、教育技術の向上に努めて

いる。

イ 講師の派遣及びあっせん

都道府県の消防学校における教育内容の充実を図るため、消防学校等からの要請により、予防、警防、救急、救助等の消防行政・消防技術についての講師の派遣又はあっせんを行っている。

ウ 教員用指導資料等の作成及び視聴覚教材の貸出し

消防学校等の教員用指導資料の編集、作成を行っており、現在までに40種類を作成しているほか、消防事象の変化に即応した内容の再検討や改訂作業を行っている。

また、消防学校の初任者用教科書の編集、作成について指導を行っており現在までに24種類が配布されている。さらに、視聴覚教育の重要性にかんがみ、教材の整備を進めるとともに、消防大学校の視聴覚教材を必要に応じて消防学校等に貸し出している。

エ はしご自動車講習会の実施

はしご自動車の操作員の安全確保のための教育の必要性が提言されたことに伴い、消防学校等でこれに係る教育訓練を行う教官に対しての実務講習を平成3年度から実施している。

2 消防学校における教育訓練

(1) 消防学校の設置状況

都道府県は、「財政上の事情その他特別の事情のある場合を除く外、単独に又は共同して」消防学校を設置しなければならないが、また、指定都市は、「単独に又は都道府県と共同して」消防学校を設置することができることとされている（消防組織法第26条）。

現在、消防学校は、全国47都道府県と指定都市である横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市及び福岡市の6市並びに東京消防庁に設置されており、全国に54校ある。

(2) 教育訓練の基準

消防学校における教育訓練の基準として、「消防学校の教育訓練の基準」

が定められている。これによると、消防学校における教育訓練には、消防職員に対する初任教育、専科教育、幹部教育及び特別教育と消防団員に対する普通教育、専科教育、幹部教育及び特別教育がある。

(ア) 「初任教育」とは、新たに採用された消防職員のすべての者に対して行う基礎的な教育をいい、教育期間は6か月以上とされている。

(イ) 「普通教育」とは、消防団員のすべての者に対して行う基礎的な教育訓練をいい、教育期間は4日以上とされている。

(ウ) 「専科教育」とは、現任の消防職員及び主として普通教育を修了した消防団員に対して行う特定の分野に関する専門的な教育訓練をいう。

(エ) 「幹部教育」とは、幹部及び幹部昇進予定者に対して行う消防幹部として一般的に必要な教育訓練をいう。

(オ) 「特別教育」とは、上記(ア)～(エ)に掲げる以外の教育訓練で、特別の目的のために行うものをいう。

このうち、消防団員については、それぞれ自分の職業を持っているため、消防学校において教育訓練が充分実施し難いと認められる場合には、消防学校の教員を現地に派遣して、教育訓練を行うことができるものとされており、多くの消防学校でこの方法が採用されている。

第15—3表 消防職員に対する教育訓練の科別受講状況

(単位：人、%)

区 分	平成元年度	平成2年度
初任教育	2,660(11.7)	2,796(12.6)
専科教育	9,812(43.1)	9,577(43.0)
警防科	3,911(17.2)	3,753(16.9)
予防科	3,027(13.3)	2,740(12.3)
機関科	447(2.0)	340(1.5)
救急科	2,427(10.7)	2,744(12.3)
幹部教育	3,443(15.1)	9,925(13.1)
特別教育	6,865(30.1)	6,968(31.3)
計	22,780(100.0)	22,266(100.0)

第15—4表 初任教育期間別消防学校数

教育の期間	平成元年度	平成2年度
6か月以上	54	54
5か月	—	—
4か月	—	—
計	54	54

(注) 初任教育期間の異なる教育を数次にわたり実施している場合には、一番期間の長いものを1校としてとらえ、計上している。

(3) 教育訓練の実施状況

消防学校における消防職員に対する教育訓練の科別受講状況は第15—3表のとおりである。

初任教育の期間別実施状況は第15—4表のとおりであり、平成2年度は前年度と同じく、全校(54校)が消防学校の教育訓練の基準に定める6か月以上の教育訓練を実施している。

新規採用者の初任教育受講状況は、第15—5表のとおりであり、平成2年度における新規採用者のうち初任教育の受講者は、2,796人で前年度に比べ423人増加しており、受講率については91.8%と前年度より1.6%高くなっている。

第15—5表 新規採用者の初任教育受講状況

(単位:人、%)

区分	平成元年度	平成2年度
初任教育を受けた者	6か月以上	2,373(90.2)
	5か月	—
	4か月	—
	小計	2,373(90.2)
初任教育を受けなかった者	258(9.8)	251(8.2)
計	2,631(100.0)	3,047(100.0)

(4) 教職員の状況

平成2年度の消防学校教職員数の状況は第15—6表のとおりである。専任教員537人のうち派遣職員が143人に及んでいる。これは、消防活動や立入検

第15—6表 消防学校教職員数

(平成3.4.1現在) (単位:人)

教 員					事 務 職 員			そ の 他			計
専 任		兼 任		小計	専任	兼任	小計	専任	兼任	小計	
実員	派遣	実員	派遣								
394	143	44	0	581	113	8	121	100	5	105	807

(注) 臨時、嘱託、非常勤職員を除く。

査等の専門的な知識及び技能を必要とする教員を直接消防活動に携わっている市町村の消防職員の中から迎えているためである。

今後とも消防学校の教職員については、消防大学校への研修や都道府県他の部局、市町村消防機関との交流等を行うなどして、中長期的観点から消防学校教職員の育成と確保を行っていく必要がある。

3 全国消防救助技術大会等の実施

消防機関の行う人命救助活動は、複雑多様化する各種災害に対応するため、高度かつ専門的な知識、技術が要求されるに至っていることから、全国の消防職員が日ごろ練成した救助技術を相互に交換し、研さんする場として



全国消防救助技術大会

全国消防救助技術大会が、財団法人全国消防協会の主催で毎年開催されている。第20回大会は平成3年8月28日に全国9ブロックの地区予選で優秀な成績を修めた209チーム、890名が参加して大阪市で開催され、「消防救助操法の基準」に従い、陸上の部、水上の部とも種目内容、施設、用具及び安全管理等について一層の配慮が払われ実施された。

また、財団法人日本消防協会の主催による第12回全国消防操法大会が平成2年10月12日に、第6回全国婦人消防操法大会が平成2年10月24日にそれぞれ各都道府県代表が参加して開催された。

第16節 消防防災の国際化

1 国際協力・国際交流

(1) アジア諸国等消防職員の研修

消防庁では、コロンボ計画に基づいて、国際協力事業団と協力して開発途上にあるアジア諸国等の消防職員を対象とした消防行政管理者研修、救急救助技術研修、消火技術研修、火災予防技術研修並びに防災行政研修を実施している。消防行政管理者研修は平成元年度から実施しており、その内容は、昭和45年度以降昭和63年度まで毎年実施していた消防行政集団研修を廃止し、消防管理者の養成に重点を置いた研修コースとしたものである。その受講状況は第16—1表のとおりである。また、消防に関する技術研修として救急救助技術研修を昭和62年度から、消火技術研修を昭和63年度から、火災予防技術研修を平成2年度からそれぞれ実施している。これまでの受講状況は、第16—2表から第16—4表のとおりである。さらに、消防に関連した防災分野を中心とする防災行政研修を平成2年度から実施しており、これまでの受講状況は、第16—5表のとおりである。

(2) 諸外国からの研修員受入

消防庁では、(1)の集団研修のほか諸外国から研修員の受入を行っており、平成3年度には、財団法人日本消防協会の協力依頼に基づき2名の中国幹部消防職員を消防大学の幹部研修科へ、また、韓国政府の要請に基づき1名の幹部消防職員を同じく消防大学の救助科へそれぞれ入校させた。

この他、外務省、国際協力事業団等からの依頼に基づき、アジア・中南米諸国等の研修員を相当数受け入れている。

(3) 諸外国への専門家派遣

消防庁は、国際協力事業団と協力し、ブラジルの首都ブラジリアの消防訓練センターで行われた中南米11か国を対象とした消防技術の第三国研修に対し助言、指導を行うため平成3年8月から9月にかけて2名の専門家を派遣

第16—1表 消防行政管理者（集団）研修受講状況

(単位：人)

国名・地域名	年 度													計
	昭和45~55	56	57	58	59	60	61	62	63	平成元	2	3		
(アジア地域)														
1 バングラデシュ	3	1	1	—	1	1	1	—	1	—	—	—	9	
2 ミャンマー	8	—	1	1	—	—	—	—	—	—	—	1	9	
3 インドネシア	14	—	1	2	1	1	—	1	—	—	—	1	21	
4 カンボジア	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	
5 ラオス	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5	
6 マレーシア	11	1	1	—	1	1	1	1	—	—	1	1	19	
7 ネパール	3	2	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	4	
8 パキスタン	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	
9 フィリピン	12	1	1	1	—	—	—	—	1	—	—	—	17	
10 シンガポール	12	1	1	1	1	1	—	—	1	—	—	—	18	
11 スリランカ	—	1	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	2	
12 スタットランド	7	1	1	—	1	1	—	—	—	—	—	1	12	
13 ヴェトナム	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	
14 韓国	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	
15 台湾	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	
16 香港	—	—	—	1	1	1	1	1	1	1	1	—	8	
17 ブルネイ	—	—	—	—	—	—	2	—	1	1	1	1	5	
(中近東地域)														
19 アフガニスタン	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	
20 エジプト	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5	
21 イラン	5	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	6	
22 ジョルダニア	1	—	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—	3	
23 サウジアラビア	—	1	—	—	—	—	—	—	1	1	—	—	3	
24 スターダ	2	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	4	
25 トルコ	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	
26 シリア	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	1	
27 アラブ首長国連邦	—	—	—	—	1	1	—	—	—	—	—	—	2	
28 イスラエル	—	—	—	—	—	—	1	1	—	—	—	—	2	
29 バハレーン	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	1	
30 カタール	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1	
(アフリカ地域)														
31 リベリア	—	—	—	1	1	—	—	—	—	—	—	—	2	
(中南米地域)														
32 ブラジル	6	3	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	24	
33 チリ	—	—	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—	2	
34 コロンビア	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	1	
35 ジamaica	—	—	—	1	—	—	1	—	—	—	—	—	2	
36 パラグアイ	—	—	—	—	1	1	1	—	1	1	—	—	5	
37 パナマ	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	1	
38 ホンジュラス	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	1	
39 セント・ルシア	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	1	
(オセアニア地域)														
40 パプア・ニューギニア	—	1	—	—	—	—	1	1	—	—	1	1	5	
41 ソロモン諸島	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	1	
42 フィジー	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1	
計	108	11	12	12	12	11	10	10	9	8	10	8	221	

(注) 昭和63年度までは、消防行政集団研修の実績である。

第16—2表 救急救助技術研修受講状況

(単位：人)

国名・地域名	年 度					計
	昭和62	63	平成元	2	3	
(アジア地域)						
1 バングラデシュ	1	2	1	—	—	4
2 シンガポール	1	1	1	1	1	5
3 マレーシア	—	1	1	1	—	3
4 スリランカ	—	1	—	1	—	2
5 インドネシア	—	1	—	—	—	1
6 ブルネイ	—	—	—	1	1	2
(中近東地域)						
7 トルコ	1	—	—	—	—	1
(中南米地域)						
8 ブラジル	2	3	3	3	1	12
9 ペルー	—	1	1	—	—	2
10 メキシコ	—	—	1	1	—	2
11 チリ	—	—	—	—	1	1
12 グアテマラ	—	—	—	—	1	1
13 セント・ルシア	—	—	—	—	1	1
(オセアニア地域)						
14 パプア・ニューギニア	1	—	—	—	—	1
計	6	10	8	8	6	38

第16—3表 消火技術研修受講状況

(単位：人)

国名・地域名	年 度					計
	昭和63	平成元	2	3		
(アジア地域)						
1 ミャンマー	2	—	—	—	—	2
2 インドネシア	1	—	—	—	—	1
3 フィリピン	1	2	1	—	—	4
4 タイランド	1	—	1	—	—	2
5 マレーシア	—	—	1	1	—	2
6 ブルネイ	—	—	—	1	—	1
(中近東地域)						
7 トルコ	1	—	—	—	—	1
8 ジョルダニア	—	—	1	—	—	1
9 エジプト	—	—	—	1	—	1
(中南米地域)						
10 パラグアイ	1	1	—	—	—	2
11 ブラジル	—	—	2	—	—	2
12 チリ	—	—	—	1	—	1
(オセアニア地域)						
13 パプア・ニューギニア	1	1	1	—	—	3
(アフリカ地域)						
14 ケニア	—	1	—	—	—	1
15 セネガル	—	—	1	1	—	2
計	8	5	8	5	—	26

第16—4表 火災予防技術研修受講状況

(単位：人)

国・地域名	年 度	平 成 2	3	計
(アジア地域)				
1	ブ ル ネ イ	1	1	2
2	マ レ イ シ ア	1	1	2
3	シ ン ガ ポ ー ル	1	1	2
4	パ キ ス タ ン	—	1	1
(中近東地域)				
5	バ ハ レ ー ン	—	1	1
(中南米地域)				
6	ブ ラ ジ ル	1	1	2
7	ペ ル ー	1	—	1
計		5	6	11

第16—5表 防災行政研修受講状況

(単位：人)

国・地域名	年 度	平 成 2	3	計
(アジア地域)				
1	フ ィ リ ピ ン	1	—	1
2	バ ン グ ラ デ シ ュ	—	1	1
3	中 国	—	1	1
4	タ イ	—	1	1
(中近東地域)				
5	ジ ョ ル ダ ン	—	1	1
(中南米地域)				
6	ブ ラ ジ ル	1	—	1
7	ペ ル ー	1	1	2
8	セ ン ト ・ ル シ ア	1	—	1
9	コ ロ ン ビ ア	—	1	1
計		4	6	10

した。

また、火災原因調査の技術移転等を目的とするブラジルへのミニプロジェクトとして専門家5名を平成3年7月から順次派遣している。

さらに、我が国の無償資金協力による消防設備等が被援助国において十分効果を発揮するよう消防技術面からの助言・指導を行うため、中国北京市及びラオス国ヴィエンチャン市へ専門家を派遣した。

以上のように、近年開発途上諸国への消防協力案件が増加しており、各国における消防の発展に大きな成果をあげている。

(4) 国際交流

昭和57年12月に世界義勇消防連盟 (Federation of World Volunteer Firefighters Association) が、義勇消防いわゆる消防団の国際交流を推進することによって、各国消防の発展と、国際親善の増進に寄与することを目的として設立された。我が国では財団法人日本消防協会がこれに加盟している。その活動として、平成3年9月24日から同年9月26日にかけてインドネシアにおいて第3回アジア・オセアニア地域総会が開催された。

また、アジア消防長協会 (International Fire Chiefs' Association of Asia) は、アジア各国の消防機関の長を会員とする団体であり、アジア地域の消防の発展を図ることを目的として設立されており、平成4年8月にはマレーシアにおいて第17回総会が開催される予定である。

消防庁としても、これらの活動について積極的に協力しているところである。

2 消防救助隊の海外派遣体制

昭和60年11月14日 (現地時間13日) に発生したコロンビアのネバド・デル・ルイス火山の噴火による泥流災害に際して、外務省から同国政府の要請がある場合の救助隊の派遣について意向打診があり、消防庁では大都市の意向を確認のうえ、これに積極的に協力することとして準備を進めたが、同国政府の意向もあり実現には至らなかった。

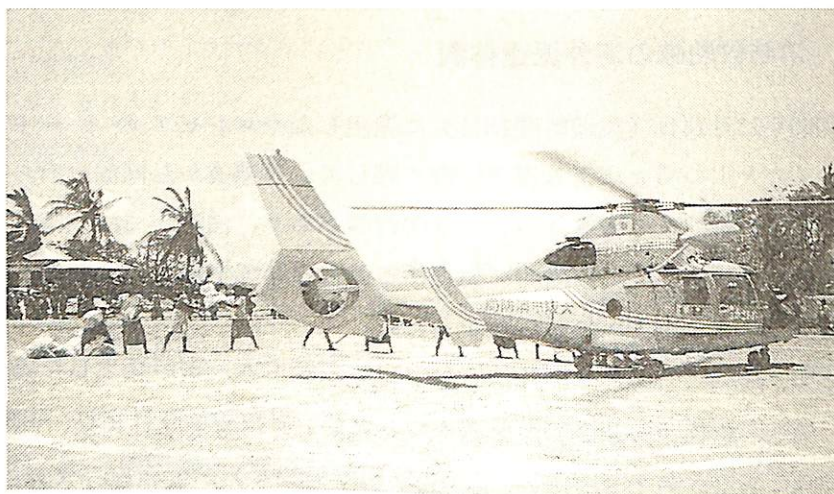
その後、政府においては、外務省を中心に海外で大災害が発生した場合のための国際緊急救助体制の整備を進めてきたが、昭和62年9月16日、「国際緊急救助隊の派遣に関する法律」(昭和62年法律第93号) が公布施行された。

この法律は、海外の地域、特に開発途上にある海外の地域における大規模

災害に対し、被災国政府等の要請に応じ、緊急の援助活動を行う人員を国際緊急援助隊として派遣するに当たっての根拠及び手続き等を明確にし、援助を含む総合的な国際緊急援助体制の整備を図ることを目的としたものである。

また、この法律において、外務大臣からの協力要請及び協議に基づき、消防庁長官は、消防庁職員に国際緊急援助活動を行わせるとともに、市町村に対しては、その消防機関の職員に国際緊急援助活動を行わせるよう要請し、この要請を受けた市町村は、その消防機関の職員に国際緊急援助活動を行わせることができることとなった。

市町村消防機関の救助隊員で構成される国際消防救助隊は、これまでも昭和61年8月22日(現地時間同日)カメルーンのニオス湖周辺で発生した有毒ガス噴出災害、同年10月11日(現地時間10日)に発生したエル・サルヴァドル地震災害、平成2年6月21日(現地時間同日)に発生したイラン地震災害、同年7月16日(現地時間同日)に発生したフィリピン地震災害平成3年4月30日(現地時間同日)にバングラデシュで発生したサイクロン災害において、政府派遣の国際緊急援助隊に国際消防救助隊が参加し、救助活動や支援活動を行ったところである。なお、昭和63年12月7日(現地時間同日)ソ連アルメニア共和国で発生した地震災害では、派遣要請を受け、出動のための



国際消防救助隊の活躍

諸準備をすべて整えたが、結局派遣には至らなかった。

現在、40の消防本部、501名の救助隊員が国際消防救助隊員として消防庁に登録され、緊急事態発生時には、国際緊急援助隊の一員として出動する体制を整えている。昭和63年は、国際消防救助隊が海外の被災地域で緊急援助活動を行うに当たってのマニュアル(国際消防救助隊員手帳)や国際消防救助隊員証の整備を図り、また平成3年2月には、第4回国際消防救助隊合同訓練を実施し、派遣体制の充実・強化を図ったところであるが、消防庁としては、今後とも外務省、国際協力事業団と密接な連携を保ちながら、携行資機材の整備や隊員の教育訓練のより一層の充実に積極的に努めていくこととしている。

3 国際防災の10年

1987年12月の第42回国連総会において、1990年代を「国際防災の10年(International Decade for Natural Disaster Reduction)」とする決議案が全会一致で採択され、さらに、1989年12月の第44回国連総会において、国際防災の日(毎年10月第2水曜日)及び本10年に関する国際行動の枠組み等に関する決議案が全会一致で採択された。

我が国においては、平成元年5月19日、内閣総理大臣を本部長とする「国際防災の10年推進本部」の設置が閣議決定され、同年11月6日の第1回会議において基本方針が決定された。また、自治大臣が副本部長の一人となっており、消防庁としても、国際防災の10年の推進のため、自治省・消防庁国際防災の10年推進委員会を同年12月25日に設置し、消防防災における国際協力の一層の推進に努めている。

4 基準・認証制度

昭和55年4月、ガット東京ラウンドのスタンダードコード(貿易の技術的障害に関する協定)を受諾し、我が国においても、国際規格、外国の認証制度を尊重し、生産の効率化及び貿易の円滑化に積極的に協力していくこととなった。

さらに、我が国の貿易黒字が膨大な額に上っていることの原因の一つが我

が国市場の閉鎖性にあるとする諸外国からの市場開放要望に応えるため、昭和58年1月に政府部内に「基準・認証制度等連絡調整本部」が設置され、基準・認証制度の市場開放措置が検討された。この結果、規格・基準の透明性を確保すること、国際規格の制定過程に積極的に参加することなどが決定され、消防法関係もその対応が必要となった。

昭和59年4月には、経済対策閣僚会議において「基準・認証制度改善の一層の促進について」が決定され、外国検査機関を積極的に活用することなどの方針が示された。これに基づき、消防法関係についても外国検査データ受入れに関するガイドラインを昭和59年12月に公表した。

また、昭和60年4月、対外経済問題諮問委員会は、今後における我が国の対外経済対策の中期的課題等に関する報告を行った。これを受けて経済対策閣僚会議において「対外経済対策—最近の決定と今後の政策方向—」が決定され、この中で市場アクセス改善のためのアクション・プログラムを策定することとし、その骨格が同年7月にまとめられた。

この間、消防庁でも、消防用機械器具等及び防災物品等に係る基準・認証制度について検討を行い、昭和60年12月に自己認証制度を導入するための消防法改正を行い、ついで昭和61年8月に消防法施行令を改正し、動力消防ポンプ及び消防用吸管を自主表示対象機械器具等として指定し、展示用繊維板及び舞台において使用する大道具用の繊維板を防災規制の対象から除外している。また、消防用機械器具等の検定に係る細部の試験項目を4分の1程度削減する等所要の改善措置を講じたところである。

さらに、我が国は、従来からISO（国際標準化機構）等の国際規格策定作業に参画しているところであり、昭和62年7月にはISO/TC21協議会を設置し、ISO対策の充実強化を図っているところである。我が国は、今後もこのような国際規格策定作業に積極的に参画し、消防機器等の国際標準化を推進していくこととしている。

第17節 消防職員及び消防団員の活動状況と処遇

1 活動状況

平成2年中における全国の消防職団員の活動状況は、第17—1表のとおりである。

そのうち、火災等（火災、救助活動、風水害等の災害、特別警戒、遭難及びその他（警察への協力、危険排除等）をいう。ただし救急業務を除く。）への出動回数は75万3,199回で、前年を3万6,731回上回り、また、出動延人員では962万9,738人である。1日当たりの出動回数は2,064回、42秒に1回の割合で出動したことになる。

火災等への出動回数をその出動形態別にみると、特別警戒が27.4%で一番多く、次いで火災出動が13.5%となっている。

2 公務災害の状況

消防職団員は職務の特殊性から、生命の危険を顧みず身をていして職務遂行に当たらなければならないときがあり、そのため不幸にしてその職に殉じ、あるいは負傷する場合も生ずる。

平成2年中における火災等の災害防除、演習訓練等に出動し、職務遂行中に死亡した消防職団員は13人、同じく負傷した者は2,779人である。前年に比べて殉職者は2人、負傷者は125人減少している。

死傷原因を出動形態別にみると、火災によるものが33.1%と最も多く、次いで演習訓練によるものが27.5%、救急によるものが5.3%となっている（第17—2表）。

3 安全衛生体制の整備

消防には、原則としてその職務の特殊性から労働安全衛生法が規定する安全管理者及び安全委員会の設置を義務づけた規定は適用されないが、消防庁

第17-1表 消防職員及び

区分	火 災		救 助 活 動		風水害等の災害	
	回 数	延 人員	回 数	延 人員	回 数	延 人員
消防職員	58,234	1,123,890	36,510	415,556	9,568	53,587
消防団員	43,291	1,690,607	1,350	22,580	4,983	343,497
計	101,525	2,814,497	37,860	438,136	14,551	397,084
火災等構成比(%)	13.5	29.2	5.0	4.5	1.9	4.1
構成比(%)	1.7	9.7	0.6	1.5	0.2	1.4

区分	演習訓練		訓練指導		警防調査	
	回 数	延 人員	回 数	延 人員	回 数	延 人員
消防職員	177,944	1,120,516	204,287	791,876	526,006	1,772,162
消防団員	129,164	4,460,609	15,505	389,042	30,570	336,128
計	307,108	5,581,125	219,792	1,180,918	556,576	2,108,290
構成比(%)	5.3	19.2	3.8	4.1	9.5	7.2

第17-2表 消防職員及び消防

区分	計		火 災		風水害等の災害		救 急	
	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者
消防職員	6	1,688	2	466	0	9	1	147
消防団員	7	1,091	0	457	1	42	0	0
計	13	2,779	2	923	1	51	1	147
構成比(%)	100.0	100.0	15.4	33.2	7.7	1.8	7.7	5.3

(注) 演習訓練には、訓練指導も含む。

では公務災害の発生を可能な限り防止するとともに、消防活動を確実にかつ効果的に遂行するため、昭和58年7月に消防本部における安全管理体制及び訓練時の安全管理体制の整備についての準則をそれぞれ示し、また、昭和59年8月に訓練時及び警防活動時等の安全管理マニュアルをそれぞれ示し、消

消防団員の活動状況

(平成2年中)(単位:回、人)

特別警戒		遭 難		そ の 他		火災等小計	
回 数	延 人員	回 数	延 人員	回 数	延 人員	回 数	延 人員
124,718	836,310	1,454	12,885	264,271	1,158,980	494,755	3,601,208
81,582	1,899,398	1,146	43,022	126,092	2,029,426	258,444	6,028,530
206,300	2,735,708	2,600	55,907	390,363	3,188,406	753,199	9,629,738
27.4	28.4	0.3	0.6	51.9	33.2	100.0	100.0
3.5	9.4	0.1	0.2	6.7	10.9	12.9	33.1

火災原因調査		予 防 査 察		救 急 業 務		計	
回 数	延 人員	回 数	延 人員	回 数	延 人員	回 数	延 人員
56,931	241,397	1,179,797	2,227,423	2,754,164	8,143,576	5,393,884	17,898,158
103	346	787	10,932	3,393	10,027	437,966	11,235,614
57,034	241,743	1,180,584	2,238,355	2,757,557	8,153,603	5,831,850	29,133,772
1.0	0.8	20.2	7.7	47.4	27.9	100.0	100.0

団員の公務による死傷者数

(平成2年中)(単位:人)

演習訓練		特別警戒		遭 難		そ の 他	
死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者
0	369	0	1	0	2	3	694
3	397	1	21	0	3	2	171
3	766	1	22	0	5	5	865
23.1	27.6	7.7	0.8	0	0.2	38.4	31.1

防本部の安全管理体制の整備促進を図るとともに、事故防止の徹底を指導している。

また、消防の衛生管理については、労働安全衛生法の規定が適用され、常時50人以上の職員を有する事業所は衛生管理者、衛生委員会、産業医を選任

又は設置することとされているが、消防職員の勤務体制や職務内容からして、職員の健康管理には特に配慮する必要があるため、消防庁としては、昭和58年3月に消防衛生管理規程のマニュアルを示すなど、衛生管理体制の整備の徹底を図っているところである。

4 処 遇

(1) 消防職員の処遇

消防職員の処遇は、勤務の特殊性や職務の危険性を配慮したものでなければならないが、具体的な給与、勤務時間その他の勤務条件については、それぞれ市町村（消防事務組合を含む。）の条例によって定められている。

ア 給料及び諸手当

勤務条件のうち給料についてみると、消防本部において現に採用されている給料表は、消防（公安）職給料表と行政職給料表の二つがあるが、行政職給料表を採用している団体では、号給調整等により一般行政職員に比べて上位に格付けする等の優遇措置を講じているところが多い。消防職員の平均給料月額、平成2年4月1日現在の地方公務員給与実態調査によると平均年齢37.1歳で25万9,360円であり、一般行政職員の場合は平均年齢39.3歳で26万8,506円となっている。

また、平均諸手当月額は、消防職員が8万1,950円であり、一般行政職員は6万2,807円となっている。これは、消防職員には、出勤手当、通信手当等の諸手当が支給されていることによるものである。

イ 勤務体制等

消防職員の勤務体制は、毎日勤務と交替制勤務とに大別され、さらに交替制勤務は、2部制と3部制に分けられる。2部制は、職員が2部に分かれ、当番・非番の順序に隔日ごとに勤務する制度であり、大部分の市町村でこの制度を採用している。3部制は、職員が3部に分かれ、日勤・当番・非番を組み合わせて勤務する制度であり、東京消防庁をはじめ一部の団体で採用されているほか、出勤頻度等業務の実態を勘案し、通信指令部門・救急部門等一部の部門において採用している団体もある。

4週6体制及び土曜閉庁制については、国における実施に伴い各地方公共団体においてもその導入を図っているところである。消防職員については、交替制勤務という特殊な勤務に就いていることから、原則どおり画一的に適用することは困難であるが、消防本部においても、一般行政職員への週休2日制等の実施状況を勘案しつつ、消防業務に支障を来さない方法で順次実施しているところである。さらに、国においては、平成2年4月より交替制等職員の週40時間制の試行が順次行われており、地方公共団体の交替制等職員においても、検討、実施が進められているところであり、消防職員の交替制職員についても、当該団体の、他の交替制職員への導入に合わせて検討、実施が進められているところである。

また、昭和63年4月から施行されている労働基準法の一部を改正する法律に係る法定労働時間については、週当たりの労働時間を本則40時間、ただし平成3年3月31日までの間は46時間、平成3年4月1日以降は当分の間44時間とされているが、消防職員については、その勤務時間の実態にかんがみ、平成3年3月31日までの間は週48時間とされ、平成3年4月1日から平成4年3月31日までの間は、週46時間とする経過措置が設けられている。

各消防本部においては、週休2日制の推進と相まって、経過措置期間のできるだけ早い時期に週当たりの勤務時間を44時間以下とするよう、勤務時間の短縮が図られているところである。

ウ 勤務条件の改善

消防職員の勤務条件については、これまでも処遇改善の措置が講じられてきたが、消防職員の任務の重要性は年ごとに増大し、業務内容も複雑多様化しており、消防職員を取り巻く勤務環境は著しい変化をみせている。これに即応して、消防職員の勤務条件についても、勤務の特殊性や職務の危険性を配慮しつつ適切な改善がなされるよう引き続き検討を進めている。

エ 公務災害補償

消防職員は、公務により災害を受けた場合、地方公務員災害補償法の規定に基づき、療養補償、休業補償、傷病補償年金、障害補償、遺族補償及び葬祭補償並びに休業援護金等の福祉に関して必要な施設を受けることができ

る。また、消防吏員が身体に対し高度の危険が予測される状況下において消防活動に従事し、そのため公務災害を受けた場合には、特殊公務災害補償として100分の50以内を加算することとされている。

平成2年度の地方公務員災害補償基金の公務災害認定請求受理件数は、消防職員について1,848件であり、職員1,000人当たりの受理件数は14.0件となっている。ちなみに、警察職員は25.1件である。

(2) 消防団員の処遇改善

ア 報酬・出勤手当

非常勤の消防団員は市町村の特別職の職員であり、市町村は条例に基づきこれらの職員に対し、消防団員の労苦に報いるための報酬及び出勤した場合の費用弁償としての出勤手当を支給することとなっている。その支給額、支給方法は、市町村の財政事情や地域の特殊事情に基づく団運営の相違により、それぞれの市町村で必ずしも同一ではないが、支給額の極めて低い市町村や出勤手当等を団員個人に支給していない市町村に対しては、支給額の引き上げあるいは条例の改正等その適正化を図るよう指導しており、支給状況は逐次改善されてきている。

平成3年度においては、地方交付税の単位費用の積算に当たって、団員の出勤手当等について、第17-3表のとおり改善措置が講じられた。

第17-3表 消防団員報酬等の地方交付税算入額

(単位：円)

項目	年度	
	2	3
報酬		
団員(年額)	20,500	21,500
団長(年額)	61,000	63,500
出勤手当(1回当たり)	4,900	5,000
県内出張旅費(1回当たり)	7,190	7,190
公務災害補償負担金		
人口1人当たり	3	3
団員1人当たり	1,900	1,900
退職報償金負担金		
団員1人当たり	13,700	14,270

イ 公務災害補償

消防活動は、しばしば危険な状況の下で遂行されるため、消防団員が死傷する事例は決して少なくない。過去5年間に公務遂行中に死傷した消防団員の数は、第17-4表のとおりである。消防組織法第15条の7の規定により、市町村は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令に従って、条例で定めるところにより消防団員が公務上の災害によって被った損害を補償しなければならないとされており、他の公務災害補償制度に準じて療養補償、休業補償、傷病補償年金、障害補償、遺族補償及び葬祭補償の制度が設けられている。

なお、消防団員が身体に対し高度の危険が予想される状況の下において消防活動に従事し、そのため公務災害を受けた場合には、特殊公務災害補償と

第17-4表 公務上における消防団員の死傷者数の推移

(単位：人)

項目	年				
	61	62	63	元	2
死者	15	7	6	7	4
負傷者	1,546	1,348	1,242	1,052	1,039
計	1,561	1,355	1,248	1,059	1,043

第17-5表 補償基礎額改定状況

(単位：円)

年度	階級	勤務年数		
		10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
元	団長、副団長	9,940	10,720	11,500
	分団長、副分団長	8,370	9,150	9,940
	部長、班長、団員	6,800	7,590	8,370
2	団長、副団長	10,200	11,000	11,800
	分団長、副分団長	8,600	9,400	10,200
	部長、班長、団員	7,000	7,800	8,600
3	団長、副団長	10,900	11,750	12,600
	分団長、副分団長	9,200	10,050	10,900
	部長、班長、団員	7,500	8,350	9,200

して遺族補償等について100分の50以内を加算することとされている。

公務災害補償については、療養補償を除く各種補償の額の算定の基礎となる補償基礎額について、第17—5表のとおり逐次その適正化が図られているところである。

第17—6表 消防協力者等の死傷者数の推移

(単位：人)

項目	年度				
	61	62	63	元	2
死者	1	1	0	1	2
負傷者	173	170	171	107	111
計	174	171	171	108	113

火災、風水害における民間の消防協力者等の死傷者に対しても、消防法等の規定により、市町村は条例で定めるところにより、災害補償を行うこととされており、その対象者数は第17—6表のとおりである（消防団員等公務災害補償等共済基金（以下、「消防基金」という。）が扱ったものに限る。）。消防協力者等の災害補償の内容は、補償基礎額が収入日額を勘案して定められるほか、団員に対するものとほぼ同様である。

ウ 福祉施設

公務災害補償を受ける被災団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な施設は市町村が行うものであるが、消防基金に加入している市町村については、消防基金が当該市町村に代わって行うこととなっている。

福祉に関して必要な施設の内容は、外科後処置、補装具、リハビリテーション、休養、アフターケア、休業援護金、介護料、奨学援護金、就労保育援護金、各種特別支給金、各種特別援護金、各種特別給付金となっている。

エ 退職報償金

非常勤の消防団員が退職した場合、市町村は当該団員の階級及び勤務年数に応じ、条例で定めるところにより退職報償金を支給することとされている。その額は、ほとんどの市町村で勤務年数5年以上10年未満の団員で7万5千円、勤務年数30年以上の団長で80万円となっている（第17—7表）。

第17—7表 退職報償金支給額

(平成3年度) (単位：円)

階級	勤務年数					
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
団長	115,000	235,000	340,000	465,000	625,000	800,000
副団長	105,000	215,000	295,000	395,000	555,000	725,000
分団長	100,000	205,000	280,000	375,000	525,000	690,000
副分団長	95,000	190,000	260,000	355,000	490,000	655,000
部長及び班長	85,000	170,000	235,000	320,000	435,000	590,000
団員	75,000	160,000	225,000	295,000	395,000	555,000

オ 公務災害補償等の共済制度

昭和31年に非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が制定されるとともに、市町村の支給責任の共済制度として、同年消防基金が設けられ、統一的な損害補償制度が確立された。その後、昭和39年には、非常勤消防団員の退職報償金の支払についても消防基金の共済制度が確立し、さらに、昭和47年には、消防基金による福祉施設の制度が確立した。また、昭和58年度からは消防協力者等に係る消防基金の支払額について、従前、市町村の支給額の2分の1であったものが全額となった。

平成3年3月31日現在、消防基金との間に共済契約を締結している関係市町村の数は、公務災害補償業務については2,959市町村（全市町村の91.3%）、退職報償金の支払業務については3,226市町村（全市町村の99.7%）と

第17—8表 消防基金の公務災害補償費の支払状況

(平成2年度)

補償の種類	支払人員(人)	支払額(千円)
療養補償	1,591	299,394
休業補償	692	126,213
傷病補償	7	11,166
障害補償	146	219,458
遺族補償	482	656,057
葬祭補償	9	4,205
計	2,927	1,316,493

なっている。消防基金は、これらの契約市町村からの掛金と退職報償金支払業務に要する経費に対する国庫補助金とによりその業務を運営している。

消防基金の平成2年度の消防団員等に対する公務災害補償費の支払状況は第17—8表のとおりであり、福祉施設の実施状況は第17—9表のとおりである。

消防基金の平成2年度の退職報償金の支払額は、60,694人に対し122億9,632万円となっている。

なお、市町村の消防基金に対する掛金については、そのまま普通交付税の単位費用に算入されている。

第17—9表 消防基金の福祉施設の実施状況

(平成2年度)

福祉施設の種別	支払人員(人)	支払額(千円)
外科後処置費	2	1,711
補装具費	3	253
休養費	10	5,730
アフターケア費	631	40,699
休業援助金	11	4,774
介護料	101	18,296
奨学援助金	6	454
就労保育援助金	2	2,280
傷病特別支給金	20	16,120
障害特別支給金	7	21,000
遺族特別支給金	5	19,810
障害特別援助金	7	32,200
遺族特別援助金	5	1,886
傷病特別給付金	137	47,217
障害特別給付金	371	119,824
遺族特別給付金		
計	1,318	332,254

5 消防表彰等

消防関係者について、現在国が行っている表彰等には、日本国憲法に基づく栄典としての叙位、叙勲及び褒章、閣議決定に基づく内閣総理大臣表彰、

自治大臣表彰要領に基づく自治大臣表彰、消防表彰規程に基づく消防庁長官表彰並びに退職消防団員報償規程に基づく報償がある。これらの表彰等は、消防吏員、消防団員、消防教育職員及び消防機関並びに消防作業に協力した個人及び団体を対象として行われている。

(1) 叙位

叙位は、国家又は社会公共に対して功労のあった者を対象としており、現在は死亡者のみについて運用されている。

(2) 叙勲

叙勲は、国家又は社会公共に対して功労のある者を広く対象とすることとされ、生存者に対する叙勲については、毎年、春(4月29日)と秋(11月3日)に、死亡者に対する叙勲については、その都度発令されている。

(3) 褒章

消防に関係のあるものは次の4種類である。

紅綬褒章 自己の危険を顧みず、人命を救助した者に授与される。

黄綬褒章 業務に精励し、衆民の模範と認められる者に授与される。

藍綬褒章 公衆の利益を興した者又は共同の事務に尽力し、その功績顕著な者に授与される。

紺綬褒章 公益のために私財を寄付した者に授与される。

(4) 閣議決定に基づく内閣総理大臣表彰

国民安全の日(7月1日)に行われる安全功労者表彰と防災の日(9月1日)に行われる防災功労者表彰があり、内閣総理大臣がそれぞれ表彰している。

ア 安全功労者に対する表彰

災害予防の組織的活動体制その他職域の安全体制の確立又は適切な運営、安全のための研究又は教育を通じた安全思想の普及に関し、顕著な成績をあげ又は功績があった個人及び団体に授与される。

イ 防災功労者に対する表彰

災害時における防災活動及び防災思想の普及又は防災体制の整備に関し、顕著な成績をあげ又は功績があった個人及び団体に授与される。

(5) 自治大臣表彰

消防団活動に従事している者で広く地域消防のリーダーとして地域社会の安全確保、防災思想の普及、消防施設の整備その他の災害の防ぎよに関する対策の実施について尽力して功績顕著な者に授与される。

(6) 消防表彰規程に基づく消防庁長官表彰

事案の発生の都度表彰する随時表彰と積年にわたる功勞に対し毎年定例的に表彰する定例表彰がある。

ア 随時表彰

- a 特別功勞章 災害において消防作業に従事し、功勞抜群で他の模範となると認められる消防吏員又は消防団員に授与される。
- b 頭功章 災害において消防作業に従事し、功勞特に顕著な消防吏員又は消防団員に授与される。
- c 功績章 災害において消防作業に従事し、功勞多大な消防吏員又は消防団員に授与される。
- d 顕彰状 職務遂行中死亡した消防吏員又は消防団員に授与される。
- e 表彰状 災害現場において功勞顕著な者で上記三章（a～c）を授与されるに至らない者、功勞顕著な消防機関及び消防作業に協力し功勞顕著な部外の個人又は団体に授与される。
- f 賞状 災害において消防作業に従事し、功勞顕著な消防隊に授与される。

イ 定例表彰

- a 功勞章 防災思想の普及、消防施設の整備その他の災害の防ぎよに関する対策、消防教育の実施についてその成績特に優秀な者に対して行方表彰であり、消防吏員にあっては消防司令長以上の階級に、消防団員にあっては消防団長の階級に、消防教育職員にあっては消防学校の教頭以上の職にそれぞれ10年以上在職している者で（消防吏員及び

消防団員にあってはこれに準ずる者を含む。）、かつ、その成績特に優秀な者に授与される。

- b 永年勤続功勞章 25年以上勤務し、その勤務成績が優秀で、かつ、他の模範と認められる消防吏員、消防団員及び消防教育職員に授与される。
- c 表彰旗 防災思想の普及、消防施設の整備その他の災害の防ぎよに関する対策の実施についてその成績特に優秀な消防機関で竿頭綬が授与されている機関に授与される。
- d 竿頭綬 表彰旗受賞の対象となる消防機関に準ずる機関に授与される。
- e 表彰状 国民の安全の日及び防災の日に際し、閣議決定に基づき行われる内閣総理大臣表彰の趣旨を体し、安全又は防災思想の普及等に功績顕著な個人又は団体に授与される。

ウ 賞じゅつ金等

消防庁長官表彰の副賞として、消防表彰規程に基づく賞じゅつ金、殉職者特別賞じゅつ金及び報賞金がある。

a 賞じゅつ金

災害に際し、一身の危険を顧みることなくその職務を遂行して傷害を受け、そのため死亡し又は障害の状態となった消防吏員又は消防団員がその功勞により特別功勞章、頭功章又は功績章を授与されたときに支給される。

b 殉職者特別賞じゅつ金

災害に際し、特に生命の危険が予想される現場へ出動し、生命の危険を顧みることなく職務を遂行して傷害を受け、そのため死亡した消防吏員又は消防団員がその功勞により特別功勞章を授与されたときに支給される。

c 報賞金

随時表彰に際し、賞じゅつ金の支給に該当しない殉職者等に対して支給される。

(7) 退職消防団員報償

非常勤消防団員の職務の特殊性にかんがみ、その勞に報いるため退職消防

団員報償規程に基づき15年以上勤続して退職した者に対し授与される。

この報償には、1号報償と2号報償とがあり、25年以上勤務して退職した者には1号報償として銀杯（大）と賞状が、15年以上25年未満勤務して退職した者には2号報償として銀杯（小）と賞状がそれぞれ授与される。

なお、消防関係者の表彰者数等は第17—10表のとおりである。

第17—10表 消防関係者の表彰者数等

(単位：人)

表彰等の種類	年度	60	61	62	63	元	2
叙位		107	88	78	98	109	114
叙勲							
特別叙勲等		104	119	106	124	118	122
生存者叙勲		809	813	833	831	799	801
銀杯		—	—	—	—	—	—
木杯		2	3	3	1	—	—
褒章							
紅綬褒章		—	—	—	—	—	—
	(61. 4. 29)	(61. 4. 29)	(62. 4. 29)	(63. 4. 29)	(元. 4. 29)	(2. 4. 29)	(3. 4. 29)
黄綬 "		2	2	2	—	2	2
	(61. 4. 29)	(61. 4. 29)	(62. 4. 29)	(63. 4. 29)	(元. 4. 29)	(2. 4. 29)	(3. 4. 29)
藍綬 "		58	58	63	59	59	61
紺綬 "		9	10	21	25	16	20
総理大臣表彰							
安全功労		5	5	5	5	6	5
防災功労		3	3	10	3	5	2
自治大臣表彰		—	—	—	10	10	15
消防庁長官表彰							
安全功労		25	20	21	26	27	30
防災功労		6	5	14	3	5	2
消防庁長官表彰 (随時)							
特別功労章		—	2	1	1	3	2
顕功章		2	1	1	2	—	3
功績章		3	11	2	3	4	15
顕彰状		1	—	2	1	—	6
表彰状		3	—	1	—	—	1
賞状		1	5	—	—	—	4
消防庁長官表彰 (定例)							
功労章		153	175	189	175	175	175
永年勤続功労章		1, 918	2, 114	2, 349	2, 348	2, 349	2, 346
表彰旗		47	49	49	47	47	47
竿頭綬		81	78	77	68	65	60
賞じゅつ金		3人	5人	4人	5人	6人	6人
		1, 480万円	4, 320万円	2, 360万円	3, 510万円	6, 090万円	4, 970万円
報賞金		2人	—	2人	2人	—	4人
		250万円	—	60万円	170万円	—	180万円
退職消防団員報償							
1号報償		9, 206	8, 096	9, 362	7, 046	8, 037	7, 286
2号報償		19, 258	16, 745	19, 544	15, 664	18, 936	17, 424

(注) 「安全功労・防災功労」、「表彰状」は個人及び団体を含み、「表彰旗」、「竿頭綬」は団体(機関)、「賞状」は隊である。

第18節 消防の科学技術の研究

消防研究所は、我が国における国立の消防の科学技術に関する研究機関として昭和23年に設立されて以来、社会的要請及び消防行政上の課題に重点を置いた研究を行っている。

平成2年度においては、職員数52人（うち研究職員35人）、当初予算額5億7,156万円（科学技術庁からの移し替えによる科学技術振興調整費623万円を含む。）となっている。

平成2年度に実施した主な研究は、次のとおりである。

1 火災安全技術の高度化に関する研究

(1) 火点放射式簡易自動スプリンクラーの開発研究

住宅の室内で発生する火災の出火点を的確にキャッチし、その付近だけに少量の水を効果的に散水し消火する住宅用の簡易自動スプリンクラーを開発するため、火点を検知するシステム、火点方向にノズルを向ける制御部及び駆動部並びに消火にも最も有効なパターンで火点に放水するノズルをそれぞれ試作し、消火実験を行い、それぞれ試作装置等について機能等の改良を行った。

(2) 難燃物品の燃焼時における有毒ガス発生に関する研究

実際の火災条件下における有毒ガスの発生危険及び各種ガスの人体に及ぼす影響の程度を明らかにするため、難燃物品及び非難燃物品の双方を含む室内可燃物による火災実験を実大の耐火2階建て住宅を用いて行い、有毒ガス発生状況、2階への流入状況及び動物への影響を調べた。

(3) 火災性状把握システムに関する研究

自動火災報知設備における非火災報発生の実態を解明し、火災を的確かつ迅速に把握する能力を持つ火災性状把握システムを開発するため、非火災報発生状況測定システムにより火災・非火災報のデータ収集し、データベース

を作成したほか、熱・煙・一酸化炭素センサーを複合センサーとして用い、これに新たに作成した火災報・非火災報識別用のファジィ・エキスパートシステムを組み込んだ火災性状把握システムを開発した。

(4) 火災規模の防災効果に及ぼす影響に関する研究

火源規模及び加熱方法の違いによる防災効果への影響を解明し、より高度な防災性能を評価するための具体的な試験方法に関しての基礎資料を得るため、固定のパイロット火炎と可変の放射熱を併用した試験装置を試作し、各種繊維試料について燃焼性試験を行い、火源規模及び加熱方法の違いによる防災効果への影響を把握した。また、この燃焼試験と現行の防災試験との試験結果の整合性についても把握できた。

2 消防（警防・救急救助）活動技術の高度化に関する研究

(1) 要救助者探査機器の開発に関する研究

崩壊したビルのがれき中の埋没生存者の存在及び位置を特定できる探査機器を開発するため、探査機器検知部のがれき侵入装置及び人の呼気から出される二酸化炭素を捕捉することによる要救助者の存在の確定方法について研究を行い、探査機器検知部のがれき侵入装置を試作し及び二酸化炭素検知システムを開発した。

(2) 臨海埋立地における長周期地震動予測に関する研究

臨海埋立地における大地震時の長周期地震動に係る消防防災体制の検討に資する基礎資料を得るため、東京湾岸各地で地震観測を行って得た記録をもとに、開発した地震波形数値化システム及び地震波形処理プログラムを活用して長周期地震動の特性解析をしたほか、過去の大地震記録及び開発した可搬型長周期微動測定装置を使って得た長周期微動の記録により地震動の地域特性を解析し、長周期地震動予測に関する資料を得た。

(3) 消防職員の高齢化等に対応するための消防装備の軽量化・自動化等に関する研究

消防職員の高齢化及び消防活動の一層の機動化に対応するため、はしご車のはしごを自動的に目標位置に架梯する装置（自動架梯装置）の模型はしご

(4段、全伸長4m)用自動架梯システムを開発し、30メートル級の実機はしご車用自動架梯システムを試作した。

また、消防ポンプ自動車に装備する積載三連はしごの軽量化を図るため、重量21kgの軽量積載三連はしごを試作し、各種実験によりその改良を行ったほか、積載三連はしごの消防自動車への積み卸し装置を試作した。

3 危険物災害の防止に関する研究

(1) 自己反応性物質の危険性評価に関する研究

自己反応性物質の反応特性に関する基礎資料を得るため、その一環として、オキシム及び亜硝酸エステルについて、熱特性、熱安定性、伝爆性を把握する研究として、これら物質の熱特性値及び新たに開発した密閉型圧力容器試験器による熱安定性の研究を行った。また、伝爆試験用として室内で実験できる大型の耐爆試験装置を開発設計し、これを製作して試験のための予備実験を実施した。

4 その他の経常的研究

以上のほか経常的研究として、林野火災の出火・拡大の危険度評価に関する研究、救急車の適正配置に関する研究、泡消火薬剤の有効たん白成分に関する研究、原油の燃焼性状に関する研究、屋外防災スピーカーの音声競合による聴取障害排除に関する基礎的研究、少量のガス系消火剤による消炎濃度の測定法に関する研究、帯電油の放電による着火に関する研究、集積プラスチック火災の消火限界酸素濃度等に関する研究、消火設備の地下埋設管の液状化対策に関する研究、石油タンクの隅肉溶接部における有害最小き裂寸法に関する研究、消防ポンプ自動化運転付加装置の実用化に関する研究、大規模地震火災の覚知状況に対応した効率的消防力運用に関する研究、床埋め込み光源の点滅走行による避難誘導効果に関する研究及び特殊放水銃の試作研究を行った。

5 情報交換等

平成2年10月、第38回全国消防技術者会議を開催し、約620名の消防防災関係者の参加の下に、2日間にわたり有意義な意見交換及び討論を行った。また、内外の試験研究機関への訪問、研究者の来訪、学会、各種委員会、研究会への参加等により情報交換を活発に行い、研究開発の効果的な推進を図っている。

第19節 消 防 財 政

1 市町村の消防費

(1) 消防費の決算状況

市町村の普通会計（公営事業会計以外の会計をいう。）における消防費の状況は第19—1表のとおりである。平成元年度の消防費歳出決算額は1兆2,622億円（前年度1兆1,603億円）で、前年度に比べ1,019億円（8.8%）の増加となっている。

なお、市町村の普通会計歳出決算額37兆498億円（前年度33兆5,513億円）に占める消防費決算額の割合は3.4%（前年度3.5%）となっている。

(2) 1世帯当たり及び住民1人当たりの消防費

平成元年度の1世帯当たりの消防費の全国平均額は3万667円（前年度2万8,605円）であり、住民1人当たりでは1万283円（前年度9,484円）となっている（第19—1表）。

第19—1表 普通会計決算額と消防費決算額との比較並びに
1世帯当たり及び住民1人当たり消防費の推移

年 度	普通会計 決算額 (百万円)(A)	消防費 決算額 (百万円)(B)	1世帯当 り消防費 (円)	住民1人 当たり 消 防 費 (円)	(B)/(A)×100 (%)
62	31,688,044	1,079,381	26,968	8,857	3.4
63	33,551,321	1,160,268	28,605	9,484	3.5
元	37,049,828	1,262,150	30,667	10,283	3.4

(注) 1 世帯数及び人口は、当該年度の3月31日現在の数値である。
2 各決算額は純計額であり、消防に関する一部事務組合等に対する負担金等の重複は除いている。

(3) 経費の性質別内訳

平成元年度消防費決算額1兆2,622億円の性質別内訳は、人件費9,048億円（全体の71.7%、前年度72.3%）、物件費1,029億円（同8.2%、前年度7.9

%）、普通建設事業費1,972億円（同15.6%、前年度15.2%）、その他572億円（同4.5%、前年度4.6%）となっている。

これを前年度と比較すると、人件費が659億円（7.9%）、物件費が107億円（11.6%）、普通建設事業費が213億円（12.1%）それぞれ増加している（第19—2表）。

第19—2表 市町村消防費の性質別歳出決算額の推移
(単位：億円、%)

区 分	昭和62年度		昭和63年度		平成元年度		対前年度比較	
	金額	構成比	金額 (A)	構成比	金額 (B)	構成比	増減額 (B)-(A)(C)	増減率 (C)/(A)×100
人 件 費	7,989	74.0	8,389	72.3	9,048	71.7	659	7.9
物 件 費	890	8.2	922	7.9	1,029	8.2	107	11.6
普通建設事業費	1,418	13.1	1,759	15.2	1,972	15.6	213	12.1
補助事業費	335	3.1	340	2.9	361	2.9	21	6.2
単独事業費	1,082	10.0	1,417	12.2	1,609	12.7	192	13.5
受託事業費	1	0.0	2	0.0	3	0.0	1	100.0
そ の 他	497	4.6	532	4.6	572	4.5	40	7.5
計	10,794	100.0	11,603	100.0	12,622	100.0	1,019	8.8

(注) 単位未満四捨五入のため、合計、増減額等が一致しない場合がある。

2 市町村消防費の財源

(1) 財源構成

平成元年度の消防費決算額の財源内訳は第19—3表のとおりである。一般財源等（地方税、地方交付税、地方譲与税等使途が特定されていない財源）が1兆1,457億円（全体の90.8%、前年度90.7%）、次いで地方債718億円（同5.7%、前年度5.7%）、国庫補助金138億円（同1.1%、前年度1.2%）となっている。

(2) 地方交付税

地方交付税における消防費の基準財政需要額については、市町村における消防費の実情を勘案して算定しており、第19—4表のとおり逐年増加している。平成2年度の単位費用は7,440円（対前年度伸び率6.4%）、基準財政需要額は1兆2,649億円（対前年度伸び率7.4%）であったが、平成3年度は、

第19—3表 市町村消防費決算額の財源内訳

(単位：億円、%)

区 分	昭和62年度		昭和63年度		平成元年度		対前年度比較		
	金額	構成比	金額(A)	構成比	金額(B)	構成比	増減額(B)-(A)	増減率(C)/(A)×100	
決 算 額	10,794	100.0	11,603	100.0	12,622	100.0	1,019	8.8	
一 般 財 源 等	9,835	91.1	10,528	90.7	11,457	90.8	929	8.8	
特 定 財 源	国庫補助金	137	1.3	134	1.2	138	1.1	4	3.0
	地方債	557	5.2	662	5.7	718	5.7	56	8.5
	使用料、手数料	32	0.3	33	0.3	34	0.3	1	3.0
	その他	233	2.1	246	2.1	275	2.2	29	11.8
	計	959	8.9	1,075	9.3	1,165	9.2	90	8.4

(注) 単位未満四捨五入のため、増減額等が一致しない場合がある。

第19—4表 消防費の単位費用及び基準財政需要額の推移

年 度	単 位 費 用 (円)	対前年度伸び率 (%)	基準財政需要額 (百万円)	対前年度伸び率 (%)
62	6,460	2.4	1,084,171	2.4
63	6,630	2.6	1,127,092	4.0
元	6,990	5.4	1,177,828	4.5
2	7,440	6.4	1,264,871	7.4
3	7,960	7.0	1,354,348	7.1

週44時間勤務体制を達成するため、消防吏員を3名増員したほか、消防団員の処遇改善等により単位費用は7,960円(対前年度伸び率7.0%)に引き上げられ、基準財政需要額は1兆3,543億円(対前年度伸び率7.1%)に増加している。

(3) 国庫補助金

市町村の消防施設整備に対する補助金としては、国庫補助金と都道府県補助金とがある。国は、消防施設強化促進法による補助及び予算補助により、市町村の消防施設の整備について、補助基準額の3分の1以内の補助を行っている。なお、国の財政上の特別措置等により、補助率が引き上げられるものについては、それぞれの特別法等において規定されており、人口急増地域の市町村に対しては2分の1又は10分の4、地震防災対策強化地域の市町村

及び石油コンビナート等所在市町村に対しては2分の1、過疎地域、離島地域、地域改善対策地域、新東京国際空港周辺地域及び沖縄県の市町村に対しては3分の2以内の補助を行っている。ただし、昭和61年度から昭和63年度までは特例措置として、国の補助金等の臨時特例等に関する法律(昭和61年法律第46号)により、過疎地域及び離島地域の市町村に対しては10分の5.5、新東京国際空港周辺地域の市及び町村に対してはそれぞれ10分の6及び3分の2とされていたが、国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律(平成元年法律第22号)により、平成2年度まで、さらに、国の補助金等の臨時特例等に関する法律(平成3年法律第15号)により、平成4年度又は平成5年度までこの特例措置が延長されている。

平成2年度までに市町村に対して交付された国庫補助金による消防施設の整備状況は、第19—5表のとおりである。最近の国庫補助金による整備状況をみると、基本的な消防施設である消防ポンプ自動車や防火水槽の整備が進展するとともに、特殊火災や人命救助のための化学消防ポンプ自動車、はしご付消防ポンプ自動車、救助工作車等の科学消防施設の整備が進んでいる。

市町村に対する国庫補助金予算額については、国の厳しい財政状況を反映し昭和57年度以降毎年減少してきたが、平成元年度においては前年度と比較して1.9%増、平成2年度は2.0%増、平成3年度は6.1%増の148億2,794万円(前年度139億7,018万円)となった。なお、平成3年度においては、消防行政の着実な進展を図り、消防防災施設等の整備強化を図るため、消防補助金の構成を従来とは大きく改め、投資的経費の消防防災施設整備費補助金及び経常的経費の消防防設備整備費補助金とに分類する等予算項目の整理統合を行った。平成3年度の補助金については、限られた補助金を重点的、効率的に配分することとしている。また、救急隊員の行う応急処置等の範囲が拡大されたことに伴い、これに対応して、救急用資機材等の高度化を促進するため、新たに救急高度化推進整備事業を補助対象とした。また、積雪寒冷地における消防ポンプ自動車及び水槽付消防ポンプ自動車が、安全、迅速かつ的確な消防活動ができるように車体に積雪寒冷地特有の特殊ぎ装を補助対象とした。さらに、施設においては、水域に接した地域の建物及び船舶にお

第19-5表 国庫補助金による

区 分	昭 和 63 年 度		平 成	
	数 量	補 助 金	数 量	
一 般 消 防 施 設	消 防 手 小 火 災 防 防 積 水 可 消 防 訓 小	881 — 393 — 404 1,894 350 15 46 — 72 9 —	2,782,800 — 207,909 — 78,868 2,733,366 426,493 85,379 28,574 — 352,413 44,451 6,740,253	851 — 340 — 391 1,648 383 18 51 — 99 8 —
	ポンプ動力機	—	—	
	自動ボボ機	—	—	
	受信機	—	—	
	電話	—	—	
	水	—	—	
	搬式散水装置	—	—	
	可搬式散水装置	—	—	
	消防団活性化総合整備事業	—	—	
	消防団活性化総合整備事業	—	—	
	計	—	—	
科 学 消 防 施 設	化学消防ポンプ自動車	36	262,958	48
	はしご付消防ポンプ自動車	67	1,150,508	75
	救急消防ポンプ自動車	15	18,390	15
	ヘリコプター	4	234,560	3
	救助工作車	1	109,800	3
	折放工水塔	—	—	—
	野発火災泡工	1	4,734	3
	ブッシュエンジン	—	—	6
	チエニコン	—	—	—
	大型化学消防ポンプ自動車	—	—	2
	大型高液所搬送車	1	3,376	1
原力災害用化学消防ポンプ自動車	—	—	—	
空港防団緊急伝達システム	—	—	—	
自然水利用施設	1	1,065	2	
防空緊急通信指令システム	56	596,844	54	
救助資機材等総合整備事業	166	661,424	111	
計	—	9,853,912	—	
救急業務用地図等検索装置	—	—	—	
救急医療情報収集装置	—	—	—	
消防吏員待機宿舎	—	—	—	
合 計	—	9,853,912	—	

(注) 1 旧大震火災対策施設等整備費補助金に係る分は含まれていない。
 2 可搬式散水装置については、昭和59年度から可搬式送水装置及び軽可搬
 3 救助工作車については、昭和62年度から救助資機材等総合整備事業に含
 4 昭和63年度から消防団活性化モデル事業と消防団緊急伝達システムを統

年度別消防防災設備整備状況

(単位：千円)

元 年 度	平 成 2 年 度		昭 和 28 年 度 ~ 平 成 2 年 度	
	補 助 金	数 量	補 助 金	数 量
—	2,806,356	890	2,976,856	29,900
—	—	—	—	53,802,078
—	187,543	362	196,987	79,787
—	—	—	—	9,890,501
—	—	—	—	42,916
—	—	—	—	8,520
—	81,661	266	56,144	3,658,314
—	2,481,203	1,611	2,403,489	78,995,059
—	494,401	348	440,116	12,215,285
—	111,030	19	109,462	1,990,342
—	29,573	21	11,644	373,843
—	—	—	—	175,868
—	—	—	—	77
—	381,021	99	451,054	1,184,488
—	40,696	14	71,218	427,325
—	6,613,484	—	6,716,970	163,315,740
—	345,333	45	295,726	5,036,094
—	1,705,402	77	1,872,521	20,521,775
—	18,340	15	18,340	529,465
—	145,985	3	225,322	1,661,352
—	316,663	2	226,188	1,909,585
—	—	—	—	50,000
—	—	—	—	1,655,687
—	12,460	3	37,611	200,543
—	14,628	3	14,628	175,600
—	22,552	10	10,670	220,499
—	—	—	—	2,980
—	—	7	3,258	3,258
—	22,680	1	11,340	1,022,061
—	—	1	18,495	1,657,042
—	3,477	1	3,477	281,738
—	—	—	—	24,375
—	—	—	—	80,222
—	—	—	—	99,276
—	2,206	1	1,103	15,159
—	22,183	1	1,043	116,226
—	523,434	49	683,479	2,531,431
—	—	1	71,756	281,756
—	514,798	83	475,110	2,301,058
—	3,670,141	—	3,970,067	40,377,182
—	10,283,625	—	10,687,037	203,692,922
—	—	—	—	473
—	—	—	—	96,772
—	—	—	—	20,979
—	—	—	—	995,777
—	10,283,625	—	10,687,037	206,171,305

ポンプを含む。
 まれる。
 合して、消防団活性化総合整備事業とした。

ける火災等に対処するために消防艇、設備においては、高層建築物における災害防ぎょ及び人命救助のためのはしご付消防ポンプ自動車、緊急時における消防防災情報の迅速・的確な処理を行い適切で効果的な消防救急活動を行うため消防緊急通信指令施設、地域社会における消防防災活動の中核である消防団の活性化を推進するための消防団活性化総合整備事業及び航空消防を強化するためのヘリコプターについてそれぞれ数量の増を図った。

なお、都道府県に対する補助対象施設としては、防災ヘリコプター（平成3年度予算額1億1,309万円）及び消防防災無線通信施設がある。

(4) 地方債

消防施設整備のためには多額の経費を必要とするが、補助金や一般財源に加えて重要な役割を果たしているのが地方債である。市町村における消防防災施設整備事業に対する地方債の許可額の状況は、第19—6表のとおりである。

なお、昭和61年度から地域の特性に応じた災害に強い安全なまちづくりを積極的に推進し、住民生活の安全を確保し、地域社会における消防防災基盤

第19—6表 市町村の消防防災施設整備事業に対する地方債許可額の推移（一般単独事業、指定都市及び市町村分）

（単位：百万円、％）

区 分	昭和62年度	昭和63年度 (A)	平成元年度 (B)	対前年度比較	
				増減額 (B)-(A)(C)	増減率 (C)/(A)×100
消防防災施設整備事業債					
政府資金	4,587	4,244	15,581	11,337	267.1
共済組合資金	7,702	6,285	6,632	347	5.5
損保資金	6,521	11,331	10,632	△ 699	△ 6.2
市有物件資金	4,925	4,663	4,613	△ 50	△ 1.1
全国自治協会資金	2,636	2,624	2,584	△ 40	△ 1.5
共済農協連資金	2,989	2,881	995	△ 1,886	△ 65.5
その他	4,789	9,227	11,061	1,834	19.9
小 計	34,149	41,255	52,098	10,843	26.3
地域総合整備事業債 （防災まちづくり事業）	12,653	18,932	20,149	1,217	6.4
合 計	46,802	60,187	72,247	12,060	20.0

の整備の推進を図るため、防災まちづくり事業を実施している。防災まちづくり事業に要する経費については、地域総合整備事業債（特別分・一般分）の発行が認められ、特別分の元利償還金については、地方交付税措置が講じられることとされている。主な対象事業例としては、防災センター、コミュニティ消防センター、防災資機材地域備蓄施設、防火水槽、小型動力ポンプ、防災無線施設、消防緊急通信指令施設、災害弱者緊急通報システムモデル事業等の消防防災施設整備並びに避難路（防災車両の進入のための道路を含む。）及び避難地の防災基盤整備がある。

また、昭和63年度からふるさとづくり特別対策事業、平成2年度から地域づくり推進事業の活用により、都道府県や市町村が行う高度情報ネットワーク構築事業を推進している。ふるさとづくり特別対策事業及び地域づくり推進事業に要する経費については、地域総合整備事業債（ふるさとづくり事業分）の発行が認められるとともに、元利償還金等に対する地方交付税措置が講じられることとされている。

(5) その他

市町村の消防の財源としては、前記(2)～(4)のほか、特に消防費に関係する財源として、入湯税、航空機燃料譲与税、交通安全対策特別交付金、電源立地促進対策交付金、石油貯蔵施設立地対策等交付金、高速自動車国道救急業務実施市町村支弁金、防衛施設周辺整備助成補助金等がある。

3 都道府県の消防防災費

都道府県の消防防災費の状況は、第19—7表のとおりである。平成元年度における歳出決算額は478億8,800万円であり、平成元年度都道府県普通会計歳出決算額に占める割合は0.12%である。その内容は、危険物及び高圧ガス取締り、火災予防等に要する事務費、消防学校費、防災資機材及び防災施設の建設・管理運営費等である。

市町村に対する都道府県の助成措置としては、補助金と貸付金とがある。

平成元年度における補助金の総額は84億3,500万円で、前年度に比べて1億7,300万円（2.1%）増加している。補助対象、補助率については、各都道

第19—7表 都道府県の消防防災費決算額と消防関係補助金等の推移

(単位：百万円、%)

年 度	普通会計 決 算 額	消防防災費 決 算 額	(B)/(A)×100	(B)のうち市町村に対するもの	
	(A)	(B)		補 助 金	貸 付 金
62	34,782,620	34,607	0.10	7,931	777
63	36,468,140	42,978	0.12	8,262	420
元	39,775,825	47,888	0.12	8,435	597

(注) 地方財政統計年報による。

府県により必ずしも同一ではないが、各地の実情に応じ、小型動力ポンプ、消防無線、防火水槽、科学消防施設等を対象に国庫補助に準じて定率若しくは定額の補助又は国庫補助の上積み補助の方法によっている。

また、貸付金の総額は5億9,700万円で、前年度に比べて1億7,700万円

第19—8表 平成3年度消防庁関係予算主要事項別一覧表

(単位：千円、%)

事 項	平成3年度 予算額(案) (A)	平成2年度 予 算 額 (B)	増 △ 減 (A)-(B)	前 年 度 対 比 (A)/(B)
〔主 要 事 項〕				
1 消防防災施設整備に必要な経費	4,280,827	4,041,241	239,586	105.9
(1) 市町村消防施設整備費補助金	2,962,674	2,865,779	96,895	103.4
(2) 特殊災害用消防施設整備費補助金	212,011	212,249	△ 238	99.9
(3) 大震火災対策施設整備費補助金	1,106,142	963,213	142,929	114.8
(ア) 一 般 分	541,660	469,838	71,822	115.3
(イ) 地震強化分	564,482	493,375	71,107	114.4
2 消防防災設備整備に必要な経費	10,547,116	9,928,934	618,182	106.2
(1) 市町村消防設備整備費補助金	9,186,621	8,108,689	1,077,932	113.3
(2) 特殊災害用消防設備整備費補助金	93,438	93,191	247	100.3
(ア) 石油コンビナート分	36,789	36,789	0	100.0
(イ) 林 野 分	56,649	56,402	247	100.4
(3) 大震火災対策設備整備費補助金	1,267,057	1,727,054	△ 459,997	73.4
(ア) 一 般 分	66,525	76,161	△ 9,636	87.3
(イ) 地震強化分	111,705	111,705	0	100.0
(ウ) 消防防災無線分	1,088,827	1,539,188	△ 450,361	70.7
(小 計)	14,827,943	13,970,175	857,768	106.1
〔その他の経費〕	2,272,947	2,131,113	141,834	106.7
【合 計】	17,100,890	16,101,288	999,602	106.2

(42.1%) 増加している。

4 国の消防費

消防庁の平成2年度予算額は、第19—8表に示すとおり、前年度より6.2%増の171億89万円となっている。

総額のうち148億2,794万円(対前年度比106.1%)は、消防防災施設整備費補助金及び消防防災設備整備費補助金に充てられている。

附属資料

(注) 表のみかた等

- 1 各表の数値は、表示単位未満を四捨五入したものである。したがって、計の数値がその内訳を合算した数値と一致しない場合がある。
- 2 各表の記号等は次のとおりである。
—又は空欄：皆無（該当なし） 0 : 単位未満
△ : 負数 ... : 不明
- 3 「12大都市」とは、札幌市、仙台市、東京都特別区、川崎市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市及び福岡市をいう。

附属資料1 平成2年度の法令の制定

平成2年度に制定された政令（消防関係）

政 令 名	施行年月日	要 旨（消防関係分）
危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成2年政令第101号）	2. 5. 23	給油取扱所において灯油を注入することができる車両に固定されたタンクの容量を2,000リットル以下から4,000リットル以下に緩和するとともに、屋外タンク貯蔵所に係る保安検査につき危険物保安技術協会に委託できる審査事項に、液体危険物タンクの底部の板の厚さに関する事項を加えた。
消防法施行令の一部を改正する政令（平成2年政令第119号）	2. 6. 1	防火対象物の道路の用に供される部分に対し、特殊消火設備、自動火災報知設備及び連結送水管の設置を義務づけるとともに、炎感知器を火災報知設備の感知器として取り扱うこととした。
非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（平成2年政令第139号）	2. 6. 8	非常勤消防団員等に係る損害補償について補償基礎額の引上げを行う等の改善を図った。
石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令（平成2年政令第204号）	2. 7. 3	石油コンビナート等特別防災区域として、新たに田原地区を指定するとともに、苫小牧地区等について区域の拡張を行った。
消防法施行令の一部を改正する政令（平成2年政令第170号）	2. 12. 1	物品販売店舗等のスプリンクラー設備に関して、床面積の合計が3,000平方メートル以上のものに設置を義務づけることとした。
老人福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成2年政令第347号）	3. 1. 1	大規模地震対策特別措置法施行令第4条に定める地震防災応急計画を作成しなければならない施設である精神薄弱者援護施設に精神薄弱者通勤寮及び精神薄弱者福祉ホームが、老人福祉施設に老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設が加えられた。

政 令 名	施行年月日	要 旨 (消防関係分)
危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令(平成3年政令第24号)	3. 4. 1	地下貯蔵タンクの技術上の基準に危険物の漏れを常時検知することができる措置を講じた二重殻タンクに係る基準を新設するとともに、規則で定める場合に、被けん引自動車に固定された移動タンク貯蔵所をけん引自動車と結合しないことができるよう措置した。また、危険物の製造所等の許可等の手数料の額について所要の改正を行った。
石油コンビナート等災害防止法施行令の一部を改正する政令(平成3年政令第27号)	3. 4. 1	最近における経済情勢等にかんがみ、石油コンビナート等特別防災区域における第1種事業所の新設等に係る確認手数料及び特定防災施設等に係る検査手数料の額を引き上げた。
石油パイプライン事業法施行令の一部を改正する政令(平成3年政令第50号)	3. 4. 1	石油パイプラインの完成検査等の手数料の額について所要の改正を行った。

附属資料2 平成2年中の主な火災

月 日	事 項
1. 6	大分県日田市の住宅、3人死亡、1人負傷。
1. 10	三重県南牟婁郡御浜町の倉庫、損害額6億3,500万円。
1. 18	静岡県清水市の共同住宅、3階から出火、3人死亡、3人負傷。
2. 8	和歌山県和歌山市での車両火災、運転席部から出火、3人死亡。原因は放火。
2. 9	山口県岩国市の住宅、3人死亡。
2. 24	東京都新宿区の店舗、損害額3億794万9千円。原因は放火。
2. 27	神奈川県横須賀市店舗兼住宅、3人死亡、2人負傷。原因はたばこ。
3. 3	宮城県加美郡色麻町での車両火災、3人死亡。原因は放火。
3. 4	大阪府柏原市の店舗、損害額3億9,419万3千円。原因は放火の疑い。
3. 7	大阪府枚方市の長屋式住宅、4人死亡。原因はライターによる火あそび。
3. 12	三重県尾鷲市の建物火災、3人死亡、3人負傷、損害額6億763万1千円。
3. 15	栃木県足利市の工場、損害額6億1,135万円。
3. 18	兵庫県尼崎市の百貨店、15人死亡、6人負傷、損害額1億7,404万7千円。
5. 12	福島県いわき市の百貨店、損害額7億4,773万1千円。
5. 15	東京都立川市の簡易宿所、3人死亡、7人負傷。原因は放火。
5. 23	青森県五所川原市の住宅、2人死亡、損害額10億4,356万7千円。
5. 26	東京都板橋区の石油化学工場、8人死亡、18人負傷。
5. 26	和歌山県和歌山市の工場、焼損面積5,300m ² 。
5. 27	兵庫県神崎郡福崎町の小学校、保健室から出火、損害額4億3,031万9千円。
6. 5	愛媛県宇和島市の住宅、3人死亡。
6. 12	山形県長井市の倉庫、23人負傷、損害額3億352万4千円。
6. 23	静岡県沼津市の軽鋼製造業、40人負傷。
6. 29	愛知県豊橋市の煙火製造業、5人死亡、5人負傷。
7. 6	愛知県丹羽郡大口町の倉庫、焼損面積4,340m ² 、損害額13億6,567万8千円。

月 日	事 項
7. 8	静岡県駿東郡長泉町の住宅、3人死亡、3人負傷。
7. 18	広島県呉市の住宅、4人死亡。原因は放火の疑い。
7. 20	愛知県西尾市の住宅、3人死亡、1人負傷。
7. 24	千葉県香取郡小見川町の住宅、4人死亡。
7. 29	千葉県君津郡袖ヶ浦町の工場、損害額7億6,401万4千円。
7. 29	熊本県下益城郡松橋町の車両火災、3人死亡。原因は放火。
8. 7	栃木県栃木市の店舗、損害額4億277万9千円。
8. 9	福岡県直方市の車両火災、5人死亡。
8. 9	滋賀県甲賀郡土山町の林野火災、14人負傷。
8. 12	栃木県那須郡那須町の車両火災、4人死亡、2人負傷。
8. 20	福岡県八女市の人形製造業、損害額5億832万2千円。
9. 6	栃木県佐野市の工場併用寄宿舍、焼損面積3,146m ² 。
9. 11	東京都世田谷区の自動車整備工場、損害額5億1,986万6千円。
9. 21	山梨県東山梨郡三富村でのヘリコプター火災、3人死亡。
10. 28	福島県岩瀬郡長沼町の住宅、3人死亡、1人負傷。
11. 2	岡山県岡山市の工場、損害額6億734万7千円。
11. 10	大阪府大阪市の住宅、3人死亡。
11. 11	大阪府大阪市の車両火災、3人死亡、2人負傷。
11. 23	新潟県新井市の住宅、3人死亡、2人負傷。
11. 23	愛知県豊橋市のスナックバー、5人死亡、1人負傷。原因は放火。
11. 25	愛知県名古屋市の工場、損害額3億6,771万7千円。
11. 27	茨城県日立市の美容室、3人死亡、3人負傷。
12. 4	富山県西礪波郡福光町の住宅、4人死亡、1人負傷。
12. 14	神奈川県平塚市の住宅、3人死亡、1人負傷。
12. 15	山口県岩国市の車両火災、3人死亡。原因は放火。
12. 20	山梨県南都留郡忍野村の製材業、損害額3億1,329万1千円。
12. 25	東京都足立区の資材倉庫、損害額4億7,776万7千円。

月 日	事 項
12. 31	北海道上川郡清水町の養鶏舎、焼損面積3,162m ² 。

(注) この表には、原則として、死者3人以上、負傷者10人以上、建物焼損面積3,000m²以上、林野焼損面積150ha以上又は損害額3億円以上のものを掲げた。

附属資料 3 都 道 府 県 別

区分	出 火 件 数						
	計	建 物	林 野	車 両	船 舶	航空機	その他
都道府県							
北海道	2 280	1 664	58	264	19	—	275
青森	646	477	82	27	2	—	58
岩手	515	354	63	42	3	—	53
宮城	1 120	686	86	102	4	—	242
秋田	489	317	81	32	2	—	57
山形	486	353	38	28	2	—	65
福島	836	586	61	66	1	1	121
茨城	1 497	833	87	155	2	—	420
栃木	976	587	60	119	—	—	210
群馬	715	523	28	84	—	—	80
埼玉	2 593	1 692	35	319	1	—	546
千葉	2 713	1 468	141	296	4	—	804
東京都	6 754	3 935	23	726	4	—	2 066
神奈川県	2 829	1 739	23	418	7	1	641
新潟	939	655	57	91	4	—	132
富山	244	202	3	27	1	—	11
石川	387	247	40	35	1	—	64
福井	289	215	16	32	2	—	24
山梨	427	257	38	53	—	1	78
長野	839	550	68	61	—	—	160
岐阜	1 047	543	102	114	—	—	288
静岡県	1 792	1 014	81	167	4	—	526
愛知県	3 745	1 960	123	404	5	—	1 253
三重	902	484	83	86	2	—	247
滋賀	395	247	14	62	1	—	71
京都	546	390	25	82	—	—	49
大阪	4 416	2 926	81	706	6	—	697
兵庫県	3 018	1 649	228	324	7	—	810
奈良	345	231	12	56	—	—	46
和歌山	335	224	26	36	1	—	48

火 災 損 害 状 況

(平成2年中)

焼 損 棟 数	焼 損 面 積				
	計	全 焼 半 焼 部 分 焼			
計	全 焼	半 焼	部 分 焼	建 物(m ²)	林 野(a)
1 881	464	270	1 147	96 414	8 180
636	250	73	313	36 863	7 985
554	280	38	236	41 850	1 686
943	269	74	600	35 217	1 376
428	193	45	190	34 860	4 939
486	174	42	270	26 738	3 519
858	342	80	436	49 708	3 644
1 246	491	102	653	54 625	897
818	283	60	475	47 537	913
739	284	70	385	35 713	719
2 464	617	200	1 647	74 080	320
2 313	812	179	1 322	59 459	946
5 219	441	323	4 455	65 228	269
2 312	416	181	1 715	49 646	205
909	232	94	583	37 145	2 303
252	82	36	134	14 863	45
342	78	30	234	15 092	970
339	95	36	208	16 421	766
340	107	41	192	15 575	1 920
691	203	69	419	29 140	1 594
691	173	59	459	26 416	2 176
1 333	310	121	902	44 856	1 057
2 534	438	189	1 907	89 048	959
679	196	54	429	28 910	2 500
318	86	28	204	13 895	902
596	129	73	394	21 456	774
3 793	348	320	3 125	83 992	8 336
2 130	330	191	1 609	62 447	3 852
314	101	40	173	19 828	605
357	144	40	173	23 464	5 036

附属資料3 都道府県別

区分	出火件数						
	計	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他
都道府県							
鳥取	236	179	14	19	—	—	24
島根	424	202	61	34	4	—	123
岡山	818	561	68	82	1	—	106
広島	1 693	922	179	158	11	—	423
山口	712	411	74	59	5	—	163
徳島	406	256	43	26	—	—	81
香川	514	332	33	52	5	—	92
愛媛	649	492	30	46	8	—	73
高知	466	301	43	39	2	—	81
福岡	2 424	1 483	116	279	6	1	539
佐賀	318	214	16	30	1	—	57
長崎	638	394	45	52	8	—	139
熊本	645	463	56	55	4	—	67
大分	491	363	38	34	4	—	52
宮崎	610	387	70	40	1	—	112
鹿児島	869	589	65	74	2	—	139
沖縄	477	211	44	80	1	—	141
都道府県計	56 505	34 768	2 858	6 173	148	4	12 554
札幌	507	363	3	78	—	—	63
仙台	436	260	7	39	—	—	130
東京	4 922	2 975	—	539	4	—	1 404
川崎	940	579	—	163	3	—	195
横浜	489	312	—	77	2	—	98
名古屋	1 191	628	23	141	—	—	399
京都	234	186	3	34	—	—	11
大阪	1 542	1 060	—	270	4	—	208
神戸	786	412	37	118	3	—	216
広島	634	335	27	82	3	—	187
北九州	548	329	20	51	1	—	147
福岡	480	321	14	87	2	—	56
12大都市計	12 709	7 760	134	1 679	22	—	3 114

火災損害状況(つづき)

(平成2年中)

計	焼損棟数			焼損面積	
	全焼	半焼	部分焼	建物(m ²)	林野(a)
252	82	26	144	12 578	130
299	118	25	156	14 024	1 649
781	226	82	473	38 743	4 083
1 296	301	94	901	39 752	6 216
556	151	52	353	18 624	1 857
338	86	36	216	12 254	1 531
424	121	55	248	16 849	3 196
710	217	61	432	26 778	1 523
442	165	55	222	16 595	2 729
2 066	453	164	1 449	69 393	22 841
281	105	26	150	16 504	358
554	179	45	330	24 082	486
817	387	44	386	29 959	3 239
509	198	37	274	22 412	2 527
576	204	33	339	22 483	1 466
870	353	40	477	35 525	1 312
250	68	30	152	7 023	8 789
47 536	11 782	4 063	31 691	1 674 064	133 325
387	28	38	321	6 570	153
325	37	25	263	5 547	142
3 968	297	241	3 430	46 071	—
784	124	69	591	15 382	—
407	57	30	320	8 410	—
866	97	50	719	22 059	77
314	32	50	232	7 444	111
1 351	60	108	1 183	18 056	—
533	43	42	448	6 984	211
465	49	24	392	5 736	164
438	75	34	329	10 872	19 896
454	62	34	358	9 730	95
10 292	961	745	8 586	162 861	20 849

附属資料 3 都 道 府 県 別

区 分	死傷者数		り 災 世 帯 数				り 災 人員数
	死 者	負傷者	計	全 損	半 損	小 損	
都道府県							
北海道	72	306	1 282	298	192	792	3 623
青森	34	78	414	173	44	197	1 365
岩手	31	62	280	121	18	141	1 011
宮城	39	142	527	137	29	361	1 738
秋田	25	52	252	107	24	121	915
山形	24	116	329	114	31	184	1 142
福島	49	109	485	179	45	261	1 706
茨城	45	170	722	248	56	418	2 362
栃木	36	103	491	166	28	297	1 678
群馬	32	77	416	136	32	248	1 393
埼玉	87	358	1 622	402	126	1 094	5 178
千葉	86	258	1 322	323	100	899	4 309
東京都	122	1 060	4 514	660	475	3 379	11 375
神奈川県	98	373	1 923	400	196	1 327	5 362
新潟	37	122	623	152	64	407	2 180
富山	20	48	186	86	26	74	580
石川	15	59	256	55	25	176	893
福井	15	51	200	48	20	132	738
山梨	18	37	177	54	20	103	588
長野	46	109	403	98	44	261	1 445
岐阜	36	102	418	96	32	290	1 438
静岡県	50	241	815	205	63	547	2 606
愛知県	73	328	1 699	311	129	1 259	5 258
三重	25	90	405	104	33	268	1 380
滋賀	15	49	173	37	20	116	626
京都	27	95	401	82	54	265	959
大阪	115	606	3 483	779	306	2 398	9 410
兵庫県	75	310	1 602	359	135	1 108	4 628
奈良	17	51	196	66	26	104	730
和歌山	22	63	210	77	21	112	608

火 災 損 害 状 況 (つづき)

(平成2年中)

計	損 害 額 (千円)							
	建 物			林 野	車 両	船 舶	航空機	その他
	建 物	収 容 物	小 計					
6 460 591	2 937 286	3 037 342	5 974 628	60 064	164 645	141 092	—	120 162
3 024 738	1 236 462	1 720 756	2 957 218	46 171	11 282	82	—	9 985
2 015 070	1 211 775	761 493	1 973 268	7 159	29 490	101	—	5 052
2 385 295	1 505 066	762 485	2 267 551	9 908	56 780	28 099	—	22 957
2 330 467	1 177 369	1 072 214	2 249 583	35 828	20 797	4 702	—	19 557
1 731 353	1 019 581	656 851	1 676 432	3 205	28 564	4 994	—	18 158
3 554 457	1 790 829	1 625 281	3 416 110	6 029	34 496	27 965	2 390	67 467
5 359 543	3 111 725	2 061 436	5 173 161	12 343	109 560	5 320	—	59 159
3 902 760	1 805 601	1 907 981	3 713 582	2 542	119 538	—	—	67 098
2 728 177	1 484 780	1 176 031	2 660 811	3 294	48 241	—	—	15 831
8 528 164	4 726 961	3 483 468	8 210 429	1 973	167 279	10 798	—	137 685
6 843 397	3 580 029	2 888 433	6 468 462	12 210	206 964	44 843	—	110 918
15 396 784	5 666 233	9 380 771	15 047 004	426	260 014	7 302	—	82 038
6 709 891	3 494 334	2 876 209	6 370 543	4 761	257 660	1 000	—	75 927
3 017 292	1 697 081	1 163 129	2 860 210	3 150	65 457	41 178	—	47 297
992 377	504 929	470 171	975 100	224	13 054	50	—	3 949
1 498 418	945 806	511 375	1 457 181	4 778	32 901	50	—	3 508
1 198 165	686 928	460 081	1 147 009	854	35 204	9 440	—	5 658
1 437 461	609 428	474 247	1 083 675	6 947	52 949	—	51 777	242 113
2 018 513	1 040 606	930 799	1 971 405	3 291	29 826	—	—	13 991
1 973 950	938 165	888 407	1 826 572	20 295	54 461	—	—	72 622
4 179 438	2 064 117	1 971 746	4 035 863	9 274	73 905	39 010	—	21 386
8 722 066	4 020 701	4 370 078	8 390 779	646	213 621	15 476	—	101 544
3 175 080	1 500 420	1 597 108	3 097 528	2 837	64 517	50	—	10 148
1 098 721	593 102	457 019	1 050 121	2 102	26 784	3 478	—	16 236
2 254 221	1 233 565	949 967	2 183 532	5 406	53 366	—	—	11 917
10 109 639	4 540 771	5 126 917	9 667 688	14 925	249 776	15 126	—	162 124
5 960 906	3 362 281	2 376 844	5 739 125	8 516	114 794	1 394	—	97 077
1 729 485	1 049 806	577 816	1 627 622	1 820	53 548	—	—	46 495
1 722 730	1 031 163	632 568	1 663 731	12 215	22 989	2 010	—	21 785

附属資料3 都道府県別

区分	死傷者数		り災世帯数				り災人員数
	死者	負傷者	計	全損	半損	小損	
都道府県							
鳥取	15	45	169	51	20	98	596
島根	23	40	175	60	10	105	599
岡山	28	120	494	151	30	313	1 627
広島	68	193	893	198	59	636	2 581
山口	25	70	375	105	43	227	1 031
徳島	11	60	214	61	23	130	638
香川	11	71	253	89	18	146	818
愛媛	39	91	474	155	39	280	1 491
高知	19	75	265	98	31	136	810
福岡	70	259	1 362	328	101	933	4 185
佐賀	15	34	163	56	15	92	662
長崎	22	73	383	120	45	218	1 153
熊本	24	94	450	152	26	272	1 430
大分	28	60	301	96	19	186	976
宮崎	16	65	336	110	16	210	970
鹿児島	15	103	572	213	32	327	1 619
沖縄	13	19	148	48	19	81	468
都道府県計	1 828	7 097	32 853	8 164	2 960	21 729	98 878
札幌	16	71	343	48	46	249	869
仙台	13	59	225	39	10	176	574
東京	85	796	3 497	497	384	2 616	8 595
川崎	34	128	721	152	116	453	1 763
横浜	16	81	383	83	23	277	1 040
名古屋	16	116	721	110	48	563	1 896
京都	12	54	258	40	41	177	479
大阪	46	210	1 345	281	146	918	3 311
神戸	11	82	489	109	41	339	1 238
広島	15	73	376	50	19	307	1 050
北九州	11	51	345	100	29	216	940
福岡	16	54	296	46	19	231	832
12大都市計	291	1 775	8 999	1 555	922	6 522	22 587

火災損害状況(つづき)

(平成2年中)

計	損害額(千円)							
	建物			林野	車両	船舶	航空機	その他
	建物	収容物	小計					
570 966	424 673	138 533	563 206	432	4 038	30	—	3 260
800 076	428 176	257 554	685 730	2 991	49 807	49 322	—	12 226
2 630 716	1 099 503	1 405 860	2 505 363	24 182	61 395	82	—	39 694
2 866 866	1 307 681	1 348 489	2 656 170	4 927	138 507	36 418	—	30 844
989 733	576 421	352 201	928 622	11 327	41 027	1 040	—	7 717
863 042	427 123	398 765	825 888	6 922	15 540	—	—	14 692
1 434 189	684 762	690 263	1 375 025	22 888	26 279	1 212	—	8 785
1 589 224	795 156	704 674	1 499 830	13 305	21 453	30 801	—	23 835
993 956	583 879	387 910	971 789	5 358	12 651	38	—	4 120
4 974 715	2 635 795	2 126 291	4 762 086	23 390	111 578	1 805	16 000	59 856
1 037 583	644 696	369 491	1 014 187	1 067	17 831	5	—	4 493
1 223 067	716 394	452 132	1 168 526	2 328	31 022	15 846	—	5 345
1 583 988	952 667	586 694	1 539 361	17 881	18 692	929	—	7 125
1 037 287	700 230	300 646	1 000 876	7 085	13 583	10 304	—	5 439
1 371 541	792 336	521 539	1 313 875	13 944	16 794	18 000	—	8 928
1 905 277	995 653	859 020	1 854 673	1 974	21 223	6 276	—	21 131
526 279	318 353	168 248	486 601	3 390	17 114	2 059	—	17 115
148 457 654	74 650 398	67 437 333	142 087 731	466 584	3 290 996	577 727	70 167	1 694 449
777 376	347 873	361 837	709 710	—	53 561	—	—	14 105
363 624	192 704	142 312	335 016	128	19 404	—	—	9 076
12 177 555	4 316 054	7 617 587	11 933 641	—	191 711	7 302	—	44 901
2 124 535	1 144 117	850 475	1 994 592	—	106 881	94	—	22 968
1 293 620	556 395	679 391	1 235 786	—	30 461	300	—	27 073
2 156 281	1 139 086	947 691	2 086 777	50	52 348	—	—	17 106
953 456	460 310	473 190	933 500	—	17 843	—	—	2 113
1 731 861	787 438	799 407	1 586 845	—	95 387	8 836	—	40 793
963 296	452 784	452 114	904 898	147	49 896	485	—	7 870
742 963	294 676	411 592	706 268	473	29 966	315	—	5 941
613 254	312 272	282 020	594 292	466	14 909	580	—	3 007
780 072	385 242	365 484	750 726	589	23 766	1 080	—	3 911
24 677 893	10 388 951	13 383 100	23 772 051	1 853	686 133	18 992	—	198 864

附属資料 4 月 別 火 災

月	区分	出 火 件 数						
		計	建 物	林 野	車 両	船 舶	航空機	その他
1 月		5 509	3 646	215	452	16	—	1 180
2 月		4 213	2 997	85	440	11	—	680
3 月		6 777	3 599	730	535	9	—	1 904
4 月		5 085	3 082	457	490	8	1	1 047
5 月		4 854	2 949	293	566	16	—	1 030
6 月		3 785	2 465	110	470	13	—	727
7 月		4 252	2 581	130	518	15	—	1 008
8 月		5 489	2 727	384	628	17	2	1 731
9 月		3 851	2 308	169	472	15	1	886
10 月		3 541	2 342	62	506	13	—	618
11 月		3 949	2 619	67	518	7	—	738
12 月		5 200	3 453	156	578	8	—	1 005
計		56 505	34 768	2 858	6 173	148	4	12 554

附属資料 4 月 別 火 災

月	区分	り 災 世 帯 数				り 災 人員数	損 害	
		計	全 損	半 損	小 損		計	建 物
1 月		3 981	1 054	388	2 539	11 737	14 431 863	7 248 241
2 月		3 075	789	249	2 037	9 265	13 042 356	6 967 694
3 月		3 633	978	361	2 294	10 750	17 247 227	9 011 586
4 月		2 888	735	280	1 873	8 955	12 300 373	6 624 007
5 月		2 786	745	229	1 812	8 498	13 887 300	6 836 437
6 月		2 197	466	170	1 561	6 656	8 978 463	4 285 927
7 月		2 113	411	197	1 505	6 650	11 163 483	4 752 079
8 月		2 323	513	195	1 615	6 966	12 928 278	6 369 626
9 月		2 039	453	150	1 436	6 096	9 752 687	4 620 908
10 月		2 190	533	231	1 426	6 323	8 030 259	4 214 311
11 月		2 359	649	226	1 484	7 227	11 044 302	5 867 647
12 月		3 269	838	284	2 147	9 755	15 651 063	7 857 935
計		32 853	8 164	2 960	21 729	98 878	148 457 654	74 650 398

損 害 状 況

(平成 2 年中)

計	焼 損 棟 数			焼 損 面 積		死 傷 者 数	
	全 焼	半 焼	部 分 焼	建物(m ²)	林野(a)	死 者	負 傷 者
5 217	1 450	439	3 328	177 897	1 821	261	796
4 043	957	357	2 729	141 223	1 413	231	595
5 129	1 384	454	3 291	197 410	56 997	235	776
4 251	1 106	383	2 762	148 408	25 375	150	607
4 053	1 025	324	2 704	156 142	14 238	127	670
3 272	729	251	2 292	105 892	2 478	99	573
3 692	1 027	282	2 383	111 760	2 719	92	512
3 710	846	343	2 521	132 282	19 382	90	537
3 031	665	251	2 115	106 195	3 785	80	456
3 022	657	264	2 101	108 455	399	105	425
3 423	787	306	2 330	121 729	3 108	150	479
4 693	1 149	409	3 135	166 671	1 610	208	671
47 536	11 782	4 063	31 691	1 674 064	133 325	1 828	7 097

損 害 状 況 (つづき)

(平成 2 年中)

害 額 (千円)							
収 容 物	物		林 野	車 両	船 舶	航空機	その他
	小 計	計					
6 731 097	13 979 338	5 059	241 650	41 407	—	164 409	
5 692 093	12 659 787	6 265	189 762	28 828	—	157 714	
7 580 370	16 591 956	117 966	258 775	16 195	—	262 335	
5 185 374	11 809 381	82 343	249 842	44 530	16 000	98 277	
6 404 343	13 240 780	115 720	314 062	43 531	—	173 207	
4 325 651	8 611 578	13 925	204 212	45 782	—	102 966	
5 900 205	10 652 284	20 205	314 437	86 015	—	90 542	
5 781 940	12 151 566	69 103	366 677	113 924	2 390	224 618	
4 591 756	9 212 664	13 454	252 594	81 766	51 777	140 432	
3 375 957	7 590 268	3 304	329 362	23 640	—	83 685	
4 720 178	10 581 825	4 539	274 868	43 133	—	139 937	
7 148 369	15 006 304	14 701	294 755	8 976	—	326 327	
67 437 333	142 087 731	466 584	3 290 996	577 727	70 167	1 964 449	

附属資料5 出火原因別

区分 出火原因	出火件数	焼損面積 (m ²)	焼損棟数	り世帯 災数	損害額 (千円)
こんろ	6 633	145 465	7 761	7 093	10 583 434
たばこ	5 846	2 156 572	4 576	4 289	12 483 075
放火	5 284	101 742	3 527	2 305	9 178 730
たき火	5 148	2 898 860	1 534	352	3 071 216
放火の疑い	4 131	267 225	2 761	1 248	8 005 332
火あそび	3 129	622 570	2 339	1 315	4 024 775
ストーブ	2 134	136 603	3 253	3 037	10 981 855
風呂かまど	1 166	37 245	1 438	1 306	2 139 341
電灯・電話等の配線	1 089	37 396	1 123	796	4 002 951
溶接機・切断機	1 078	29 329	798	158	2 072 492
マッチ・ライター	1 041	254 587	769	613	2 020 900
電気機器	786	22 334	824	603	2 232 155
交通機関内配線	778	365	43	8	381 293
内燃機関	585	50 887	73	16	533 289

附属資料6 主な出火

出火原因	昭和 60 年			昭和 61 年			昭和 62 年		
	順位	件数	構成割合	順位	件数	構成割合	順位	件数	構成割合
こんろ	3	5 885	9.8%	3	6 754	10.7%	1	6 856	11.7%
たばこ	1	6 880	11.5%	1	7 195	11.4%	2	6 399	10.9%
放火	4	4 651	7.8%	4	5 194	8.2%	4	4 999	8.5%
たき火	2	6 197	10.4%	2	7 135	11.3%	3	6 071	10.3%
放火の疑い	6	3 736	6.2%	5	4 032	6.4%	5	3 600	6.1%
火あそび	5	4 084	6.8%	6	3 895	6.2%	6	3 501	6.0%
ストーブ	7	2 654	4.4%	7	2 792	4.4%	7	2 556	4.3%
風呂かまど	8	2 064	3.4%	8	2 021	3.2%	8	1 764	3.0%
電灯・電話等の配線	10	881	1.5%	11	930	1.5%	10	944	1.6%
溶接機・切断機	—	—	—	—	—	—	—	—	—
マッチ・ライター	9	1 295	2.2%	9	1 430	2.3%	9	1 185	2.0%
電気機器	—	—	—	—	—	—	—	—	—
交通機関内配線	13	561	0.9%	13	582	0.9%	12	584	1.0%
内燃機関	15	486	0.8%	17	443	0.7%	17	443	0.8%
煙突・煙道	11	851	1.4%	10	946	1.5%	11	830	1.4%
総出火件数		59 865			63 272			58 833	

火災損害状況

(平成2年中)

区分 出火原因	出火件数	焼損面積 (m ²)	焼損棟数	り世帯 災数	損害額 (千円)
煙突・煙道	580	44 827	707	489	2 066 020
灯火	579	32 449	774	657	2 148 123
配線器具	569	17 943	555	402	1 854 979
電気装置	529	16 065	427	128	1 718 188
排気管	518	5 396	76	19	369 626
焼却炉	500	17 115	305	52	971 788
車体等の衝突の火花	370	268	12	10	495 936
取灰	362	18 942	425	199	823 717
ボイラー	268	8 588	261	177	695 083
火入れ	224	430 790	41	5	228 379
こたつ	193	15 430	458	244	1 049 638
その他・不明	12 805	7 637 521	12 676	7 332	64 325 339
計	56 505	15 006 564	47 536	32 853	148 457 654

原因の推移

年	昭和 63 年			平成 元年			平成 2 年		
	順位	件数	構成割合	順位	件数	構成割合	順位	件数	構成割合
11.7%	1	7 101	11.9%	1	6 905	12.4%	1	6 633	11.7%
10.9%	2	6 319	10.6%	2	5 565	10.0%	2	5 846	10.3%
8.5%	4	5 052	8.5%	3	5 016	9.0%	3	5 284	9.4%
10.3%	3	5 438	9.1%	4	4 548	8.2%	4	5 148	9.1%
6.1%	6	3 860	6.5%	5	3 938	7.0%	5	4 131	7.3%
6.0%	5	4 397	7.4%	6	3 686	6.6%	6	3 129	5.5%
4.3%	7	2 858	4.8%	7	2 389	4.3%	7	2 314	4.1%
3.0%	8	1 682	2.8%	8	1 485	2.7%	8	1 166	2.1%
1.6%	11	972	1.6%	11	978	1.8%	9	1 089	1.9%
—	10	1 070	1.8%	10	1 040	1.9%	10	1 078	1.9%
2.0%	9	1 203	2.0%	9	1 145	2.1%	11	1 041	1.8%
—	12	819	1.4%	12	713	1.3%	12	786	1.4%
1.0%	14	699	1.2%	14	657	1.2%	13	778	1.4%
0.8%	17	499	0.8%	16	523	0.9%	14	585	1.0%
1.4%	13	783	1.3%	13	660	1.2%	15	580	1.0%
		59 674			55 763			55 763	

附属資料7 用途別の主な火災事例

出火年月日	出火場所	事業	事業所名	死者数	負傷者数	損害額(千円)	出火原因	因
昭和48年9月25日	大阪府高槻市	西武大	ショッピングセンター	6	14	7 061 300	放	火
昭和48年11月29日	大阪府高槻市	大和	デパート	100	124	1 747 396	不	明
昭和49年2月17日	大阪府高槻市	大和	デパート	1	5	192 400	不	明
昭和49年7月16日	大阪府高槻市	大和	デパート	1	40	1 086 574	放	の 疑
昭和51年1月2日	大阪府高槻市	大和	デパート	1	1	247 000	不	明
昭和51年6月22日	大阪府高槻市	大和	デパート	1	1	211 720	不	明
昭和55年11月9日	大阪府高槻市	大和	デパート	1	4	213 266	不	明
昭和55年12月23日	大阪府高槻市	大和	デパート	1	1	356 954	不	明
昭和56年3月4日	大阪府高槻市	大和	デパート	1	1	330 228	不	明
平成元年12月23日	大阪府高槻市	大和	デパート	1	1	353 929	不	明
平成2年3月18日	大阪府高槻市	大和	デパート	1	1	346 434	放	の 疑
平成2年3月18日	大阪府高槻市	大和	デパート	15	6	174 047	不	明

(ホテル・旅館)

出火年月日	出火場所	事業	事業所名	死者数	負傷者数	損害額(千円)	出火原因	因
昭和44年2月5日	福島県山賀郡	磐白	山荘	30	41	1 098 261	石	ブ
昭和44年5月18日	福島県山賀郡	磐白	山荘	16	16	2 321 732	不	明
昭和46年1月2日	福島県山賀郡	磐白	山荘	15	15	216 637	不	明
昭和48年10月11日	福島県山賀郡	磐白	山荘	5	14	919	た	れ
昭和50年3月10日	福島県山賀郡	磐白	山荘	4	64	99 477	不	明
昭和53年6月15日	福島県山賀郡	磐白	山荘	7	24	60 116	不	明
昭和55年11月20日	福島県山賀郡	磐白	山荘	45	22	533 751	アセチレンガス切	明
昭和57年2月8日	福島県山賀郡	磐白	山荘	33	34	1 726 126	た	こ
昭和58年11月18日	福島県山賀郡	磐白	山荘	2	8	472 780	不	明
昭和58年2月21日	福島県山賀郡	磐白	山荘	11	2	308 563	不	明
昭和61年2月11日	福島県山賀郡	磐白	山荘	24	3	17 120	不	明
昭和61年4月21日	福島県山賀郡	磐白	山荘	3	56	112 810	不	明
昭和63年12月30日	福島県山賀郡	磐白	山荘	3	1	3 114	た	未

(病院)

出火年月日	出火場所	事業	事業所名	死者数	負傷者数	損害額(千円)	出火原因	因
昭和35年1月6日	神奈川県横浜市中区	日本医療立	会登病院	16	1	19 122	石油ストーブの消	忘れ
昭和35年3月19日	福岡県久留米市	立	養病院	11	1	1 536	不	明

昭和39年10月29日	愛知県徳島市	神南	科市	5	5	2 270	放	火
昭和44年3月30日	徳島県徳島市	徳島	市会	9	3	7 015	放	火
昭和44年11月19日	徳島県徳島市	徳島	市会	6	5	10 908	放	火
昭和45年6月29日	徳島県徳島市	徳島	市会	17	1	2 365	放	火
昭和45年8月6日	徳島県徳島市	徳島	市会	5	1	2 793	放	火
昭和46年2月2日	徳島県徳島市	徳島	市会	6	1	3 782	放	火
昭和48年3月8日	徳島県徳島市	徳島	市会	13	3	57 593	取	未
昭和52年5月13日	徳島県徳島市	徳島	市会	7	5	7 178	ロ	い
昭和59年2月19日	徳島県徳島市	徳島	市会	6	1	1 328	不	明

(社会福祉施設)

出火年月日	出火場所	事業	事業所名	死者数	負傷者数	損害額(千円)	出火原因	因
昭和30年2月17日	神奈川県横浜市中区	聖み	母の老	99	9	15 340	か	未
昭和43年1月14日	神奈川県横浜市中区	聖み	母の老	6	6	2 793	ア	始
昭和43年3月20日	神奈川県横浜市中区	聖み	母の老	4	1	不明	電	用
昭和48年3月14日	神奈川県横浜市中区	聖み	母の老	2	1	234	不	切
昭和61年2月8日	神奈川県横浜市中区	聖み	母の老	2	6	5 352	た	明
昭和61年7月31日	神奈川県横浜市中区	聖み	母の老	8	1	56 702	放	こ
昭和62年2月11日	神奈川県横浜市中区	聖み	母の老	3	1	14 807	放	い
昭和62年6月6日	神奈川県横浜市中区	聖み	母の老	17	25	71 666	放	い

(複合用途防火対象物(雑居ビル))

出火年月日	出火場所	事業	事業所名	死者数	負傷者数	損害額(千円)	出火原因	因
昭和47年5月13日	大阪府大東市	大東	日サ	118	81	1 649 693	た	い
昭和48年12月19日	大阪府大東市	大東	日サ	1	1	256 336	不	明
昭和50年3月1日	大阪府大東市	大東	日サ	6	17	57 789	不	明
昭和51年12月4日	大阪府大東市	大東	日サ	3	2	7 810	放	火
昭和51年12月16日	大阪府大東市	大東	日サ	15	8	10 270	た	未
昭和51年12月26日	大阪府大東市	大東	日サ	11	2	38 781	放	い
昭和53年3月10日	大阪府大東市	大東	日サ	4	2	10 483	不	明
昭和54年11月20日	大阪府大東市	大東	日サ	4	3	17 685	不	明
昭和55年8月16日	大阪府大東市	大東	日サ	14	2	48 988	爆	明
昭和56年2月28日	大阪府大東市	大東	日サ	3	2	554 226	不	明
昭和59年11月15日	大阪府大東市	大東	日サ	8	2	140 964	不	明
昭和61年6月14日	大阪府大東市	大東	日サ	3	1	68 954	不	明

附属資料8 昭和21年以降

区分 年	出火件数							焼 計
	計	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他	
昭和21年	14 460	14 460
22	18 806	15 888	2 918
23	17 022	15 099	1 923
24	18 484	16 346	1 334	261	111	432
25	19 243	16 663	1 161	470	102	847
26	21 223	18 130	1 582	1 511		
27	22 075	18 350	1 501	974	150	1 100
28	25 677	21 214	1 726	1 299	167	1 271
29	27 870	22 618	1 579	1 674	179	1 820	35 083	...
30	29 947	23 769	1 840	2 054	192	2 092	36 231	...
31	33 312	25 814	2 109	2 531	251	2 607	41 418	...
32	34 650	26 170	2 844	2 408	257	2 971	37 705	...
33	36 178	27 861	2 229	2 637	257	3 194	39 196	...
34	36 913	28 218	2 093	2 883	321	3 398	41 446	...
35	43 679	31 187	3 941	3 411	347	4 793	41 014	...
36	47 106	32 573	4 209	3 801	364	6 159	46 265	...
37	49 644	33 532	5 049	3 981	342	6 740	44 867	...
38	50 478	33 546	5 443	4 120	330	7 039	42 930	...
39	49 020	33 647	4 572	4 107	354	6 340	43 688	...
40	54 157	34 614	7 842	3 888	357	7 456	45 116	...
41	48 057	32 933	4 336	3 924	337	6 477	41 103	...
42	54 506	35 687	6 833	3 732	330	7 924	45 840	...
43	53 654	34 453	6 628	3 784	261	8 528	43 864	...
44	56 797	37 653	5 348	4 176	300	7 9 313	51 328	...
45	63 905	39 845	7 033	4 182	317	6 12 522	55 266	...
46	64 019	39 549	7 101	4 057	306	5 13 001	53 810	...
47	58 291	38 868	4 541	3 774	313	8 10 787	51 900	...
48	73 072	42 551	8 311	3 986	301	7 17 916	57 243	...
49	67 712	39 143	8 351	3 420	303	4 16 491	52 539	...
50	62 212	38 455	5 517	3 078	248	4 14 910	50 275	...
51	62 304	38 796	5 549	3 099	233	5 14 622	52 956	...
52	63 974	39 302	5 227	3 392	215	2 15 836	51 828	...
53	70 423	39 912	7 208	3 590	254	5 19 454	53 552	...
54	63 794	38 291	5 534	3 639	244	4 16 082	51 925	...
55	59 885	38 014	4 120	3 773	155	2 13 821	51 317	...
56	60 788	38 882	3 709	4 050	157	7 13 983	53 239	...
57	60 568	36 996	4 579	4 417	173	2 14 401	49 331	...
58	59 740	37 395	3 918	4 638	179	4 13 606	50 615	...
59	63 789	38 254	4 786	4 758	147	2 15 842	51 949	...
60	59 865	36 879	4 155	4 988	160	7 13 676	49 717	...
61	63 272	38 121	4 838	5 179	173	3 14 958	51 026	...
62	58 833	36 515	4 120	5 272	111	5 12 810	49 255	...
63	59 674	37 090	3 589	5 591	134	5 13 265	50 336	...
平成元	55 763	35 186	2 894	5 744	138	4 11 797	47 437	...
2	56 505	34 768	2 858	6 173	148	4 12 554	47 536	...

(注) 火災報告取扱要領の改正に伴う昭和44年以降の火災と昭和43年以前の火災の
(1) 航空機火災をその他の火災から分離した。

の火災損害状況

損 棟 数	焼損面積		死傷者数			
	全 焼	半 焼	建物(m ²)	林野(a)	死 者	負 傷者
...	3 533 924	...	420	1 695
...	3 891 485	3 909 947	485	2 695
...	2 551 689	3 065 084	407	2 046
...	3 032 367	2 236 649	425	4 333
...	2 286 742	3 271 516	423	4 269
...	2 368 582	1 637 308	678	6 475
...	2 353 260	6 054 526	471	7 844
...	2 167 810	5 289 788	499	4 392
21 161	5 135	8 787	2 301 493	1 112 726	525	6 523
20 300	5 798	10 133	2 211 096	555 849	694	6 764
25 368	5 709	10 341	2 650 923	1 515 085	640	7 511
20 909	5 552	11 244	2 094 371	1 638 211	626	7 313
20 860	5 828	12 508	1 984 887	614 885	583	7 584
17 073	5 484	18 889	1 812 226	1 144 534	655	7 937
19 765	6 251	14 998	2 056 123	1 253 790	780	8 113
23 877	6 632	15 756	2 472 998	18 266 307	806	8 774
21 433	7 038	16 396	2 409 001	1 274 708	861	8 610
19 881	6 793	16 256	2 334 986	1 945 517	853	8 622
19 717	6 711	17 260	2 530 362	821 496	940	9 145
20 882	7 092	17 142	2 490 196	2 099 485	965	9 308
18 041	6 230	16 832	2 318 555	890 964	1 111	8 210
19 383	6 790	19 667	2 436 970	1 129 115	1 106	9 370
17 579	6 450	19 835	2 245 673	1 270 639	1 160	8 807
18 680	5 589	27 059	2 555 551	1 508 517	1 334	9 302
19 278	5 627	30 361	2 705 789	1 462 299	1 595	9 725
17 604	5 350	30 856	2 514 028	1 247 049	1 483	9 208
15 896	5 230	30 774	2 434 485	471 847	1 672	9 692
17 736	5 800	33 707	2 571 700	840 278	1 870	9 789
15 842	5 150	31 547	2 289 580	1 093 723	1 646	9 070
14 423	4 980	30 872	2 082 624	698 419	1 674	8 232
16 441	5 113	31 402	2 267 147	567 919	1 648	9 365
14 387	5 090	32 351	2 124 268	555 642	1 909	8 506
15 317	5 155	33 080	2 209 124	773 054	1 854	8 718
14 291	4 917	32 717	2 043 066	395 933	2 070	8 157
13 890	4 954	32 473	2 128 326	530 685	1 947	8 049
14 441	5 166	33 632	2 094 854	196 866	1 971	8 004
12 832	4 692	31 807	1 932 409	313 606	1 849	8 112
13 563	4 686	32 366	1 954 917	766 602	1 828	7 407
13 767	5 025	33 157	2 031 409	372 739	2 089	7 858
12 927	4 582	32 208	1 977 347	492 389	1 747	7 550
12 879	4 696	33 451	1 944 033	489 257	2 061	7 731
12 552	4 261	32 442	1 854 633	488 983	1 857	7 681
12 621	4 428	33 287	1 859 535	317 623	2 116	7 703
11 452	4 074	31 911	1 734 055	211 699	1 747	7 292
11 782	4 063	31 691	1 674 064	133 325	1 828	7 097

取扱い区分の主な相違点は次のとおりである。

附属資料8 昭和21年以降

区分 年	り災世帯数			り災 人員数	損	
	計	全焼	半焼		計	建 小計
昭和21年	23 954	21 193	2 761	...	3 333 057	...
22	34 283	30 162	4 121	...	10 864 194	...
23	22 561	18 664	3 897	...	13 323 769	...
24	25 908	21 597	4 311	...	26 997 306	26 153 038
25	20 589	16 694	3 895	...	21 812 185	21 206 878
26	20 234	16 121	4 113	...	22 228 151	21 847 986
27	21 368	17 998	3 370	...	38 613 883	37 704 725
28	17 585	13 853	3 732	...	24 255 833	23 394 394
29	27 567	16 829	10 738	133 668	32 859 786	32 329 667
30	29 234	16 717	12 517	139 117	31 859 417	31 301 021
31	31 250	18 417	12 833	150 795	37 128 320	35 566 526
32	28 385	15 116	13 269	138 397	26 251 287	23 522 522
33	30 942	16 109	14 833	144 247	21 749 898	21 198 296
34	35 067	12 868	22 199	167 710	20 803 401	20 307 075
35	34 220	14 961	19 259	156 564	24 433 611	23 410 593
36	37 804	17 757	20 047	171 272	43 020 927	36 092 254
37	37 070	16 580	20 490	166 802	40 199 998	38 174 597
38	35 624	15 210	20 414	158 978	39 020 771	36 481 762
39	35 387	15 363	20 024	152 363	52 908 641	46 876 331
40	35 935	16 290	19 645	151 258	51 203 175	44 807 241
41	33 764	15 152	18 612	138 364	48 865 228	43 964 947
42	36 440	15 533	20 907	143 827	53 294 553	49 792 014
43	34 164	14 113	20 051	143 195	54 252 470	50 061 631
44	39 533	15 506	4 502	145 372	70 171 860	64 988 676
45	41 782	15 697	4 820	151 103	83 387 083	77 142 149
46	42 636	15 158	4 588	148 152	78 569 529	73 759 751
47	40 176	13 291	4 266	137 966	84 106 133	80 955 770
48	43 464	14 458	4 507	147 650	113 795 975	105 831 401
49	40 153	12 305	4 371	135 595	112 305 713	104 960 973
50	39 030	11 976	3 921	128 561	110 148 495	106 427 660
51	40 716	13 034	4 002	134 604	160 953 944	152 946 191
52	39 693	11 614	4 023	129 990	129 393 052	122 063 870
53	39 789	11 770	3 933	131 927	130 538 604	123 666 835
54	37 801	10 617	3 701	123 051	136 827 438	131 130 601
55	37 948	10 595	3 640	123 467	150 707 250	144 991 002
56	38 385	10 885	3 523	124 120	150 302 972	145 473 914
57	37 717	9 507	3 376	120 562	149 072 798	141 786 203
58	36 794	10 052	3 378	117 678	150 579 160	141 093 424
59	37 764	10 295	3 383	119 822	146 210 317	141 603 366
60	35 833	9 563	3 288	112 016	154 927 483	149 982 230
61	36 887	9 741	3 348	114 839	149 766 240	143 770 906
62	35 813	9 548	3 027	110 700	146 153 576	136 867 233
63	36 336	9 830	3 093	111 292	144 021 140	137 833 941
平成元	33 564	8 427	2 971	102 147	140 494 183	134 576 632
2	32 853	8 164	2 960	98 878	148 457 654	142 087 731

(2) 建物の焼損程度の区分の基準を、延べ床面積に対する焼損床面積の割合から建
 (3) り災世帯の焼損程度の区分を改めた。

の火災損害状況(つづき)

害		額(千円)					
建	物		林野	車両	船舶	航空機	その他
	建物	収容物					
...
...	202 730
...	280 845
...	198 128	68 676	365 300	212 164	...
...	343 607	77 845	123 847	60 008	...
...	152 172	...	227 993
...	731 901	79 564	64 708	32 985	...
...	655 216	83 846	104 084	18 293	...
13 976 474	18 353 193	386 375	64 657	55 805	23 282
12 644 431	18 656 590	212 575	227 786	87 232	30 803
16 631 028	18 935 498	890 006	110 097	106 733	454 958
9 689 987	13 832 535	1 693 325	85 290	200 244	749 906
8 960 668	12 237 628	305 388	128 664	69 774	47 776
8 211 205	12 095 870	127 555	110 263	104 990	153 518
9 139 485	14 271 108	528 606	153 553	107 769	233 090
13 184 610	22 907 644	5 826 308	187 777	165 125	749 463
15 268 732	22 905 865	954 962	210 625	134 348	725 466
14 239 854	22 241 908	1 103 613	254 215	169 223	1 011 958
17 307 802	29 568 529	431 906	299 906	181 801	5 118 697
17 598 957	27 208 284	3 393 137	312 592	296 844	2 393 361
17 096 026	26 868 921	499 555	281 577	152 188	3 966 961
19 342 703	30 449 311	1 842 062	423 371	348 586	888 520
19 026 977	31 034 654	2 709 421	502 821	240 714	737 883
26 964 044	38 024 632	2 652 718	531 654	779 980	503 170	715 662	...
31 674 117	45 468 032	2 496 673	618 796	702 362	679 465	1 747 638	...
29 321 666	44 438 085	2 680 367	700 125	416 660	283 343	729 283	...
29 783 453	51 172 317	843 362	746 547	487 230	152 782	920 442	...
41 414 311	64 417 090	2 324 963	970 063	659 786	126 580	3 883 182	...
40 271 212	64 689 761	3 400 455	978 744	1 389 356	133 520	1 442 665	...
44 816 523	61 611 137	879 275	913 124	447 877	462 140	1 018 419	...
68 017 902	84 928 289	2 393 271	1 002 986	1 185 988	238 959	3 186 549	...
53 465 524	68 598 346	4 858 170	1 053 960	436 940	...	980 112	...
56 796 244	66 870 591	3 059 104	1 263 886	494 794	868 025	1 185 960	...
58 688 581	72 442 020	1 471 970	1 780 214	610 374	5 106	1 829 173	...
67 330 883	77 660 119	2 080 916	1 419 022	761 926	209	1 454 175	...
71 314 250	74 159 664	741 897	1 441 273	1 075 687	223 633	1 346 568	...
69 176 236	72 609 967	991 007	1 443 246	590 823	2 772 800	1 488 719	...
72 574 122	68 519 302	4 752 124	1 564 401	761 853	1 061 362	1 345 996	...
72 706 336	68 897 030	1 187 462	1 668 440	394 225	—	1 356 824	...
74 683 599	75 298 631	1 229 278	1 973 958	511 965	280 553	949 499	...
72 779 256	70 991 650	1 512 371	2 290 169	525 723	386 049	1 281 022	...
69 290 933	67 576 300	3 581 546	2 893 178	498 821	46 267	2 266 531	...
71 832 142	66 001 799	1 440 295	2 688 676	548 860	25 826	1 483 542	...
68 230 344	66 346 288	520 945	2 630 105	638 028	30 160	2 098 313	...
74 650 398	67 437 333	466 584	3 290 996	577 727	70 167	1 964 449	...

物の評価額に対する当該建物の焼き損害額の割合によることとした。

附属資料9 昭和21年以降

区分 年	総出火 件数 指数	出火率 (指数)	死者 指数	負傷者 指数	損害額 指数	出火件数		
						建物	林野	車両
昭和21年	100	1.9(100)	100	100	100
22	130	2.4(126)	115	159	326
23	118	2.2(116)	97	121	400
24	128	2.4(126)	101	256	810	88.4	7.2	1.4
25	133	2.3(121)	101	252	654	86.6	6.0	2.4
26	147	2.5(132)	161	382	667	85.4	7.5	...
27	153	2.6(137)	112	463	1 159	83.1	6.8	4.4
28	178	3.1(163)	119	259	728	82.6	6.7	5.1
29	193	3.3(174)	125	385	986	81.2	5.7	6.0
30	207	3.4(179)	165	399	956	79.4	6.1	6.9
31	230	3.7(195)	152	443	1 114	77.5	6.3	7.6
32	240	3.8(200)	149	431	788	75.5	8.2	6.9
33	250	3.9(205)	139	447	653	77.0	6.2	7.3
34	255	4.0(211)	156	468	624	76.4	5.7	7.8
35	302	4.7(247)	186	479	733	71.4	9.0	7.8
36	326	5.0(263)	192	518	1 291	69.1	8.9	8.1
37	343	5.2(274)	205	508	1 206	67.5	10.2	8.0
38	349	5.2(274)	203	509	1 171	66.5	10.8	8.2
39	339	5.0(263)	224	540	1 587	68.6	9.3	8.4
40	375	5.5(289)	230	549	1 536	63.9	14.5	7.2
41	332	4.8(253)	265	484	1 466	68.6	9.0	8.2
42	377	5.5(289)	263	553	1 599	65.5	12.5	6.8
43	371	5.3(279)	276	520	1 628	64.2	12.4	7.1
44	393	5.5(289)	318	549	2 105	66.3	9.4	7.4
45	442	6.2(326)	380	574	2 502	62.4	11.0	6.5
46	443	6.0(316)	353	543	2 357	61.8	11.1	6.3
47	403	5.5(289)	398	572	2 523	66.7	7.8	6.5
48	505	6.8(358)	445	578	3 414	58.2	11.4	5.5
49	468	6.2(326)	392	535	3 369	57.8	12.3	5.1
50	430	5.6(295)	399	486	3 305	61.8	8.9	4.9
51	431	5.6(295)	392	553	4 829	62.3	8.9	5.0
52	442	5.7(300)	455	502	3 882	61.4	8.2	5.3
53	487	6.2(326)	441	514	3 916	56.7	10.2	5.1
54	441	5.5(289)	493	481	4 105	60.0	8.7	5.7
55	414	5.1(268)	464	475	4 522	63.5	6.9	6.3
56	420	5.2(274)	469	472	4 509	64.0	6.1	6.7
57	419	5.1(268)	440	479	4 473	61.1	7.6	7.3
58	413	5.0(263)	435	437	4 518	62.6	6.6	7.8
59	441	5.3(279)	497	464	4 387	60.0	7.5	7.5
60	414	5.0(263)	416	445	4 648	61.6	6.9	8.3
61	438	5.2(274)	491	456	4 493	60.3	7.6	8.2
62	407	4.8(253)	442	453	4 385	62.1	7.0	8.9
63	413	4.9(258)	504	454	4 321	62.2	6.0	9.4
平成元	386	4.6(242)	416	430	4 215	63.1	5.2	10.3
2	391	4.6(242)	435	419	4 454	61.5	5.1	10.9

の火災損害比較

構成比(%)			火災損害額構成比(%)					
船舶	航空機	その他	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他
...
...
...
0.6	2.3	...	96.9	0.7	0.3	1.4	0.8	...
0.5	4.4	...	97.2	1.6	0.4	0.6	0.3	...
7.1	98.3	0.7	...	1.0
0.7	5.0	...	97.6	1.9	0.2	0.2	0.1	...
0.7	4.9	...	96.4	2.7	0.3	0.4	0.1	...
0.6	6.5	...	98.4	1.2	0.2	0.2	0.1	...
0.6	7.0	...	98.2	0.7	0.7	0.3	0.1	...
0.8	7.8	...	95.8	2.4	0.3	0.3	1.2	...
0.7	8.6	...	89.6	6.5	0.3	0.8	2.9	...
0.7	8.8	...	97.5	1.4	0.6	0.3	0.2	...
0.9	9.2	...	97.6	0.6	0.5	0.5	0.7	...
0.8	11.0	...	95.8	2.2	0.6	0.4	1.0	...
0.8	13.1	...	83.9	13.5	0.4	0.4	1.7	...
0.7	13.6	...	95.0	2.4	0.5	0.3	1.8	...
0.7	13.9	...	93.5	2.8	0.7	0.4	2.6	...
0.7	12.9	...	88.6	0.8	0.6	0.3	9.7	...
0.7	13.8	...	87.5	6.6	0.6	0.6	4.7	...
0.7	13.5	...	90.0	1.0	0.6	0.3	8.1	...
0.6	14.5	...	93.4	3.5	0.8	0.7	1.7	...
0.5	15.9	...	92.3	5.0	0.9	0.4	1.4	...
0.5	0.0	16.4	92.6	3.8	0.8	1.1	0.7	1.0
0.5	0.0	19.6	92.5	3.0	0.7	0.8	0.8	2.1
0.5	0.0	20.3	93.9	3.4	0.9	0.5	0.4	0.9
0.5	0.0	18.5	96.3	1.0	0.9	0.6	0.2	1.1
0.4	0.0	24.5	93.0	2.0	0.9	0.6	0.1	3.4
0.4	0.0	24.4	93.5	3.0	0.9	1.2	0.1	1.3
0.4	0.0	24.0	96.6	0.8	0.8	0.4	0.4	0.9
0.4	0.0	23.5	95.0	1.5	0.6	0.7	0.1	2.0
0.3	0.0	24.8	94.3	3.8	0.8	0.3	...	0.8
0.4	0.0	27.6	94.7	2.3	1.0	0.4	0.7	0.9
0.4	0.0	25.2	95.8	1.1	1.3	0.4	0.0	1.3
0.3	0.0	23.1	96.2	1.4	0.9	0.5	0.0	1.0
0.3	0.0	23.0	96.8	0.5	1.0	0.7	0.1	0.9
0.3	0.0	23.8	95.1	0.6	1.0	0.4	1.9	1.0
0.3	0.0	22.8	93.7	3.2	1.0	0.5	0.7	0.9
0.2	0.0	24.8	96.9	0.8	1.1	0.3	0.0	0.9
0.3	0.0	22.8	96.8	0.8	1.3	0.3	0.2	0.6
0.3	0.0	23.6	96.0	1.0	1.5	0.3	0.3	0.9
0.2	0.0	21.8	93.6	2.5	2.0	0.3	0.0	1.6
0.2	0.0	22.2	95.7	1.0	1.9	0.4	0.0	1.0
0.2	0.0	21.2	95.8	0.4	1.9	0.4	0.0	1.5
0.3	0.0	22.2	95.7	0.3	2.2	0.4	0.0	1.3

附属資料10 昭和21年以降

番号	出火場所	出火年月日及び時刻	死者数	負傷者数	り災世帯数	り災人員数	焼損棟数
1	新潟県村松町	21年5月8日18時30分	2	59	1 208	4 000	1 337
2	福島県田島町	21年5月20日1時30分	—	31	455	2 412	515
3	飯田	21年7月15日12時15分	—	4	185	850	198
4	青森県五所川原町	21年11月23日19時40分	—	9	716	4 654	594
5	新潟県両津町	22年4月17日15時40分	—	—	435	1 868	315
6	飯田	22年4月20日11時48分	—	—	4 010	17 771	3 742
7	茨城県那珂湊町	22年4月29日17時20分	—	6	1 210	6 080	1 508
8	北海道三笠市	22年5月16日10時20分	2	4	977	5 081	488
9	宮崎	22年12月7日5時10分	—	—	130	684	65
10	北海道喜茂別村	23年5月11日2時5分	1	2	317	969	180
11	能代市	24年2月20日0時30分	3	874	2 239	8 790	2 238
12	北海道古平町	24年5月10日11時30分	2	52	521	—	721
13	北山梨県海谷村	24年5月13日2時30分	—	17	339	1 586	334
14	熱海	25年4月13日17時23分	—	3 277	979	5 808	1 461
15	長野県上松町	25年5月13日23時50分	18	153	619	2 797	615
16	秋田県鷹巣町	25年6月1日21時40分	—	242	705	3 400	599
17	山形県温海	26年4月24日23時ごろ	—	225	513	1 583	376
18	松山	26年12月16日23時30分	—	195	874	3 565	1 155
19	鳥取	27年4月17日15時ごろ	3	3 963	5 714	20 451	7 240
20	北海道岩内町	29年9月26日20時20分	33	551	3 398	17 223	3 299
21	大館市	30年5月3日13時25分	1	20	264	1 226	345
22	新潟県潟上市	30年10月1日2時50分	1	275	1 193	5 901	892
23	名瀬市	30年12月3日4時30分	—	—	1 452	5 845	1 361
24	能代市	31年3月20日22時50分	—	19	1 263	6 087	1 475
25	福井県芦原町	31年4月23日6時40分	1	349	348	1 653	737
26	大館市	31年8月18日23時45分	—	16	770	4 323	1 344
27	魚津市	31年9月10日19時45分	5	170	1 597	7 078	1 677
28	新潟県分水町	32年4月2日1時0分	—	176	304	1 315	378
29	鹿児島県瀬戸内町	33年12月27日23時30分	—	48	1 357	5 311	1 628
30	岩手県新里村(三陸大火)	36年5月29日13時39分	5	97	1 078	4 310	1 062
31	八戸市	36年5月29日23時40分	—	—	664	3 627	720
32	北海道森町	36年10月23日23時30分	—	80	506	2 238	554
33	福江市	37年9月26日2時10分	—	28	811	3 936	486
34	新潟市(昭和石油KK)各務原市(川崎航空KK工場火災)	39年6月16日18時0分	—	—	348	1 407	346
35	滋賀県甲西町(東洋ガラスKK倉庫火災)	39年10月1日1時50分	—	1	—	—	6
36	東京都大島町	40年1月11日23時10分	—	—	408	1 273	585
37	三沢市	41年1月11日14時15分	—	26	817	2 132	282
38	大館市	43年10月12日11時16分	—	1	248	917	281
39	加賀市	44年5月18日13時10分	—	16	115	270	68
40	酒田	51年10月29日17時40分	1	1 003	1 023	3 300	1 774
41	滋賀県甲西町(東洋ガラスKK倉庫火災)	55年1月12日20時50分	—	—	—	—	2

(注) 大火とは、建物の焼損面積が3万3,000m²(1万坪)以上の火災をいう。

の大火記録

焼損面積	損害額	出火原因	気象状況				
			天気	風向	平均風速	最大風速	相対湿度
m ²	千円				m	m	%
135 231	16 541	煙突の火の粉	晴	SE	8.0	15.0	50
44 781	56 990	マッチの煙が油に引火	晴後雨	WNW	3.3	11.3	77
33 500	20 000	台所の煙の突過	曇	SE	4.0	12.0	39
76 303	81 433	たばこの吸が	曇	NW	10.0	15.0	49
57 806	100 000	煙突の過熱	曇	SW	4.0	15.0	...
481 985	1 500 000	煙突の火の粉	晴	W	5.5	13.0	33
80 451	150 000	煙突の火の粉	晴	NW	4.3	11.7	64
40 260	1 060 891	煙突の過熱	晴	SW	13.0	20.0	42
33 000	108 900	煙突の過熱	晴	NW	1.8	4.3	59
35 805	300 000	ストーブの不始末	晴	ESE	3.0	12.0	64
210 411	3 025 590	ストーブの残火の不始末	晴	NW	15.7	15.7	59
103 274	1 119 050	ストーブの不始末	薄曇	SW	15.0	30.0	30
60 222	558 420	モーターの過熱	薄曇	WSW	13.0	14.3	54
141 900	5 467 169	たばこの吸が	曇	SE	15.0	30.0	55
85 000	801 870	ストーブの残火の不始末	曇	NW	10.0	15.0	26
61 727	899 563	取灰の不始末	晴	NE	10.0	10.0	74
45 124	1 517 492	不始末	晴	W	13.0	15.0	66
52 315	2 180 000	たばこの吸が	晴	WNW	7.1	12.0	48
449 295	19 324 390	機関車の飛火	薄曇	SSW	10.8	22.5	28
321 311	3 914 110	火鉢の残火	曇	SSE	21.7	33.0	82
38 211	710 572	不始末	曇	ESE	13.0	13.0	39
214 447	6 987 069	漏れ	曇	WSW	20.2	33.6	59
65 997	1 512 050	たばこの吸が	曇	N	5.4	8.0	52
178 933	2 016 380	七りんこん	曇	NNE	14.5	21.7	61
72 498	5 088 259	こたつ	曇	SSE	14.8	25.0	50
32ha	143 000	こたつ	曇	SSE	14.8	25.0	50
156 984	4 022 041	たばこ	曇	SE	8.7	12.2	87
175 966	1 590 140	不始末	曇	SSW	9.3	17.0	53
36 274	360 000	煙	曇	SW	7.4	...	82
建物66 314	建物1 000 000	七りんこんの不始末	曇	NNW	10.0	15.0	47
建物600ha	建物2 980	七りんこんの不始末	曇	NNW	10.0	15.0	47
建物53 047	建物2 155 350	かまど	晴	WSW	30.0
建物40 366ha	建物3 784 596	かまど	晴	WSW	30.0
51 752	774 317	放たば	晴	SW	14.2	...	60
44 664	2 221 191	たばこ	晴	W	5.5	...	72
64 698	3 975 200	マッ	晴	NNE	7.5	15.0	66
57 282	3 174 136	不始末	晴	W	5.2	...	60
34 116	300 000	不明	晴	NE	1.0	...	96
37 453	2 069 455	たばこ	晴	WSW	22.0	...	40
53 537	1 565 605	ガス	晴	W	22.0	25.0	53
37 790	1 203 268	たばこ	曇	WSW	5.7	...	52
33 846	2 321 732	不明	晴	S	8.0	...	44
152 105	40 500 000	不明	雨	WSW	12.2	26.3	68
47 871	2 199 457	不明	曇	E	0.0	...	83

附属資料11 風水害等による

都道府県	区分	人的被害(人)				建物	
		死者	行方不明者	負傷者		全壊・流失	半壊
				重傷	軽傷		
北海道	道	4	—	4	3	5	3
	森	—	—	4	19	4	27
	手	2	1	1	4	2	7
	城	2	—	1	10	—	2
	田	6	—	6	3	2	2
青森県	秋	1	—	3	5	—	—
	山	—	—	1	1	—	3
	形	—	—	—	—	—	—
	島	—	—	—	—	—	—
	福	—	—	—	—	—	—
茨城県	城	—	—	1	8	—	—
	木	1	—	—	28	30	37
	馬	—	—	—	1	—	—
	玉	1	—	4	26	—	1
	葉	—	—	8	77	86	178
東京都	京	2	—	15	51	—	2
	川	—	—	—	13	—	—
	新	7	—	20	10	—	—
	富	6	—	1	4	1	—
	石	—	—	—	7	5	15
山梨県	井	—	—	1	5	—	1
	山	—	—	—	1	2	3
	梨	1	—	1	—	—	2
	野	1	—	1	1	1	—
	阜	1	—	1	7	2	1
静岡県	岡	—	—	—	31	3	28
	知	—	—	—	18	30	168
	重	3	—	3	—	—	—
	滋	1	—	—	2	—	—
	賀	—	—	1	10	3	6
京都府	阪	—	—	1	1	—	1
	康	3	—	4	8	4	8
	良	1	—	—	3	2	9
	山	2	1	2	7	2	84
	歌	—	—	—	—	—	—
鳥取県	取	1	—	—	—	5	—
	根	1	—	—	1	—	—
	山	11	—	3	7	10	38
	島	1	—	1	5	—	1
	口	—	—	2	—	—	—
徳島県	島	4	—	2	10	1	2
	川	2	—	2	—	2	2
	媛	4	—	5	11	10	69
	知	—	—	1	5	1	6
	福	5	—	7	14	20	56
佐賀県	岡	2	—	3	12	14	17
	賀	—	—	1	2	11	14
	崎	17	—	9	19	106	111
	本	7	—	8	32	67	86
	分	4	1	2	11	23	23
熊本県	崎	15	—	15	63	187	580
	島	—	—	5	17	10	4
	縄	—	—	—	—	—	—
	鹿	—	—	—	—	—	—
	沖	—	—	—	—	—	—
合	計	119	4	150	573	651	1 597

(注) 風水害等とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、その他異常な自然現象により生じる被害をいう。

都道府県別被害状況

(平成2年中)

被害(棟)				り災世帯数	り災者数
一部破損	床上浸水	床下浸水	非住家		
1 921	89	474	88	3 366	10 179
695	712	2 366	1 800	759	2 279
35	322	1 679	443	315	1 140
32	1 219	5 153	4	1 242	3 843
203	204	1 015	855	208	688
35	3	122	16	3	10
34	84	801	—	84	289
28	24	128	10	24	75
354	29	362	394	96	325
10	11	166	42	11	35
29	269	1 955	27	275	843
1 876	60	813	157	326	943
86	104	554	36	685	1 960
42	782	1 151	523	788	2 328
435	3	41	4	3	6
8	—	57	1	—	—
76	12	262	127	4	12
78	—	30	152	12	48
12	3	128	8	—	—
3	—	38	—	2	2
53	343	1 727	299	346	1 237
165	589	3 831	569	594	1 926
2 306	338	5 182	1 447	372	1 231
14 549	184	2 890	549	422	1 157
177	180	1 552	474	127	201
140	76	1 219	150	104	265
7	315	12 337	37	370	963
75	2 825	20 802	2 348	2 839	9 468
99	68	241	193	79	237
7 374	156	511	229	242	643
18	207	617	9	212	712
2	14	—	11	—	—
70	1 620	6 419	—	1 664	5 457
37	2	275	—	3	9
5	10	632	5	—	—
114	217	2 258	248	213	523
43	166	2 421	50	56	122
142	20	1 005	180	97	301
167	66	617	47	72	213
53	1 417	8 017	1 365	1 489	5 507
76	4 635	21 160	52	4 684	16 528
145	453	1 613	224	322	955
325	3 054	4 599	237	3 310	10 132
99	457	659	193	—	—
149	2 164	5 408	393	2 330	6 332
2 854	611	2 293	2 952	1 377	3 557
21	150	395	183	164	494
35 257	24 271	125 975	17 131	29 691	93 175

象により生じる被害をいう。

附属資料11 風水害等による

都道府県	区分	その						の 道路(箇所)
		田 (ha)		畑 (ha)		水		
		流失・埋没	冠	流失・埋没	冠			
北海道	道	211	59	1 666	3 223	673		
青森	森	77	941	469	356	904		
岩手	手	—	—	—	—	1 840		
宮城	城	23	2 711	53	757	332		
秋田	田	—	2 325	—	247	451		
山形	形	19	1 788	31	876	146		
福島	島	21	—	6	—	350		
茨城	城	—	2	—	—	7		
栃木	木	—	—	—	—	332		
群馬	馬	—	1 329	—	1 421	116		
埼玉	玉	2	1 134	—	1 056	42		
千葉	葉	14	253	52	200	745		
東京都	京	—	—	—	—	96		
神奈川県	神	—	—	—	—	34		
新潟	潟	62	61	—	—	171		
富山	山	—	—	—	—	316		
石川	川	—	59	—	58	284		
福井	井	46	486	—	76	210		
山梨	梨	10	—	6	—	212		
長野	野	28	—	—	—	310		
岐阜	阜	28	675	2	818	485		
静岡	岡	20	499	7	65	424		
愛知	知	231	1 339	86	580	972		
三重	重	68	831	21	688	1 452		
滋賀	賀	187	2 755	—	416	497		
京都	都	18	946	6	297	681		
大阪	阪	—	50	—	—	33		
兵庫	庫	349	5 856	38	971	2 946		
奈良	良	153	85	11	12	968		
和歌山	山	1	—	—	—	560		
鳥取	取	130	645	15	424	582		
島根	根	44	—	—	2	—		
岡山	山	11 384	2 091	291	1 053	1 924		
広島	島	—	—	—	—	332		
山口	口	31	—	3	—	464		
徳島	島	—	—	—	—	1 004		
香川	川	—	2 355	—	1 114	709		
愛媛	媛	35	—	13	—	706		
高知	知	—	—	—	—	1 151		
福岡	岡	2 169	12 214	91	1 899	2 260		
佐賀	賀	525	—	299	—	1 767		
長門	崎	229	2,300	162	103	1 416		
熊本	本	1 370	—	1 186	—	2 635		
大分	分	337	1 939	154	110	2 266		
宮崎	崎	321	4 545	100	1 102	2 118		
鹿児島	島	130	—	62	—	1 751		
沖縄	縄	1	604	8	2 913	80		
合計	計	18 274	50 877	4 838	20 837	37 754		

都道府県別被害状況(つづき)

(平成2年中)

他				
橋りょう(箇所)	河川(箇所)	崖くずれ(箇所)	鉄道不通(箇所)	船舶被害(隻)
8	372	14	—	—
13	1 220	42	10	200
60	2 632	—	—	—
7	622	110	—	129
15	1 619	—	—	—
—	550	—	—	—
11	740	3	—	—
—	45	5	18	—
9	801	26	—	—
2	215	6	—	—
15	34	29	1	—
9	345	163	22	—
—	13	35	1	—
3	12	184	1	—
2	107	68	—	3
14	214	—	—	—
—	429	—	—	—
4	284	—	1	172
18	316	—	—	—
8	290	—	2	—
21	916	255	—	31
18	803	284	15	—
1	250	82	9	7
23	1 784	323	3	275
22	388	525	4	3
17	885	108	—	32
—	2	—	—	—
86	3,043	763	13	8
8	1,097	183	—	—
4	737	4	—	—
4	738	30	5	—
16	2 041	54	10	—
3	476	—	3	—
1	326	—	5	14
18	920	—	—	—
5	1 207	31	6	—
4	779	—	—	—
5	2 100	75	1	14
46	942	1 916	1	9
9	1 842	—	—	34
3	952	479	12	2
40	3 188	5	1	—
104	1 967	44	59	—
24	1 763	—	2	68
10	2 135	271	—	265
5	57	25	—	18
695	42 198	6 142	205	1 284

附属資料11 風水害等による都道府県別被害状況（つづき）
（平成2年中）

都道府県	区分	災害対策本部の設置		災害救助法 適用市町村 (団体)	消防職員及び 消防団員の出 動延人数	被害総額 (百万円)
		都道府県(回)	市区町村 (団 体)			
北海道	道	—	1	—	—	35 728
	青森	—	1	—	5 523	50 335
	宮城	—	37	—	22 137	57 215
東北	秋田	—	60	2	14 141	16 086
	山形	—	10	—	4 179	26 378
	福島	—	—	—	3 319	11 612
関東	茨城	—	33	—	7 859	9 975
	栃木	—	1	—	484	1 930
	群馬	—	1	—	3 690	18 838
中部	埼玉	—	3	—	121	14 406
	千葉	—	9	—	1 629	1 866
	東京	—	14	1	8 351	11 855
近畿	神奈川	1	22	—	7 799	780
	新潟	—	3	—	—	—
	富山	—	1	—	1 066	19 505
山梨	石川	—	—	—	2 672	9 015
	福井	—	—	—	52	9 625
	山梨	—	2	—	909	11 506
北陸	長野	—	—	—	—	7 302
	岐阜	—	1	—	2 435	14 693
	静岡	1	77	—	14 115	23 305
中部	愛知	—	9	—	8 016	19 999
	三重	12	245	—	13 925	19 503
	滋賀	12	668	—	19 407	57 416
近畿	京都	—	18	—	7 574	22 624
	大阪	—	36	—	7 961	14 928
	兵庫	—	12	—	1 355	387
中国	奈良	1	62	6	—	84 383
	和歌山	1	48	—	10 583	16 574
	鳥取	—	14	—	—	17 596
四国	岡山	—	25	—	5 024	24 595
	広島	—	4	—	133	6 207
	山口	1	57	5	23 629	36 042
九州	徳島	—	14	—	1 844	9 581
	香川	—	2	—	476	6 809
	愛媛	2	60	—	5 751	25 311
九州	高知	1	24	—	15 049	18 019
	福岡	5	215	—	6 952	35 363
	佐賀	2	97	—	136	40 985
九州	熊本	1	17	5	8 147	39 085
	大分	1	37	11	15 533	62 306
	長崎	—	7	—	4 589	37 266
九州	熊本	1	27	5	19 281	101 367
	大分	3	64	2	11 512	78 801
	宮崎	1	35	3	8 598	52 299
九州	鹿児島	1	177	6	6 069	65 892
	沖縄	—	14	—	1 295	4 984
	計	47	2 264	46	303 320	1 250 277

(注) 出動延人数は、災害出動に係るもののうち被害報告のあったものに限る。

附属資料12 関東大地震以後の主な地震災害

発生年月日	地震名等	規模 (マグニ チュード)	家屋損失戸数				死者数
			全壊	全焼	流失	計	
大正12. 9. 1	関東大地震	7.9	128 266	447 128	868	576 262	142 807
〃 13. 1. 15	丹沢山塊地震	7.3	1 298	—	—	1 298	19
〃 14. 5. 23	北但馬地震	6.8	1 295	2 180	—	3 475	428
昭和2. 3. 7	北丹後地震	7.3	12 584	3 711	—	16 295	2 925
〃 5. 11. 26	北伊豆地震	7.3	2 165	—	75	2 240	272
〃 6. 9. 21	西埼玉地震	6.9	206	—	—	206	16
〃 8. 3. 3	三陸沖地震	8.1	2 346	216	4 917	7 479	3 008
〃 10. 7. 11	静岡地震	6.4	814	—	—	814	9
〃 14. 5. 1	男鹿半島地震	6.8	585	—	—	585	27
〃 18. 8. 10	鳥取地震	7.2	7 485	251	—	7 736	1 083
〃 19. 12. 7	東南海地震	7.9	26 130	—	3 059	29 189	998
〃 20. 1. 13	三河地震	6.8	12 142	—	—	12 142	1 961
〃 21. 12. 21	南海地震	8.0	11 591	2 598	1 451	15 640	1 432
〃 23. 6. 28	福井地震	7.1	35 420	3 691	—	39 111	3 895
〃 24. 12. 26	今市地震	6.2	873	—	—	873	8
〃 27. 3. 4	十勝沖地震	8.2	815	—	91	906	33
〃 35. 5. 23	チリ地震津波	8.5	1 571	—	1 259	2 830	139
〃 36. 2. 2	長岡地震	5.2	220	—	—	220	5
〃 37. 4. 30	宮城県北部地震	6.5	369	—	—	369	3
〃 39. 6. 16	新潟地震	7.5	1 960	290	—	2 250	26
〃 43. 2. 21	えびの地震	6.1	368	—	—	368	3
〃 43. 5. 16	1968年十勝沖地震	7.9	673	18	—	691	52
〃 49. 5. 9	1974年伊豆半島沖地震	6.9	134	5	—	139	30
〃 53. 1. 14	1978年伊豆大島近海地震	7.0	94	—	—	94	25
〃 53. 6. 12	1978年宮城県沖地震	7.4	1 383	—	—	1 383	28
〃 57. 3. 21	昭和57年(1982年)浦河沖地震	7.1	13	—	—	13	—
〃 58. 5. 26	昭和58年(1983年)日本海中部地震	7.7	1 584	—	—	1 584	104
〃 59. 9. 14	昭和59年(1984年)長野県西部地震	6.8	14	—	—	14	29
〃 62. 3. 18	日向灘地震	6.6	—	—	—	—	1
〃 62. 12. 17	千葉県東方沖地震	6.7	16	—	—	16	2

(注) 1 家屋損失には非住家を含む。 2 死者には行方不明者を含む。
3 昭和60年以降の地震については、マグニチュード6.0以上で、死者の生じたものを掲げている。 4 大正12年から14年までの地震のマグニチュードについては、理科年表(東京天文台編)より抜すい。
5 昭和2年から35年までの地震のマグニチュードについては、気象庁において再計算が行われた数値を掲げている。

附属資料13 昭和21年以降の風水害等の記録

番号	被害発生年月日	災害種目	被害地域	人的被害(人)			住宅被害(棟)			
				死者	行方不明者	負傷者	全壊(流失)	半壊	床上浸水	床下浸水
1	23. 9. 11~12	水害	西日本	121	126	317	391	872	246	2 026
2	9. 15~17	台風	関東、甲信、東北、特に岩手、九州から東北南部、特に鹿児島、愛媛	512	326	1 956	5 889	12 127	44 867	75 168
3	24. 6. 18~22	台風	九州、四国	252	216	367	1 410	4 005	4 627	52 926
4	8. 13~18	台風	東日本、特に関東	151	25	213	569	1 966	33 680	68 314
5	8. 31~9. 1	台風	九州、北陸、関東	135	25	479	3 733	13 470	51 899	92 161
6	25. 1. 10~14	台風	四国、近畿中部、北日本、特に近畿中部以西、特に京都	11	109	—	43	56	—	—
7	9. 3~4	台風	東北以西、特に山口	398	141	26 062	19 131	101 792	93 116	308 960
8	26. 7. 7~17	台風	関東以西、特に静岡	162	141	358	630	727	13 532	89 766
9	10. 13~15	台風	中国、四国、近畿、東海	572	371	2 644	24 716	47 948	30 110	108 163
10	27. 6. 22~24	台風	九州、中国、四国、特に北九州	65	70	28	73	89	4 020	35 692
11	7. 10~12	台風	東北以西、特に和歌山	67	73	101	356	238	20 733	21 456
12	28. 6. 23~30	台風	全国、特に近畿	748	265	2 720	5 699	11 671	199 979	251 664
13	7. 16~25	台風	北日本、近畿	713	411	5 819	7 704	2 125	20 277	66 202
14	8. 11~15	台風	関東以西、特に近畿	290	140	994	893	765	6 222	18 894
15	9. 22~26	台風	北日本、近畿	393	85	2 559	8 601	17 467	144 300	351 575
16	29. 5. 8~12	台風	関東以西、特に南九州	172	498	59	606	1 471	—	23
17	9. 10~14	台風	全国、特に北海道、四国	107	37	311	2 162	5 749	45 040	136 756
18	9. 24~27	台風	全国	1 361	400	1 601	8 396	21 771	17 569	85 964
19	30. 2. 19~20	台風	全国(高松)	16	101	18	42	100	77	219
20	5. 11	台風	四国(高松)	166	—	—	—	—	—	—
21	31. 4. 17~18	台風	東北、関東、北海道	47	53	—	2	10	1 087	1 320
22	32. 7. 25~28	台風	九州、特に諫早周辺	586	136	3 860	1 564	2 802	24 046	48 519

23	33. 1. 26~27	台風	西日本	174	83	8	—	—	6	—
24	9. 26~28	台風	近畿以東、特に静岡	888	381	1 138	2 118	2 175	132 227	389 488
25	34. 8. 12~14	台風	近畿、中部、関東、特に山梨、長野	188	47	1 528	4 089	10 139	32 298	116 309
26	9. 26~27	台風	全国(九州を除く)、特に愛知	4 697	401	38 921	80 838	113 052	157 858	205 753
27	35. 5. 24	台風	北海道沿岸、三陸沿岸、志摩半島	122	17	872	6 943	2 136	23 322	18 494
28	36. 6. 24~7. 5	台風	山陰、四国、近畿、中部、関東	302	55	1 320	1 758	1 908	73 126	341 236
29	9. 15~16	台風	全国、特に近畿	194	8	4 972	15 238	46 663	123 103	261 017
30	10. 25~28	台風	関東以西、特に大分	78	31	86	234	441	10 435	50 313
31	37. 7. 1~8	台風	関東以西、特に九州	110	17	114	263	285	16 108	92 448
32	38. 1.	台風	北陸、山陰、山形、滋賀、岐阜	228	3	356	753	982	640	6 338
33	39. 7. 17~20	台風	山陰、北陸	114	18	221	669	—	9 360	48 616
34	40. 9. 10~18	台風	全国、特に徳島、兵庫、福井	153	28	1 206	1 879	3 529	46 183	258 239
35	41. 9. 23~25	台風	中部、関東、東北、特に静岡、山梨	238	79	824	2 422	8 431	8 834	42 792
36	42. 7. 8~9	台風	中部以西、特に長崎、広島、兵庫	102	16	152	163	169	17 213	103 731
37	42. 8. 26~29	台風	新潟、東北南部	83	55	155	449	408	26 641	39 542
38	43. 8. 17	台風	岐阜、京都	106	13	29	64	79	2 061	13 460
39	47. 7. 3~15	台風	全国、特に北九州、鳥根、広島	421	26	1 056	2 977	10 204	55 537	276 291
40	49. 5. 29~8. 1	台風	静岡、神奈川、三重、兵庫、香川	145	1	496	657	1 131	77 933	317 623
41	51. 9. 8~14	台風	全国、特に香川、岡山	161	10	537	1 669	3 674	101 103	433 392
42	52. 1.	台風	東北、近畿北部、北陸	101	—	834	56	83	177	1 367
43	54. 10. 17~20	台風	全国、特に東海、関東、東北	110	5	543	139	1 287	8 156	47 943
44	55. 12~56. 3	台風	東北、北陸	133	19	2 158	165	301	732	7 365
45	57. 7~57. 8	集中豪雨	全国、特に長崎、熊本、三重	427	12	1 175	1 120	1 919	45 367	166 473
46	58. 7. 20~29	集中豪雨	山陰以東、特に鳥根	112	5	193	1 098	2 040	7 484	11 264
47	58. 12~59. 3	台風	東北、北陸、特に新潟、富山	131	—	1 366	61	128	70	852

(注) 死者及び行方不明者の合計が100人以上のものを掲げた。

附属資料14 都道府県の防災

都道府県	区分	回数	災害想定						
			台風等の風水害	土砂災害	地震	コンビナート災害	大火災	林野火災	
北海道	海	道	8	5	—	1	1	—	—
		2	—	1	2	—	1	—	
		1	—	—	1	—	1	—	
		5	1	—	2	1	—	1	
		3	2	2	2	1	1	1	
		3	—	—	2	1	—	—	
		8	6	—	8	1	—	—	
		4	3	—	—	1	—	—	
茨城県	郡	茨	4	—	—	—	—	—	
		1	—	—	1	—	—		
		4	2	—	2	—	1		
		16	6	1	8	—	—		
		4	—	—	1	4	—		
		43	1	—	2	—	—		
		5	1	—	3	1	—		
		3	—	—	2	1	—		
新潟県	石	新	5	4	1	1	—	—	
		2	—	—	1	—	—		
		2	1	—	1	—	1		
		2	—	—	1	—	—		
山梨県	長	山	1	—	—	1	—	—	
		2	1	—	2	—	1		
		3	—	—	3	—	—		
		10	—	—	7	—	1		
		3	1	—	1	1	—		
		3	1	—	1	—	1		
滋賀県	大	京	5	1	1	1	—	1	
		1	—	—	—	—	1		
		3	1	—	1	—	1		
		3	1	—	1	1	1		
		2	1	—	1	—	1		
		2	1	—	1	1	—		
鳥取県	島	島	1	—	—	1	—	—	
		2	1	—	—	—	1		
		3	—	—	1	—	—		
		2	1	—	1	—	—		
徳島県	香	香	3	2	—	—	1	—	
		2	1	—	—	1	—		
		4	1	—	1	—	1		
		3	1	—	3	—	—		
		3	1	—	—	—	—		
福井県	佐	佐	2	1	—	—	1	1	
		3	1	—	1	—	—		
		2	1	1	1	1	1		
		3	2	—	2	—	—		
		2	1	1	1	1	1		
		2	1	1	1	—	1		
		3	1	1	—	1	1		
沖	縄	2	1	1	1	—	1		
合	計	199	58	11	74	29	10	23	

訓練の実施状況

(平成2年度)

定			訓練形態			
原子力災害	噴火災害	その他	総合(実働)	図上	通信	その他
1	—	—	3	1	2	水防工法訓練 水防演習訓練
—	—	—	1	—	1	
—	—	—	1	—	—	
1	—	—	5	—	—	
—	—	—	2	—	1	
—	—	—	1	2	—	
—	—	—	7	—	1	
—	—	—	2	—	2	
—	—	高圧ガス輸送 トンネル火災 (定期的に通信訓練(39回))	1	—	—	応急組立橋の架設 訓練
—	—		2	—	—	
—	—		2	—	2	
—	—		14	—	1	
—	1		4	—	39	
—	—	—	5	—	—	
—	—	—	3	—	—	
—	—	—	2	—	3	
—	—	—	2	—	—	
—	—	—	2	—	—	
—	—	高圧ガス危険物	1	—	—	動員訓練
—	—		2	—	—	
—	—		2	—	1	
1	—		6	1	2	
—	—		3	—	—	
—	—	—	3	—	—	
—	—	通信訓練	2	—	3	
—	—		1	—	—	
—	—		3	—	—	
—	—		3	—	—	
—	—		2	—	—	
—	—	高圧ガス漏出	2	—	—	
—	—		1	—	—	
—	—		3	—	—	
—	—		3	—	—	
—	—		2	—	—	
—	—	—	2	—	—	
—	—	高層ビル火災	1	—	—	
—	—		2	—	1	
—	—		3	—	—	
—	—		2	—	2	
—	—		2	—	—	
—	—	—	2	—	—	
1	1	—	3	—	—	
—	—	—	2	—	—	
—	—	—	2	—	—	
6	2	45	127	4	65	4

附属資料15 都道府県別市

都道府県	区分	消 防 本 部					消 防 署	出 張 所	
		計	市	町	村	組 合			
北海道	道	72	20	8	—	44	128	372	
	青森	16	1	2	—	13	35	53	
	岩手	14	3	1	—	10	18	57	
	宮城	12	3	—	—	9	28	71	
	秋田	17	2	1	—	14	20	68	
	山形	15	8	2	—	5	15	48	
	福島	12	2	—	—	10	26	71	
	茨城県	茨城	29	9	6	1	13	61	55
		栃木	15	4	1	—	10	17	53
		群馬	12	2	—	—	10	29	50
埼玉		49	28	6	—	15	67	112	
千葉		33	19	4	—	10	68	118	
東京		6(3)	3(1)	2(2)	1(1)	—	79	214	
神奈川		28	19	7	—	2	55	193	
新潟県		新潟	36(1)	10	8(1)	—	18	44	79
		富山	22	9	11	—	2	29	22
		石川	12	3	3	—	6	18	42
	福井	12	1	3	—	8	16	40	
山梨県	山梨	10	2	1	—	7	17	30	
	長野	21	8	2	—	11	47	40	
	岐阜	24	8	2	—	14	46	50	
	静岡	31	14	3	—	14	40	97	
	愛知	46	28	6	—	12	62	126	
	三重	15	8	1	—	6	19	54	
滋賀県	滋賀	11	3	—	—	8	24	20	
	京都	17	9	4	—	4	31	58	
	大阪	32	23	5	—	4	72	166	
	兵庫	33	18	2	—	13	56	91	
	奈良	13	5	0	—	8	26	18	
	和歌山	21	7	6	—	8	30	14	
鳥取県	鳥取	3	—	—	—	3	13	13	
	岡山	11	1	1	—	9	12	43	
	広島	14	5	—	—	9	21	61	
	山口	22	5	4	—	13	38	74	
	徳島	16	7	1	—	8	25	30	
徳島県	徳島	11	3	—	—	8	22	11	
	香川	11	4	1	—	6	15	23	
	愛媛	16	4	—	—	12	19	33	
	高松	15	6	—	—	9	19	23	
	福岡県	福岡	27	9	2	—	16	46	95
佐賀		10	3	—	—	7	15	21	
長門		10	3	—	—	7	16	72	
熊本		15	1	—	—	14	22	54	
大分		15	4	1	—	10	18	37	
宮崎		9	6	—	—	3	12	22	
鹿児島		21	3	1	—	17	29	61	
沖縄		23	9	3	2	9	24	20	
計		935(4)	352(1)	111(3)	4(1)	468	1 589	3 175	

(注) ()内は、任意設置の消防本部を示し、内数である。
○内は、東京消防庁(特別区)であり、内数である。

町村消防組織一覽

(平成3.4.1現在)

消防職員	消防団	分 団	消防団常備部				消防団員
			計	市	町	村	
8 237	233	1 091				29 198	
2 113	68	796				21 926	
1 534	60	494				26 066	
2 289	78	496				23 993	
1 610	67	603	1		1	21 803	
1 358	44	352				30 111	
2 002	90	621				39 721	
3 405	88	1 151				27 956	
1 943	49	348				16 062	
2 065	70	485				13 616	
6 275	89	598				15 708	
6 542	72	875				31 811	
18 123	99	717				24 763	
8 117	62	542				19 026	
2 828	112	797				47 976	
1 143	40	300				9 732	
1 290	39	224				5 263	
1 032	32	247				5 488	
909	64	241				18 491	
1 884	121	882				44 315	
2 128	101	535				23 499	
3 637	75	650				25 517	
6 589	357	791				28 210	
1 821	69	484				14 604	
1 168	50	201				9 371	
2 955	73	411				20 636	
9 088	39	397	1		1	9 909	
4 773	104	1 589				52 000	
1 316	47	345				10 104	
1 199	50	330				12 506	
622	41	249				5 841	
860	59	389				14 918	
1 786	78	470				32 785	
3 044	93	712				25 286	
1 512	56	524				14 925	
821	46	470				11 724	
1 077	43	270				7 722	
1 399	70	525				22 211	
970	53	292				8 506	
4 056	110	727				27 128	
913	49	207				22 749	
1 540	79	876				23 547	
1 867	94	808				41 259	
1 363	58	450				18 260	
918	44	139				16 650	
1 830	96	729				17 046	
1 206	35	129				1 628	
135 157	3 646	25 559	2		2	991 566	

附属資料16 消防機関数と消防職団員数の推移

年	消 防 本 部					消 防 団			
	消防本部	うち組合	消防署	出張所	消防職員	消防団	分 団	消防団常備部	消防団員
昭和29年	328	6	423	638	30 493	9 337	…	120	2 023 011
30	360	6	454	683	31 194	5 951	…	106	1 944 233
31	383	6	465	713	31 861	5 332	…	101	1 830 222
32	406	6	488	735	32 745	4 481	…	107	1 737 319
33	429	6	507	778	33 729	4 304	…	104	1 677 555
34	438	6	533	831	35 168	4 153	…	93	1 633 792
35	445	3	562	833	36 627	4 016	…	102	1 591 053
36	461	3	578	889	38 489	3 957	35 463	96	1 542 406
37	484	3	597	919	40 948	3 909	35 377	100	1 488 495
38	511	3	617	961	43 169	3 852	34 323	116	1 445 508
39	544	4	641	996	45 357	3 835	33 825	117	1 413 285
40	620	4	735	1 024	48 075	3 826	31 653	123	1 330 995
41	640	4	755	1 072	50 806	3 818	30 940	125	1 301 702
42	671	5	817	1 110	53 957	3 764	29 926	107	1 283 003
43	700	9	851	1 155	56 681	3 748	29 451	94	1 258 277
44	734	26	892	1 242	60 486	3 743	28 998	89	1 234 696
45	756	58	937	1 308	64 230	3 699	28 482	71	1 210 839
46	782	129	986	1 470	70 077	3 682	27 732	61	1 189 675
47	805	221	1 094	1 769	79 092	3 659	27 638	23	1 166 625
48	829	304	1 155	2 120	88 754	3 696	27 392	25	1 148 567
49	848	359	1 230	2 407	98 329	3 682	27 081	22	1 131 723
50	859	378	1 258	2 590	105 005	3 668	26 805	22	1 118 036
51	869	387	1 286	2 665	107 632	3 673	26 650	22	1 105 299
52	878	398	1 321	2 742	110 618	3 669	26 463	17	1 094 367
53	887	408	1 336	2 771	114 249	3 669	26 324	18	1 087 269
54	895	419	1 366	2 840	117 657	3 666	26 281	12	1 078 536
55	906	427	1 425	2 883	120 460	3 641	26 084	11	1 069 140
56	914	435	1 462	2 930	123 204	3 645	25 995	11	1 063 761
57	923	441	1 470	3 001	125 335	3 656	26 115	9	1 057 404
58	927	445	1 476	3 063	126 959	3 653	26 002	8	1 050 271
59	932	451	1 483	3 111	128 087	3 658	25 858	8	1 042 463
60	933	454	1 496	3 132	128 914	3 641	25 798	7	1 033 376
61	933	454	1 501	3 151	129 610	3 650	25 701	7	1 026 224
62	931	455	1 514	3 152	130 463	3 648	25 667	7	1 017 807
63	930	456	1 526	3 170	131 407	3 649	25 606	6	1 008 998
平成元年	931	458	1 535	3 160	132 437	3 649	25 620	6	1 002 371
2	933	464	1 554	3 166	133 610	3 654	25 639	6	996 743
3	935	468	1 589	3 175	135 157	3 648	25 559	2	991 566

(注) 各年とも4月1日現在の数である。

附属資料17 政令指定市町村数の推移

年度	指 定 数			町村合併等による移動			差 引 累 計		
	計	市	町村	計	市	町村	計	市	町村
昭和41年度	26	2	24	△ 1	—	△ 1	625	534	91
42	42	10	32	△ 11	1	△ 12	656	545	111
43	38	6	32	△ 1	△ 1	—	693	550	143
44	95	2	93	—	—	—	788	552	236
45	218	4	214	△ 2	1 △ 1	△ 2	1 004	556	448
46	389	7	382	△ 1	28 △ 1	△ 28	1 392	590	802
47	507	18	489	△ 3	24	△ 27	1 896	632	1 264
48	365	2	363	△ 11	10	△ 21	2 250	644	1 606
49	221	—	221	△ 7	—	△ 7	2 464	644	1 820
50	68	—	68	△ 4	—	△ 4	2 528	644	1 884
51	73	—	73	—	1	△ 1	2 601	645	1 956
52	63	—	63	—	1	△ 1	2 664	646	2 018
53	50	—	50	—	1	△ 1	2 714	647	2 067
54	30	—	30	—	—	—	2 744	647	2 097
55	48	—	48	—	—	—	2 792	647	2 145
56	52	—	52	—	3	△ 3	2 844	650	2 194
57	62	—	62	—	2	△ 2	2 906	652	2 254
58	25	—	25	—	—	—	2 931	652	2 279
59	29	—	29	△ 2	—	△ 2	2 958	652	2 306
60	5	—	5	—	—	—	2 963	652	2 311
61	15	—	15	△ 1	2	△ 3	2 977	654	2 323
62	11	—	11	△ 6	2 △ 1	△ 7	2 982	655	2 327
63	15	—	15	—	1	△ 1	2 997	656	2 341
平成元年度	18	—	18	—	—	—	3 015	656	2 359
2	30	—	30	—	—	—	3 045	656	2 389
3	5	—	5	△ 6	1	△ 7	3 044	657	2 387

(注) 消防組織法第18条の規定に基づき、特別区については、1の市とみなして計上している。

附属資料18 自主防災組織の

区分	市区町村数	自主防災組織数	組織されている地域の世帯数	組織率 (%)	平常時の任務と活動項目別自主防災				
					防災訓練	防災知識の啓蒙	防災巡回視		
北海道									
北海	212	88	962	204 020	9.7	301	322	122	
青森	67	40	234	82 845	17.2	76	135	56	
岩手	62	61	411	178 916	41.8	365	395	310	
宮城	71	66	2 438	477 132	69.5	2 096	2 244	1 551	
秋田	69	67	2 365	188 522	51.6	2 180	2 192	1 604	
山形	44	44	1 435	131 620	38.5	1 435	1 434	1 240	
福島	90	90	1 407	380 641	62.7	1 027	1 255	935	
茨城	88	38	609	117 433	14.1	467	318	302	
栃木	49	24	357	72 733	12.8	224	227	171	
群馬	70	24	288	89 216	15.1	118	39	63	
埼玉	92	45	1 198	664 938	33.0	982	815	629	
千葉	80	44	1 985	560 651	31.1	1 714	1 720	1 287	
東京	64	50	5 159	3 502 705	72.7	3 879	3 479	1 832	
神奈川	37	37	6 494	2 372 514	83.9	6 222	6 146	1 792	
新潟	112	45	1 453	213 678	30.6	194	210	61	
富山	35	30	364	71 564	22.8	302	151	264	
石川	41	40	1 090	97 687	27.9	582	381	188	
福井	35	30	971	80 776	35.3	660	432	411	
山梨	64	64	2 535	251 583	95.6	2 515	2 187	1 154	
長野	121	69	2 126	353 428	54.4	1 577	1 137	595	
岐阜	99	73	3 207	454 766	77.0	2 159	1 439	1 021	
静岡	75	75	5 007	1 112 129	99.8	5 007	4 847	3 315	
愛知	88	59	6 206	1 632 615	77.1	6 067	5 345	684	
三重	69	58	1 056	194 367	35.1	576	443	516	
滋賀	50	48	1 408	165 737	47.6	1 039	958	872	
京都	44	24	643	507 635	56.5	329	286	240	
大阪	44	20	765	292 085	9.5	703	100	85	
兵庫	91	54	1 220	461 269	25.6	685	677	324	
奈良	47	21	386	108 318	25.6	81	110	205	
和歌山	50	19	228	33 510	9.5	84	85	19	
鳥取	39	39	1 118	68 132	36.4	816	518	514	
島根	59	28	361	39 646	16.4	138	249	114	
岡山	78	51	993	159 944	25.6	487	551	117	
広島	86	32	1 868	517 045	51.9	1 836	1 832	1 825	
山口	56	36	389	76 185	13.9	242	181	189	
徳島	50	25	159	41 481	15.6	38	41	20	
香川	43	24	249	23 889	7.2	29	33	20	
愛媛	70	24	273	93 214	17.7	95	96	78	
高知	53	22	284	29 904	9.8	106	115	99	
福岡	97	45	415	611 139	37.3	324	258	201	
佐賀	49	9	115	20 878	8.2	13	105	1	
長門	79	34	708	111 349	21.2	363	380	292	
熊本	94	27	107	41 078	7.1	31	26	27	
大分	58	43	741	111 266	27.0	515	558	434	
宮崎	44	40	656	83 428	20.7	370	327	360	
鹿児島	96	59	388	101 267	15.1	289	330	208	
沖縄	53	4	165	19 401	5.1	21	21	21	
全 国	3 264	1 989	62 996	17 204 279	41.8	49 359	45 130	26 355	

(注) 組織率は、組織されている地域の世帯数を管内の世帯数で除したものである。

都道府県別結成状況

(平成3.4.1現在)

れている 災組織数	災害時の任務とされている活動項目別自主防災組織数										
	三角火 消火 共同	パケ 等 は 入	ツ の 他	災害時の任務とされている活動項目別自主防災組織数			初期 消火	負傷者 等の 救出・ 護	住民の 避難 誘導	給食 給水	その他
				災害 所 巡	危険 の 視	災害 等 所 外 集					
北海道	55	78	76	319	259	95	186	147	18		
北海	11	14	17	60	82	43	31	92	11		
青森	172	70	20	80	254	94	93	312	11		
岩手	1 202	650	991	1 256	1 713	1 252	1 257	2 066	356		
宮城	619	236	991	1 157	1 934	733	1 190	1 364	22		
秋田	475	—	1 165	1 432	1 434	1 432	1 408	1 331	23		
山形	199	76	737	1 092	1 277	1 130	1 180	1 268	5		
福島	218	128	286	375	528	360	239	194	45		
茨城	163	24	5	209	235	194	209	180	167		
栃木	5	—	53	59	123	67	53	55	4		
群馬	327	189	268	858	1 132	852	834	707	120		
埼玉	1 102	663	1 351	1 694	1 730	1 692	1 720	1 475	589		
千葉	1 125	918	2 023	3 479	3 478	3 463	3 458	3 308	666		
東京	3 269	182	2 529	6 158	6 158	6 158	6 158	6 158	856		
神奈川	94	3	39	51	295	94	32	96	—		
新潟	97	32	31	44	259	49	121	46	35		
富山	66	155	30	26	523	53	82	70	22		
石川	—	141	236	249	569	272	199	—	141		
福井	611	366	1 893	2 457	2 507	2 334	2 507	2 249	378		
山梨	375	333	993	1 436	1 546	1 434	1 442	1 237	215		
長野	591	213	1 176	1 743	1 921	1 767	1 824	1 764	129		
岐阜	1 748	537	2 984	3 949	3 926	3 914	3 926	3 751	487		
静岡	568	3 148	992	5 422	5 908	5 389	5 868	4 998	4 111		
愛知	11	58	438	468	606	453	477	423	7		
三重	201	158	420	186	1 133	422	512	227	52		
滋賀	202	15	221	210	319	204	207	219	11		
京都	22	30	—	54	84	56	62	52	8		
大阪	132	159	304	472	606	479	484	343	91		
兵庫	53	—	51	92	237	105	157	28	—		
奈良	41	10	6	1	49	43	12	49	—		
和歌山	61	88	293	371	1 051	237	328	188	3		
鳥取	88	20	15	88	223	124	189	126	—		
島根	109	29	134	142	619	82	101	171	—		
岡山	27	1 799	1 799	1 805	1 832	1 777	1 811	51	44		
広島	12	64	21	20	246	119	133	30	12		
山口	8	13	15	12	126	9	10	15	5		
徳島	3	3	10	8	41	14	7	8	2		
香川	50	13	3	14	93	69	66	75	77		
愛媛	10	32	87	83	125	80	164	26	24		
高知	127	39	149	151	322	135	175	247	—		
福岡	2	—	84	100	109	85	85	100	—		
佐賀	293	1	290	332	345	327	352	327	261		
長門	10	3	16	19	25	12	12	18	2		
熊本	312	19	497	513	545	471	485	490	6		
大分	107	51	285	355	411	423	424	378	91		
宮崎	174	30	148	212	304	75	265	243	15		
鹿児島	—	21	21	21	21	21	21	21	21		
沖縄	15 147	10 806	24 193	39 334	47 263	38 693	40 556	36 723	9 143		

る。

附属資料19 事業所の自

区分	消防法施行令第1項に基づく消防の組織数	左のうちの、地災予防活動に力を入れている組織数			その他の法令に基づく自衛消防の組織数	左のうちの、地災予防活動に力を入れている組織数		
		左のうちの、地災予防活動に力を入れている組織数	左のうちの、地災予防活動に力を入れている組織数	左のうちの、地災予防活動に力を入れている組織数		左のうちの、地災予防活動に力を入れている組織数	左のうちの、地災予防活動に力を入れている組織数	左のうちの、地災予防活動に力を入れている組織数
北海道	30 588	108	3	446	7	4		
青森	8 714	7	—	26	—	—		
岩手	7 938	6	2	—	—	—		
宮城	12 849	76	72	60	1	1		
秋田	5 655	23	—	843	14	14		
山形	4 939	17	14	6	—	—		
福島	9 095	13	2	1 648	—	—		
茨城	8 873	4	2	172	—	—		
栃木	8 056	34	5	—	—	—		
群馬	8 218	8	3	199	—	—		
埼玉	17 715	16	8	250	—	—		
千代田	14 608	13	13	92	38	38		
東京都	71 298	415	50	2 762	221	40		
神奈川県	38 028	109	—	107	42	21		
新潟	12 336	13	7	57	—	—		
富山	4 863	9	7	220	—	—		
石川	6 780	55	48	11	—	—		
福井	4 544	91	49	4	3	3		
山梨	5 711	422	155	3	1	1		
長野	8 185	279	197	29	—	—		
岐阜	6 223	41	10	86	—	—		
静岡県	17 960	173	167	115	—	—		
愛知県	30 839	12	12	268	—	—		
三重	4 750	1	1	43	—	—		
滋賀	4 808	56	26	—	—	—		
京都	11 100	56	44	—	—	—		
大阪	35 759	2	2	562	8	2		
兵庫県	25 134	2	2	63	—	—		
奈良	2 928	7	4	—	—	—		
和歌山	3 992	6	—	12	3	3		
鳥取	2 036	72	14	—	—	—		
島根	2 439	19	9	63	—	—		
岡山	6 961	—	—	27	—	—		
広島	14 775	32	10	18	—	—		
山口	7 926	3	—	219	—	—		
徳島	3 978	—	—	48	—	—		
香川県	4 534	7	3	445	6	6		
愛媛	6 228	1	1	18	—	—		
高知県	3 031	156	—	1	—	—		
福岡	23 092	183	183	62	35	35		
佐賀	3 476	4	3	10	4	4		
長門	7 537	16	1	11	2	1		
熊本	8 544	4	2	32	—	—		
大分	5 770	10	2	713	—	—		
宮崎	6 754	—	—	—	—	—		
鹿児島	7 091	17	5	4	—	—		
沖縄	1 720	3	—	44	1	1		
計	548 378	2 601	1 138	9 799	386	174		

主防災組織の状況

(平成 3. 4. 1 現在)

市町村条例、規則に基づく自衛消防(防災)組織数	左のうちの、地災予防活動に力を入れている組織数			事業所に設置している消防(防災)組織数	左のうちの、地災予防活動に力を入れている組織数		
	左のうちの、地災予防活動に力を入れている組織数	左のうちの、地災予防活動に力を入れている組織数	左のうちの、地災予防活動に力を入れている組織数		左のうちの、地災予防活動に力を入れている組織数	左のうちの、地災予防活動に力を入れている組織数	左のうちの、地災予防活動に力を入れている組織数
—	—	—	—	22	4	4	
—	—	—	—	16	—	—	
—	—	—	—	30	—	—	
1	—	—	—	21	9	8	
—	—	—	—	4	1	1	
—	—	—	—	15	—	—	
19	—	—	—	1	—	—	
—	—	—	—	13	1	1	
—	—	—	—	1	—	—	
—	—	—	—	2	—	—	
—	—	—	—	71	—	—	
4	—	1	1	32	1	1	
461	—	5	3	—	—	—	
99	—	—	—	175	—	—	
2	—	—	—	206	—	—	
—	—	—	—	21	2	2	
—	—	—	—	2	—	—	
—	—	—	—	22	1	1	
—	—	—	—	427	413	1	
2	—	—	—	56	1	—	
—	—	—	—	130	13	13	
—	—	—	—	856	1	1	
26	—	—	—	90	—	—	
—	—	—	—	28	1	1	
—	—	—	—	14	—	—	
108	—	—	—	134	—	—	
—	—	—	—	874	—	—	
—	—	—	—	2	—	—	
—	—	—	—	7	—	—	
—	—	—	—	35	—	—	
—	—	—	—	8	7	7	
—	—	—	—	11	1	1	
—	—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	17	—	—	
1	—	1	1	62	2	2	
—	—	—	—	3	—	—	
—	—	—	—	2	—	—	
—	—	—	—	225	—	—	
—	—	—	—	5	3	3	
71	—	—	—	11	10	10	
—	—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	24	—	—	
—	—	—	—	14	—	—	
—	—	—	—	6	—	—	
—	—	—	—	55	1	1	
1	—	—	—	2	—	—	
—	—	—	—	—	—	—	
795	7	5	3 752	472	58		

附属資料20 危険物施

年	施設 合計	製造所	貯 蔵				
			小 計	屋 内 貯蔵所	屋 外 タンク 貯蔵所	屋 内 タンク 貯蔵所	地 下 タンク 貯蔵所
昭和34年	95 207	2 523	63 303	23 566	19 090	2 048	5 484
38	133 233	2 675	87 612	26 794	32 262	3 973	9 603
39	150 823	2 759	99 264	28 125	36 342	5 109	12 478
40	171 788	2 787	113 030	30 115	41 092	6 401	15 619
41	190 122	2 899	126 597	32 344	45 010	7 605	19 553
42	213 526	3 008	140 842	34 163	48 975	8 863	23 891
43	246 767	3 164	157 456	36 523	53 938	9 993	28 243
44	279 012	3 309	175 150	38 880	59 504	11 172	33 142
45	308 784	3 459	192 155	40 709	64 693	12 334	38 852
46	346 113	3 684	213 883	43 254	71 320	13 611	45 880
47	377 123	3 789	231 972	44 872	76 090	14 667	52 132
48	410 158	3 929	251 372	46 769	81 388	15 575	58 913
49	461 500	4 037	288 771	50 253	91 596	16 840	68 423
50	495 161	3 961	312 009	53 239	97 846	17 534	75 642
51	512 675	4 035	323 827	55 140	99 401	17 936	80 906
52	527 118	4 104	333 440	56 772	99 626	18 236	85 874
53	539 532	4 124	341 341	57 819	99 456	18 632	90 734
54	552 597	4 184	349 777	58 528	98 984	18 929	95 823
55	575 376	4 272	366 356	60 165	100 373	19 451	104 193
56	587 052	4 346	373 465	61 554	97 509	19 923	109 755
57	569 575	4 393	379 752	62 789	97 007	20 013	113 398
58	601 905	4 435	382 914	63 440	96 341	19 955	115 724
59	607 040	4 477	386 406	63 598	96 057	19 878	117 715
60	613 364	4 560	390 825	63 878	95 685	19 831	119 749
61	617 540	4 598	393 419	64 081	94 998	19 621	121 254
62	620 783	4 657	395 877	63 980	94 334	19 465	122 509
63	574 720	4 677	397 687	63 693	93 497	19 354	123 402
平成元年	578 881	4 722	400 597	63 562	93 105	19 150	124 374
2	582 911	4 775	403 577	63 426	92 778	18 955	125 630
3	561 184	4 774	385 975	61 350	87 950	17 999	125 874

(注) 昭和34年は9月30日現在である。

設 数 の 推 移

(各年3月31日現在)

所			取 扱 所					
簡 易 タンク 貯蔵所	移 動 タンク 貯蔵所	屋 外 貯蔵所	小 計	給 油 取扱所	第一種 販売 取扱所	第二種 販売 取扱所	移 送 取扱所	一 般 取扱所
7 237	3 527	2 351	29 381	19 937	1 702	—	—	7 742
4 433	7 918	2 629	42 946	28 254	1 716	—	—	12 976
4 332	9 992	2 886	48 800	31 697	1 903	—	—	15 200
4 565	11 868	3 370	55 971	35 481	2 088	—	—	18 402
4 596	13 292	4 197	60 626	38 443	2 135	—	—	20 048
4 648	15 190	5 112	69 676	42 347	2 059	—	—	25 270
4 731	17 856	6 172	86 147	49 041	2 478	—	—	34 628
4 793	20 556	7 103	100 553	54 060	2 907	—	—	43 586
4 767	22 645	8 155	113 170	58 096	3 274	—	—	51 800
4 849	25 396	9 573	128 546	62 749	3 553	—	—	62 244
4 805	28 484	10 922	141 362	66 638	3 722	91	—	70 911
4 748	32 139	11 840	154 857	71 049	3 697	163	—	79 948
4 774	36 049	20 836	168 692	74 697	3 763	258	—	89 974
4 578	39 364	23 806	179 191	76 879	3 727	319	1 148	97 118
4 540	41 909	23 995	184 813	78 508	3 717	374	1 225	100 989
4 496	44 266	24 170	189 574	79 998	3 675	464	1 229	104 208
4 286	46 333	24 081	194 067	81 288	3 626	513	1 251	107 389
4 194	49 427	23 892	198 636	82 900	3 538	541	1 316	110 341
4 187	52 350	25 637	204 748	84 588	3 462	604	1 357	114 737
4 076	54 986	25 662	209 241	86 056	3 416	647	1 366	117 756
3 953	57 126	25 466	212 430	86 962	3 351	667	1 382	120 068
3 871	58 662	24 921	214 556	87 678	3 284	705	1 380	121 509
3 742	61 019	24 397	216 157	88 143	3 221	729	1 391	122 673
3 638	64 393	23 651	217 979	88 582	3 124	744	1 400	124 129
3 531	66 998	22 936	219 523	88 882	3 040	739	1 402	125 460
3 435	69 976	22 178	220 249	88 890	2 939	758	1 397	126 265
3 361	72 957	21 423	172 356	89 088	2 845	766	1 381	78 276
3 288	76 451	20 667	173 562	89 506	2 768	765	1 372	79 151
3 199	79 308	20 281	174 559	89 814	2 696	776	1 360	79 913
2 354	71 596	18 852	170 435	89 388	2 630	657	1 373	76 387

附属資料21 容量別、都道府県別

都道府県	容量	合計	1 000kl以上の屋外タンク貯蔵所	
			1 000kl未満の屋外タンク貯蔵所	1 000kl以上の屋外タンク貯蔵所
北海道	北	3 768	3 080	688
	海	911	712	199
	道	711	681	30
	森	1 044	860	184
	手	835	752	83
	城	742	712	30
	田	1 545	1 417	128
	形			
	島			
	福			
茨城県	茨	3 214	2 968	246
	栃	1 532	1 511	21
	群	2 231	2 214	17
	埼	2 048	2 015	33
	千	5 610	4 595	1 015
	東	1 117	1 045	72
	神	5 077	3 853	1 224
	奈			
	新			
	富			
山梨県	山	2 490	2 237	253
	梨	1 318	1 229	89
	野	920	857	63
	阜	791	709	82
	岡			
	知			
	重			
	三			
	滋			
	京			
東京都	京	1 206	1 199	7
	大	494	466	28
	阪	3 553	3 020	533
	庫	4 163	3 685	478
	良	307	307	0
	山	1 450	1 121	329
	歌			
	鳥			
	島			
	岡			
広島県	取	327	299	28
	根	693	681	12
	山	2 833	2 295	538
	島	1 878	1 716	162
	口	2 894	2 258	636
	徳			
	香			
	愛			
	高			
	福			
福岡県	福	3 032	2 760	272
	佐	585	571	14
	長	1 017	920	97
	熊	1 030	979	51
	本	1 258	1 066	192
	分	788	733	55
	崎	1 712	1 607	105
	島	877	666	211
	児			
	鹿			
鹿児島県	計	86 861	77 001	9 860
	構成比(%)	100.0	88.6	11.4

屋外タンク貯蔵所の施設数 (完成検査済証交付施設)

(平成 3. 3. 31現在)

左 の 内 訳				
1 000kl~ 5 000kl	5 000kl~ 1 万kl	1 万kl~ 5 万kl	5 万kl~ 10万kl	10万kl以上
340	137	103	18	90
120	17	11	0	51
22	8	0	0	0
98	23	46	17	0
54	4	15	2	8
20	6	4	0	0
78	14	18	14	4
109	39	65	17	16
21	0	0	0	0
17	0	0	0	0
31	2	0	0	0
439	282	168	106	20
61	0	11	0	3
597	288	265	71	0
140	48	46	13	6
47	9	26	7	0
46	17	0	0	0
48	0	0	4	30
9	0	0	0	0
22	0	0	0	0
3	0	0	0	0
157	27	4	5	0
242	143	116	40	14
218	60	89	26	12
7	0	0	0	0
23	1	4	0	0
229	127	142	30	5
239	123	100	16	0
0	0	0	0	0
150	59	81	24	15
26	2	0	0	0
12	0	0	0	0
278	110	118	17	15
116	18	15	13	0
296	131	157	38	14
16	0	12	0	0
34	48	29	0	7
145	94	38	7	4
34	0	0	0	0
216	42	14	0	0
11	0	0	3	0
66	20	6	0	5
49	1	1	0	0
72	55	51	10	4
51	4	0	0	0
44	1	4	2	54
49	36	49	25	52
5 102	1 996	1 808	525	429
5.9	2.3	2.1	0.6	0.5

附属資料22 石油コンビナート等特別防災区

都道府県	区分	特別防災区域	面積 (km ²)	第一種事業所	第二種事業所	石油の貯蔵・取扱量 (万kl)	高圧ガスの処理量 (万Nm ³)		
北海道	1	釧路小	275	7(1)	2	33	143		
			9 005	12(5)	7	1 354	4 410		
			6 156	2(2)	7	213	26 025		
			392	2()	1	63	12		
青森	4-2つ小川	2 508	2()		621	0			
		108	5()		17	0			
		990	9(2)	6	51	370			
宮城	7 塩釜	286	8(5)	3	28	722			
		2 827	3(1)	5	278	4 236			
秋田	9 男鹿	894	2(1)	0	211	0			
		1 712	4()	7	55	188			
山形	11 酒田	949	4()	2	24	51			
福島	11-2広い	野き	1 207	1()		34	0		
			5 073	11(2)	9	184	1 037		
茨城	13 鹿島臨海	18 692	13(11)	9	706	27 027			
千葉	14 京葉臨海北部	957	10(1)	4	51	849			
			30 329	38(26)	31	2 132	174 300		
			10 058	3(2)	0	14	1 477		
東京	18 品川・大井	292	2()		11	0			
		19 886	52(28)	45	1 322	114 336			
神奈川	20 京根久浜	3 316	4(1)	5	497	27 391			
			708	1()		58	0		
			2 290	11(3)	3	237	11 475		
新潟	22 新潟直江	2 515	5(3)	7	162	8 661			
			1 316	3()	2	9	74		
			2 290	11(3)	3	237	11 475		
富山	25 富新伏婦	751	2(1)	3	119	2 336			
			447	1()		26	0		
			48	2()	1	8	89		
			576	1(1)		1	4 579		
石川	29 金沢港北	229	6()	4	28	0			
福井	30 福井臨海	2 270	6()	1	408	0			
静岡	31 清水	722	3(1)	10	82	477			
愛知	32 渥蒲衣名田古	1 079	1()		98	0			
			81	2()	2	15	199		
			5 962	5(2)	6	36	1 564		
			18 878	32(9)	22	942	45 930		
			1 140						
三重	37 四日市臨海	8 422	16(14)	20	666	68 310			
			797	2(1)	1	78	36		
大阪	39 大坂北臨海	2 992	9(1)	17	66	774			
			11 424	21(12)	26	685	101 980		
			722	2(1)		29	3		

(注) 第一種事業所欄の()内は、レイアウト規制対象事業所数で内数である。

域の現況と防災資機材の整備状況

(平成3.4.1現在)

大化学消防車 (台)	型高放水車 (台)	型高放水車 (台)	泡原液搬送車 (台)	大型化学高所放水車 (台)	その他の消防車 (台)	泡消火剤 3%換算	オイルフェンス (m)	オイルフェンス張船 (隻)	油回収船 (隻)	消防艇 (隻)
1	1				2	107	5 520	2		
6	1		5	4	1	188	11 100	2	2	
2	2		2		7	162	3 760	2	1	
2	2		2		2	114	2 240	4		
2	2		2		3	156	2 400	1	1	1
1	1		1			52	3 240	5		
1	1		1			147	7 360	1		
2	2		2		2	94	5 940	11		
2	2		2		3	103	5 060	4	1	2
2	2		2		1	99	4 420	2	1	1
1	1		1		2	81	5 970	2		
1	1		1			41	3 300	1		
1	1		1			50	2 200	1	1	
2	2		2		7	203	7 380	1	1	
5	4		3		15	798	12 060	3	1	1
2	2		2		1	92	6 550	1		
26	10		16	6	30	698	35 030	6	1	1
1	1		1		3	34	2 520	1		
1	1		1			26	1 620	1		
20	10		12		30	608	44 420	11	1	1
5	5		5	1	6	267	8 690	2	1	1
1	1		1			11	1 620	1		
2	2		2			158	9 150	1	1	
2	2		2		2	149	4 280	3		
2	2		2		6	41	2 460	1		
2	1		1		1	65	3 340	1	1	
1	1		1			19	1 620	1		
					2	65	2 100	2		
					2	7				
1	1		1			64	3 780	1		
3	3		3	1	6	216	13 900	8	6	1
2	1		1		1	98	4 020	2		
1	1		1			49	2 160	1	1	
1	1		1			31	2 200	3		
1	1		1		7	43	6 240	7		1
10	8		8	2	18	429	27 800	18	3	
5	4		4		17	869	20 053	1	2	5
1	1		1		3	118	6 960	2		2
2	1		1		10	129	7 400	1		
12	8		8		20	424	21 960	10	1	
1	1		1			57	2 280	1		

附属資料22 石油コンビナート等特別防災区域

都道府県	区分	特別防災区域	面積 (km ²)	第一種 事業所	第二種 事業所	石油の貯蔵・取扱 高圧ガスの処理量	
						(万kl)	(万Nm ³)
兵庫県	庫	42 尼 崎	2 068	6(3)	13	46	443
		43 神 戸	1 699	9(2)	5	92	2 440
		44 東 唐	11 018	6(4)	10	45	6 634
		45 姫 路	12 546	10(9)	9	390	15 394
		45-2 赤 穂	514	1(1)		24	4
和歌山県	山	46 和歌山北部臨海北部	4 937	3(2)		14	2 868
		47 和歌山北部臨海中部	1 464	3(3)		94	617
		48 和歌山北部臨海南部	2 992	3(1)		605	12 677
		48-2 御 坊	338	1(1)		34	4
		岡山県	49 水 島 臨 海	21 236	15(14)	10	1 002
広島・岡山	山	50 福 山 ・ 笠 岡	11 012	4(2)	2	23	5 293
		広島	51 江 田 島 美	196	1()	1	23
山口・広島	山 口	52 能 美	388	1()		88	
		53 岩 国 ・ 大 竹	5 223	6(5)	8	251	18 408
		54 下 松	1 761	2(1)	3	122	137
		55 徳 山 ・ 新 南 陽	7 741	11(11)	9	450	67 704
		56 宇 野	3 188	5(4)	7	17	10 554
		57 小 田 島	1 929	1(1)		457	8 434
		58 彦 野	77	3()		25	
徳島県	59 阿 南	756	1()	1	25	5	
香川愛媛	媛	60 番 の 州	3 977	3(2)	2	337	1 474
		61 新 波 居 浜	4 371	5(3)	5	20	5 036
		62 菊 松	299	1(1)		35	5 287
		63 菊 松	570	2(1)		146	3 093
福岡県	岡	64-2 豊 北 福	465	1(1)		18	1
		65 九 前 州	16 042	16(9)	13	88	21 247
		66 福 岡	300	9(1)	15	31	668
佐賀長崎	崎	67 唐 津	328	3(1)	1	20	857
		68 相 浦	239	1(1)		20	1
		69 長 崎 島	115	4()	4	14	91
		69-2 上 五	263	1()		26	
熊本県	70 八 代	115	5()	2	14	49	
大分県	分	71 大 分	10 679	11(10)	5	328	51 509
		71-2 川 内	367	2(2)	1	13	475
鹿児島	島	72 喜 入	1 922	1()		879	
		沖 縄	73 平 安 泊 座	4 097	3(1)		786
沖縄	縄	74 小 安 泊 那	186	1(1)		35	504
		75 小 那 覇	821	1(1)		198	1 283
合 計			318 040	491(239)	395	18 608	995 638

地域の現況と防災資機材の整備状況(つづき)

(平成3.4.1現在)

大化学 消防車 (台)	大型 放水車 (台)	泡原液 搬送車 (台)	大型化 学高所 放水車 (台)	その他 の 消防車 (台)	3%換算	泡消火 剤 (m)	オイル フェンス (m)	オイル フェンス 展張 (隻)	油 回 収 船 (隻)	消防艇 (隻)
1	1	1		7	70	5 780		8		
2	2	2		5	114	8 990		4		
1	2	1		17	75	9 540		9		
4	5	4	2	17	117	15 590		9	1	
1	1	1			17	1 620		1		
1	1			7	45	4 980		4		
2	2	2		3	87	6 240		4		
5	5	5		3	243	7 800		3	1	
1	1	1			17	1 800		2		
4	5	9		28	281	23 140		12	2	
		1	2	5	61	4 280		6		
1	1	1			50	3 160		2		
1	1	1			23	4 420		3		
2	1	3	2	17	189	10 900		4	1	
1	1	1		1	89	3 240		2		
6	1	2	2	15	145	10 700		9	1	
1	1	1		7	43	4 420		1		
3	2	2		0	115	2 160		1	1	
					49	3 240		2		
1	1	1			19	2 380		2		
3	3	3		5	106	11 780		6	2	
2	1	1		3	84	3 940		2		
1	1	1			30	3 320		2		
2	2	2		1	29	2 200		4	1	
2	1	1		5	65	5 380		4	1	
1	1	1			12	1 740		1		
4	4	3		12	165	13 860		11		
3	1	2			115	6 300		4		
1	1	1		3	20	3 860		2		
1	1	1			16	1 620		1		
				1	64	3 960		6		
				1	130	3 900		2	1	
1	1	1			62	4 040		6		
4	4	4		12	246	8 480		5	1	
1	1	1			20	1 620		1		
2	2	2		2	157	8 340		4	2	
2	2	3		7	49	5 610		4	2	
1	1	1			22	1 640		1	1	
2	2	2		1	48	2 680		1	1	
203	153	169	22	395	10 451	552 753		284	46	

附属資料23 都道府県別救急

区分	市町村数	人口 (平成2年国勢 調査速報値)	救急業務実施市町村 ^①	
			市町村数	人口 (平成2年国勢 調査速報値)
北海道				
北海	道	212	212	5 643 715
青森	森	67	67	1 482 935
岩手	手	60	60	1 416 960
宮城	城	71	71	2 248 521
秋田	田	69	68	1 227 491
山形	形	44	44	1 258 404
福岛	島	90	90	2 104 119
茨城	城	88	87	2 845 411
栃木	木	49	49	1 935 186
群馬	木	70	70	1 966 287
埼玉	玉	92	90	6 405 319
千代	葉	80	79	5 555 467
東	京	42	36	11 854 987
神奈川	川	37	36	7 980 421
新潟	潟	112	109	2 474 602
富山	山	35	32	1 120 182
石川	川	41	41	1 164 627
福井	井	35	35	823 595
山梨	梨	64	64	852 980
長野	野	121	98	2 156 656
岐阜	阜	99	88	2 066 579
静岡	岡	75	67	3 670 891
愛知	知	88	77	6 690 440
三重	重	69	55	1 792 542
滋贺	賀	50	50	1 222 401
京都	都	44	42	2 602 520
大阪	阪	44	39	8 734 670
兵庫	庫	91	90	5 405 090
奈良	良	47	41	1 375 478
和歌山	山	50	43	1 074 321
鳥取	取	39	39	615 741
島根	根	59	53	781 005
岡山	山	78	76	1 925 913
広島	島	86	74	2 849 822
山口	口	56	55	1 572 645
徳岛	島	50	36	831 582
香川	川	43	42	1 023 434
高松	媛	70	69	1 515 027
爱媛	知	53	52	825 063
福冈	岡	97	97	4 811 179
佐贺	賀	49	49	877 865
熊本	崎	79	78	1 563 015
鹿儿岛	本	94	94	1 840 383
大分	分	58	58	1 236 924
宫崎	崎	44	31	1 168 922
鹿児島	島	96	92	1 797 766
沖縄	縄	53	41	1 222 458
合計	計	3 240	3 066	122 714 395

業務実施状況

実施率		救急出場件数		対前年率 増減 $\frac{C-B}{B} \times 100$ (%)	①内における人口1万人当たりの救急出場件数 (件)
市町村数 (%)	人口 (%)	元年中 ^② (件)	2年中 ^③ (件)		
100.0	100.0	115 482	119 016	3.1	211
100.0	100.0	24 919	25 117	0.8	169
100.0	100.0	22 844	23 537	3.0	166
100.0	100.0	34 354	36 549	6.4	163
98.6	99.3	16 583	17 514	5.6	144
100.0	100.0	18 761	19 292	2.8	153
100.0	100.0	37 406	39 459	5.5	188
98.9	99.9	50 634	52 013	2.7	183
100.0	100.0	34 591	36 059	4.2	186
100.0	100.0	38 084	39 139	2.8	199
97.8	99.9	126 270	130 801	3.6	204
98.8	99.6	122 032	127 960	4.9	231
85.7	99.9	383 148	397 070	3.6	335
97.3	100.0	202 425	210 089	3.8	263
97.3	98.6	42 932	44 402	3.4	182
91.4	99.5	15 986	16 928	5.9	152
100.0	100.0	17 199	18 553	7.9	159
100.0	100.0	13 198	13 546	2.6	164
100.0	100.0	19 293	19 576	1.5	230
81.0	94.5	37 910	39 417	4.0	193
88.9	98.7	36 926	38 285	3.7	188
89.3	98.8	70 738	73 405	3.8	202
87.5	99.0	129 189	132 907	2.9	201
79.7	94.7	31 350	32 793	4.6	193
100.0	100.0	25 061	26 575	6.0	217
95.5	99.3	62 048	64 345	3.7	249
88.6	99.1	250 558	262 918	4.9	304
98.9	99.8	113 800	120 174	5.6	223
87.2	99.0	29 403	31 816	8.2	234
86.0	97.4	23 577	24 837	5.3	237
100.0	100.0	10 863	11 782	8.5	191
89.8	95.8	12 049	12 580	4.4	168
97.4	99.3	35 516	37 011	4.2	194
86.0	97.6	56 546	59 486	5.2	214
98.2	99.4	33 255	34 553	3.9	221
72.0	93.2	14 900	15 381	3.2	198
97.7	99.5	22 950	23 307	1.6	229
98.6	99.5	32 391	33 927	4.7	225
98.1	99.5	19 315	20 325	5.2	248
100.0	100.0	97 355	101 099	3.8	210
100.0	100.0	15 249	15 941	4.5	182
98.7	99.9	27 716	28 591	3.2	183
100.0	100.0	31 369	32 748	4.4	178
100.0	100.0	23 178	23 488	1.3	190
70.5	94.0	18 781	19 634	4.5	179
95.8	99.1	32 883	34 135	3.8	192
77.4	98.5	25 917	26 871	3.7	223
94.6	99.3	2 656 934	2 764 951	4.1	225

附属資料24 都道府県別事故

区 分	火 災	自然 災害	水 難	交 通 事 故	勞 働 災 害	運 動 競 技
北海道	829	8	155	21 208	2 039	1 287
青森	184	6	63	5 195	355	180
岩手	124	6	34	4 862	406	276
宮城	420	7	85	8 255	532	267
秋田	21	4	35	3 496	313	149
山形	129	1	42	3 968	332	189
福島	62	2	57	8 943	675	362
茨城	273	2	57	16 136	959	379
栃木	237	6	25	11 073	655	280
群馬	62	3	15	11 231	792	310
埼玉	1 001	8	48	34 259	2 573	1 148
千葉	948	16	123	31 111	2 142	868
東京都	3 873	8	252	78 620	5 297	3 082
神奈川県	1 730	11	199	45 379	3 195	1 556
新潟	122	1	108	10 705	1 076	417
富山	31	2	32	4 410	432	132
石川	26	2	52	4 885	422	187
福井	36	1	59	3 867	326	125
山梨	166	1	14	5 015	362	348
長野	130	3	33	8 855	783	493
岐阜	121	0	55	11 531	1 064	359
静岡県	428	10	166	19 293	1 707	652
愛知県	1 022	10	112	35 362	2 729	860
三重	55	9	51	9 443	804	234
滋賀	69	2	42	7 579	740	298
京都	220	6	53	19 696	1 031	583
大阪	2 866	2	101	51 616	4 509	1 511
兵庫県	520	27	118	26 778	2 160	912
奈良	91	0	23	7 826	682	264
和歌山	76	6	46	6 446	485	187
鳥取	129	2	38	2 685	234	114
島根	16	1	30	2 814	291	182
岡山	82	18	56	11 128	730	267
広島	171	16	81	14 398	1 124	449
山口	128	1	53	7 455	528	302
徳島	46	1	38	4 283	315	149
香川	175	1	44	6 416	455	210
愛媛	174	6	45	8 730	649	339
高知	154	3	51	4 583	384	140
福井	567	6	138	21 960	1 418	796
佐賀	20	4	24	3 941	233	165
長崎	42	3	57	4 853	377	243
熊本	169	18	43	7 629	505	390
大分	34	12	33	5 260	357	229
宮崎	135	6	37	4 495	297	222
鹿児島	154	18	72	6 357	523	317
沖縄	100	5	86	4 935	289	299
合 計	18 168	291	3 181	638,965	48 286	22 708

種別救急出場件数

(平成2年中)

一 般 負 傷	加 害	自 損 行 為	急 病	転 院 搬 送	医 師 搬 送	資 機 材 等 送	そ の 他	計
12 748	1 116	1 561	58 445	17 392	190	55	1 983	119 016
2 513	231	274	12 420	3 315	72	52	257	25 117
2 510	159	278	11 933	2 628	33	4	284	23 537
3 322	423	442	16 797	5 080	246	13	660	36 549
1 805	111	217	9 755	1 441	13	0	154	17 514
2 120	111	219	10 308	1 649	74	0	150	19 292
4 368	322	368	20 575	3 192	89	151	293	39 459
4 859	626	572	23 423	3 836	199	55	637	52 013
3 144	328	389	16 463	2 991	105	0	363	36 059
4 010	370	416	18 315	3 122	132	0	361	39 139
13 458	2 106	1 353	64 339	7 103	630	147	2 628	130 801
14 346	2 184	1 250	62 262	10 078	201	173	2 258	127 960
51 553	9 201	3 607	214 828	21 022	294	1 014	4 419	397 070
25 541	3 563	1 929	110 996	12 821	676	327	2 166	210 089
5 296	314	494	20 899	4 439	116	29	386	44 402
1 869	134	187	8 174	1 202	34	6	283	16 928
2 315	177	183	8 882	1 213	14	1	194	18 553
1 621	85	144	6 042	1 060	37	4	139	13 546
2 248	160	199	9 293	1 365	137	84	184	19 576
4 952	273	363	19 531	3 405	279	51	266	39 417
3 845	281	350	17 516	2 695	53	99	316	38 285
7 652	732	728	35 223	5 717	243	12	842	73 405
13 375	1 882	1 275	64 150	9 514	974	307	1 335	132 907
3 636	270	314	15 442	1 956	91	187	301	32 793
3 138	219	218	12 712	1 329	39	3	187	26 575
6 911	867	647	30 979	2 979	6	2	365	64 345
30 724	6 641	2 795	146 984	12 622	36	70	2 441	262 918
14 254	1 834	1 325	61 648	8 051	265	32	2 250	120 174
3 739	320	314	15 663	2 597	63	4	230	31 816
2 855	236	272	12 063	1 869	23	31	242	24 837
1 382	83	136	5 762	1 004	30	1	182	11 782
1 660	68	140	6 345	912	26	7	88	12 580
4 204	350	339	16 330	3 156	41	17	293	37 011
6 919	573	590	28 324	6 008	190	77	566	59 486
4 153	326	319	17 080	3 678	94	20	416	34 553
1 633	146	119	7 026	1 421	30	12	162	15 381
2 609	202	211	10 395	2 270	72	8	239	23 307
4 109	359	333	15 373	3 240	78	2	490	33 927
2 728	251	231	9 613	1 876	31	6	274	20 325
10 481	1 282	1 298	49 671	11 381	306	7	1 788	101 099
1 786	107	137	7 133	2 107	93	1	190	15 941
3 168	218	311	14 363	4 055	76	80	745	28 591
3 444	255	334	15 787	3 754	86	14	320	32 748
2 619	167	214	10 506	3 594	143	37	283	23 488
1 878	200	247	9 129	2 633	83	20	252	19 634
3 553	307	404	16 546	4 876	103	10	895	34 135
3 082	461	396	13 898	2 793	1	2	524	26 871
314 135	40 631	28 442	1 389,341	216 441	6 847	3 234	34 281	2 764 951

附属資料25 都道府県別事故

区分	火災	自然災害	水難	交通事故	労働災害
北海道	267	11	121	26 114	2 017
青森	48	3	38	6 044	345
岩手	41	9	30	5 632	398
宮城	94	7	57	9 320	536
秋田	16	1	23	4 176	304
山形	47	1	35	4 627	345
福島	59	5	46	10 921	662
茨城県	99	3	39	19 766	948
栃木	54	11	16	13 449	639
群馬	52	4	10	13 642	786
埼玉	297	20	32	39 762	2 538
千代田	207	23	99	37 143	2 126
東京都	901	7	191	84 202	5 219
神奈川県	338	9	152	50 411	3 157
新潟	70	2	88	12 274	1 057
富山	33	1	30	5 194	413
石川	29	2	46	5 743	412
福井	28	1	52	4 636	318
山梨	31	1	9	5 961	356
長野	68	2	23	10 575	771
岐阜	63	0	43	14 318	1 049
静岡県	147	20	140	22 440	1 688
愛知県	235	9	88	41 143	2 683
三重	65	5	42	11 417	796
滋賀	26	2	40	9 253	730
京都	112	4	45	21 924	1 009
大阪	497	3	77	56 638	4 416
兵庫県	213	25	92	30 420	2 113
奈良	51	0	18	9 340	669
和歌山	38	6	43	7 219	474
鳥取	40	0	30	3 110	231
島根	16	1	30	3 273	292
岡山	72	14	41	12 528	708
広島	114	17	63	16 062	1 092
山口	41	1	47	8 307	518
徳島	36	1	29	4 851	315
香川	47	1	39	7 537	459
愛媛	72	6	41	9 745	640
高松	45	2	40	4 952	371
福井	169	6	88	24 597	1 392
佐賀	16	5	16	4 568	222
長崎	44	2	49	5 290	368
熊本	64	29	33	8 297	483
大分	31	6	24	5 871	347
宮崎	33	9	31	4 881	287
鹿児島	56	18	47	6 895	503
沖縄	22	4	68	5 265	283
合計	5 144	319	2 481	729 783	47 485

種別救急搬送人員

(平成2年中)

運動競技	一般負傷	加害	自損行為	急病	その他	計
1 326	12 200	1 039	1 235	55 644	18 097	118 071
184	2 388	222	214	11 776	3 416	24 678
282	2 435	148	205	11 425	2 724	23 379
279	3 111	411	345	15 787	5 139	35 086
149	1 722	101	166	9 326	1 490	17 474
202	2 035	106	176	9 857	1 704	19 135
382	4 228	327	296	19 776	3 280	39 982
399	4 704	649	460	22 285	4 000	53 352
294	2 992	331	327	15 533	3 079	36 725
329	3 886	365	331	17 437	3 228	40 070
1 187	12 936	2 145	1 049	61 526	7 756	129 248
915	13 853	2 199	1 014	59 857	10 726	128 162
3 207	48 153	8 876	2 886	197 884	20 979	372 505
1 610	24 136	3 513	1 521	103 816	13 353	202 016
431	5 105	307	365	19 864	4 592	44 155
134	1 791	122	149	7 795	1 264	16 926
190	2 197	166	140	8 402	1 251	18 578
123	1 555	79	108	5 700	1 093	13 693
349	2 184	164	154	8 748	1 442	19 399
509	4 773	263	269	18 367	3 505	39 125
393	3 713	282	283	16 710	2 829	39 683
695	7 328	710	576	33 389	6 069	73 202
924	12 675	1 834	973	59 356	9 816	129 736
243	3 492	266	260	14 766	2 015	33 367
323	3 049	228	165	12 199	1 430	27 445
609	6 535	846	538	28 633	3 090	63 345
1 563	28 391	6 548	2 290	137 074	13 112	250 609
942	13 422	1 849	1 028	58 092	8 435	116 631
291	3 628	327	258	14 909	2 721	32 212
201	2 695	220	221	11 509	1 943	24 569
122	1 327	78	114	5 514	1 060	11 626
185	1 614	63	117	6 188	953	12 732
284	4 016	351	281	15 588	3 266	37 149
469	6 569	551	479	26 704	6 066	58 186
309	3 991	297	273	16 233	3 755	33 772
164	1 587	135	96	6 650	1 464	15 328
226	2 522	203	183	9 977	2 352	23 546
341	3 942	346	284	14 712	3 418	33 547
139	2 604	227	194	9 168	1 966	19 708
849	9 816	1 182	1 004	46 513	11 772	97 388
171	1 685	102	108	6 683	2 153	15 729
250	3 005	202	248	13 572	4 521	27 551
408	3 242	254	270	14 756	3 785	31 621
253	2 457	170	165	9 821	3 678	22 823
223	1 752	190	195	8 471	2 745	18 817
325	3 317	279	309	15 445	5 427	32 621
289	2 869	429	325	13 142	3 060	25 756
23 672	297 627	39 702	22 647	1 306 579	225 019	2 700 458

附属資料26 都道府県別経営主体別救

都道府県	区分	病院	診療所	小計	国 及		
					病		
					国	国に準ずるもの	
北海道	道	263	84	347	7	2	
	青森	59	27	86	2	—	
	岩手	61	4	65	1	—	
	宮城	46	8	54	2	—	
	秋田	34	2	36	1	1	
	山形	28	0	28	—	—	
	福島	54	0	54	1	1	
	茨城県	茨城	114	16	130	3	—
		栃木	80	49	129	3	—
		群馬	87	40	127	4	—
埼玉		219	51	270	3	—	
千葉		145	29	174	5	1	
東京都		399	59	458	8	1	
神奈川県		184	42	226	4	—	
新潟県		新潟	61	25	86	1	—
		富山	62	36	98	2	—
		石川	63	40	103	4	—
	福井	59	26	85	3	—	
	山形県	山形	34	20	54	1	—
長崎		94	33	127	4	—	
岐阜		85	18	103	2	—	
静岡県		97	115	212	8	1	
愛知		262	125	387	4	2	
三重		71	30	101	4	—	
滋賀県		滋賀	29	0	29	2	—
	京都	99	2	101	4	—	
	大阪	250	9	259	4	—	
	奈良	158	21	179	6	—	
	和歌山	33	1	34	1	—	
	鳥取	60	24	84	1	1	
	島根県	島根	20	7	27	2	1
岡山		25	2	27	2	—	
広島		91	9	100	3	1	
山口		135	90	225	5	1	
徳島		76	17	93	5	—	
徳島県	徳島	44	6	50	1	—	
	香川	66	47	113	2	1	
	愛媛	50	4	54	1	1	
	高松	45	6	51	2	—	
福岡県	福岡	124	21	145	5	—	
	佐賀	53	16	69	4	—	
	熊本	54	0	54	5	—	
	大分	86	23	109	3	1	
	宮崎	51	5	56	4	—	
	鹿児島	58	2	60	2	—	
	沖縄	92	23	115	3	—	
	合計	18	0	18	1	—	
合計	4 378	1 214	5 592	145	16		

急病院及び救急診療所告示状況一覧

(平成 3. 4. 1現在)

地 方 団 体	公 的 等				私 的		
	院 公 的 等	診療所	小 計	病 院	診 療 所	小 計	
							公 的 等
76	26	—	111	152	84	236	
22	8	1	33	27	26	53	
37	3	—	41	20	4	24	
13	7	1	23	24	7	31	
9	11	—	22	12	2	14	
15	1	—	16	12	—	12	
7	5	—	14	40	—	40	
6	9	—	18	96	16	112	
3	10	—	16	64	49	113	
9	5	—	18	69	40	109	
12	9	—	24	195	51	246	
24	3	—	33	112	29	141	
19	12	—	40	359	59	418	
13	17	—	34	150	42	192	
16	12	1	30	32	24	56	
11	6	—	19	43	36	79	
15	3	—	22	41	40	81	
5	3	—	11	48	26	74	
12	3	1	17	18	19	37	
21	16	1	42	53	32	85	
17	9	—	28	57	18	75	
20	13	—	42	55	115	170	
30	15	—	51	211	125	336	
15	9	—	28	43	30	73	
11	4	—	17	12	—	12	
15	4	—	23	76	2	78	
12	9	—	25	225	9	234	
25	7	—	38	120	21	141	
8	4	—	13	20	1	21	
10	3	—	15	45	24	69	
7	3	—	13	7	7	14	
7	5	—	14	11	2	13	
15	2	—	21	70	9	79	
18	9	1	34	102	89	191	
14	9	—	28	48	17	65	
6	5	—	12	32	6	38	
11	6	—	20	46	47	93	
7	5	—	14	36	4	40	
8	3	—	13	32	6	38	
12	7	—	24	100	21	121	
9	3	—	16	37	16	53	
16	2	—	23	31	—	31	
8	8	—	20	66	23	89	
5	3	—	12	39	5	44	
18	2	—	22	36	2	38	
10	2	—	15	77	23	100	
7	1	—	9	9	—	9	
686	321	6	1 174	3 210	1 208	4 418	

附属資料27 都道府県別救助活

区分	火災		交通事故		水難事故		自然災害		機械による事故	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
北海道	382	48	609	755	58	59	5	25	41	68
青森	15	11	97	122	13	8	—	—	4	4
岩手	56	—	93	117	6	5	6	15	2	2
宮城	114	12	183	211	24	14	3	4	11	12
秋田	24	8	85	108	12	8	1	4	6	6
山形	17	15	99	117	5	3	—	—	5	5
福島	61	2	191	211	10	9	1	1	17	19
茨城	46	2	298	364	13	13	—	—	10	13
栃木	50	3	246	274	13	11	—	—	11	11
群馬	31	3	186	226	11	13	—	—	12	11
埼玉	165	36	556	660	22	12	7	22	27	27
千葉	240	24	524	656	28	26	3	5	29	37
東京都	921	119	1 575	2 467	62	62	4	3	111	217
神奈川県	507	81	478	556	81	83	5	18	48	77
新潟	26	4	193	225	30	20	2	1	17	17
富山	22	11	91	108	10	9	—	—	5	5
石川	9	2	88	98	10	8	—	—	7	7
福井	40	11	127	164	6	6	2	2	8	7
山梨	41	—	98	136	7	9	—	—	9	10
長野	15	7	207	238	3	3	1	2	12	12
岐阜	46	23	216	327	13	9	7	111	11	11
静岡	122	10	338	423	41	51	6	12	16	25
愛知	341	34	455	523	40	33	3	35	39	43
三重	69	11	228	278	16	20	2	1	13	12
滋賀	31	4	175	203	4	4	3	7	12	14
京都	55	14	193	227	11	17	—	—	16	17
大阪	910	59	470	515	37	43	2	6	73	90
兵庫県	341	41	495	566	56	50	21	48	27	41
奈良	13	17	135	149	4	4	—	—	11	12
和歌山	53	5	122	147	15	16	3	12	6	6
鳥取	45	4	50	64	8	6	1	—	1	1
島根	2	1	72	92	7	6	—	—	5	4
岡山	32	8	183	232	5	2	6	10	7	7
広島	129	21	246	349	22	21	—	—	17	26
山口	55	6	151	177	9	6	—	—	7	8
徳島	8	5	66	97	16	14	4	1	4	4
香川	17	4	103	125	19	13	1	2	5	5
愛媛	48	11	145	170	12	15	3	4	7	25
高松	2	2	80	107	13	12	—	—	4	3
福岡	115	19	360	435	45	42	8	75	29	53
佐賀	8	1	72	86	9	8	9	73	3	3
長門	9	2	90	106	10	8	4	11	6	7
熊本	186	9	138	178	11	9	35	1 734	11	11
大分	18	10	123	141	10	10	34	131	7	9
宮崎	3	2	66	81	20	14	16	74	8	7
鹿児島	10	4	130	174	14	9	13	21	19	22
沖縄	5	4	70	90	38	29	2	1	10	10
計	5 455	730	10 996	13 875	929	852	223	2 471	766	1 043

動件数及び救助人員

(平成2年中)

建物等による事故		ガス及び酸欠事故		爆発事故		その他		計	
件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
65	62	141	32	3	1	152	118	1 456	1 168
2	2	—	—	—	—	5	5	136	152
—	—	—	—	—	—	10	11	173	150
7	7	14	6	1	2	45	41	402	309
3	3	1	—	—	—	31	23	163	160
1	1	1	1	1	1	24	23	153	166
5	6	—	—	—	—	27	27	312	275
7	7	1	1	—	—	31	30	406	430
4	5	1	3	—	—	23	19	348	326
7	9	—	—	1	3	14	12	262	277
57	57	2	4	—	—	81	78	917	896
61	64	4	4	1	1	72	73	962	890
425	447	10	11	—	—	522	433	3 630	3 759
60	64	5	6	2	—	136	126	1 322	1 011
5	5	2	3	—	—	46	43	321	318
1	3	1	—	—	—	22	26	152	162
5	5	1	1	—	—	11	9	131	130
1	1	4	7	—	—	18	25	206	223
—	—	3	—	—	—	35	33	193	188
4	4	3	3	—	—	38	38	283	307
3	4	1	1	—	—	43	41	340	527
7	9	4	6	—	—	64	61	598	597
47	47	3	5	2	2	68	67	998	789
5	5	—	—	1	1	26	25	360	353
4	4	3	4	—	—	16	16	248	256
19	19	—	—	—	—	66	66	360	360
121	131	16	14	3	4	172	156	1 804	1 018
74	77	5	6	—	—	164	145	1 183	974
13	12	1	1	1	1	28	28	206	224
6	6	2	3	—	—	26	28	233	223
—	—	1	1	—	—	10	14	116	90
3	3	—	—	—	—	8	11	97	117
6	5	2	5	1	1	81	18	260	288
13	14	1	1	—	—	29	29	457	461
2	1	1	2	—	—	18	16	243	216
9	9	3	8	—	—	10	10	120	148
2	2	—	—	—	—	6	6	153	157
5	5	1	2	—	—	36	36	257	268
3	3	—	—	—	—	18	16	120	143
24	30	4	10	1	1	92	90	678	755
1	1	—	—	—	—	9	8	111	180
6	6	—	—	—	—	25	24	150	164
6	6	1	2	2	3	38	37	428	1 989
7	7	—	—	—	—	22	21	221	329
3	3	1	2	—	—	17	15	134	198
6	6	9	8	—	—	52	54	253	298
6	5	1	1	1	1	35	35	168	176
1 121	1, 172	254	164	21	22	2 459	2 266	22 224	22 595

附属資料28 1990年世界主要

都市名 (国名)	管内面積 (km ²)	人口 (万人)	消防 職員数 (人)	出火件数 (件)
東京 (23区) (日本)	602	805	14 112	4 922
オタワ (カナダ)	115	33	631	803
横浜 (日本)	432	318	2 967	940
大阪 (日本)	213	252	3 583	1 542
ベルリン (ドイツ)	480	215	3 299	6 198
名古屋 (日本)	328	210	2 249	1 191
ストックホルム (スウェーデン)	216	674	520	7 436
札幌 (日本)	1 118	164	1 650	507
フィラデルフィア (米国)	336	159	2 571	18 212
神戸 (日本)	545	144	1 250	786
京都 (日本)	610	141	1 748	234
バルセロナ (スペイン)	99	172	855	4 638
福岡 (日本)	338	118	994	480
川崎 (日本)	143	114	1 377	489
アムステルダム (オランダ)	205	70	710	3 079
広島 (日本)	737	106	1 072	634
北九州 (日本)	481	102	611	548
サンフランシスコ (米国)	127	72	997	6 034
ホンコン (英国)	1 071	80	7 698	11 388
トロント (カナダ)	70	63	1 423	3 322
仙台 (日本)	788	89	803	436
サンパウロ (ブラジル)	14 088	1 113	2 621	6 692
(連邦区)				

(注) 日本以外の都市については、東京消防庁の調査による。

都市の火災状況

出火率 (人口1万人 当たりの 出火件 数)	死者数 (人)	人口100万 人当たりの 死者数 (人)	死者1人当 たりの出火 件数 (件)	主な出火原因		
				1位	2位	3位
105.9	14	23.3	453.9	放火の疑い	熱源の誤使用	放火
6.1	85	10.6	57.9	放火(疑舎)	たばこ	こんろ
24.3	13	39.4	61.8	不注意	放火	機械的・電 氣的欠陥
3.0	34	10.7	27.6	放火(疑舎)	こんろ	たばこ
6.1	46	18.3	33.5	放火(疑舎)	たばこ	こんろ
28.5	42	19.5	146.1	放火(疑舎)	調理器具	マッチ
5.7	16	7.6	74.4	放火(疑舎)	たばこ	こんろ
11.0	54	8.0	137.7	放火(疑舎)	溶接・過熱	からたき
3.1	16	9.8	31.7	放火(疑舎)	こんろ	たばこ
114.5	70	44.0	260.2	放火	喫煙	裸火
5.5	11	7.6	71.5	放火(疑舎)	たばこ	こんろ
1.7	12	8.5	19.5	放火(疑舎)	たばこ	ストーブ
27.0	4	2.3	1159.5	放火	暖房器具	電気
4.1	16	13.6	30.0	放火(疑舎)	こんろ	たばこ
4.3	16	14.0	30.6	放火(疑舎)	たばこ	こんろ
44.0	14	20.0	219.9	放火の疑い	火遊び	過熱
6.0	15	14.2	42.3	放火(疑舎)	たばこ	こんろ
5.4	11	10.8	49.8	放火(疑舎)	こんろ	たき火
83.8	7	9.7	862.0	調理器具	配電設備	特殊器具
19.6	42	7.2	271.1	たばこの投 げ捨て	調理器具 使用放	電気
52.7	5	7.9	664.4	調理器具	喫煙	裸火
4.9	13	14.6	33.5	放火(疑舎)	こんろ	たばこ
6.0	34	3.1	196.8	不注意	短絡	ガス漏れ

平成3年版消防白書正誤表

		正	誤																																				
P 1	下8行目 " 7 " " 6 "	99.1%) 13万5,157人 99万1,566人	99.2%) 13万5,155人 99万1,521人																																				
P 5	8行目	平成2年中	平成2年度中																																				
P 14	16行目	263万円	262万円																																				
P 76	第21表	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">人口10万人当たりの死者数</th> </tr> <tr> <th></th> <th>B/A×100</th> <th>指数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>4.06</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3.54</td> <td>87</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3.62</td> <td>89</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3.25</td> <td>80</td> </tr> </tbody> </table>	人口10万人当たりの死者数				B/A×100	指数		4.06	100		3.54	87		3.62	89		3.25	80	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">人口10万人当たりの死者数</th> </tr> <tr> <th></th> <th>B/A×100</th> <th>指数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>4.06</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3.54</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>3.62</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>3.25</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	人口10万人当たりの死者数				B/A×100	指数		4.06	100		3.54			3.62			3.25	
人口10万人当たりの死者数																																							
	B/A×100	指数																																					
	4.06	100																																					
	3.54	87																																					
	3.62	89																																					
	3.25	80																																					
人口10万人当たりの死者数																																							
	B/A×100	指数																																					
	4.06	100																																					
	3.54																																						
	3.62																																						
	3.25																																						
P 85 "	8行目 "	1万7,531件 (50.4%)	1万8,161件 (51.6%)																																				
P 115	第1-5表	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>消防本部</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>救急自動車</td> <td>4,680</td> <td>4,726</td> </tr> </tbody> </table>	区分	消防本部	計	救急自動車	4,680	4,726	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>消防本部</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>救急自動車</td> <td>4,679</td> <td>4,725</td> </tr> </tbody> </table>	区分	消防本部	計	救急自動車	4,679	4,725																								
区分	消防本部	計																																					
救急自動車	4,680	4,726																																					
区分	消防本部	計																																					
救急自動車	4,679	4,725																																					
P 127	下8行目 7行目	3,039市町村 27町村	3,050市町村 16町村																																				
P 206	下3行目 2行目	491事業所 …対象事業所は239) 第二種事業所が395事業所	492事業所 …対象事業所は246) 第二種事業所が394事業所																																				
P 211	下12行目	239事業所	246事業所																																				
P 220	下から 10行目 ～7行目	…結している。さらに、昭和51年9月施行の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律により、海上災害に対する消防機関と海上保安官署との協力関係がより一層整備されるなど、海上災害の発生または拡大防止に万全を期している。	結し、海上災害の発生または拡大防止に万全を期している。 なお、昭和51年9月施行の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律により、海上災害に対する消防機関と海上保安官署との協力関係がより一層整備された。																																				
P 308		<p>(付属資料16)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年</th> <th colspan="2">消防団</th> </tr> <tr> <th>消防団</th> <th>分団</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3</td> <td>3 646</td> <td>25 559</td> </tr> </tbody> </table>	年	消防団		消防団	分団	3	3 646	25 559	<p>(付属資料16)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年</th> <th colspan="2">消防団</th> </tr> <tr> <th>消防団</th> <th>分団</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3</td> <td>3 648</td> <td>25 559</td> </tr> </tbody> </table>	年	消防団		消防団	分団	3	3 648	25 559																				
年	消防団																																						
	消防団	分団																																					
3	3 646	25 559																																					
年	消防団																																						
	消防団	分団																																					
3	3 648	25 559																																					